

令和元年六月十七日開会  
令和元年七月二日閉会

# 令和元年第二回定例会会議録

西之表市議会

# 令和元年第二回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 六月十七日(月)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	七
一、会期の決定	七
一、提出議案の一括上程	七
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
八板市長	七
一、議案審議	七
報告第一号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市税条例等の一部を改正する条例)	一二
長吉税務課長説明	一二
長野広美さん質疑	一五
長吉税務課長	一六
橋口美幸さん質疑	一六
報告第二号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例)	一七
長吉税務課長説明	一七
報告第三号 専決処分の承認を求めることについて(西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	一八
長吉税務課長説明	一九
長野広美さん質疑	一九
長吉税務課長	一九
中野 周君質疑	二〇

	橋口美幸さん質疑	二二
一、	憩	二二
一、	再 開	二二
一、	議案審議	二一
	報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）	二一
	長吉税務課長説明	二二
	長野広美さん質疑	二二
	長吉税務課長	二二
	報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第七号））	二三
	奥村財産監理課長説明	二三
	長野広美さん質疑	二六
	奥村財産監理課長	二六
一、	憩	二七
一、	再 開	二七
一、	議案審議	二七
	岩下経済観光課長	二七
	中野農林水産課長	二七
	橋口美幸さん質疑	二七
	古田建設課長	二八
	和田香穂里さん質疑	二八
	大瀬総務課長	二八
一、	憩	二九
一、	再 開	二九

一、議案審議	二九
生田直弘君質疑	二九
一、休憩	二九
一、再開	二九
一、議案審議	二九
一、休憩	二九
一、再開	二九
一、議案審議	二九
下川福祉事務所長	三〇
報告第六号 専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））	三一
長野健康保険課長説明	三一
長野広美さん質疑	三二
長野健康保険課長	三二
報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	三三
川畑市民生活課長説明	三三
報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））	三五
下川高齢者支援課長説明	三五
長野広美さん質疑	三六
下川高齢者支援課長	三六
橋口美幸さん質疑	三六
報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））	三七
長野健康保険課長説明	三八
長野広美さん質疑	三八

長野健康保険課長	．．．．．	三九
報告第一〇号 平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	．．．．．	三九
奥村財産監理課長報告	．．．．．	三九
報告第一一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	．．．．．	四一
奥村財産監理課長報告	．．．．．	四一
一、鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	．．．．．	四二
議案第一号 西之表市公平委員会委員の選任について	．．．．．	四四
八板市長説明	．．．．．	四四
和田香穂里さん質疑	．．．．．	四四
大瀬総務課長	．．．．．	四四
議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	．．．．．	四六
八板市長説明	．．．．．	四六
一、休憩	．．．．．	四八
一、再開	．．．．．	四八
一、議案審議	．．．．．	四八
議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	四八
大瀬選管書記長説明	．．．．．	四九
議案第四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	．．．．．	四九
大瀬総務課長説明	．．．．．	四九
議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	五一
下川福祉事務所長説明	．．．．．	五一
議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について	．．．．．	五三
中野農林水産課長説明	．．．．．	五三

和田香穂里さん質疑	五三
中野農林水産課長	五三
議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)	五三
奥村財産監理課長説明	五四
議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	五六
長野健康保険課長説明	五六
議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	五六
下川高齢者支援課長説明	五七
議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	五七
長野健康保険課長説明	五八
議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	五八
上妻水道課長説明	五八
一、請願・陳情の委員会付託	六〇
一、陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書	六〇
一、日程報告	六〇
一、散 会	六〇
<b>第二号 六月十八日(火)</b>	
一、開 議	六五
一、一般質問	六五
小倉初男君	六五
古田建設課長	六六

中野農林水産課長 . . . . . 六七

八板市長 . . . . . 七〇

川畑市民生活課長 . . . . . 七〇

下川福祉事務所長 . . . . . 七一

一、休 憩 . . . . . 七五

一、再 開 . . . . . 七五

一、一般質問 . . . . . 七五

生田直弘君 . . . . . 七五

内学校教育課長 . . . . . 七五

大平教育長 . . . . . 七八

岩下経済観光課長 . . . . . 七八

八板市長 . . . . . 八二

下川福祉事務所長 . . . . . 八三

一、休 憩 . . . . . 九二

一、再 開 . . . . . 九二

一、一般質問 . . . . . 九二

橋口好文君 . . . . . 九二

中野農林水産課長 . . . . . 九三

八板市長 . . . . . 九四

一、休 憩 . . . . . 九九

一、再 開 . . . . . 九九

一、一般質問 . . . . . 九九

内学校教育課長 . . . . . 一〇〇

	岩下經濟観光課長	一〇一
一、	休憩	一〇五
一、	再開	一〇六
一、	一般質問	一〇六
	河本幸男君	一〇六
	中野農林水産課長	一〇六
	八板市長	一〇七
	奥村財産監理課長	一〇九
一、	休憩	一一五
一、	再開	一一五
一、	一般質問	一一五
	渡辺道大君	一一五
	森企画課長	一一五
	岩下經濟観光課長	一一六
	八板市長	一一八
	中野農林水産課長	一一九
	古田建設課長	一二一
一、	日程報告	一二三
一、	散会	一二三
第三号 六月十九日(水)		
一、	開議	一二九
一、	一般質問	一二九



橋口美幸さん	．．．．．	一二九
大瀬総務課長	．．．．．	一三〇
八板市長	．．．．．	一三五
古田建設課長	．．．．．	一四〇
下川福祉事務所長	．．．．．	一四五
一、休 憩	．．．．．	一四六
一、再 開	．．．．．	一四六
一、一般質問	．．．．．	一四六
和田香穂里さん	．．．．．	一四六
岩下経済観光課長	．．．．．	一四七
八板市長	．．．．．	一五二
長野健康保険課長	．．．．．	一五三
一、休 憩	．．．．．	一五八
一、再 開	．．．．．	一五八
一、一般質問	．．．．．	一五八
川畑市民生活課長	．．．．．	一五九
森企画課長	．．．．．	一六四
一、休 憩	．．．．．	一六六
一、再 開	．．．．．	一六六
一、一般質問	．．．．．	一六六
長野広美さん	．．．．．	一六六
川畑市民生活課長	．．．．．	一六七
岩下経済観光課長	．．．．．	一七一

八板市長	．．．．．	一七六
中野農林水産課長	．．．．．	一七六
吉田教委総務課長	．．．．．	一八二
一、休憩	．．．．．	一八四
一、再開	．．．．．	一八四
一、一般質問	．．．．．	一八四
田添辰郎君	．．．．．	一八四
内学校教育課長	．．．．．	一八五
川畑市民生活課長	．．．．．	一八六
吉田教委総務課長	．．．．．	一八七
中里社会教育課長	．．．．．	一八九
森企画課長	．．．．．	一九一
岩下経済観光課長	．．．．．	一九三
中野副市長	．．．．．	一九八
八板市長	．．．．．	一九八
一、日程報告	．．．．．	二〇四
一、散会	．．．．．	二〇四
<b>第四号 七月二日（火）</b>		
一、開議	．．．．．	二〇九
一、議案審議	．．．．．	二〇九
議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	二〇九
河本総務文教委員長報告	．．．．．	二一〇

議案第四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	二一〇
河本総務文教委員長報告	二一〇
渡辺道大君反対討論	二一一
和田香穂里さん反対討論	二一二
下川和博君賛成討論	二一三
田添辰郎君賛成討論	二一四
議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	二一四
生田産業厚生委員長報告	二一四
議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について	二一六
生田産業厚生委員長報告	二一六
橋口美幸さん反対討論	二一七
中野 周君賛成討論	二一七
議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)	二一九
小倉予算特別委員長報告	二一九
渡辺道大君反対討論	二二〇
下川和博君賛成討論	二二〇
議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	二二一
小倉予算特別委員長報告	二二一
議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	二二一
小倉予算特別委員長報告	二二二
議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	二二三
小倉予算特別委員長報告	二二三
議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	二二三

小倉予算特別委員長報告	1233
一、休憩	1235
一、再開	1235
一、議案審議	1235
請願第一三号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の要請について	1235
河本総務文教委員長報告	1235
陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書	1236
田添辰郎君継続審査に対する反対討論	1236
鮫島市憲君継続審査に対する賛成討論	1237
一、議案追加上程・議案審議	1238
議案第一二号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	1238
河本総務文教委員長説明	1238
一、議員派遣の件	1238
一、閉会中の継続審査	1238
一、市長挨拶	1238
八板市長	1238
一、議長閉会挨拶	1238
永田議長	1238
一、閉会	1238

# 令和元年第二回西之表市議会定例会

## 一、会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
六・十七	月	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託
十八	火	本会議	一般質問
十九	水	本会議	一般質問
二十	木	休 会	
二十一	金	委員会	付託案件審査 産業厚生委員会
二十二	土	休 会	
二十三	日	休 会	
二十四	月	委員会	付託案件審査 総務文教委員会
二十五	火	委員会	付託案件審査 予算特別委員会

二	七・一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六
火	月	日	土	金	木	水
本 会 議	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会
閉会	<p>議案審議（各常任委員会委員長及び予算特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願審議（総務文教委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、陳情審議（討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議員派遣の件、閉会中の継続審査、</p>					
				各特別委員会・議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 予算特別委員会

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
報告第一号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第二号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第三号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第四号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）	即決	六月十七日承認
報告第五号	専決処分の承認を求めるとについて（平成三十年西之表市一般会計補正予算（第七号））	即決	六月十七日承認
報告第六号	専決処分の承認を求めるとについて（平成三十年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））	即決	六月十七日承認
報告第七号	専決処分の承認を求めるとについて（平成三十年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））	即決	六月十七日承認
報告第八号	専決処分の承認を求めるとについて（平成三十年西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））	即決	六月十七日承認
報告第九号	専決処分の承認を求めるとについて（平成三十年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第六号））	即決	六月十七日承認
報告第一〇号	平成三十年西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告	六月十七日報告
報告第一一号	平成三十年西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	報告	六月十七日報告

議案第	一	西之表市公平委員会委員の選任について	即	決	六月十七日	同	意
議案第	二	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即	決	六月十七日	同	意
議案第	三	西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	四	消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	五	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	六	西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	七	令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	八	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	九	令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	一〇	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託		七月二日		日原案可決
議案第	一一	令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	委員会付託		七月二日		日原案可決

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第一二	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	即決	七月二日 日原案可決



一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件	名	提出者	結 果
請願第 一三三号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の要請について		西之表市安納九七六番地 鹿児島県教職員組合 熊毛地区支部西之表地区協議会 議長 榎園 智香子	七月 二 日採 択
陳情第 一四号	「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCL P）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書		西之表市住吉三三〇五―三 種子島漁業協同組合 組合長 浦添 孫三郎 他五名	七月 二 日継続審査

本会議第一号（六月十七日）

# 本会議第一号（六月十七日）（月）

## ◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年六月十七日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和元年第二回西之表市議会定例会を開会いたします。

初めに、四月の異動で五名の新課長さんが本会議場に出席をしておりますので、御紹介をしたいと思います。

建設課長、古田一男君。

○建設課長（古田一男君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 市民生活課長、川畑利昭君。

○市民生活課長（川畑利昭君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 高齢者支援課長、下川昭代さん。

○高齢者支援課長（下川昭代さん） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 農林水産課長、中野賢二君。

○農林水産課長（中野賢二君） よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 教育委員会社会教育課長、中里千秋君。

○社会教育課長（中里千秋君） おはようございます。よろしくお願いたします。

○議長（永田 章君） 以上でございます。よろしくお願をいたします。

△開 議

○議長（永田 章君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十六名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 報告第一号 専決処分承認を求めることについて  
（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

日程第六 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて  
（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第七 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて  
（西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第八 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて  
（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第九 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成三十年西之表市一般会計補正予算（第七号））

- |       |  |       |   |
|-------|--|-------|---|
| 日程第一〇 | 報告第 六号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第六号))    | 日程第二〇 | 議案第 四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について                     |
| 日程第一一 | 報告第 七号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第二号))  | 日程第二一 | 議案第 五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第一二 | 報告第 八号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第六号))      | 日程第二二 | 議案第 六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について                                       |
| 日程第一三 | 報告第 九号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第六号)) | 日程第二三 | 議案第 七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算(第一号)                                       |
| 日程第一四 | 報告第一〇号 平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                         | 日程第二四 | 議案第 八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)                                 |
| 日程第一五 | 報告第一一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について                          | 日程第二五 | 議案第 九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)                                   |
| 日程第一六 | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙   | 日程第二六 | 議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)                              |
| 日程第一七 | 議案第 一号 西之表市公平委員会委員の選任について                                      | 日程第二七 | 議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)                                     |
| 日程第一八 | 議案第 二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                             | 日程第二八 | 請願・陳情の委員会付託   |
| 日程第一九 | 議案第 三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する                                       | 日程第二九 | 陳情第一四号「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練(FCLP)及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書 |

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一三番議員橋口好文君、一四番議員長野広美さんを指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る六月十四日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から七月二日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から七月二日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第一号から報告第一一号及び議案第一号から議案第一一号までを一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和元年第二回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

六月に入り梅雨の季節となりました。豪雨災害など災害に注意しなければならぬ季節でもあります。

去る五月十八日には屋久島で記録的な豪雨となり、三百名を超す方々が山中で孤立する事態となりました。翌日には種子島より消防の部隊も派遣し、対応に当たったところであります。二十日には屋久島町で水道施設が被災し、緊急に水が必要ということが判明し、職員二名を即日、直接屋久島に派遣し、緊急用の飲料水を車両二台で届けました。中種子町も同様な対応があったようで、種子島は一つ、種子島、屋久島は一体だと実感したところがあります。

うれしい出来事もありました。二〇二〇年東京オリンピック聖火リレーの実施市町村として西之表市が決定したことが六月一日に発

表されました。既にポルトガルのホストタウンとしても登録されており、六月十一日には、総理官邸でホストタウン首長会議が行われました。私も出席し、関係者との信頼構築に努めてきたところでもあります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競技大会を契機に、交流や基盤整備など種子島の活性化につなげていきたいと考えております。

それでは、議案説明に先立ちまして、本年四月以降の各種行事や事業の状況、各種施策の取組みについて御報告したいと思います。

まず、市主催事業や地域行事、市民の皆様の活動について触れたいと思います。

四月十四日には、柳原地区移住百三十三周年記念祭が行われました。今回は、岩切薩摩川内市長をはじめ、甕島関係者十三名が来島し、式典に参列されました。

野木平のトシドンを観察するなど、甕島のトシドンを現在も継承している野木平地域の方と交流する機会もあり、種子島と甕島の強いきずなを確認したところでもあります。島民の人情や、外からの来島者を温かく迎え入れる姿勢が後世に受け継がれ、今後も移住をめぐる各地域の友好関係が維持され、地域づくりに大きく資することを願っております。

四月二十七日に種子島カップヨットレースが開催されました。当日は、風が強くうねりを伴うコンディションとなりましたが、参加艇十艇のうち八艇が無事制限時間内にゴールしました。

また、当日の夜は種子島ヨットまつりが開催され、ヨットマンを歓迎する催しのほか、さまざまな屋台の出店もあり、一般市民も含め交流を深めることができました。

五月五日には商店街で市商工会青年部主催の「子供まつり」が行われました。当日は、大型客船の寄港とも重なり、観光客のほか地元の家連れでにぎわいました。会場では、国道の一部を歩行者天国にして、路面を画用紙に見立てた「まちなからくがきストリート」のほか、子供たちが参加する「さんりんしや競争」、女性消防団による「手作りかるた」などたくさんの催しが開かれました。町を人が歩くという、にぎわいの原点を感じたところであります。

五月十二日の第十七回生涯スポーツ大会は、市内四つの会場で、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ミニバレーボールの競技に八十九チーム八百五十名が参加し、若者から壮年、婦人、高齢者が相互の親睦と融和を図り、楽しい汗を流しました。

五月十四日から十六日にかけて、学童疎開を縁として、伊佐市の本城小学校が住吉小学校に、田中小学校が伊関小学校を訪れ、交流事業が実施されました。一部では民泊体験も実施され、直接市民の方々との交流も図られ、姉妹都市としてのきずながより深まったのではないかと考えております。

五月二十五日と二十六日の二日間、種子島を舞台にした映画「ライフ・オン・ザ・ロングボード・セカンド・ウェーブ」の先行上映会が本市で行われ、四回でおよそ九百人もの入場がありました。こ



の映画は人間再生をテーマにしており、若い主人公が、種子島でのサーフィンや地域の方々とのかわりを通じて成長していく姿を描いています。五月三十一日からは全国公開され、六月八日には鹿児島市の鹿児島ミッテ一〇で舞台挨拶があり、私も地元代表として、ステージに立たせていただき、監督・出演者への御礼と満席の会場に向けて種子島、西之表市のPRに努めたところであります。今後は、この映画を通じて島外からの誘客を図るとともに、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、各種施策等の状況について報告をいたします。

まず、産業の分野、農林水産業の状況についてであります。

農業分野の平成三十年度農業生産実績については、概算値ではありますが、粗生産額が六十二億四千九百万円となっております。二十九年度と比較しますと、子牛価格の好調とバレイショ生産量の増加によって、全体としては一億一千九百万円の増となりました。

主要品目の生産概要については、基幹作物であるさとうきびが五億九千二百万円で、平均反収五トン百キロ、生産量は二万九千七百七十四トンで甘蔗糖度の上昇、一一・〇%から一二・六%となっておりますが、この上昇によって対前年度比五千五百万円の増収となりました。

種子島のブランド品目候補である安納いもは十一億三千四百万円で、一億一千万円の減収となりました。理由として、栽培面積において単価の低い加工用が増え、単価の高い青果用が減ったためであ

ります。バレイショは三億二千五百万円で、生産量の増加によって対前年度比一億二千八百万円の増収となりました。畜産は二十五億七千三百万円で、子牛出荷頭数の増加によって三千万円の増収となりました。

次に、鳥獣被害についてです。被害金額は前年対比九八・六%の四千三百四十万円でありました。シカの有害駆除期間での捕獲頭数は二千五百頭で、元年度も引き続き捕獲目標二千五百頭としております。守りの対策である侵入被害防止さくの設定とあわせて、猟友会の協力による狩猟捕獲活動を支援し、効果的な被害防止対策に努めているところです。今後もさらに関係機関との連携を深めていきます。

林業については、各関係機関と連携して施業の集約化と生産性の向上を図りながら、島外需要拡大に向けた輸送費の支援をした結果、林産品の島外出荷量が木材チップで四千七百六十八BDトン、製材で六万一千五百八立米の実績となりました。

水産業の状況ですが、資源状況の悪化や魚価の低迷、漁業就業者の減少及び高齢化、燃油価格の高騰など厳しい状況が続いております。

種子島漁協における本市の平成三十年度の水揚げ総額はおよそ三千、失礼しました、およそ三億四千万円、平成二十九年度との比較としましては、水揚げ総額においておよそ二千八百万円減少しております。

主な漁業種を御説明しますと、種子島漁協全体の水揚げとは異なりますが、平成二十九年度不漁でありましたキビナゴ刺し網漁業については、およそ二千二百万円増の三千八百七十万円の水揚げ、モジヤコ漁においては、およそ三千二百二十万円増の九千四百七十万円の水揚げとなっている一方、イカ一本釣漁においては六百六十万円減の一千九百五十万円の水揚げ、ナガラメ漁につきましては、四百九十万円の前年比減で、一千四百六十万円の水揚金額となっております。

次に、観光・商工業の取組みについてです。

大型客船の受入れについては、今年度、既に四月と五月の二回大型客船が入港し、およそ八百人の観光客が訪れました。今後も、「飛鳥Ⅱ」や「ぱしふいっくびいなす」の寄港が予定されています。

市民の皆さんとともにおもてなしを充実させ、定期的な寄港へとつなげてまいりたいと考えております。

また、販路開拓・情報発信等の取組みとして、四月より、東京浅草の「まるごとにつぼん」にてアンテナブースを設置しており、特産品や観光情報、ふるさと納税の推進も図ろうと思っております。

まちづくりについては、平成三十年度からスタートしました第六次長期振興計画に基づき、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地の活性化を目指すための港町再生に引き続き取り組んでいきます。

昨年度策定された港町再生基本構想に基づき、実施計画の策定のほか、中核施設建設や国道五十八号線の一般通行社会実験に向けた

検討など、港町としての魅力を生かしながら、さまざまな団体・地域と連携し、広く議論を深めてまいります。

まちづくりに関しましては、重要港湾、西之表港の港湾計画の見直しも進められています。日本の中心である東京から南西諸島、沖縄、東南アジアを結ぶ結節点として、西之表港は非常に重要な位置を占めており、大型クルーズ船の対応等も念頭に、耐震強化岸壁の採用、埠頭、泊地の整備など、種子島、屋久島周辺地域の活性化に資する施設となるよう議論を進めたいと考えております。

今後の予定について述べたいと思います。

七月七日、十四日の両日、第六十回県民体育大会熊毛地区大会が本市をメイン会場として開催されます。七日にはあっぱらんどう目的グラウンドで総合開会式の後サッカーが行われ、美浜グラウンドでソフトボール男子、安納球場でソフトボール女子、また翌週四日には、旧榕城中学校武道館で柔道、種子島高校で弓道と空手道、市民体育館でバスケットボール男女がそれぞれ行われます。選手の皆さんの奮闘を期待したいと思います。

八月二十五日には、種子島鉄砲まつりが開催されます。今回は五〇回記念ということもあり、ポルトガル関係者の招聘や島内外の火縄銃隊およそ十団体による火縄銃大会のほか、前夜祭にはポルトガル民謡ファドの演奏会など、盛大な祭りになるよう準備を進めてまいります。

今年二月に二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックにおける

ポルトガルのホストタウンに登録されたことから、八月にはポルトガルからサーフィンの元世界チャンピオンを初め、関係者の来島のほか元オリンピックとの交流も予定されています。

馬毛島についても触れておきたいと思えます。

去る四月十六日に馬毛島の地権者とお会いし、体験学習の実施について協力依頼をしてまいりました。承諾を得まして、本年度は七月二十二日に、昨年度より十名多い合計二十名での実施に向け準備を進めているところです。馬毛島の利活用等についてさらに検討を深めてまいります。また、地権者との会談の中で、社長交代以降、防衛省からの接触がないことを確認しております。

あわせて、同日には防衛省を訪問し、地方協力局長及び同次長と面会してまいりました。防衛省としては、これまでどおり施設設置に向け推進する姿勢であることを確認したところです。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市税条例等の一部を改正する条例などの条例の一部を改正する専決処分報告四件、平成三十三年度西之表市一般会計補正予算など補正予算の専決処分報告五件、平成三十三年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告など繰越関係の報告二件、西之表市公平委員会の選任など人事議案が二件、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定など条例議案が四件、令和元年度西之表市一般会計補正予算など予算議案五件の合計二十二件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第一号及び第二号は、それぞれ人事議案で法令により議会の同意及び意見を求めるもの、議案第三号は、選挙関連の執行経費について法令の改正に伴い条例を改正しようとするもの、議案第四号は、十月に予定されています消費税率等の税率の改正に伴い関係条例を一括で整理しようとするもの、議案第五号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするもの、議案第六号は森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し運用するため条例を制定しようとするものです。

議案第七号から議案第一一号は、令和元年度西之表市一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものは、社会資本整備総合交付金の決定により、道路新設改良費に一億一千六百万二千円、国の補助事業として実施されるプレミアム付商品券発行事業を主なものとして、社会福祉総務費に二千八百五十二万三千円、新規事業となります種子島のさかな魅力発見事業を主なものとして水産振興費に八百七十一万円をそれぞれ追加、そのほか各費目に四月一日付け人事異動に伴う人件費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に一億八千八百五十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百五億三千四百五十八万四千円とするものであります。

以上の議案につきまして、議員各位に御審議をいただきますようお願い申し上げます、私の市政に関する所信表明及び提案理由の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで、議長より申し上げます。

議場内がですね、非常に蒸し暑うございます。上着を取りたい方は、どうぞ御自由に外していただきたいと思います。

#### △議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△報告第一号 専決処分承認の承認について（西之表

市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、報告第一号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の三ページをお開きください。

報告第一号、本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の改正は、平成三十一年度税制改正において、消費税率引上げにあわせ、車体課税の大幅な見直しや個人住民税に関してふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充などについて、地方税法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）が平成三十一年三月二十九日に公布され、同年四月一日に施行されたことに伴い所要の改正を行ったものです。

地方税に関しては、国が定める地方税法に明確に規定され、上位法である地方税法等が改正されると税条例も必然的に改正する必要があります、これまで各市町村の判断で改正できる部分がない限り毎年専決処分としてきたところであり、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表のページをお開きください。第一条による改正は、西之表市税条例（昭和四十七年西之表市条例第六号）の一部を改正するものであります。

まず、第三十四条の七はふるさと納税制度の見直しについて、平成三十一年六月一日以降、返礼品の割合が三割以下でかつ地場産品

とした地方団体への寄附のみが対象となることに伴い規定を定めるものです。

次に、附則第七条の三の二は、消費税率一〇%が適用される住宅取得等について、控除期間が現行十年間から十三年間まで延長され、所得税額から控除しきれない額については現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することを定めるものです。

二ページをお開きください。次に附則第七条の四は、寄附金税額控除について法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

三ページにかけまして、附則第九条及び第九条の二は個人の市民税の寄附金税額控除について対象を特例控除対象給付金とすることを定めるものです。

五ページにかけまして、附則第十条の二は課税標準の特例により固定資産税が軽減される、いわゆるわがまち特例に関して法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

五ページをお開きください。附則第十条の三は法附則第十五条の八に定める高規格堤防の整備に伴う建替え家屋に係る税額の軽減措置の適用を受けるものがすべし申告についての規定のほか、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

七ページをお開きください。附則第十条の四は、平成二十八年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべし申告等について定めるものです。

八ページをお開きください。一一ページにかけまして、附則第十

六条は軽自動車税の税率の特例について定めています。グリーン化特例について、平成三十一年四月一日施行、平成三十一年十月一日施行、平成三十三年四月一日施行の三段階で改正を行うものが、まずは、重課の規定を平成三十一年度に限ったものとし、平成二十九年分の軽課の規定を削除するものです。

一一ページをお開きください。次に、附則第十六条の二は法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

附則第二十二条は東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべし申告等について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

一三ページをお開きください。第二条による改正は西之表市税条例（昭和四十七年条例第六号）の一部を改正するものであります。

税条例第三十六条の二は、七項において、平成三十二年分の個人住民税について市民税申告書の記載事項の簡素化について規定するものです。

次に第三十六条の三の二は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、子供の貧困に対応するため給与所得者であり事実婚でない者で、前年所得が百三十五万円以下の単身児童扶養者に対し非課税とすることを定めるものです。

次に第三十六条の三の三は、個人の市民税に係る公的年金等受給

者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者であり事実婚でない者で、前年所得が百三十五万円以下の単身児童扶養者に対し非課税とすることを定めるものです。

一四ページをお開きください。第三十六条の四は、市民税に係る不申告に関する過料について法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

一五ページをお開きください。平成三十一年十月から消費税率一〇％引上げ時、自動車取得税が廃止され、軽自動車税に環境性能割が創設されます。現行の軽自動車税は種別割と名称が変更になります。この改正に伴い軽自動車税は環境性能割と種別割で構成されることとなります。

附則第十五条の二は、軽自動車税の環境性能割の非課税について、平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に取得した平成三十年排ガス規制五〇％低減車で、平成三十二年燃費基準プラス一〇％達成した車両の軽自動車税の環境性能割について、臨時的に非課税とすることを定めるものです。

附則第十五条の二の二は軽自動車税の環境性能割に関して、燃費性能など虚偽の認定を受けた車両に対しては、その車両を認定を受けたメーカーに対し不足分の環境性能割額に百分の十を重ねた額を賦課することを定めるものです。

一六ページをお開きください。附則第十五条の六は、軽自動車税の環境性能割に関し、消費税率引上げ時に伴う対応として、平成三

十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間に取得した場合、環境性能割の税率を一％分軽減することを定めるものです。

附則第十六条平成三十一年十月一日施行分は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関して初度登録から十年を経過した車両課する重課及び平成三十二年分及び平成三十三年分の軽課を適用することを定めるものです。

一七ページから一八ページにかけまして、附則第十六条の二は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関して、燃費性能など虚偽の認定を受けた車両に対しては、その車両の認定を受けたメーカーに対し不足分の種別割額に百分の十を加算した額を賦課することを定めるものです。

一九ページをお開きください。

第三条による改正は西之表市税条例（昭和四十七年条例第六号）の一部を改正するものであります。

税条例第二十四条は個人の市民税の非課税の範囲に合計所得が百三十五万円以下の単身児童扶養者を対象として加えることを定めるものです。

附則第十六条平成三十三年四月一日施行分は軽自動車税の種別割の税率の特例については、平成三十四年度分及び平成三十五年度分の軽自動車税の種別割については、軽減課税の対象車両を電気自動車等に限ることを定めるものです。

二〇ページをお開きください。附則第十六条の二は軽自動車税の

種別割の環境徴収の特例について、種別割額の賦課徴収の特例について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

二二ページをお開きください。第四条による改正は市税条例の一部を改正する条例、平成二十八年西之表市税条例第十六号の一部を改正するものであります。

附則第十五条の六は、軽自動車税の環境性能割を当分の間、県が市にかわって賦課徴収し、市へ交付金として支払うこととなるため、県の税条例と整合性をとるための規定の整備を行うものです。また、軽自動車税の種別割に関して、初度登録から十四年経過した車両に関する軽自動車税の重課について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

二二ページをお開きください。二三ページにかけまして、第五条による改正は市税条例の一部を改正する条例（平成三十年西之表市税条例第十四号）の一部を改正するものであります。条例第四十八条第一項から十二項は法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

二三ページをお開きください。二四ページにかけまして、第十三項から十七項は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障・災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認める場合の救済措置について規定するものです。

二四ページをお開きください。附則第一条及び第二条は法の改正

にあわせて規定の整備を行うものです。

次に、議案書に戻りまして、一二ページをお開きください。

最後に附則として、第一条に施行期日を平成三十一年四月一日から施行するものです。ただし、第一号は平成三十一年六月一日、第二号は平成三十一年十月一日、第三号は平成三十二年一月一日、第四号は平成三十三年一月一日、第五号は平成三十三年四月一日から施行するものです。

一二ページから一四ページにかけまして、第二条から第四条に市民税に関する経過措置を、第五条に固定資産税に関する経過措置を、第六条から第八条に軽自動車税に関する経過措置を定めております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） えっとですね、多岐にわたるので、かいつまんでもうちよつと説明をつけ加えていただきたいんですが。

まずですね、基本的には国の上位法改正に伴うものと受けとめているんですが、その中で、市民税の申告等の簡素化等は、これはちよつと簡単におっしゃってましたが、これって独自でできたのではなく、国の改正に伴うものとして今回提案されたかどうか一点。

あとそれから、特にですね、軽自動車税の扱いについて金額等の内容が示されてるんですが、これは実質的には既存のこれまでの私たちが納める軽自動車税の金額等について、もう少し説明いただき

たいんですね。金額の変更ではなく、加算の計算の仕方が変更されるというふうに受けとめていいのか。あとそれから、金額がここに表を示されてるんですが、表の読み方も少し教えていただければ、よりわかりやすいかと思います。

○**税務課長（長吉輝久君）** まず、この市税条例の改正についてはですね、国や改正された部分におきまして、それに応じて市の条例も改正するということがあります。

それと、軽自動車税についてはですね、今回税額が変わるんですけどですね、今までの部分と、同じよう、同じような部分でですね、今回、グリーン化特例についてですね、そこで重課と軽課というところでですね、重課というのはですね、新車登録から十三年を経過するガソリン車は、当然、税金自体が重くなるんですけど、軽課ちゃうのはですね、軽自動車へのグリーン化特例ということですね、燃費性能に応じて税率が低くなる特例があるんですけど、その関係で今回改正がされているような状況であります。

○**一四番（長野広美さん）** そういうふうには私は受けとめてるんですが、今回示された改正案の中に表が示されてありまして、読み方としてですね、これはそれぞれ金額が、左側の金額と右側の金額という表がありますね。この読み方をちょっと説明いただければ助かります。

○**議長（永田 章君）** 長野議員、何かページか何かあります。

○**一四番（長野広美さん）** ページは全てのページに書いてある、

全てというか、同じ掲載なのでどこでも結構です。

○**税務課長（長吉輝久君）** 関連する部分があるものですか、それに応じてちょっと違ってきているような状況でございます。

○**議長（永田 章君）** ちょっと待って。大丈夫ですか。じゃあ、長野議員。

○**一四番（長野広美さん）** えっとですね、正誤表の中の八ページ、九ページの改正前の表と、それから一〇ページに改正後の表という形で出てくるんですが、この金額表示は全く変わらないという受けとめでよろしいんですか。

○**税務課長（長吉輝久君）** そうですね、はい。

○**議長（永田 章君）** ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○**一六番（橋口美幸さん）** 全体として、市民の負担がどうなっていくのかということと、それと、地方自治体、本市にですね、この税金があるのかどうかということをお聞かせください。

○**税務課長（長吉輝久君）** 消費税率上げにあわせてですね、車体課税の大幅な見直しということと、それと先ほど説明しましたとおりですね、ふるさと納税についてですね、総務大臣が定める基準に適合しないとですね、指定を取り消されるということになります。それとあと、住宅ローン控除についてはですね、消費税が上がる関係で期間を延ばすということになります。

それとあと、子供の貧困世帯、何ていうんですか、貧困に対応す



るためですね、個人の市民税の非課税の範囲がですね、合計所得が百三十五万円以下ということで、今までは障害者、未成年者、寡婦ということになっておりましたけど、これプラス、いわゆるの単身児童扶養者、簡単に言いますと未婚のひとり親ですね、これについても対象として加えるような状況ということでもあります。

そういった形で、市民に負担をかける部分と、控除が、何ていうんですか、こういった形でですね、対象を加えることによって非課税の範囲が増えるとかですね、住宅控除、消費税の部分で期間を延長するとかですね、メリット・デメリットということがあるという状況でございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。  
以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は承認することに決しました。

△報告第二号 専決処分承認を求めることについて（西之表

市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、報告第二号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の一七ページをお開きください。

報告第二号、本案は専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十一年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、そ

の承認を求めるとあります。

今回の条例改正は、平成三十一年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市が引用している法律の条項に移動があったことから、本市都市計画税条例に所要の改正を加えたものであります。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の二五ページをお開きください。

附則第二項から第五項及び第十四項は課税標準の特例により固定資産税が軽減される、いわゆるわがまち特例に関して市税条例と同様、法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

わがまち特例に関して、第二項は都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域であり、第三項は認定誘導事業者が整備した公共施設等であり、第四項は特定事業所内保育事業であり、第五項は緑地保全・緑化推進法人が設置管理する市民緑地であり、十四項中においても法の改正にあわせて規定の整備を行うものです。

附則として、第一条に施行期日を平成三十一年四月一日とし、第二条及び第三項、三条に経過措置を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第三号 専決処分の承認を求めるとして（西之表

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、報告第三号、専決処分の

承認を求めるとして（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二〇ページをお開きください。

報告第三号、本案は専決処分分の承認を求めることについてであります。

西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めます。

今回の条例改正は、平成三十一年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、課税限度額の引上げ及び五割軽減、二割軽減の基準額を見直すため、本市国民健康保険税条例に所要の改正を行つたものであります。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の二六ページを開きください。

第二条第二項は平成三十一年度税制改正において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額五十八万円を六十一万円に改めるものです。

次に、第二十三条は国民健康保険税の減額を定めていますが、経済動向等を踏まえ、五割軽減、二割軽減基準の軽減判定所得を改正するもので、軽減の対象となる所得の基準について、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗

ずべき金額を、二十七万五千円を二十八万円に、二七ページにかけまして、二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗ずべき金額を五十万円を五十一万円に改めるものでございます。このことにより低所得者に対する軽減措置の拡充が図られることとなります。

附則として、第一条の施行期日を平成三十一年四月一日とし、第二条に適用区分を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番（長野広美さん） えっと、まずですね、この今回の改正に伴う実際の影響が、人数ですとか、金額ですとか、わかればそれをお示しいただきたいのが一点。あとそれから、具体的に国民健康保険税がどのように改正されるわけですが、これが先ほどの御説明ですと、地方税の改正を伴うものという説明が少しあったかと思えます。その内容を少し詳しく教えていただいて、なぜこれが専決処分て提案されているのか、しっかり議会ですとね、委員会でもその内容を審査する必要があるかと思うんですが、その点について御説明をお願いいたします。

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

まず、影響についてお知らせいたします。

軽減世帯数でいきますとですね、世帯数で十四世帯、被保険者数

で二十六人が増加します。金額で約六十七万七千円増になります。限度額につきましては、世帯数で十二世帯、被保険者数で二十八人減少になります。

先ほど説明したとおりですね、地方税法等の一部を改正する法律がですね、平成三十一年三月二十九日に公布され、同年の四月一日に施行されたことに伴い改正を行うものでありまして、当然、地方税法が改正になりますので、国民健康保険税条例についても当然改正をしなければいけないということになりますので、御了承いただければと思っております。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、その内容が、すいません、申しわけないんですけど、わからないんですけど、地方税が改正されて、限度額が今回二万円というふうに表示されているんですけども、なぜそのような改正になるのかの説明を教えてください。いいんです。

○税務課長（長吉輝久君） 当然国の改正になるんですけど、消費税が上がった分ですね、それに伴い、要は低所得者については軽減を拡充するというのと、それと限度額についてはですね、まだ限度額を上げたほうがいいという、そういう何というんですか、なるべく中堅層にはですね、軽減を、負担を求めないで、何というんですか、たくさん持っている方についてはまだ引上げていいんでないかという、そういう税制改正の何かそういった説明があったということ、そういうふうな形になったと思います。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 最後の質疑といたしますが、これは地方税改正と国民健康保険税の、国民健康保険の運営に係る地方自治体としての協議の場というのが大事だと思うんですが、当然、国民健康保険税は全国一律でありませぬし、二万円、今回上限枠を決定するといった部分は国から示された金額ですか。そのように受けとめてよろしいんですか。

○税務課長（長吉輝久君） ほかの税率と同じような形で国から示されてきますので。それと、これ以外についての税率改正については、各市町村がいわゆる改正を行うということになります。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

「一〇番 中野 周君」

○一〇番（中野 周君） 先ほど質疑応答の中でちよつと気になったことがあったんですが、私の聞き違いかもわかりませんが、第二条の国民健康保険課税額の五十八万円から六十一万円に改めたことに対する対象の世帯数、被保険者数等が減少しましたというような報告に聞こえたんですが、いま一度この付近のところを教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） 限度額対象者についてはですね、昨年と比較したときに十二世帯で、被保険者数が二十八人減ってるような状況でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 先ほどの提案理由の説明の中で、低所得者に対する配慮を、一〇%増税することで低所得者に配慮をしたというような説明があったんですけど、これは低所得者の世帯の人たちは、この軽減策で幾らか消費税増税とプラス・マイナスになるという考えのもとでこの提案をされているのでしょうか。

○税務課長（長吉輝久君） 一般的な消費税とはちよつと別な部分になろうかと思いますが、税法ではですね、国がそういった形でですね、軽減世帯について拡充を図ったことでもあります。だから普通の、これで低所得者が軽減が十分であるかというところ、そこはちよつと難しい部分もあるかと思いますが、以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（西之表

市介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、報告第四号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。議案書の二三ページをお開きください。

報告第四号、本案は専決処分承認を求めることについてであります。

西之表市介護保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めらるるものであります。

今回の条例改正は、低所得者の保険料の軽減強化として第一段階の軽減割合を増加するとともに、第一段階のみであった軽減対象者を第一段階から第三段階までの対象を拡大するために、本市介護保険条例に所要の改正を行ったものであります。

新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の二八ページをお開きください。

第二条は保険料率を定めていますが、第二条に次の三項を加えるものです。

所得の少ない第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び平成三十二年度における保険料は、第一号から第三号までを次に定める額とするものです。

第二条第二項中の第一号に該当する者は三万七千八百円を二万八

千三百円に改め、第三号中の第二号に該当する者は五万六千七百円を四万七千二百円に改め、第四項中の第三号に該当する者は五万六千七百円を五万四千八百円に改めるものです。

附則として、第一条に施行期日を平成三十一年四月一日とし、第二条に経過措置を定めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） すみません。今、改正前と改正後の正誤表で、金額がですね、第一項第二号の被保険者については二万八千三百円が四万七千二百円に、それから三号に関しては二万八千三百円とあるのが五万四千八百円という数字がこちらに示されてるんですけど、今説明いただいた金額とちよつと差があるのではないですか。

○税務課長（長吉輝久君） 以前まではですね、附則のほうで対応してきておりましたが、今回見やすいような形をとりましてこういう形でしております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（平成三

十年年度西之表市一般会計補正予算（第七号））

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、報告第五号、専決処分の

承認を求めることについて（平成三十年年度西之表市一般会計補正予算（第七号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 報告第五号、専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第七号））でございます。

議案書の二四ページをお開きください。

平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第七号）について、地方自治法第七十九号第一項の規定により、平成三十一年三月三十一日専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

別添の専決処分書をごらんください。めくっていただきまして、条文をごらんください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千五百九十六万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二億五千七百七十六万八千円と定めたものでございます。

七ページをお開きください。第二表、地方債補正は変更六件、それぞれの事業費確定に伴うもので、補正後の限度額を総額で三千万円減額し、七億二千五百二十万二千円とするものでございます。

続いて歳入歳出の主なものについて、歳入から御説明いたします。事項別明細書の一一ページをお開きください。

最下段になります。二款地方譲与税からめくっていただきまして、一三ページの十款交通安全対策特別交付金までの国からの交付税等につきましては、一部を除きまして増額補正となっております。

一二ページをお開きください。そのうち、六款地方消費税交付金は一千八百七十八千円の増額となっています。主な要因は、交付税決定が三月上旬であったことによるものでございます。

続いて一三ページの最上段をごらんください。大半を占める地方交付税については、三千五十二万四千円の増額となっています。主な要因といたしましては、一節地方交付税、説明欄に記載のとおり、交付税では三ページに減額調整されていたものが復活いたしました。追加交付されたことにより四百九十四万二千円、特別交付税では交付決定が三月下旬であったため二千五百五十八万二千円、それぞれ増額となったことによるものでございます。

一五ページをお開きください。最下段のほうになります。十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金は一千八百九十二万一千円増額となっています。主な要因はめくっていただきます。一六ページをごらんください。二節児童福祉費負担金、説明欄の一番上、教育保育給付費を二千九十六万四千円増額しております。こちらは交付決定が三月下旬であったことによるものでございます。

一七ページをごらんください。十三款国庫支出金、一項国庫負担金、六目土木費国庫補助金は一千二百七十一万円を減額しております。こちらは一節道路建設費補助金、説明欄に記載の社会資本整備総合交付金の補正予算配分の内示が三月下旬となったことによるものでございます。

一八ページをお開きください。十四款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金は三千四百二十九万円を減額しています。内訳といたしましては、六節総務費補助金、説明欄の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金において、有人国境離島法に基づく輸送コスト支援事業一千三百三十一万七千円、雇用機会拡充事業二千四十八万九千円、滞在型観光促進事業二十二万三千円の三事業の合計でございます。こちらは三月末の実績によるもので、歳出予算と連動してございます。

一九ページをごらんください。十四款県支出金、二項県補助金、四目農林水産事業県補助金は二千三百五十八万一千円の減額となっております。主な要因は、一節農業委員会費補助金、説明欄の農地利用最適化交付金で三月末実績により交付額が一千六万円減額されたことと、二節の農業費補助金、説明欄の機構集積協力金交付事業一千百三十八千円の減額で、補助金確定が三月下旬であったことによるものでございます。

二一ページをお開きください。下段のほうになります。十七款繰入金、一項基金繰入金、一目基金繰入金一千百三十五万四千円の減額は、西之表市ふるさと応援寄附金の基金を充当しております。事業の事業費が確定したことによるものでございます。

二四ページをお開きください。二十款市債は、二五ページまでの合計で三千百四十万円を減額、発行総額を七億二千十五万二千円とするもので、各節の説明欄に記載の各事業費の確定に伴うものでござ



ございます。

続いて歳出について御説明いたします。目の補正がおおむね一千万円以上のもの、また特に説明が必要と思われるものを中心に御説明させていただきます。

二七ページをお開きください。二款総務費、一項総務管理費、二目人事管理費は一千五百万円減額となっております。主な要因は各長期休暇職員の代替要員、代替職員を九人想定しておりましたが、三月末実績で五人となったことによるものでございます。

三〇ページをお開きください。二款総務費、一項総務管理費、二十三目地域振興費は一千三百五万八千円を減額しております。主な要因といたしましては、次の三一ページ、十三節委託料六百八万九千円の減額で、ふるさと納税における返礼品三月発送分の委託料が三月末に確定したことによるものでございます。

続いて三六ページをお開きください。三款民生費、一項社会福祉費、九目障害者福祉費は二千六百三十一万一千円の減額をしています。主な要因は二十節扶助費の二千五百十八万三千円の減額で、三月末のさまざまな福祉サービスの実績確定によるものでございます。三九ページをお開きください。三款民生費、二項児童福祉費、三目児童措置費は四千七百九十二万一千円増額しております。主な要因は二十節扶助費の教育保育給付費四千九百四十二万四千円の増額で、処遇改善に伴う加算額の年度末精算などを含め、三月末までの実績確定によるものでございます。

次に、最下段をごらんください。三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費は二千九百四十七万円を減額しております。主な要因といたしましては、二十節扶助費のうち当初計画に比べ対象者が減じたことによるものでございます。

続いて四〇ページをお開きください。三款民生費、四項災害救助費、一目災害救助費は一千百万円を減額しております。二十節扶助費の災害弔慰金や災害障害見舞金及び二十一節貸付金の災害援助資金について、該当する災害が発生しなかったことによる皆減でございます。

四三ページをお開きください。六款農林水産業費、一項農業費、一目農業委員会費は一千百二十二万二千円を減額しております。主な要因は一節報酬、説明欄の委員報酬一千四万五千円減額で、遊休農地の面積及び農地集積面積の年度末実績により報酬額が確定されたことによるものでございます。

四四ページをごらんください。六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は三千百五十五万七千円の減額となっております。主な要因は、十九節負担金補助及び交付金説明欄のさとうきび作地力増進対策を初めとする補助金の合計三千万四千円で、それぞれ三月下旬まで事業が進捗したことによるものでございます。

四五ページをお開きください。六款農林水産業費、一項農業費、四目農業経営合理化対策事業費は一千二百六十二万三千円の減額となっております。主な要因は十九節負担金補助及び交付金、説明欄

の機構集積協力金一千百三万八千円の減額で、補助金確定が三月中旬であったことによるものがございます。

四九ページをお開きください。七款商工費、一項商工費、五目産業創出費は二千六百八十七万九千円の減額となっております。主要因といたしましては、十九節負担金補助及び交付金、説明欄の雇用機会拡充事業二千五百六十一万円の減額で、採択された事業者が災害の影響により改修工事の着手を断念したことや、申請当初の要件を満たせないと判断したことなどから申請を取り下げたことによるものがございます。

五〇ページ最下段をごらんください。

八款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費は二百七十五万一千円を減額しております。主要因は、国の補正予算内示が三月下旬であったことにより十五節工事請負費一千八百九十万円を減額、ほか用地交渉が難航したことにより予算執行ができず、十七節公有財産購入費二百三万一千円を減額したことなどがございます。五三ページをお開きください。九款消防費、一項消防費、四目災害対策費は一千九万二千円を減額しております。主要因といたしましては、災害対策のため時間外手当を三月実績をもって確定し、三節職員手当三百七十一万四千円の減額、避難所Wi-Fi整備事業において国の補助金審査協議に時間がかかったことによる十五節工事請負費四百三十四万一千円の減額でございます。

以上、経常的なものを除き目の補正額が一千万円以上のものを中

心に説明をいたしました。平成三十年度の最終専決予算ですので総体的には事業の執行残の調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 委員会付託はございませんので、若干細かな部分になるかと思っておりますけれども御説明をお願いしたいと思います。幾つか分かれるので、随時、回答をお願いいたします。

まず最初に歳入の部分で一三ページから参りますが、特別交付税が、例年三月ということなんだろうと思いますが、前年と比べて特別何か変化があったのか、増額だったのか、その説明を少し追加していただければと思います。

それからあと、先ほど御説明いただきましたけれども、二一ページのふるさと応援基金の基金の繰入金、つまり活用なんです、金額が少し多いので、内容を御説明いただければと思います。どのような事業がこの減額に至ったのか教えてください。

あとそれから、歳入部分に出てきていますが、二四ページに市の公社の育苗ハウス事業が減額されております。これについても、この内容については御説明をお願いします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

まず一三ページの関連で地方交付税についてでございますが、対前年比で申し上げますと、交付額では七千六百六十万円、率にいた

しますと一・七八%の減額というような感じになっております。この要因につきましてですけども、生活保護者の減少により四千六百万円程度、収入のほうが減るといような形になっております。

おおむねそんなところでございます。

○議長（永田 章君） ちよつと休憩します。しばらくそのままお待ちください。

午前十一時二十九分休憩

午前十一時三十三分開議

○議長（永田 章君） それでは再開いたします。

議案審議を続行いたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） ふるさと納税に関する基金の繰入金の減少ということですけども、具体的には充てている事業といたしまして全四十三事業がございます。この事業に対する実績が減少したことにより充てている基金自体も繰入れを減少したということですけども、幾つか項目のほうを説明させていただきますと、地元産業の育成及び企業の支援に関する事業であったり、市外との交流の推進に関する事業、それから次世代を育成するための子育て支援に関する事業、高齢者の生きがいづくり及び医療福祉に関する事業、また、学校教育の充実や人材育成に関する事業、こういった項目の中で、詳細には先ほど言いました四十三事業ございまして、

これに関する事業費の実績に伴う減ということになっております。以上でございます。

今の質問の前に議会のほうを中断させてしましまして申しわけございませんでした。お呼び申し上げます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 西之表市公社育苗ハウス事業につきましてですけども、これは伊関の育苗の鉄骨ハウスの補修の分で、これは工事の設計の変更がありまして、市の農業振興公社の管理している育苗ハウスの改修の分で、事業の執行残がこの金額であります。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔一六番 橋口美幸さん〕

○一六番（橋口美幸さん） 二点お願いします。先ほど、歳入の部分の一八ページ、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金のところなんですけど、三事業が原因だということでしたけれども、主にどの事業が大きかったのかということをお示してください。

それと、歳出の部分の五〇ページですけど、道路新設改良費で用地交渉が難航したということでしたけれども、場所を教えてください。

以上です。

○経済観光課長（岩下栄一君） 一番目の質問でございますけれども、この歳入のほうの減につきましては、歳出のほうの事業と連動しておりますので、歳出のほうの事業で申し上げますと、ページ的には四九ページの七款商工費、一項商工費の中の五の産業創出費の中に、重機の負担金補助及び交付金で雇用機会拡充事業というのがございます。これで減額が二千五百六十一万円となっておりますけれども、これにつきましては、当初事業で七つの事業所のほうが申請ございました。うち二つの事業所におきまして事業の取下げがありました、この分の減額の影響が大きいかと思っております。

さらに具体的な中身を申し上げますと、一つが郵便事業の特殊車両の購入及びコンテナの購入ということで、これにつきましては、新たに部署を設けて雇用する予定でございましたけれども、慢性的な人材不足というところで雇用が見込めないため事業を取り下げたという経緯がございます。

二つ目の事業所につきましては、十一月の追加の事業の採択となっております、ジビエを活用した施設の整備というところを予定しておりましたが、これにつきましては、秋の台風の襲来がございまして、当初予定していた請負の事業者のほうがなかなか対応できないというところで、ほかの事業所も当たっておりますけれども、最終的に請負事業者が見つからず、事業の実施が困難であったというところの報告を受けて、二件の取下げがあったことにより今回減額となっております。

以上でございます。

〔建設課長 古田一男君〕

○建設課長（古田一男君） 八款土木費、二項道路橋梁費、四目道路新設改良費の十七節公有財産購入費の二百三十万一千円ですけれども、これは西町上之原線の起点部、松島の部分の用地買収が年度内に完了できなかったことによる繰越しになっております。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） すいません、まずですね、二七ページ、総務費で、長休の代替要員が九名から五名とほぼ半数になったのはなぜだったかという点が一点。これは二七ページですね。それと、もう一点は、五四ページの避難所Wi-Fi整備工事が進まずに減額になっていきますが、今年度、上げられると思うんですけど、この事業費の総額を教えてくださいいいですか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 人事管理費のほうの賃金のところの九人が五人に減ったのはなぜかということでございますけれども、想定とした産休育休の代替を想定してございまして、年度中で産休育休が出た場合に、その方を補填するために、少し多目にといますか、余分に準備しないといけませんので、その部分は産休育休が出ずに済んだということでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） Wi・Fi関係は。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 繰返しの答弁となってまことに申しわけございませんが、避難所Wi・Fi整備事業においては、国の補助金審査協議に時間がかかったことで、工事費請負費の四百三十四万一千円の減額でございます。

すみません、一旦これで答弁します。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩とります。確認のため休憩をとります。

午前十一時四十一分休憩

午前十一時四十四分開議

○議長（永田 章君） それでは再開いたします。

議案審議を続行いたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 冒頭たびたび議会をとめましてまことに申しわけございませんでした。御迷惑をおかけいたしました。総事業費は一千六百三十五万九千円でございます。

以上です。

○議長（永田 章君） よろしいですか。次。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） お尋ねします。二七ページの総務管理費の委託料、マイナス十七万五千円ございますけれども、その説明欄の中ですね、構成されているものの内容の金額の内訳を教えてください。

いただきたいということが一点と、同じく委託料で三二ページにございます、こちらの項の施設管理等管理業務ですね、こちらのほうも数字をあわせていただけますでしょうか。

○議長（永田 章君） ちょっとしばらく休憩します。

午前十一時四十六分休憩

午前十一時五十五分開議

○議長（永田 章君） それでは再開いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時ごろより再開をいたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

先ほどの生田直弘君の一般会計補正予算（第七号）に対する質疑について、答弁を求めます。

○財産監理課長（奥村裕昭君） それでは、先ほどの生田議員の質疑に關しまして御回答申し上げます。

二七ページ、十三節、委託料でございますが、内訳といたしまして、庁舎清掃一万九千円、特定建築物管理業務六千円、ポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市民訪問旅行委託業務については十五万円、

合計で十七万五千円ということになっております。

引き続きまして、三一ページお開きいただきまして、同じく十三節、委託料でございます。施設等管理業務について十六万九千円、住宅管理について八万二千円、参加事業者記念品発送業務については五百八十三万八千円という内訳になってございました。

該当の予算の課が複数にまたがっておりますので即答できずにごまことに申しわけなかつたと思っております。議会の運営に支障を来し、まことに申しわけございませんでした。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○一四番（長野広美さん） えっと、二つだけお願いいたします。

ページ三八ページになります。基本この三月末のこの補正予算については実績だというふうには理解しておりますが、児童数です。ね、三八ページの扶助費の児童手当の五百万円強の減額、そして同じようにひとり親世帯福祉費の扶養手当の四百八十万円強の減額、大体児童数というのは年間通して予測数があるわけで、これは今回の減額の修正が予測数とどう違ったのか、そこについてだけ説明をお願いいたします。

もう一点だけ、三九ページのこれは教育保育給付費四千九百万円強の補正ですけれども、説明では処遇改善ということが説明されました。この事業、今回具体的なところをちょっと説明いただきたいのと、この年度末のこの補正です。ね、一年を通して補正されたもの、取り組まれたものの結果、執行されるものなのか、これまで執

行された分も加味して今回のこの予算で賄うのか。この扱いについて、御説明をお願いします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） お答えをいたします。

まず、児童手当等になりますけれども、こちらのほうは一般会計のほうから支出している対象者の児童の分ということになります。転入・転出等も含めましてですけども、事業者の方々のほうからの支払いもありますので、それも勘案して最終的な決算として出されている数字ということになります。

あと、失礼しました。教育保育給付費の増額の件でございますけれども、こちらについては各事業所のほうが雇用している方々に対する処遇の改善等を行ったときに加算がつくものですが、これについては年間を通じていろいろな処遇を改善したことに対する加算を年度末につけることになります。その結果で年間を通しての加算額のトータルが年度末に出てくることになるんですけれども、そのことで三月末の専決で最終的な数字等を合わせさせていただいたということになります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○一六番（橋口美幸さん） 四四ページの歳出になりますけれども、農水産物輸送コスト支援事業千四百三十三万七千円の減額について、詳しい説明をお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

農水産物輸送コスト支援事業についてですが、中身については、青果用甘しよが五千五百四十四トン、バレイシヨが二千三百八十九トン、豆類が二百四十九トン、お茶が四百三十三トンでございます。

○一六番（橋口美幸さん） その減額された要因は何だと分析しているのかをお知らせください。

○農林水産課長（中野賢二君） 減額の要因としましては、気象災害等の影響を受け、出荷量減となったため、結果減額となったというところですよ。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいと思います。お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第六号 専決処分の承認を求めるとについて（平成三

十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算

（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、報告第六号、専決処分の承認を求めるとについて（平成三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書、二五ページをお開きください。

本案は、平成三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第六号）を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。

それでは、別冊の専決処分書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ七千四百三十六万円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億六千八百六十三千円としたものです。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

八ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費二百十三万九千円の減額は、人件費、物件費等の実績確定による補正でございます。

九ページをごらんください。

二款保険給付費、一項療養諸費一億八千九百九十九万九千円の減額及び一〇ページ、同款、二項高額療養諸費五百二十一万八千円の減額は、医療費が当初予算策定時の推計を下回ったことによるものでございます。

同款、四項出産育児諸費、一目出産育児一時金五百八十二万二千円の減額は、出産数の実績に基づく減額補正でございます。

一一ページをごらんください。

一二ページにかけての五款、一項保険事業費四百三十二万二千円の減額及び同款、二項特定健康診査事業費六百三十万二千円の減額は、保健事業の実績に基づく減額補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

四款県支出金、一項県支出金、一目保険給付費等交付金五千七百八十八万四千円の減額は、交付決定通知に基づき補正するもので、歳出の保険給付費の減額に伴う普通交付金の減額がその主なものでござ

います。

六款繰入金、一項他会計繰入金六百三十三万二千円の減額は、歳出の減額補正に伴い減額するものでございます。

同款、二項基金繰入金一千九百二十二万四千円の減額は、基金からの繰入れの必要がなかったため皆減とするものでございます。

八款諸収入、一項延滞金及び過料二百六十一万六千円の追加は決算見込みによる延滞金の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今御説明いただきましたが、一番大きなところが、医療費が予想よりも大幅に減額し一億円を上回る、これによって基金等もですね、比較的安定した運営になったかと思えますが、やはり大きな変動ですので、この金額は一時的にこの水準の変更なのか。内容についてですね、もう少し詳細にどのように見ているのか。その部分と、あとそれからあわせて一〇ページの出産一時金の減額というのも具体的に数字的なものを教えていただければと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

まず、その医療費の額の推計なんです、当初予算時に三年分の過去のやつから推計をいたしております。それについて、実際の医療費のかかる額というのは当然年度によって異なるわけでござい



ます。三月補正時点までにある程度増えるのか増えないのかというのは予想はできるんですが、医療費のことですので突然大きかったりということがございますので、最終の専決での対応とさせていただいているところでございます。

それと、出産の件ですが、当初予算では二十六名分として推計しております。実績については十四名ということで減額となったところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいと思います。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第七号 専決処分の承認を求めるとについて（平成三

十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正

予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、報告第七号、専決処分の承認を求めることについて（平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

議案書、二六ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第二号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

別冊の交通災害共済事業特別会計専決処分書、条文をごらんください。お願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百五十八万五千円とするものです。

補正の主なものについて歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費を百三万三千円減額し、百五十万四千円としています。内訳として、一節報酬及び九節旅費は、西之表市交通災害共済審査会に係るもので、審査会が開催されませんでしたので全額を減額しております。八節報償費は、共済会費の取りまとめに係るもので、実績により減額しております。十一節印刷製本費は圧着はがきに係るもので、実績により減額しております。十九節負担金補助及び交付金は、共済見舞金を当初見込みから実績に合わせ九十八万四千円減額しております。

二款、一項、一目基金積立金については、歳入における財産収入が四千円の減額となったため、歳出財源内訳のうち、特定財源から一般財源に組み替え、執行残から九十八万六千円を増額し、百万円を基金に積んでおります。これにより、平成三十年度末における交通災害共済基金の残高は三千三百二十一万円になります。

三款、一項、一目、二十三節繰替運用利子については、基金繰替運用がなかったため全額を減額しております。

四款、一項、一目予備費については、歳出実績に合わせ四千円減額しております。

次に、歳入について御説明いたします。  
五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入五万一千円の減額は、加入実績により減額をしております。

二款、一項、一目、一節基金利子は基金繰替運用分四千円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第八号 専決処分の承認を求めるとについて（平成三

十年年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第

六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、報告第八号、専決処分の承認を求めるとについて（平成三十年年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 下川昭代さん〕

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書、二七ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第六号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるところでございます。

別冊の専決処分書、条文をごらんください。

今回の第六号補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九百九十万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

二十二億二千四十六万八千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

一〇ページをお開きください。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費三千三百四十万五千円の減額は、要介護者に係る介護サービス給付費等の決算見込みに基づくものでございます。前年度と比較いたしますと二千九百四十万九千円、一・七六%の増となっております。

一一ページをごらんください。

同款、二項介護予防サービス等諸費二百四十万九千円の減額は、要支援者に係る介護予防サービス給付費等の決算見込みに基づくものでございます。前年度と比較いたしますと二百五十三万五千円、一六・五%の減となっております。

続いて、一二ページの下端から一三ページにかけて、三款地域支援事業費、一項介護予防生活支援サービス事業費の九百六十六万二千円の減額は、決算見込みによるものでございます。中身としましては、一目的のサービス事業費の十三節委託料及び十九節負担金補助及び交付金等の減額が主なものとなります。

続いて、一四ページから一六ページにかけての同款、三項包括的支援事業任意事業費の九百七十七万七千円の減額につきましても決算見込みによるもので、主なものとしましては、二目任意事業費の二十節扶助費二百四万一千円の減額が主なものとなります。

続いて、一六ページの中段になりますが、四款基金積立金、一項

基金積立金につきましては、最終的に三百四十六万八千円を積立て、三十年度末残高が五千六百五十七万四千円になる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款介護保険料、一項介護保険料三百四十八万二千円の追加は、決算見込みによるものでございます。

続いて、三款国庫支出金から五款県支出金につきましては、保険給付費等の事業の確定による交付決定通知に基づくものでございます。

七ページをお開きください。

七款繰入金、一項一般会計繰入金二百六十四万九千円の減額は、職員給与費等の決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 一つだけ教えてください。

六ページの歳入の部分については、基本実績に基づいたものと理解していますが、三款の国庫支出金の介護給付負担金と調整交付金とのこの関係性は、これは増減が両方ほぼ同じ金額なんですが、関係性があつての調整なのでしょう。

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 介護給付費負担金及び調整交

付金につきましても、介護給付等の保険給付の実績に基づくものでございます。それぞれ介護給付費等の国の支出分とあと調整交付金につきましては、後期高齢者の人口の比率とか被保険者数の割合によつて上乘せ分がございまして、その分に分けて計上をしているということでございます。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 一四ページの地域支援事業費のことなんですけど、具体的にこの任意事業費の減について教えてください。

それから、すみません、一〇ページになりますけど、要支援費のこの三千三百四十万五千円が昨年に比べて増という説明だったんですけど、その増ということがどういうことなのを具体的に教えてください。

それから一六ページ、地域ケア会議なんですけど、この推進事業が三十四万四千円の減になっています。この減の原因を教えてください。

以上です。

○高齢者支援課長（下川昭代さん） すみません、一四ページから

一五ページにかけての地域支援事業費の二目任意事業費の中身になりますけれども、主な減額として、扶助費の二百四万一千円の減ということで申し上げました。中身につきましては、付記説明欄にありますように、家族介護継続支援事業、こちらのほうは在宅で高齢者等を介護している家族の方に手当をする紙おむつであるとか介護

手当の部分になりますけれども、こちらのほうが減額になっております。

あと、成年後見制度利用支援事業ということで、成年後見制度の利用をする際に、裁判所のほうに審判請求をするんですけれども、その分の手数料とか後見人に係る報酬等の予算を計上しておりますけれども、申請のほうがありませんでしたので、全部減ということになっております。

続いて、要支援者数の部分になりますけれども、費目でいきますと介護予防サービス等諸費の部分であるかと思えます。こちらについては、先ほどの説明では減になっているんですけれども、予算的には見込みより若干利用の実績が減ったということでございます。前年度と比較いたしますと、前年度と比較しても減になっているんですけれども、こちらについては予防給付の部分が地域支援事業のうちの総合事業のほうに移行をしているという関係で、こちらのほうが減になっているというふうに認識してございます。

あと、地域ケア会議の推進事業につきましては、こちらのほうは困難事例とかサービスの利用の調整が必要な部分について、多職種間でのケア会議であったり、地域での個別事例を協議をするケア会議であったりするものなんですけれども、それについての謝金は出席者の委員の謝金ということになっておりますけれども、実績に基づいて減しているところがございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（平成三

十年 度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補

正予算(第六号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一三、報告第九号、専決処分の承認を求めることについて(平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第六号))を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長(長野 望君) 御説明いたします。

議案書、二八ページをお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第六号)を地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十一年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものです。

別冊の専決処分書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九十七万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千三百二十六万円としたものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費六十四万二千円の減額及び二項徴収費四十六万二千円の減額は、実績に基づきそれぞれ減額補正するものです。

八ページをお開きください。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費二十六万三千円の減額は、長寿健診の実績見込みによる十三節委託料二十四万七千円の減額がその主なものでございます。

四款諸支支出金、二項、一目繰入金十六万八千円の追加は、広域連合からの特別調整交付金決定に伴い一般会計に繰出しするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料二百二十七万一千円の減額及び同項、二目普通徴収保険料三百三十八万六千円の追加は、決算見込みによるものでございます。

四款繰入金、一項一般会計繰入金二百六十三万三千円の減額は、決算見込みによる事務費繰入れの減額によるものでございます。

六ページをお開きください。

六款諸収入、四項雑入五十五万五千円の追加は、健康診査補助金及び特別調整交付金等の交付決定に基づく補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番(長野広美さん) 今最後に御説明いただきました雑入のこの健康診査補助金と特別調整交付金はどこからのものなのかというのと、毎年これはこういう補助の対象になっているのか、内容

について御説明をお願いします。

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

健康診査の補助金につきましては、広域連合のほうからお金が入ってくるものでございまして、毎年入ってくるものでございまして、以上でございます。

○一四番（長野広美さん）

すみません、特別調整交付金のほうも説明をお願いします。

○健康保険課長（長野 望君）

お答えします。

特別調整交付金についても広域連合からの歳入でございまして、毎年度計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君）

ほかに質疑はありませんか。

○議長（永田 章君）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案についても委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（永田 章君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

○議長（永田 章君）

○議長（永田 章君）

賛成討論はありませんか。

○議長（永田 章君）

以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（永田 章君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一〇号 平成三十九年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

越計算書の報告について

○議長（永田 章君）

次は、日程第一四、報告第一〇号、平成三十九年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○議長（永田 章君）

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君）

報告第一〇号、平成三十九年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案書、二九ページをお開きください。

本案は、平成三十九年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する

報告についてでございます。

繰越明許費について、同法施行令第四百四十六条第二項の規定により、別紙のとおり議会に報告をするものでございます。

三〇ページをお開きください。

平成三十年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書で御説明をいたします。

今回の繰越明許は五件、九事業でございます。三月議会において補正予算により繰越明許費として補正された事業でございます。

金額は各事業ごとの各事業費を示しており、総額で三億二百六十五万三千円、そのうち翌年度繰越額の合計二億七百九十一万八千円を繰り越すものでございます。

なお、翌年度繰越額において、三月補正時より減額となっている部分につきましては、先ほどの専決処分、平成三十年度補正予算(第七号)の中で減額調整や年度内に執行した部分によるものでございます。

それでは、繰越しを行う事業ごとに主な要因について御説明してまいります。

表中、上から一番目、自給飼料生産拡大事業一千百五十九万三千円は、事業主体である県地域振興公社が平成三十年の八月、九月、十月、三月に合計四回の入札を行ったものの不成立となり、本年度に再度入札を行い、可能な限り早期着工を実施するため繰り越すものでございます。

次に、表中の二番目、社会資本整備総合交付金事業の橋梁補修二

千八百七十七万円は、橋梁の補修工事における詳細設計で補修工事の工法検討に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり繰り越すものでございます。

次に、表中三番目、社会資本整備総合交付金事業の安城平松線七千八百七十七万四千円は、工事によって発生した土を県の工事に流用する計画でございましたが、その土の仮置き場の選定に不測の日数を要したことと測量作業における敷地立ち入り交渉に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり繰り越すものでございます。

次に、表中の四番目、社会資本整備総合交付金事業の現和下之町石堂線二千八百九十三万九千円は、測量設計業務における線形の決定について、地元との調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の五番目、社会資本整備総合交付金事業の鴨女町西之表港線一千百十万円は、国の防災・減災国土強靱化のための緊急対策として第二次補正による予算配分として三月に予算化されましたが、期間が短く年度内の完成が困難なため、繰り越すものでございます。

次に、表中の六番目、交通安全対策事業六百万円は土地の寄附採納における突確改良を行う予定でございましたが、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の七番目、港湾改修事業三千一万一千円はコアボーリ



ング調査の資材運搬における台船の用船に不測の日数を要したこと  
から、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中八番目、中学校空調整備事業一千五百五十九万七千円  
は国の補正予算を活用し、早急な整備を要する種子島中学校の一年  
生教室に空調設備を設置しようとするものでございましたが、実施  
設計までは終わったものの補正予算の決定から年度末までの期間が  
短かったため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございま  
す。

最後に、表中九番目、体育施設管理事業四百六十三万四千円は、  
台風被害による体育館屋上防水の修繕を行おうとするものでござい  
ましたが、全国的な資材不足により納品、施工に不測の日数を要し  
たことから、年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございま  
す。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一〇号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定に  
より報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

△報告第一一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越  
計算書の報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、報告第一一号、平成三

十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題  
といたします。

報告を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 令和元年度報告第一一号、平成三  
十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでござ  
います。議案書の三一ページをお開きください。

報告第一一号、平成三十年度西之表市水道事業会計予算繰越計算  
書の報告について。

地方公営企業法第二十六条第一項に規定する翌年度に繰り越して  
使用すると決定した経費について、同条第三項の規定によりその内  
容を議会に報告をするものでございます。

三二ページをお開きください。

今回の繰越は、一款資本的支出、一項建設改良費の一件、二事業  
でございます。それでは、内容について事業ごとに説明をいたしま  
す。

三二ページをお開きください。

今回の繰越は、一段目です。市道安城平松線道路改良事業に伴う  
送水管布設替工事二百九万五千二百円は、道路工事の工期が延長さ  
れたため繰り越すものでございます。

二段目になります。阿曾浄水場急速濾過設備配水ポンプ更新四百  
六万六千二百円は、設備更新に使用される製品が特別製作品であつ

たことから納期に不測の時間を要したため、繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一一号は、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

#### △鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

現在の広域連合議会議員が令和元年七月一日をもって任期満了となることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える七人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報

告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十六名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 下川 和博 議員
- 二番 小倉 初男 議員
- 三番 竹下 秀樹 議員
- 四番 永田 章 議員
- 五番 木原 幸四 議員
- 六番 川村 孝則 議員
- 七番 和田 香穂里 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 鮫島 市憲 議員
- 一〇番 中野 周 議員
- 一一番 田添 辰郎 議員
- 一二番 生田 直弘 議員
- 一三番 橋口 好文 議員
- 一四番 長野 広美 議員
- 一五番 渡辺 道大 議員
- 一六番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、

小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十六票

無効投票ゼロ票

有効投票中

山口たけし君一票

室屋正和君ゼロ票

野畑 直君ゼロ票

緒方重則君ゼロ票

篠原巢則君ゼロ票。

福永徳郎君十票。

豊留榮子さん五票。

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市市議会の選挙終了後に決定することになります。

△議案第一号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第一号、西之表市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書三三ページをお開きください。

議案第一号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の第二項の規定により、議会の同意を得て選任しようとするものであります。

住所、西之表市西之表一〇一四八番地。氏名、河野博康。昭和二十四年八月十日生まれ。履歴に関しましては三四ページを「らんい」

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔七番 和田香穂里さん〕

○七番（和田香穂里さん） お尋ねいたします。

公平委員会の委員の選任に当たっては、その地方公務員法第九条の二第四項に、委員の選任については、そのうちの二人が同一の政党に属する者となることとなってはならないとあります。この点に関して、どのように確認をしているのか。それについては、こちら出されてる議案書のほうには記載はございませんので報告を求めたいと思います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

人事委員会又は公平委員会の委員の選任につきまして、規定のような条文がございます。その件に関しましては、人事のほうの担当の部署のほうで確認をいたしておりまして、そのダブリはないということを確認をいただいております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は議会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議事事務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 下 川 和 博 議 員
- 二 番 小 倉 初 男 議 員
- 三 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 五 番 木 原 幸 四 議 員
- 六 番 川 村 孝 則 議 員
- 七 番 和 田 香 穂 里 議 員
- 八 番 河 本 幸 男 議 員
- 九 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 一〇番 中 野 周 議 員
- 一一番 田 添 辰 郎 議 員
- 一二番 生 田 直 弘 議 員

一三番 橋 口 好文 議員  
一四番 長 野 広美 議員  
一五番 渡 辺 道大 議員  
一六番 橋 口 美 幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。  
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第一号、西之表市公平委員会委員の選任についてはこれに同意することに決しました。

△議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める

ことについて

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書、三六ページをお開きください。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。人権擁護委員に欠員が生じたため、後任として木原節子氏を法務大臣に推薦したたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、西之表市現和七二五二番地。氏名は木原節子。昭和二十九年六月二十三日生まれであります。履歴にしましては、三七ページをごらんください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

一番 下川 和博 議員

二番 小倉 初男 議員

三番 竹下秀樹議員  
五番 木原幸四議員  
六番 川村孝則議員  
七番 和田香穂里議員  
八番 河本幸男議員  
九番 鮫島市憲議員  
一〇番 中野周議員  
一一番 田添辰郎議員  
一二番 生田直弘議員  
一三番 橋口好文議員  
一四番 長野広美議員  
一五番 渡辺道大議員  
一六番 橋口美幸議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

であります。

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一



部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第三号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔選管書記長 大瀬浩一郎君〕

○選管書記長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議案書の三八ページをお開きください。

議案第三号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

三八ページにございますように、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部、別表等選挙長など八つの職につきまして、法令の基準どおりに改正をしようとするものであります。

ちなみに、想定されております七月の参議院議員選挙から適用されることになるものと思えます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係

条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案書四〇ページをお開きください。

議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。

消費税等に関する法令が改正されまして、今年十月一日から税率について八%から一〇%への引上げが予定されております。このことに関しましては、総務省からも平成三十一年四月十八日付け文書により、消費税率の引上げに伴う公の施設に使用料、利用料金の対応について通知がなされており、通知の中で公の施設の使用料については消費税率の引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改正に係る条例改正等の措置を講じられたいなどとされてございます。

また、県内の多くの自治体で条例改正が予定されているようで、県内の十九市について問い合わせをしましたが、十三市が六月議会までに改正の予定、九月以降改正予定が二市、ほかは改正の必要

がないとの回答などがありましたけれども、改正しないという回答の市はございませんでした。

そういった状況も踏まえまして、本市といたしましても、市民周知期間等も考慮の上、六月議会で該当する使用料等の条例改正を提案するものであります。

改正する条例について御説明をいたします。

議案書四〇ページをお開きください。

第一条は、普通河川等管理条例の一部改正で、流水占用料の改正であります。

四一ページをお開きください。

第二条は、西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正で、各施設の使用料の改正であります。

四三ページをお開きください。

第三条は、西之表市漁港管理条例の一部改正で、漁港使用料等の改正。

第四条は、西之表市道路占用料徴収条例の一部改正で、道路占用料の改正。

第五条は、西之表市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、施設使用料の改正であります。

四四ページをごらんください。

第六条は、西之表市行政財産の使用料徴収条例の一部改正で、行政財産の使用料の改正。

第七条は、西之表市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、一般廃棄物関連手数料の改正。

第八条は、西之表市営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正で、器具、用具等の使用料の改正。

第九条は、西之表市地方卸売市場条例の一部改正で、消費税影響額の改正であります。

四五ページをお開きください。

第十条は、西之表市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第十一条は、種子島開発総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正であります。

四六ページをごらんください。

第十二条は、西之表市営球場の設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第十三条は、西之表市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正であります。

四八ページをお開きください。

第十四条は、西之表市フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第十五条は、あつぼくらんどの設置及び管理に関する条例の一部改正で、各施設の使用料の改正であります。

五一ページをお開きください。

第十六条は、西之表市給水条例の一部改正で、料金の消費税影響額の改正。

第十七条は、西之表市保健センターすこやかなの設置及び管理に関する条例の一部改正で、施設使用料の改正であります。

五二ページをごらんください。

第十八条は、西之表市安納地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第十九条は、西之表市港湾管理条例の一部改正で、使用料の改正であります。

五四ページをお開きください。

第二十条は、種子島特産品開発センターきらりの設置及び管理に関する条例の一部改正で、施設使用料の改正であります。

五五ページをお開きください。

第二十一条は、西之表市指定文化財種子島家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第二十二条は、西之表市汚泥再生処理センターの設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正。

第二十三条は、中割地区地域活性化交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、使用料の改正であります。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年十月一日に施行するものであります。

参考までに、予算書で年間の影響額を推計してみました。その結

果、大体年間で全体で約八百六十万円ほどの影響が出るものと思われるのでありまして、その中で一番大きなものが水道料金でございます。約七百六十万円、年間で全体でございますけれども、それぐらいの影響が出るものと試算をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第五号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、議案第五号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の五七ページ、また参考に新旧対照表は七二ページをごらんください。

災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法の施行令の規定に準拠し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付けを行うことで、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的として制定されたものでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律の施行によりまして、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことに伴い、災害援護資金の取扱いに改正があったため、条例を改正するものでございます。

主な改正の内容ですけれども、災害援護資金について、地方分権改革に関する提案や東日本大震災時等の特例等を踏まえまして、大きく三点について改正が行われております。

一点目が貸付利率について、利率を年三%以内で条例で定めることができるようになったこと。二点目が償還方法で、年賦、半年賦に加えて月賦償還が可能になったこと。三点目が保証人を付すかどうかについては、市町村の判断で条例で定めることができるようになったことの三点でございます。

それでは、具体的に条例に基づいて御説明をいたします。

第一条は目的を規定しております。同条中、同法施行令を災害弔慰金の支給等に関する法律施行令として語句の整理を行っております。

第十四条は利率を規定しております。同条について、利率に加え

て保証人について規定をし、三項から成る条文に全部改正を行っております。

第一項では、災害援護資金の貸付けを受けようとする方は保証人を立てることができる旨を規定しております。

第二項では、利率について保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間後、三%以内で規則で定める率とすることが規定をされております。

第三項では、保証人が貸付けを受けた方と連帯して債務を負担すること及びその保証債務は違約金を包含することが規定をされております。

次に、第十五条ですけれども、償還等について規定がされております。

第一項中、償還方法について、年賦、半年賦に加え月賦償還を規定する改正を行っております。第三項では、法律及び施行令から保証人の規定が削除されたことに伴い、語句の整理及び参照条項の移動に伴う整理を行っております。

附則第一項で、条例の施行の日を交付の日からとしております。

次に、附則第二項では、経過措置として改正後の第十四条及び第十五条第三項の規定については、条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた場合の貸付けに適用することが規定をされております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について

て

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第六号、西之表市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 中野賢二君」

○農林水産課長（中野賢二君） 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について、御説明いたします。

議案書の五九ページをごらんください。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成三十一年四月一日に施行されたことよって、森林環境譲与税が創設されました。これによつて譲与税が市町村に譲与され、これを基金として受け入れる必要があります。基金として積み立て、適正に管理し運用するために条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「七番 和田香穂里さん」

○七番（和田香穂里さん） この条例案条文の第一条なんですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十四条第一項各号に掲げる施策に要する費用に充てるためとあります。この第三十四条第一項各号に掲げる施策というのを具体的に教えていただきたいでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 環境譲与税の使途につきましてですけれども、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関するものについての費用でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、第五条と第六条に、第一条の目的を達成するため、市長が必要と認める事業にはという文言があるんですが、これは今おっしゃったような内容のことに使うの当たつてはという意味に解釈してよろしいんでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） そうです。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。  
本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、議案第七号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 議案第七号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

別冊、予算書の条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額について歳入歳出それぞれ一億八千八百五十八万四千円を追加し、歳入歳出それぞれ百五億三千四百五十八万四千円とするものであります。

五ページをお開きください。地方債補正であります。

第二表、上から辺地対策事業は、社会資本整備総合交付金の交付額の決定に伴う増額により辺地対策事業の対応額を該当三事業で四千六百五十万円増額し、限度額を三億九百十万万円といたしました。

次に、過疎対策事業は、事業間で調整を行ったことによる西之表市公社育苗ハウス事業補助金の皆減と西之表市農業振興公社支援事業補助金の増、小学校施設改良事業とあつぽくらんど施設整備事業の二事業は、財源の組替えを行ったことによる減額でございます。葉たばこ共同乾燥施設整備事業は、補助金の交付決定による減額、自給飼料生産拡大事業は負担金の増額、これらの合算で三百七十万円を減額、限度額を二億七千六十万円としているところでございます。

次に、緊急防災・減災事業は、県単急傾斜地崩壊対策事業の財源組み替えにより限度額を二百五十万円増額し千百万円といたしました。

た。

公営住宅建設事業は、社会資本整備総合交付金の交付決定により限度額を千二百四十万円増額し三千八百六十万円といたしました。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいものや特徴的なものについて御説明してまいります。

なお、冒頭お願いを申し上げますが、人件費等の予算については人事異動が主な要因でございますので、説明を省略させていただきますので御了承ください。

それでは、目の金額の大きいもの、特徴的なものについて説明させていただきます。

一二ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は、二千六百三十八万二千円を追加しております。こちらは二十五節積立金で、今予算の財源調整により財政調整基金へ二千百三十九万二千円、森林環境譲与税の創設に伴い四百九十九万円を追加したことなどによるものでございます。

一四ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費では、二千八百五十二万三千円を追加しています。こちらは、国の補助事業として実施されるプレミアム付商品券発行事業に対し、十一節需用費、十三節委託料、十九節負担金補助及び交付金を計上していることなどが主な要因となっております。

一五ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費では、千九百九十五万八千円を追加しています。こちらは、二十八節繰出金、説明欄に記載のとおり、低所得者の第一号保険料軽減強化の完全実施に伴い、千八百万五十万を追加したことなどが主な要因でございます。

一八ページをお開きください。

六款農林水産業費、三項水産業費、二目水産振興費では、八百七十一万円を追加しています。十九節負担金補助及び交付金の種子島の魚魅力発見事業として一千万円を追加していることが主な要因となっております。こちらは当初予算に計上しております有害水産動植物駆除事業、それから水産多面機能発揮対策事業、水産ガイド作成事業の三事業を一部の内容を見直して統合し、新規事業として実施しようとするものとなっております。

一九ページをお開きください。

三款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費では、一億一千六百万二千円を追加しています。こちらは社会資本整備総合交付金決定により、十三節委託料、十五節工事請負費、十七節公有財産購入費にそれぞれ追加計上したことなどが主な要因となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。

二款地方譲与税、三項森林環境譲与税、一目森林環境譲与税は四

百九十九万円を新規で追加しております。こちらは歳出のほうでも御説明しましたが、令和元年より交付される新しい譲与税でございます。

その下段になります。十三款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金は三千二百三十七万七千円を追加しています。先ほど歳出で説明しましたとおり、国の補助事業として実施するプレミアム付商品券発行事業の実施に伴い、事務費及び商品券のプレミアム分を計上していることなどが主な要因でございます。

九ページをお開きください。

次に、十三款国庫支出金、二項国庫補助金、六目土木費国庫補助金に五千八百五十二万一千円を追加しています。こちらも歳出で説明したとおり、社会資本整備総合交付金の決定が主な要因となっております。

その下になります。十三款国庫支出金、二項国庫補助金、七目農林水産業費国庫補助金に一千一万八千円を追加しています。こちらにつきましても歳出で御説明いたしました種子島の魚魅力発見事業の事業実施に要する三節水産業補助金、説明欄の過疎地域等自立活性化交付金の一千万円の追加が主な要因でございます。

その二つ下になります。十四款県支出金、二項県補助金、一目総務費県補助金は、一千四百四万円の追加をしています。こちらは一節地籍調査事業費補助金の交付決定によるものでございます。

一〇ページをお開きください。

二十款市債、一項市債について記載してございますが、説明の冒頭の第二表地方債補正で御説明した内容のとおりでございますけれども、三目辺地債に四千六百五十万円の追加。

めくっていただきまして一一ページ。

五目土木費に九百九十万円を追加したことなどが主な要因で、それぞれ付記説明欄に記載しております事業への充当を予定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びいたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正

予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議案第八号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第

一号）です。

予算書の条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六十八万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千四百三十一万六千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六十八万四千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金六十八万四千円の減額、歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びいたします。  
本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、議案第九号、令和元年



度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 下川昭代さん〕

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、議案第九号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）であります。

予算書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十三万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百六十三万二千元とするものであります。

補正の主なものにつきまして歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百七十一万六千円の追加は、職員の人事異動に伴う人件費及び制度改正に伴うシステム改修に係る負担金の増額となります。

六ページの下段をごらんください。

三款地域支援事業費、三項包括的支援事業・任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費の百七十七万二千元の減額は、職員の人事異動に伴うものでございます。

同じく、同項、二目任意事業費の八万八千円の追加は、介護報酬改定に対応するためのシステム改修に係る委託料の補正となります。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款介護保険料、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料の一千八百十三万一千円の減額につきましては、消費税率改正に伴う低所得者の第一号被保険者保険料の軽減強化完全実施による補正でございます。

続いて、三款国庫支出金及び五款県支出金につきましては、歳出予算補正の伴い地域支援事業交付金等の再算定を行ったものでございます。

続いて、七款繰入金、一項一般会計繰入金につきましては、歳出予算の補正に伴い、地域支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金の再算定を行うとともに、四目低所得者保険料軽減繰入金の一千万八千五百五十万円の追加は、先ほど申し上げました消費税率改正に伴う低所得者の第一号被保険者保険料軽減強化の完全実施による補正で、国からの補填分を含めた繰入額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、議案第一〇号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）です。

予算書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九十四万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千三百五万五千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書、六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費九十四万五千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金九十四万五千円の減額は、歳出の人件費補正に伴い繰入金を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、議案第一号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 議案第一号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

予算書、一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。収入の第一款事業収益を百四十九万六千円増額して四億八千七百二十九万五千円に、支出の第一款事業費を百五十一万四千円減額して四億八千二百六十五万二千円に改めるものです。

内容につきましては一三ページをお開きください。収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款事業収益、一項営業収益、三目その他の営業収益八十万円の増は、新しく給水開始となった地域における給水装置設置の

申請に係る設計審査及び完成検査の手数料を計上しております。

二項営業外収益、二目他会計補助金は一般会計からの補助金で一  
万七千円の減となっております。

三目長期前受金戻入では、昨年度取得した固定資産額の確定に伴  
い、補助金の戻入を六十一万三千円増額しています。

三項特別利益、一目過年度損益修正益十萬円の増は、不能欠損処  
理済みの水道料金を受け入れたものであります。

一四ページをお開きください。

支出の一款事業費、一項営業費用の百九十万六千円の増は、一目  
原水及び浄水費から五目総係費の人事異動に伴う人件費の増と、六  
目減価償却費の固定資産額が確定したことによる百九十一万三千円  
の増及びこの財源調整のために一目原水及び浄水費と二目配水及び  
給水費の十九節修繕費をそれぞれ百万円減額したことによるもので  
す。

二項営業外費用、一目支払い利息三十九万二千円の減は、昨年度  
借り入れた企業債利息の確定によるものです。

二ページをお開きください。

第三条は、資本的収入及び支出です。収入の第一款資本的収入の  
百四十七万九千円増額して六千四百八十八万四千円に、支出の第一款  
資本的支出を九百八十九万三千円増額して三億六百三十八万三千円  
とするもので、不足額につきましては、本文二行目末尾からの「不  
足する額二億四千二百九十九万九千円は、過年度分損益勘定留保資金

二億二千九百三十万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的  
収支調整額一千二百八十九万八千円で補填するものとする」に改め  
ます。

内容につきましては一五ページをお開きください。資本的収入及  
び支出の執行計画書です。

収入の一款資本的収入、一項出資金、一目一般会計出資金十四万  
一千円の減は、統合簡易水道に要する経費で、企業債額の確定によ  
るものです。

二項負担金、一目工事負担金百六十二万円の増は、特定交通安全  
施設等整備事業の県道西之表南種子線石堂校区の配水管移設に伴う  
補償費です。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費九百八  
十九万三千円の増は、県道西之表南種子線石堂校区の整備に伴う配  
水管布設替えと大川田川橋梁補修工事に伴う配水管布設替工事費を  
計上しております。

二ページにお戻りください。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費  
で、職員給与費を百八十一万四千円増額して七千二百五十四万九千  
円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。  
本案は予算特別委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二八、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において本日までには受理した請願・陳情書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

陳情第一四号を除く案件は、付託委員会欄のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△陳情第一四号

「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書

○議長（永田 章君） 次は、日程第二九、陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を

求める」陳情書は、馬毛島対策特別委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第一四号、「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書は、馬毛島対策特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十八日、午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時一分散会

本会議第二号（六月十八日）

本会議第二号（六月十八日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年六月十八日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

二番	小倉 初男	議員
一二番	生田 直弘	議員
一三番	橋口 好文	議員
八番	河本 幸男	議員
一五番	渡辺 道大	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、小倉初男君の発言を許可いたします。

〔二番 小倉初男君登壇〕

○二番（小倉初男君） おはようございます。小倉初男でございます。

先日、市民会館で先行上映された「ライフ・オン・ザ・ロングボード」の映画を私も見に行きました。先日、市長が所信表明の中で話されました九百名の中の一人であります。よか映画でした。スクリーンに映し出された海の青さ、自然のすばらしさ、種子島は本当にきれいな島だなと島のよさを改めて思ったところでした。この映画が日本中で世界中で上映され、一人でも多くの人たちがこの種子島を知り、訪れてくれることを願っております。自分自身も人との触れ合う機会を大切にしながら、今後の人生をこの地で生きていこうと自分に言い聞かせたひとときでもありました。

それでは、通告書に従い質問いたします。よろしく願います。

まず最初に、市道・農道の維持管理について伺います。

市道・農道の補修・改修工事が必要な道路がどのくらいあるのか。以前からこの件については何度か一般質問で取り上げたこともあり、また、同僚議員からも、でこぼこ道路の改修として取り上げられました。路肩が何メートルもひびが入り、低くなっている場所も見受



けられます。所管課から見て明らかに危険、補修が必要だと思われる箇所が何カ所程度あるか、どのように把握しているのか、お答えをください。

以下については質問者席より行います。

〔建設課長 古田一男君〕

○建設課長（古田一男君） それでは、お答えいたします。

市道・農道の維持管理は建設課で行っておりますので、建設課でまとめて答弁させていただきます。

市道・農道は、道路の定期点検を実施し、補修が必要な箇所はその都度補修をしております。また、市道・農道とも、市民からの補修の要望や情報提供があった場合には、現地を確認し、事故が起きないように速やかに補修等の対応を行っております。平成三十年度実績で、市道・農道合わせて補修箇所は二百四十三カ所になっております。

また、改修工事でありますけれども、現在集計しておる改修工事、すなわち維持工事等ですけども、必要な箇所が市道・農道合わせて百三十五カ所あり、優先順位を考慮し、計画的に改修工事を実施していきたいと思っております。

以上です。

○二番（小倉初男君） 市道・農道がまだ改修・補修が必要な箇所は百三十五という御答弁でございましたけども、本当に市の全体見回しても、市全体から見ても、大分傷んだ箇所が多いのではないかと

など思います。引き続きよろしくお願いをします。

次に入ります。

近年における補修・改修工事を行ったのは何カ所あるのか、御答弁をお願いいたします。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

市道・農道の補修実績は、平成二十八年度二百七十九カ所、平成二十九年二百三十二カ所、平成三十年二百四十三カ所でありますが、毎年二百カ所以上の補修箇所が発生しております。

また、改修工事・維持工事等は、市道・農道合わせて、平成二十八年度二十二カ所、平成二十九年十六カ所、平成三十年十一カ所を行っております。

以上で説明を終わります。

○二番（小倉初男君） ただいま補修工事を行った場所、やはり二百を超しておると。二百四十から二百七十。そのような中で、全体的にもやはり相当数傷んでおるということを認識いたします。予算の都合上難しい面もあるかと思えますけども、道路に関しては交通事故等の心配もされます。引き続き今後とも努力をしていただくようお願いを申し上げます。

ウに入ります。

陳情・請願で採択されたものの、まだ着工されていない場所、道路等の今後は計画をどのように進めていくのか、お示しくください。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

まず、建設課分ですけれども、市道整備に係る陳情・請願は二十三件あります。その中で未着手の場所は五カ所ございます。今後、補助事業の活用などを検討しながら、事業化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

農道整備に関する陳情・請願ですけれども、今現在一件あります。

これについては、今後、県営中山間事業で実施する予定になっております。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいま請願・陳情のうち、二十三件のうち、まだ工事がされてない箇所が五カ所ある。それをまた補助事業等も活用しながらということでございますけれども、請願・陳情のあった箇所については、それぞれ市民、校区よりの請願であろうかと思えます。ぜひとも早目に着工するようにお願いをいたします。

エに入ります。

中山間事業を活用して、農道の整備やミニ団地造成の事業は今後も取り組むことができるのかということですが、お伺いいたしますけれども、基盤整備事業に取り組んでいない校区はどうしても取り残されていくような気がいたします。農道整備のみの事業だけでも進めてほしい。遊休農地の解消にも、まず、四メートル幅の道をどうしても進めてほしい。これが希望であります。

ミニ団地の造成につきましても、新規の作物、またハウス栽培、輸送園芸を取り入れることが可能な場所も多いはずで、農家の

方々も高齢化し、周りを見ても六十五歳から七十五歳の年齢層が多く、年金だけでは食っていけない現状があります。農業所得の向上に向けて、ミニ団地造成もぜひ進めてほしいと要望いたします。

中山間事業を活用して、農道の整備やミニ団地造成の事業は今後も取り組むことができるのか、取り組めるのか、御答弁をお願いいたします。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

県営中山間地域総合整備事業西之表創生地区での農道整備・圃場整備についてですが、今後の取組みとして、令和六年まで計画しております。農道整備が十五路線、圃場整備が六団地計画されております。

以上です。

○二番（小倉初男君） やはり農家のこの大きな基盤整備が進んでいないところは、自己資金で畑、田んぼ等を整理しているわけですが、どうしても、どうしても畑の規格自体がでこぼこというか、ひょうたん状になったりということ、非常に効率が悪い。今のさとうきび作付にしても、でん粉芋等の普通作等の作付にしても、もう今では能率が上がるようにということ、周りの枕畝はつくらないで中のほうだけとか、周りを効率的な、機械の効率のことを考えてつくらない農家の方も増えております。どうしてもやはりきちっとした整備が必要だと思えます。遊休農地を減らすためにも、やはり農

家の所得向上に向けても、ミニ団地もやはり取り組んでほしいなど強く要望いたします。

私の住む野木平地域では、二カ所のミニ団地と一本の農道を整備してもらいました。車も走りやすく、また農家の方々もとても喜んでおります。ぜひともこの事業を進めてほしいと思います。

次の質問に入ります。オに入ります。

市道脇払いが三班作業体制になってからの作業の進み具合についてお伺いいたします。

市道脇払いで市民からの要望が強いのは、道路脇の立ち木、枝切り等の作業であります。三班体制になり、作業は二班体制と比較して作業の効率アップになっているのか、現在の状況をお願いいたします。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

今年度より市道伐開作業を三班体制で実施すべく、最低限必要な臨時職員の人員を六名とし、平成三十一年一月より募集を行ってきたところがあります。しかし、現在のところ五名しか確保できず、三班体制をとることができていない状況であります。今後も継続して募集を行い、雇用でき次第、三班体制にて作業等を実施したいと思っております。三班体制にすることで、地域から要望の多い高枝の伐採等、速やかに対応がとれるものと思っております。

○二番（小倉初男君） 六名を、臨時職員の六名の採用ということ

で募集をかけたところが五名しか入っていないというお話でございますけれども、引き続き、そこにこの一名を本年度募集していくということでございますか。一名だけということですか。

○建設課長（古田一男君） とりあえず六名で三班体制がとれますので、もう一名、今五名で行っておりますので、一名増加して六名体制にして、それから三班体制を持つていこうと思っております。

○二番（小倉初男君） 募集については継続して行っているということですが、速やかにやはり臨時職員ということでは作業できればと思うところです。私個人的に思うには、バケット車を持つている事業者さんと連携をとり、委託作業にも出しながら、大がかりな作業を年内の前半でしたほうがよいのではないかなと考えるところです。ぜひともこの問題もまた今後検討をお願いいたします。

参考までに教えてください。臨時職員の中に、このバケット車の操作ができるというか、免許を持った方がいるのか。そういう方があれば、またリース等でバケット車の借入れとか、リース等ができるんじゃないかなということも考えられますけども、そこらあたりの説明をお願いいたします。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

現在雇用している五名の中に、バケット車の操作資格を持っている職員がいっぱいいます。それで、今予算的にも高所作業車の借上げ料等を組んでおりますので、今後、その地域からの要望に対して細やかな対応ができるものと考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） やはり集落の市道・農道の脇払い等についても、軽トラックの上に乗りながら高いところに落とすために作業したりとかいう危険なこともしながらと。それでもやはりこう高いところには手が届かない状況にあり、大型車とか、また重機等を積むサービスカー等の高い車が枝をこさぎながら走る状態というのが、非常に危険な状態ではないのかなと思うところです。ぜひともこのバケット車についての事業者との連携等も、委託等も考えられないのか、御検討をお願いしたいと思えます。

次の質問に入りますけども、河川の維持管理についてお伺いいたします。

河川のヨシやごみの除去、土砂の取り除きは市内で年間どの程度行っているのか。できれば、業者委託していると思うんですけども、何業者ぐらいいるのか。国上校区の桜園川は、ヨシが川全体に広がり水の流れが悪くなっております。桜園川と湊川の作業を一年置きに交代でやっているとのことですが、桜園川のヨシの除去作業、一年置きの作業で距離にしたらどのくらい取り除いているのかという御答弁をお願いいたします。

○議長（永田 章君） これ小倉議員、アとイともう一緒に答弁していいですかね、この質問であれば。

○二番（小倉初男君） いいです。はい。お願いします。

○議長（永田 章君） じゃあ、課長、アと一緒に、答弁お願いします。

す。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

今、桜園川、また湊川のヨシの撤去作業については、一年置きに交互に業者をお願いして作業しておりますけれども、結構根のほうまでとって土砂と一緒に撤去することになりますので、余りその延長的に数十メートル程度しか進んでいかない状況になっております。またそのほか、年に数回維持作業班を入れまして、刈り取り等行っておりますけれども、今度はその人海戦術での取り出しになって、なかなか作業が進まない状況になっておりますので、重機等の借り上げ等を利用しながら、地域の要望等にもお答えできるようにしていきたいと思っております。

○二番（小倉初男君） 委託業者については何業者ぐらい。

○建設課長（古田一男君） 今現在、委託というか、重機借り上げ等でやっておりますので、今行っているのは二社程度になっております。

○二番（小倉初男君） ありがとうございます。

ヨシの除去作業については、土砂、また、ただいま課長から話がありました、ヨシの根元まで取り除いていると。そういうことを考えて作業の中を考えると、余り距離が延びないという話でございませうけれども、根元まで取り除いてくれるのは非常にありがたいと思っております。予算の都合上、距離が延ばさずというか、河川の上から下まで作業が終わるころには、また最初の取り除いた部分が元に戻

り荒れてしまうというのが現在の状況であります。やはり距離をどうしても延ばしてもらいたい。ヨシに限っては上部だけ、上部だけを草払い機等で払いながら、重機で持ち出す作業だけでもしてもらえたら、今ほどの荒れ方はしないのではないかと考えます。

桜園川は集落内を通っております。平成十三年度の水害では民家の床上浸水もあり、大変な被害を受けました。国上校区に限らず、河川の管理は大変重要な課題であります。災害はいつ起こるかかわらない。しかし、必ず起きます。市道・農道・河川などの維持管理費の思い切った増額は組めないのか、市長にお願いいたします。市長の維持管理費の増額についての考え方を聞かせください。

○議長（永田 章君） これは小倉議員、河川の管理維持費ですよね。

○二番（小倉初男君） そうです。

○議長（永田 章君） 河川に関する。

○二番（小倉初男君） はい。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

河川の管理については、災害時の増水等の危険があることから非常に重要であると考えております。市といたしましても、今後も継続して、住民の皆さんの情報等もいただきながら、また県など関係機関と協力しながら、維持管理に努めていきたいと考えております。予算の点につきましては、可能な限り確保してニーズに答えてい

きたいと考えております。

○二番（小倉初男君） 限られた財源による予算配分、大変かと思えますけれども、ぜひともお願いしたいと。特に集落内を通っている河川については、住民の不安を取り除く意味でも、ぜひとも力を注いで支援をしていただきたいと思うところで。

次の質問に入ります。

件名の二に入ります。墓地のあり方について。

市で管理している中央墓地公園の現在の利用状況と今後の需要見込みについて伺いいたします。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 市が管理している中央墓地公園の現在の利用状況と今後の需要見込みについてお答えします。

中央墓地園地については、現在五百二十四区画あり、そのうち使用許可済みが五百二十二区画、あきが二区画となっており、今後空き区画に対して公募を行っていきます。

で、需要につきましては、過去三年間で七十一区画の募集に対して五十一名の応募があり、九名が辞退となっており、今後とも需要が供給を上回る見込みは低いと考えられています。

○二番（小倉初男君） この中央墓地公園内に、現在の広さの中で、不正規等の区画をもう少し広げ、不正規でも正規でもいいんですけども、そういう区画をまた増やすという広さというか余裕は全くないのですか。ここらあたりをお願いいたします。

○市民生活課長（川畑利昭君） 現在のところですね、先ほども答弁したとおり、いわゆる需要が供給を上回ることがないということなので、区画を広げようという計画は今のところ考えておりません。

○二番（小倉初男君） 需要が少ないということでございますけれども、実際には、後ほどまた話しますけれども、やはり皆さんお寺に預けたりとか、個人でまた家庭におさめたり、そういう方々もたくさんいるわけです。実際に抽選をして、例えば、その区画を買い取る経済的な余裕がないと。そういう方々も多いと思うんですよ。そういう人の中で、やはり希望する方々は多いと見ていいんじゃないかなと思っております。

二番目の現在、無縁仏の納骨堂の埋葬数と近年の発生状況はどうなっているのか、お聞かせください。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 中央墓園墓地にある無縁墓地への埋葬の状況について御説明をいたします。

埋葬の件数は三十七件となっております。近年の埋葬状況については、本年のお預かりは今のところございません。直近の五年間では、平成二十六年度二件、平成二十七年度は該当がございません。平成二十八年度三件、平成二十九年度及び平成三十年度は該当がございませんでした。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいま説明中では、三十七件、三十七柱

が納骨されておるといってお話でございますけれども、今後どのくらいの納骨ができる、この納骨堂のスペースはあるのかということですが、無縁仏はどのような状態で保管されている。保管場所が手狭になった場合の最終的にはどのようにするのか、そういう取り決めがあるのかということ。例えば、十年、二十年置きにはもう遺骨をまとめて合葬するとか、そのような取り決めがあるのかということをお聞かせください。

○福祉事務所長（下川法男君） 今後の対応についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、直近の五年間で見ますと、五年間で五件ということで、年間一件程度の平均というふうに考えております。骨つぼの大きさにもよりますが、一般的な大きさで、あと八件から十件程度の納骨の場所が今現在でございます。また、納骨堂内に納骨をさせていただく棚の増設のスペースもまだございますので、現状の形態で保存していても、まだ十年以上は納骨が可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） もう一つ聞きたいのが、年数的に古い遺骨もあろうかと思うんですけども、年数で埋葬し直すとか、そこらあたり取り決めというか、十年、二十年後にはもう合葬してとか、そういう取り決めがあるのかないのかということをお聞かせください。

○福祉事務所長（下川法男君） お答えいたします。  
要綱に基づいて保管をさせていただいておりますけれども、無縁墓

地の管理要綱の中には特にそのような規定がございません。で、福祉事務所としまして、市としてましても、今のところ合葬をしたりとかということを用意はしてない状況でございます。

○二番（小倉初男君） わかりました。

三番目に移ります。

墓地公園内に合葬墓の整備を進める計画はないのか、お伺いいたします。

というのは、無縁仏じゃなくて、私の知ってる人で、夫の葬儀は済ませたものの、納骨する墓所を持たず、八年間になります。ただ自宅に遺骨を保管しているということです。本人も八十二歳の高齢で、先々どうしたものかと話しておられます。全国的に見ても、核家族や高齢化によつて墓の継承に悩む人が増えてきているとテレビや新聞等でも報道されています。ここ西之表市においても、ＩターンやＵターンの定住促進も進められています。さまざま理由で墓を持たない人のために、墓の問題に取り組むことも必要かと考えます。

さらにつけ加えますと、私の地域でも墓じまいをする人も出てきました。また、何代も前からの遺骨を誰が見ていくのかと。先々子や孫がいないと不安に思っている方もおられます。市内のお寺に遺骨を預けている方も相当数あるようです。しかしながら、一月の保管料というか、そういうのも納めながらしているようです。お寺のほうでも、また納骨堂も考えたりも、そういうお話も聞くんですけ

れども、敷地とかそういう面がとても難しいということで、お寺の一室に保管している状況のようです。

安心して遺骨を預かってくれる公営の施設があればどんなにか心強いかと思うところでもあります。遺骨を預かってくれる共同納骨堂、行く行くは合葬墓としての施設はできないのか、お伺いをいたします。お願いします。

○市民生活課長（川畑利昭君） 合葬墓について、本市内では一般である長屋形式の共同納骨堂として、まずお答えいたします。

中央墓園墓地は、昭和四十九年四月一日から永代使用権として分譲を開始しており、これまで一区画一使用権として供給し、管理をしていたいております。で、合葬墓に関しては、本市では地域墓地内にある共同納骨堂形式が一般的ですが、政教分離の原則もあり、いわゆる管理者がいなくなった場合の対応・対策が、いわゆる困難であると考えられております。で、市営墓地は中央墓園墓地、大野崎墓地があり、現在二十三区画のあきがあります。で、今後不足が見込まれる場合には、市営墓地の区画増設を検討いたします。で、無縁墓地形式の計画については、先ほど福祉所長がですね、述べたとおりだと思っております。

○二番（小倉初男君） 県内でも、鹿屋市とか指宿市でも無縁遺骨対策をとっておられます。納骨堂をつくっておられます。滋賀県の彦根市、また滋賀県の野洲市でも、合葬式の樹木葬墓の開設とか、そういうものも進められております。つくり方についてはいろいろ

の方法があると思いますけども、現在の無縁仏の納骨堂とくつつけた形での施設でもよいと私は個人的には思うんですけども、そういうことはやっぱり考えられないものなのか。家で遺骨を抱えている人の分だけでも、宗教を問わず預かることができる共同納骨堂がぜひとも必要かと思うんですけども、そこらあたりの考え方についての行政側の御答弁を、考え方をお願いいたします。

○市民生活課長（川畑利昭君） 無縁仏についていいですか、いわゆる仏教における、いわゆる永代供養権についていいところも含めた、いわゆる無縁墓地についてこの計画については、先ほども述べたとおり、今までの中央墓園墓地等の、まだ大野崎墓地にしても空き区画がありますから、まずそのほうで、いわゆる増設並びにその募集をかけてですね、そつちのほうを進めてから、先に、いわゆる検討したいなというふうに考えております。

○二番（小倉初男君） 私も先ほども申しましたけれども、やはりそういう区画された、整備されたところの中に納骨堂を個人的にくるとするのは百万円以上かかります。そういうことも含めて、やはり募集というか、そういうのを持ってないそういう家族の方が多いということも現実であります。公営では難しいかも、この永代供養墓でなくても、誰でも宗教を問わない、墓地を持たない方々が誰でも納骨できる納骨堂という形で、無縁仏の納骨堂と同じような考えの中での納骨堂を、そういう形を公園の中でも考える時代に入ってくるんじゃないかなと私はそう思うところです。

現在のさまざまな社会事情によって必要とされる墓所の形態だと、公営の合葬式の墓所は増えていくだろうと。そういうのがやはり必要だということも新聞にも載っております。やはり宗教を問わない、墓地を持たない方々、不安に思ってる方々、市民の方々の悩みを解消していくのが行政ではないのかな思うところです。納骨できる共同納骨堂、行く行くは合葬墓建設に向けて前向きに検討してくださることをお願いいたします。揺りかごから墓場まで、優しい市の行政の支援を望みたいと思います。

それでは、件の三、あつぼくらんどの施設整備について。

あつぼくらんどは、全体面積約七十三ヘクタールもの広大な敷地があります。総事業費四十七億六千八百四十九万円をかけて整備された施設であります。休日にはたくさんの子どもたちも集まるあつぼくらんど。この自然に恵まれた広大な敷地は、子どもたちの遊び場であり、市民の憩いの場となっております。近年ではゴーカート乗り場が遊具広場に移転し、子どもたちもお一層楽しめるようになっていきます。春には桜も咲き、子どもたちからも、じゃぶじゃぶ池に行きたいとか、長い滑り台が楽しいという声も聞こえてきます。一つ目の質問です。

遊具広場にあるじゃぶじゃぶ池の休憩所が老朽化し、長期間ロープが張られたままになっています。日よけの少ないあつぼくらんどでは重宝されていたように思いますが、いつごろ補修ができるのか、お伺いをいたします。お願いします。



○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

現在、あつぼくらんど遊具広場内のじゃぶ池前にある休憩所の木製ベンチ及びテーブルについては、シロアリの被害を受けており、昨年より安全を確保するため、修理ができるまでの間、使用禁止としてロープを張って立入禁止にしております。今現在、じゃぶ池のオープンの予定を学校の夏休みが始まる七月二十日としておりまして、オープンに合うよう、現在補修を行っております。

○二番（小倉初男君） ぜひとも夏休み前には完成してほしいと思うところです。

二つ目の質問です。

昨年、子どもたちが水遊びを楽しんでいたときに、池の中のスライダー着水地点がコンクリートのため、手足をすりむいたという話を耳にしました。そのときだけでも数人の子どもがけがをしたとのこと、すりむいたということです。見かねた保護者が管理人にお願いし、シャワー室のマットを応急的に着水地点に敷き、遊ばせたいということです。

大人気のじゃぶ池なので、水遊びシーズンに入る前に、この点も塗装やマットを敷くなどの安全面に配慮した対策をぜひお願いをしたいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

じゃぶ池のウオータースライダー着水地点でけがをしないよう、昨年度、一部のマットを敷いて対応してきております。今年度は、そのマットを敷く面積をさらに広くして、子どもたちがけがをしないよう対応していくことしております。また、子どもたちが安全に遊べるよう、じゃぶ池に適したマットの材質等の検討を行い、全面に敷くことが可能であるか、今後検討してまいります。

○二番（小倉初男君） ひとつよろしくお願いいたします。

子どもたちの遊び場、子どもたちの思い出というのは、大人になる人間形成の中でとても大事な時期だと思います。あつぼくらんどの中、種子島の印象を子どもたちの小さいうちに、この中で遊んだすばらしい思い出をつくっていくためにも、整備がやはり必要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あつぼくらんどは、名前のとおり、みんなが遊べるすばらしい施設です。今後ともこの施設を有意義に活用できるようになってくれることを願っております。

平成十一年度、今から二十年前のあつぼくらんど整備事業のメッセージの中の一文を紹介して、私の一般質問を終わりたいと思います。

メッセージ。この緑豊かな自然の中で、年齢も職業も性別も住まいも国籍も異なるあらゆる人たちがたくさん出会うこと、そして、交流の輪を広げていただくと心を心から願っています。さあ、

みんなであつぽよ。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で小倉初男君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時五十分ごろより再開いたします。

午前十時三十八分休憩

午前十時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。生田直弘です。よろしく願ひいたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目は、情報通信技術を使った遠隔地教育と人材育成についてであります。

本件については、人情の温かさなど、この地域に住む人の心の豊かさは受け継いでいきながらも、時代の変化に対応し、この地域の人づくりをしていく上で重要な政策であると考えています。ついては、平成二十九年第三回、平成三十年第二回、第三回定例会におい

て指摘・要望しているインターネット等を使ったICTと呼ばれる情報通信技術を活用した遠隔地教育や人材育成に係る一般質問と答弁を受けて、以下、通告書の順番に従って具体的な説明を求めたいと思います。

これまでの答弁では、市内の小学校と島外の小学校とをインターネットでつないだ授業研究や鹿児島大学との連携を通じた教員研修等によって、児童生徒や教職員のICT活用能力の向上とICT環境の整備等、できるだけ経済的負担を少なくしながら、より大きな効果が得られるような方向で考えていきたいとの旨の内容であったかと整理しています。

まず一つ目、目標に対する現在の進捗について説明を求めます。

以下は質問席からお尋ねします。

「学校教育課長 内 健史君」

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

情報通信技術、ICTを活用した遠隔地教育や人材教育について、これまでの取組みとしましては、インターネットによるテレビ会議システムを利用した島内及び島外の学校をつないだ遠隔合同授業や教員研修を実施しております。さらに、昨年度、七校の学習用パソコンの更新に合わせてタブレット型端末を導入し、授業でも活用できるようにしているところです。特に今年度は鹿児島大学から機器を借用し、全ての小学校でテレビ会議システムを利用した授業や合同研修等を実施することとしております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明よくわかりました。ありがとうございます。  
います。

二つ目の二の課題と成果についてお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（内 健史君） 課題と成果でございます。

まず、成果から述べます。

これらの取組みに対しては、いつもは一緒に学べない人たちと授業をするのは楽しい、もつといろいろな交流をしてみたいという児童の声や、時間をかけて移動せずに児童の学びや研修の機会を広げることができる、いつでもテレビ会議を使えるようにしてほしい等の教員の声が寄せられており、我々としても効果を実感しております。

一方、ICT活用能力を高める研修の機会がもつと欲しい、タブレット型端末やテレビ会議システムをもつと活用できるようにしてほしいという学校からの要望も寄せられており、教員のICT活用能力の向上、そして機器の整備が課題であると感じております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明わかりました。ありがとうございます。

今の御答弁のICT能力ですね、向上に向けての研修機会をもつ少し欲しいというような御答弁でございますけれども、こちらにつきましては、先日、熊本県の先進地に視察した際にですね、やは

りですね、導入してからしばらくは、ICTを使うことになれていない教員が出てくるという課題があるようでした。この課題につきましては、情報支援員をですね、配置して、うまく軌道に乗せているという話があったことをこの場で共有したいと思えます。実際の運用が本格化していく際にはですね、この部分のこともぜひ検討いただきたいと思います。

こういった支援員のところの配置についてですけども、こういった点についてはいかがですか。

○学校教育課長（内 健史君） 支援員につきましては、県下でも複数の自治体で導入されていると伺っていますが、まず予算の確保が必要であること、何よりも適当な人材の確保が課題であると考えております。支援員のあり方については、今後研究してまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。御答弁ありがとうございます。

私自身はですね、こうしたインターネットを通じた交流やICTによる授業に全てを置きかえていくのではなく、実際に子どもたちが同じ場所を共有し学習すること、そして、授業全体の質を上げていく補完的な位置付けが大切であると考えており、この点につきましては、先日、当市に教員研修の講師として来られました鹿児島大学大学院教育学研究科の山本准教授とも意見の一致を見たところであります。引き続き、無限に秘められた子どもたちの可能性を十分

に引き出すような推進を図られますようお願い申し上げます。

それでは、三番目の質問に移ります。

進捗や課題、そして成果に対する評価はどのようなものなのか、お聞かせください。

○**学校教育課長（内 健史君）** 先ほども述べましたとおり、まだ全体的に取り組んでいるというわけではありませんが、取り組んでいる学校では確実な効果が上がると考えております。これらの成果・効果を確実に広げ、そして課題を解決するための手だてを着実に進めてまいりたいと考えております。

○**一二番（生田直弘君）** ありがとうございます。

昨今、働き方改革で現場の生産性の向上が求められております。一方で、国の方針では、来年、二〇二〇年から、現在五、六年生がしている外国語活動を三、四年生がすることになり、五、六年生は英語が正式教科になるとのことです。私たち、また先生方が義務教育を受けたときは全く異なる状況になっておりまして、英語教育については、四技能あるリスニング、スピーキング、ライティング、リーディングの習得が子どもたちにはこれから求められ、先生方も自身のスキルに関係なく知識や技能を教えていかななくてはなりません。教科として小学校に外国語がカリキュラムに入ってきている以上、こうした変化へ学校現場も対応していかなくてはならないわけですが、聞く、話すという音が学習要素として大切になる教科などには、そのままネイティブの音声を出せるICTの利用は学習効果

が高く、また、現場の先生の負担が軽減されるという点についても山本准教授と意見交換をさせていただき、見解を同じくしたところでございます。

どんなものでも技術は使うことでその有効性が評価され、いろいろな負担軽減や課題解決のアイデアが発生してくるものかと考えますが、（四）評価を踏まえた今後の取組方針と対応はどのようなのか、具体的な説明をお願いいたします。

○**学校教育課長（内 健史君）** 今後は、今年度鹿児島大学から借用した機器を市単独で整備して、ICTによる遠隔授業をさらに推進するとともに、タブレット型端末の導入を進めるなど、ICT環境の整備を進めてまいります。

また、機器の整備と並行して、教職員のICT活用能力の向上も必要となることから、現在も実施している鹿児島大学から講師を招聘しての研修会をさらに拡充するなど、その資質向上にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○**一二番（生田直弘君）** 本件は、先ほど申し上げましたとおり、西之表市の人づくり政策であります。時代が変わっても残していくべきもの、変えないほうがよいものと環境の変化に適應していくべきものがあります。そして、離島や遠隔地にいてもきちんと変化に対応し、本土と全く遜色のない学習環境を西之表市でつくることのできれば、子育て世代の移住・定住にもつながっていく政策である

と信じております。

つきましては、この情報通信技術をうまく使いこなすことで、離島や遠隔地であることが西之表市においては何のハンディにもならないような教育環境の整備を推進して対応いただきたいと思います。が、当局の見解、お願いできますか。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） おっしゃるとおり、そのICTの活用は、離島、あるいはその小規模のハンディを克服する上で大変に有効な手段だと考えております。これはまた最終的には、その活用能力の育成がメインになってくると思いますけども、機器の整備をした上で、その活用能力の向上を図っていききたいと考えております。

さらにまた、議員おっしゃるとおり、それが万能であるという点ではありませんから、本市が持っているよさ、あるいは伝統文化、そういったものを総合しながら、そういった不易の部分を、委員おっしゃるとおり、大事にして根幹に据えながら、また、具体的なハンディをそういった機器によって克服していくと。そういう事業を展開していききたい、そういう教育を展開していききたいというふうに考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願います。

それでは、二番目のテーマの質問に移りたいと思います。

企業や研究機関等の誘致についてですが、平成二十九年第二回、

第三回、平成三十年第一回、第三回定例会における地域産業振興に資する企業・研究機関等の誘致活動に係る一般質問と答弁及び第六次長期振興計画を受けて、雇用の確保や地域産業振興の観点から、以下、通告書内の順番に従って具体的な説明を求めていきたいと思っております。

一つ目、目標に対する現在の進捗について、誘致できた件数と業種、新たに期待される雇用数を含めてお聞かせください。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） 目標に対する現在の進捗につきまして、お答えをいたします。

本市の企業誘致につきましては、光ファイバー網など高速インターネット環境を生かした業種のほか、学術的な研究活動に関連した研究機関などの誘致を図っていくこととしております。

昨年度の誘致の実績としましては、件数で一件、業種は経営コンサルタント業及び電気業となっております。具体的には、東京都内で新たに新電力販売事業に進出することに伴い、本社の業務全般を担うITのバックオフィス事業所を本市に設置しております。雇用者数につきましては、現在二名の地元雇用が継続されており、今後も随時拡大していく計画であると伺っております。

さらに、新たな動きといたしまして、今年度、海外販路開拓支援と人材紹介の事業を展開する企業が本市に事業所を設置する予定でございます。これは本社及び海外支社の後方支援業務を行うバック

オフィスとなっており。あわせて立地協定に向けた協議も行ってるところでございます。

一方、研究機関等の誘致につきましては、これまで大学連携などのつながりから各方面に打診を行っておりますが、現在のところ具体的な誘致には至っておりません。引き続きあらゆるネットワークを生かして可能性を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

いろんな可能性と地域の持っているインフラ等がですね、うまくつながり始めて、一件でもつながって、またさらに二件つながっていくような状況でございますので、ぜひとも推進よろしく願います。

追加、ちょっと流れでお聞きしたいんですけども、平成三十年第一回の定例会では、宇宙関連産業の誘致について、次の三つの誘致活動が答弁の中で示されました。一つ目、庁内若手職員による検討チームにおいて提案された県と連携した国への要請活動や情報収集と、二つ目、IT・ICTを活用した企業立地の協議が複数進んでおり、関連企業を巻き込んだ集積化を切り口に打診していく、三つ目、かかわりある企業や大学連携のつながりを生かして宇宙関連産業の誘致活動を進めるといような答弁を平成三十年第一回の定例会でいただいておりますが、このあたりの進捗はいかがですか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 県と連携いたしました宇宙産業の

誘致でございますけれども、これにつきましては、県の宇宙産業開発促進協議会というのがございまして、今年度も開かれておりますが、その国への要望の中で、種子島であったり、内之浦であったり、そういう射場のあるところの地域に対する宇宙関連産業の誘致が要望の中に盛り込まれておりますので、そういったところで連携して、今動いてるところでございます。

また、ITとかICT化につきましては、先ほど申し上げたような、宇宙関連とは直接関係ございませんが、そういった企業誘致につながっているのと、今後は衛星が持つデータを活用した企業の方々のちよつと接点も今ございますので、具体的には、そういった中で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、大学連携につきましては、今年三月に宇宙をテーマにしたシンポジウムを本市で開催させていただいております。その関係で超小型衛星の第一人者である東大の教授の方もいらっしゃいますので、そういった方とまた今後接触を図りまして、例えば、宇宙のベンチャー企業とか、そういったところのまたつながり、そういったのを持っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 進捗わかりました。ありがとうございます。

宇宙関連産業の有効性につきましては、これまでの定例会で当方としましても提案してきておりますので、市当局としてもですね、

検討していただいていることかと思しますので、引き続きお願いしたいわけですが、ここで一つ好事例をですね、共有させていただきたいと思います。

平成三十一年三月二十六日に小型ロケット発射場誘致が決定されました和歌山県串本町では、この誘致が成功したことにより、地元経済への波及効果は十年間で六百七十億円と試算されているようです。この小型ロケットの分野につきましては、先ほど課長が答弁されましたとおり、東大の先生とかが得意にされている部分だと思っておりますけれども、今後ますます拡大していく業界ですので、串本町より地理的にも優位にある西之表市がですね、例えば、西之表市の東海岸を使ってやればですね、非常に有効であると思っております。当市においても地元産業の振興につながっていくと強く考えますので、ぜひとも推進のほうしつかりとお願いいたします。

それでは、(二)の課題と成果についてお聞かせください。

○**経済観光課長(岩下栄一君)** 課題と成果につきまして、お答えをいたします。

企業誘致の課題といたしましては、主に三つあると考えております。一つ目は、雇用面での人材不足という点です。人口が減少する中で、働き手の確保が難しいということが挙げられます。二つ目は、事業所や住宅等のインフラが不足しているという点でございます。企業側としましては、なるべく初期投資を抑えながら事業を展開したいという意向もある中で、これに見合う物件が少ないという状況

がございます。三つ目はマッチングです。企業側にとって離島という環境でもメリットがあると判断した場合に進出が決定されることになりませんが、そうした機会やタイミングにうまく行政側がかかわり、支援できるかどうかという点でございます。

一方、成果といたしましては、先ほど申しましたように、本市が目指す方向性として、豊かな自然や風土など環境のいい中に光ファイバー網など高速インターネットも生かした誘致活動に取り組んでいるところがございますけれども、一昨年度からは、企業立地による優遇制度のほか、雇用機会拡充事業等の補助金も後押しとなり、少しずつではありますが、実績につながっているとございます。以上です。

○**一二番(生田直弘君)** わかりました。ありがとうございます。

今課題等ではいろいろ三点ほどお聞きしましたけれども、成果も多少あるということですが、今の事例の中でですね、ちょっと突っ込んだとお聞きしたいんですけども、進出してきた企業は、民間の営利事業として経済合理性以外にどのようなメリット、よさというのを感じて離島である種子島に位置する西之表市に進出しようと考えたのか。我々にとつては、そのことを知り得ること、それ自体も次のヒントになる成果であると考えますが、何かもし企業側から聞かれていることがあればお聞かせいただけますか。

○**経済観光課長(岩下栄一君)** 企業側としましては、一つは、先ほど申しましたとおり、自然環境とかそういうところが豊かであ

るところがあるかと思えます。また一方では、人材という面では、都会のほうですと、今例えば、賃金とかそういったところがかなり上がってきておりまして、そういった意味では、まだこういった種子島の場合は、都市部に比べまして人的な部分のコストが抑えられるというところがメリットであるというような意見も聞いているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。説明よくわかりました。

誘致しようとする企業等のニーズは似ている側面があるかと思えますので、今課題も挙げられましたけども、それはこの今来られている業種、企業だけではないと思います。実際に行動して得られた結果を分析しながら、照準を合わせていかれますようお願いいたします。

加えてですね、これまでの定例会の中で、GPSを活用した無人バス、無人農機、防災シミュレーション等のプロジェクトを想定し、プラチナ社会実現関連事業で連携している京都大学を通じて、種子島の先行的実証を打診してるとの答弁を受けておりますが、そのあたりの成果はいかがですか。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

京都大学につきましては、今農業面でスーパー安納いもと言われる部分の農産物のブランド化の部分について、いろいろと連携をさ

せていただいているところです。その中では、今GPSの部分はございませんけれども、情報解析というところでAIを活用した、そういった意味での、いろんな意味での栽培から品質にかかわる分の最適化の部分で農業面とあわせて検討いただいているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

今連携している京都大学の加納先生ですかね。加納先生につきましては、情報分析のところが非常にお得意だということで、こういった無人バス、無人農機につきましても、当然データの解析を使った形でのその進め方が非常に専門性が高いということなので、ぜひともそのあたりのですね、連携を図られまして、農業推進のほうにもですね、生かしていかれますよう、ぜひともお願いいたします。

それでは、次の質問に対する答弁を求めたいと思います。

(三) 進捗、課題、成果に対する評価についてお聞かせください。  
○経済観光課長（岩下栄一君） 進捗、課題、成果に対する評価についてお答えをいたします。

進捗といたしましては、先ほど説明させていただきましたとおり、一定の成果は出てきているものと考えております。

また、島外から進出を検討する企業の中には、事業所や従業員宿舍などの確保といった課題もあり、そういった課題への対策といったしまして、今年度から市の単独事業である企業活動支援事業の補助金要件のほうを、市内事業所だけでなく、市内に事業所を設置しよ



うとする島外の企業も対象とするなど、見直しを行ったところであります。

いまだ十分とは言えませんが、徐々に企業誘致の受け皿となる環境の整備が図られてきていると考えております。今後、立地いただいた企業の方からいただいた意見も参考にしながら、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況わかりました。一部、三の対応のところで御回答いただいたかと思うんですが、引き続きちよつと（三）のほうで質問を深めていきたいと思ひます。

評価を踏まえた今後の取組方針と対応について、（三）の部分、お答えいただけますか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 評価を踏まえた今後の取組みと方針と対応についてお答えをいたします。

本市の企業誘致につきましては、高速インターネット通信網を活用した情報通信技術や情報処理サービス業並びに種子島宇宙センターを有する地理的特性を生かした宇宙関連産業の誘致に引き続き努めてまいります。今年度は、対象としている業種に対して、まずはニーズを把握する場を設置し、誘致策について検討したいと考えております。

また、県の東京事務所に出向して職員の職員もおりますので、首都圏の企業誘致等については、情報を共有しながら調査を実施してまい

りたいと考えております。

さらに、課題となっており事業所や従業員の宿舎につきましましては、空き家や中学校跡地等を活用した受け皿づくりも検討しながら、地域の活性化策と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

平成三十年第三回の定例会では、企業版ふるさと納税制度を活用した新たな歳入獲得の事業推進を提案しましたところ、市長は、ある企業から具体的な当該制度を通じた寄附ならば寄附してもよいとの話が当時既にあり、事業の組み方等、早急に詰めて提案していくというような内容の答弁もされていたかと思ひます。

同制度は、御案内のとおり、自治体が企画した事業に関心を示した企業が、寄附を通じて当市との関係性が生まれてくるものであります。ぜひあらゆる角度から企業誘致や研究機関誘致につなげていただきたいと思ひますが、今後の取組方針について、もし市長の御見解あればお聞かせいただけますか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

以前のその答弁につきましては、企業版ふるさと納税に関連してのことだったかと思ひますが、今年度予算におきましては、オリンピック関連のホストタウン関連の事業でその企業版ふるさと納税で

寄附をいただいた分については、充当していきたいと思えます。

御指摘のように、宇宙関連のところでもですね、今後、協力企業が増えてまいりましたら、そういうことも研究して広げることができたらと思つて、今後も島外に出張というか、参りましたときに、出郷者の方々とか、そういった企業経営者にまたPRをして、お願いをしていきたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

一見離島であることなどを理由にですね、ハンディが多く難しいと思われる地域において、企業や研究機関等が誘致され、雇用も税収も住む人もやってくる人も増えてくると、西之表市の地域経済に活気が出て、島の外からも中からも人の心が明るくなって、地域産業は好循環になっていくと思えます。

ついては、経済的なプラスは当然ですが、ぜひともこの誘致活動は人の心に灯をともしたいける事業であると位置付けていただき、どんどん強力で推進していただきたいということを要望しまして、次の三番目のテーマの質問に移りたいと思えます。

本日最後の質問のテーマになりますが、幼児教育・保育の無償化に伴う運営上の課題や給食費のあり方についてであります。

子ども・子育て支援法の改正により、二〇一九年十月から幼児教育・保育の無償化に関連する制度が変更されることとなっております。係る状況下、当該制度変更により、保護者、委託事業者等、市行政当局における事務や管理、個人情報等の管理含むものは複雑に

なってくるかと予想されます。加えて、実質的に当該無償化枠から一部分離される給食費等の取扱いによつては新たな負担が生じることから、以下、通告書内の順番に従つて具体的な説明を求めます。

（一）現行の制度の運営では、保護者が支払う保険料の中には給食費等が含まれており、加えて地方公務員法第三十四条の守秘義務が課せられる市当局職員によつて、世帯の収入状況の把握や徴収業務が行われております。また、委託事業者の保育園は、個別徴収は行わず、市行政当局から一括して委託料を受領し、保育や幼児教育を提供している状況にあります。

そこで、お尋ねします。  
ア、制度導入後、当該無償化支援の対象世帯の収入による判定はどが担うのか、お聞かせください。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化制度実施後の利用料の算定について御説明をいたします。

御質問いただいた幼児教育や保育の無償化ですが、議員から御案内もあつたとおり、改正子ども・子ども子育て支援法が五月十日に可決・成立し、本年十月から実施されることが決定をいたしました。財源として消費税増税分が充てられるため、その動向にも注目が集まっておりますけれども、近日の報道等から予定どおり実施がされる方向であるというふう認識をしております。

当該事務の取扱いについては、今後、県から市町村担当者への説

明会が予定されているため、現在国から発信されている情報等を整理した上で、わかっていること、または想定される範囲でお答えをさせていただきますというふうに思っております。

今回の幼児教育・保育の無償化は、大きく整理して四つの柱がございます。一つ目が幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちに対する支援、二つ目が幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちに対する支援、三つ目が認可外保育施設等を利用する子どもたちに対する支援、四つ目が就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちの支援になっております。議員の御質問の点については、主に一つ目の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもたちに対する支援に部分であるというふうに思われます。

この支援ですけども、二つに整理がされます。一つ目が、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する三歳から五歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されるということです。二つ目が、保育所、認定こども園を利用するゼロ歳から二歳までの子どもたちのうち、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されることでございます。

無償化になるとはいいまでも、従来どおり子どもたちの世帯の所得状況に応じまして、それぞれの階層に位置付けた利用料が算定をされることとなります。当該部分の相当額を公定価格で施設に給付をすることになりますので、制度実施後も市が保有する所得状況等を用いて市が算定を行うということになります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 答弁ありがとうございます。

最後のところがアのところでは非常に重要になるんですけども、市が判定を行うという理解でよろしいですか。

○福祉事務所長（下川法男君） はい。そのとおりでございます。市が算定を行うこととなります。

○一二番（生田直弘君） わかりました。

では、イでお伺いします。

対象となる子育て世帯に係る個人情報の取扱いはどのように対応するのか、お聞かせいただけますか。

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化制度実施後の利用料の算定に係る個人情報の取扱いについての御説明です。

先ほど述べましたとおり、利用料の算定については、事務の内容に変更がございませんので、個人情報の取扱いについても、これまで同様の取扱いをさせていただくこととなります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

このイの部分につきましても、引き続き、アと連動しますとおり、市のほうの情報管理が適用されていくということで、保育所等にその個人情報等が広がっていくと、取扱いが広がっていくということではないということではよろしいんですか。

○福祉事務所長（下川法男君） 保育所等への情報は、もう必要最

低限の情報ということになります。

○一二番（生田直弘君） はい、わかりました。ありがとうございます。  
ます。

もともと福祉の観点から行政当局の直営で行っていた行政サービス機能を一部分離して委託管理とした流れもあり、現在、保育所は個別に保護者の収入状況の確認や集金機能を持っておりませんので、制度導入後の実際の運営につきましては、御留意いただきたく、よろしくお願いいたします。

今の御答弁中で、最初の部分の保護者の収入状況の確認、市のほうで確認することですけれども、引き続きそのあたり、最低限ということではありますが、御留意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

(二) 当該制度変更において、一部の世帯については給食費等が免除されず、また、徴収業務を各事業者が保護者から個別に行う制度設計に現在なっているかと思えます。

そこで、お尋ねします。

ア、滞納等が発生した場合の収納管理や滞納に伴う給食提供の要否の判断及び経済的負担を個別事業者に任せるのか、見解をお聞かせください。

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の滞納等の収納管理や給食の対応についての御説明をさせてい

ただきます。

初めに、用語の整理と現状の取扱いを整理させていただく意味で、現行制度について確認をさせていただきたいと思えます。

子どもたちに提供されている食事については、御飯などの主食と、おかずやおやつなどの副食に分けられます。このうち主食については、施設で提供をする場合と、施設では提供せず各御家庭から持参をしていただく場合があります。

次に、副食については、どの施設でも提供をしておりますが、副食費の徴収の取扱いは、子どもさんを幼児教育としてお預かりをしているのか、保育としてお預かりしているかによって異なっております。幼児教育の提供の場である幼稚園と幼児教育・保育の両方を提供しているこども園のうち幼児教育を理由としてお預かりしている子どもさんの副食費については、各施設事業所において算定、徴収を行っております。一方、こども園のうち保育を理由としてお預かりしている子どもさんと保育所では、副食費が保育料に含まれた形でお支払いをいただいております。このたびの無償化において、議員から御指摘があったとおり、副食費については無償化の対象とならなかったため、各施設事業所において保護者から副食費を徴収させていただく事務が発生をいたします。

子どもの心身にわたる健やかな成長の上で食育は欠かせない要素であると思われまますので、滞納等の経済的な理由により給食の提供が制限されるということは避けなければならないというふう

ております。

最終的には各施設事業所の御判断になると思いますが、そのような事態にならないよう、各施設事業所と連携をしながら、保護者の皆様に対しても適切な支払いについて丁寧に御理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

じゃ、個別に判断を任せるということですか。

○福祉事務所長（下川法男君） 給食の提供については各施設で行っていたいておりますので、最終的な判断は施設のほうにお任せをすることになりますけども、そのような事態になる前に、また市としても連携をして協議をしてみたいというふうに思います。

○一二番（生田直弘君） 今申し上げたとおりですね、保育園については一括して委託料をいただいている形なので、個別の徴収業務を行っているというのをさせるということを決めていかないといけないわけですから、そういったことにつきましては、次のイにながりますけれども、制度導入後に金銭の授受について事故等が発生しないように、条例等の整備を行い、徴収業務を現行どおり市行政当局が収入の把握とあわせて行うことはできないんでしょうか。答弁お願いします。

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取扱いについて御説明をさせていただきます。

先ほど御説明させていただいたとおり、保育を理由としてお預かりしている子どもさんについては、今後新たに徴収業務が発生することとなります。特に全ての子どもさんが保育を理由としてお預かりしている保育所にとっては、今まで経験のない事務を行うことになるかと思えます。食事に係る費用については各施設事業所において算定を行うため、他自治体においても対応を検討をしているようです。本市としても、県からの事務説明を受けまして、各施設事業所と意見交換を行いながら、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○一二番（生田直弘君） 県から説明がこれからあるということですので、このあたりにつきましてもはですね、先ほど申し上げました個人情報等も関連してきますし、結果として、それが漏れていくとわかってしまうようなことにもなりますし、また徴収業務自体がですね、機能として持っていないということをよく御理解いただいた上で、事務のほうを進めていただきたいと思えます。

というのは、全体的な事務の効率から見てもですね、現時点で一元管理できている仕組みっていうのを、働き手が少なくなっている昨今の状況下、個別施設に新たなシステム投資や事務業務というのが分散し、混乱が増えないようにしていただきたいということでもあります。全体最適を意識した事務手続フローを改めて県が説明あった後ですね、構築を図られますよう要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

(三) 公定価格の基本単価が減額され、給食に係る食材料費(副食費)の基準が、おおむね月当たり四千五百円になるかと思われるか。

そこで、お尋ねします。

ア、当市は物価水準が割高となる離島にあることから、市内の幼児教育・保育施設において、当該基準で現行水準の給食運営ができるのか、現状把握の内容をお聞かせいただけますか。

○福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の水準についての御説明をさせていただきます。

これまで御説明させていただいたとおり、幼児教育において預かりしている幼稚園とこども園の子どもたちの副食費については、各施設事業所で算定と徴収が行われておりまして、保育として預かりしている保育所とこども園の子どもたちについては、保育料に含まれる形で算定されております。

現在、施設事業所において算定、徴収が行われている市内の幼稚園、こども園においては、月曜日から金曜日までの週五日のうち四回提供しまして、おおむね月額四千円ほどの副食費を算定をし、徴収をしているようです。保育所においては、一食当たり二百四十円や二百八十円で運営されているようです。保育所は月曜日から土曜日まで週六日お預かりをしているため、月二十五日で月額に算定をしますと、六千円から七千円ということになるかと思いません。

各施設事業者においては、無償化実施に向けまして、副食費の取扱いについて検討を既に行っているようでございます。市としても、県からの説明を受けまして事業者に情報提供を行いながら、かつ事業者からも状況を伺い、状況把握を行いまして対応を検討してまいりたいというふうを考えております。

○一二番(生田直弘君) ぜひ対応のほうお願いいたします。イに移ります。

基本単価が減額となる分を現行の給食水準程度に調整するような補填支援は検討できないでしょうか。

といいますのは、今御説明ありましたとおり、四千円のところでできるともあれば、六千円から七千円かかるところというのがですね、出てきてるところでございますので、今、日割りで積み上げてるものと月割りで出すもので乖離が出てきますので、そのあたりについて御答弁お願いします。

○福祉事務所長(下川法男君) 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費を現行水準に保つための補填支援についての御説明をさせていただきます。

現在、子どもたちには各施設事業所の工夫と経営努力によりまして、低価で安心な食事の提供を行っていただいているところです。無償化制度実施後の副食費の設定等については、各施設事業所において検討をいただいているようでございます。県の説明会の内容等を参考としながら、事業所の皆様との話し合いの場を設定させていただきます。

だきまして、今後も検討をさせていただきたいというふうに思っております。

〇一二番（生田直弘君） ぜひ検討のほうよろしく願います。

といいますのは、この単純に二百円幾らとかという計算だけじゃなくてですね、やはり現場ではアレルギーの対応等が非常に複雑等になってきておりますので、副食費であったとしても、そういった部分ですね、影響というのが当然出てくるわけですから、その負担の実態的などころをですね、きちつと確認いただきまして、当該制度の導入によって本市の育つ子どもたちに提供する食事が劣後することがないように配慮いただきますよう切にお願いしまして、次の質問の四に移りたいと思います。

（四）当該無償化支援制度の基準で免除あるいは新たな無償枠から外れる子どもたちに対する給食費の支援についてであります。

ア、制度導入後、新たに給食費の支払いが必要となる、一、世帯年収の基準、二、対象世帯の数、三、子どもの数を二〇一九年十月見込みでお聞かせください。

〇福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化に伴い副食費が免除となる基準及び対象とならない子どもたちについての御説明をさせていただきます。

副食費について、初めに、現在既に免除になっている世帯について御説明をさせていただきます。

保育を必要としない三歳以上の子ども、いわゆる一号認定の子ど

もさんについて、生活保護世帯に属する子どもが対象となっております。保育を必要とする三歳以上の子ども、いわゆる二号認定の子どもについては、生活保護世帯に属する子どもと年収二百六十万円未満相当、これは第二階層と言われます、のうち、ひとり親世帯等に属する子ども及びその他の世帯に属する第二子以降の子どもさんたち、それと年収三百六十万円未満相当、これ第三階層、第四階層でございますけども、のうち、ひとり親世帯等に属する第二子以降の子ども並びに全ての階層の第三子以降の子どもが対象となっております。

このたびの無償化に合わせまして、これまでの免除対象範囲に加えて、第一号、第二号認定の年収三百六十万円未満相当の世帯に属する子ども及び全ての階層の第三子以降の子どもが対象となりました。この結果、副食費の免除対象の範囲とならず副食費の支払いを伴うものは、年収三百六十万円以上相当の第一子及び第二子というふうになります。

現在お預かりしている子どもさん方が、十月時点において同様の認定及び階層に属する前提で無償化後の制度に当てはめた場合に、副食費の支払いが必要となる子どもさんの数について御説明をさせていただきます。

保育を必要としない一号認定のうち、年収三百六十万円以上六百八十万円未満相当に当たる第四階層では、第一子が十五人、第二子が三十二人、計四十七人となります。年収六百八十万円以上相当

に当たる第五階層では、第一子六人、第二子十二人、計十八人となります。第一号認定の合計で六十五人となります。

次に、保育を必要とする第二号認定のうち、年収三百六十万円以上四百七十万円未満相当に当たる第四階層では、第一子が二十五人、第二子が四人、計二十九人です。年収四百七十万円以上六百四十万円未満相当に当たる第五階層では、第一子が三十八人、第二子が六人、計四十四人となります。年収六百四十万円以上九百三十万円未満相当に当たる第六階層では、第一子が十四人、第二子が一人、計十五人となります。年収九百三十万円以上一千三百三十万円未満相当に当たる第七階層では、第一子が三人、第二子の該当はございません。年収一千三百三十万円以上相当に当たる第八階層では、第一子が四人、第二子は該当がありません。第二号認定で合計九十五人というふうになっております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。  
世帯の数、お聞きしませんでした。世帯の数はおわかりになります。わからなければ構いませんが、合計は、三番のところ、子どもの数が九十五人という整理でよろしいんですか。

○福祉事務所長（下川法男君） 世帯については、一世帯のうち預けてる施設がそれぞれ異なる場合もございましたので、世帯数がそのまま該当する世帯の数と合わないということで、今回答弁は差し控えさせていただいております。対象となる子ども様の合計が、合

わせて百六十人ということになります。第一号、第二号合わせて百六十人ということになります。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。  
つまり、世帯の所得基準ではなくて世帯の年収が基準になりますから、仮に例として、ボーナス等の賞与がなく、月に十五万円の収入がある保護者が御夫婦で子育てをしていたとします。単純に考えて、この世帯のお一人の年収は、月収十五万円掛ける十二カ月で年収百八十万円になります。夫婦お二人で、二名で、単純計算ですけども、世帯では年収三百六十万円になります。そうした御家族は、世帯の年収基準を見て、今回の無償枠から外れることになります。そして、対象年齢の子ども一人当たり月四千五百円程度の支払いをしなくてはならない。一方、三百六十万円より一円でも年収が少ない世帯は、こうした負担を支払わなくていい。そういう理解でよろしいんですか。

○福祉事務所長（下川法男君） 今おっしゃったとおりでございます。

○一二番（生田直弘君） このことは何を意味しているかというのと、当市に住んでいる五歳以下の子どもが、世帯の中で子どもの数が増えれば、負担が増す状況に陥る世帯が出てくるということであります。そして、国保税や社会保険等の法に定められたお金等差し引いた後の所得が基準ではなくて、こうした最低限生きていくのに必要な費用を差し引く前の年収が基準である制度では、先ほど経済観光



課のほうから説明がありました都市部ほど収入水準が高くなりにくい地域経済の中で、一生懸命なりわいを立たせようと地域に残って働いている若い人を中心とした子育て世帯には負担が大きいのではないかと思います。市長、そういうふうに思われませんか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

保育無償化に伴うその給食費のうちの副食費の徴収の件でありますけれども、この無償化に伴いまして、現在、親御さんが、保護者が事業所に納めている保育料とか給食費合わせた額から、今回の無償化ではどなたも経済負担が小さくなるということであります。その中で副食費の徴収というところで、今所長が答弁をしておられるわけでありますけれども、今議員がその負担が重くなるというような印象のことをおっしゃっておられますけれども、全体としては負担が軽くなる、そういう制度に向かつていくわけでありますので、その部分と少し切り離して考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

私はですね、子どもたちの食について行政が支援できることについては、世帯の収入や所得ではなくて、子どもの数が基準にされるべきものだと考えております。なぜ私がここまで強くこのことについて細かいところまで申し上げている理由と背景につきましては、当市において児童虐待の件数が急激に増えているからであります。ここで詳しい数字は時間の都合上ちょっと申し上げませんが、

特に虐待の分類の中で、子どもに食事を与えないということが含まれるネグレクトという項目と件数が著しく増加しているものであります。児童虐待は、今回の年収基準を下回るような低所得者層だけで起きるわけではありません。

つい先日、市内に住む児童虐待にかかわる方にお話を聞きしたことをご共有したいと思います。実際当市においても、比較所得のある世帯において虐待が起きてるそうです。そして、とても心が痛むエピソードも聞きましたので、ここで紹介したいと思います。

十分な食事を与えられない児童は、その児童が通っているところの先生が児童の虐待の兆候を察知し、「昨日はおうちで何食べたの」と尋ねると、親に食べていないことを口どめされていて、「何を食べたってことにしようかな」と答えたそうです。

私は、子どもが生まれた世帯の事情で、西之表市に暮らす子どもたちの中に、副食含めて一日食事がとれないようなことが起きるような環境が当市であってはならないと強く考えております。

そこで、お尋ねします。

今回の子ども・子育て支援法の改正によって給食費の無償化枠の拡充から外れる部分にいる子どもたちに、副食含めた給食費の支援をし、食事をとらせるために、イ、当該部分を賄うための予算額は試算ベースでどの程度必要か、御答弁お願いできますでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育の無償化に伴い副

食費が免除とならない子どもたちの所要額について御説明をいたします。

先ほど御説明をした第一号認定六十五人及び第二号認定九十五人、計百六十人の副食費を賄うということになりますので、百六十人掛ける月額四千五百円掛ける十二月で八百六十四万円が試算されます。以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

はい。八百六十万円が高いか安いかわかりませんが、そのあたり県ですね、説明も受けながら、どのあたりが適当なのかというのもですね、あわせて御検討いただけたらと思うんですけども、市長はですね、学校給食費の一部無償化を実現されました。その理由に、子育てをしている若い世代の経済負担を軽くしたいからという判断の理由を説明されていたかと認識しております。私は英断だと思います。さらに、この町に若い人たちに残ってもらいたい、あるいは戻ってきてもらいたいとも常々発言されているかと思えます。そのとおりだと思います。ぜひですね、今回の制度導入を通じた支援を行うことで、西之表市が貧困や虐待に係る負の連鎖を断ち切っていくような取組みに活用していただきたいと思えます。

ちなみに、貧困問題の一つの解決として取り上げられる子ども食堂については、プライバシーの問題等さまざまなハードルがあり、しっかり食へに来てきてほしい子どもたちには来てもらえず、本当に支援したい子どもに食へ物が行き渡らないという実態もあります。

それは主食であろうと副食であろうと、それは同じだと思います。

実際、その保育園の現場では、徴収業務が始まると、お母さん、迎えに来ます。玄関で子どもたちの受け渡しを行います。その中で、この子について、まだ副食費もらってません。お支払いいただけますか。こんなことが始まったら、周りの保護者の方みんなにわかってしまいますよね。そういったことももろもろありますので、こういった点についてですね、支援を強く要望したいと思いますけれども、市長、最後、御見解お聞かせいただけますか。

○市長（八板俊輔君） 人口減少の著しいこの本市におきまして、子育て支援というのは最重要課題の一つであろうと考えております。そういう中で、学校給食につきましては、義務教育期間の第二子以降については無償化を図っていると伺います。今回の保育料の無償化に伴う動きについてもですね、国の制度として取り組もうということでもありますので、本市といたしましても、それに、その考えに沿う形で制度を充実していければいいと思います。

ただ、今回の保育無償化に伴って、保護者の方々の負担は減ることとは間違いないわけで、その残るその副食の部分について、それも解消するのかどうかということについては、また他市の状況ですとか事業所の考え等も意見等もお聞きしながら、研究を進めていきたいと思えます。

○一二番（生田直弘君） ぜひ検討のほうよろしくお願いします。

例えば、三百六十万円の基準がありました。その中で、年収、所

得ではありません。ですので、計算してみてください。四千五百円掛ける十二、どれだけの負担がかかるでしょう。軽いと思うかどうかというかは、それぞれの判断だと思いますけれども、そのことをよく数字も合わせですね、照らし合わせながら、他市の状況を検討していただいて、ぜひともよろしく願います。

二〇一九年十月からの導入に向けて、子どもたち、若い世代、ここに住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるような答えをぜひともお願い申し上げます、私からの質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） こんにちは。橋口好文でございます。一般質問をいたします。

平成の時代も終わり、令和という新しい時代が幕をあけました。今、市役所庁舎正面玄関手前周辺は、色とりどりの花々が咲き乱れ、来庁される方々の目を楽しませております。先日もある御婦人が、「こういうきれいな花がいっぱい咲いていたら、気持ちも晴れ晴れとしてうれしくなる」と言って帰られました。このことは、まちづくり公社のスタッフの皆さんを初め、関係者の方々の努力のたまものだと感謝しております。これからもすばらしい景観づくりをしていただくようお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、農業振興についてであります。

私は、毎回、農業振興を議題として取り上げておりますが、本市の基幹作物であるさとうきびの単収引上げについてであります。

近年、気象条件の影響で単収も厳しい結果に終わっておりますが、行政におかれましても、いろいろな施策を打って助成もされておること、ありがたいことだと感謝申し上げます。

低単収の原因の一つに、刈り取り作業のハーベスター刈り取り作業による株の損傷が、さとうきび生産農家から、著しく、もう損傷というより株を引き起こして株がないという状態があるということ、これが単収の減少につながっている一つの要因だという指摘がございます。このことに対して、行政としてこういう事態に対し、対策はどうとられているのでしょうか。まず、そこをお伺いしたいと思います。

以下は質問者席よりいたします。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 御質問にお答えします。

ハーベスター作業による損傷対策としては、オペレーターの技術向上が必要と考え、毎年、製糖期に入る前に、市農業振興公社の主催によるオペレーターの研修会を実施しております。また、ハーベスターによる収穫後に行う重要な作業として、株出し管理作業があります。市の農業振興公社への委託料の助成を継続的に実施し、適期作業による収量確保対策に努めてまいります。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 私も住吉校区の能野地区のさとうきびの圃場を見ましたが、やっぱりですね、もう五メートルも六メートルも株がないんですよ。あるさとうきびは、結構手入れもしっかりされておる圃場ですので、結構見事かさとうきびがあるんですが、中入ってみたら、もう畝が五メートルぐらい、六メートルも株がないと。これでは単収が下がるのももう当たり前じゃないかと。農家さんもそう言われております。

ですから、やっぱりこの問題をですね、やっぱり行政としてはしっかりと指導していただきたいと、そのように思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 御指摘のとおりでございますので、これからもしっかり技術向上のほうに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○一三番（橋口好文君） どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問です。

原料価格の推移について、平成三十年、平成三十一年期の原料価格は幾らだったでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

さとうきび原料価格につきましては、糖度によって価格が異なります。平成三十年、三十一年期につきましては、十二月三十日に交付金と原料代が改定されておりますので、その以前と以後でお答えしたいと思います。

平成三十年十二月二十九日以前が、基準糖度十三・七度の場合、五千六十円です。平成三十年十二月三十日以降が、糖度十三・七度の場合、四千九百五十二円となっております。

なお、関連する甘味資源作物交付金単価につきましては、糖度十三・一度以上十四・三度以下につきましては、十二月二十九日以前が一万六千四百二十円、十二月三十日以降が一万六千六百三十円となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この原料価格についてはですね、国際的な価格で推移すると思いますので、大体こういうものじゃないかと思うわけです。

それで、今課長さんがウの質問について、甘味資源の交付金のこ

とも金額も申されましたが、昨年十二月三十日に二百十円交付金は上がっております。そしたらですね、交付金は二百十円上がったんですけど、この原料価格が今見たら二百八円下がっていると。ちゅうことは、農家手取りは一トン当たり二円しか手取りは増えてないよ。基準糖度ですね。そういうことです。これではですね、一トン二円ですよ、皆さん、たった。農家はですね、経営が回っていかんですよ。こんな二円ぐらい上がったって。

先月二十三、二十四日でしたか、中種子町の牛の競り市場で子牛の競りがありました。私も二十三日に行っただんですが、私の隣におられた中種子町の畜産農家です。百頭子牛を飼っているそうです。生産牛を。それで、牛は後継者に、息子さんに任せて、本人はさとうきびを二・何町歩かつくつてるということでした。その農家さんでもですね、やっぱり言うんですよ。さとうきびは一トン当たり、やっぱり最低でも、最低でも三万円はないと農家はやっていけないよ。これ私、三月の第一回の定例議会でも申しましたが、西之表市の農家さんもやっぱり同じこと言うんですよ。西之表市の農家も中種子町の生産農家も、やっぱり一緒なんですよ、考えることが。

ですから、このもう三番目の質問に入ってますが、いや、ウですね。このウの質問に入ってますが、八板市長さんは、この陳情に中種子町・南種子町長、それから生産者の代表、それから地元選出の県議員も東京に行たて要請をしたと。そういう答弁がございましたが、この引上げの要求の内容ですね、どういふふう

な形で農林水産省、あるいは財務省に要求してるのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 甘味資源作物の交付金の引上げについて、昨年、議員御指摘のように、おっしゃったように、昨年、国のほうに、一市二町の首長と、それから生産農家、そしてJAも含めて、あと県議員の方も含めて、国に、国会議員と農林水産省、財務省に、この引上げを含めた要請に行つたところでありませう。

内容としては、そのほかにも多項目にわたっております。以前紹介したことですが、かいつまんで紹介いたしますと、交付金確保に向けた予算措置、それから、さとうきび増産基金の財源確保、それから、さとうきび生産振興対策について、さらに製糖企業の役割も重要でありますので、それについての支援拡充、それから担い手の育成、そして共済制度の見直し、そしてまた高齢化と人口減少に伴う労働力不足への対応というような全部で七項目の要望書をお渡ししたところでございませう。

その結果といいますか、その後、交付金については二百十円、確かに議員おっしゃるように、原料代がですね、下落しておりますので、それを補填するのがやっとな額ではありましたが、この我々の首長と、それから生産者と一緒に行つて、その直接生産者の声を届けたということが、幾分ともその国を動かしたのだと思っております。

こうした努力につきましては、行政といたしまして、生産者に寄り添った形で、今後とも要望活動が続けていきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 今いろいろ説明がございましたが、交付金の引上要求については、具体的にどういうふうな要求をされたんですか。そこを私は聞いてるんです。

○市長（八板俊輔君） 具体的に額ということではですね、具体的な額の提示はしておりませんけども、本来なら議員おっしゃるように、三万円にしてくれということをお願いするところではありますけれども、これまでも交付金の引上げの要望につきましては毎年やってきておりますので、その額を明示しての要望のあり方というものも一つの方法かと思えますので、今後また研究していきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） 先ほども私は申し上げましたが、やっぱりこの交付金と原料代の価格では農家はやっていけないんですよ。この価格がずっと続くことになれば、本当若い人たちはさとうきびつくりする人はいなくなります。現在でも、もうさとうきびをつくる若い若者はほとんどいないわけですから。ですから、せっかく東京都まで旅費使って行くわけですからね、そうそうたるメンバーで行くわけでしょう、県会議員以下。ですから、やっぱり交付金の金額も提示して要求すべきじゃないですか。農家は言ってるんですから、最低でも一万円は一トン当たり引き上げていただきたい。そうせ

んと、もうさとうきびはつくれんと。そう言ってるんですから、農家の気持ちに寄り添った陳情・要求を金額を設定して国に、農林水産省、財務省、要求すべきじゃないですか。そうしないと、種子島の農家は、さとうきびをつくる農家はもういなくなってしまうと。

それね、やっぱりいろんな補助事業で大規模経営を目指してやっている人もおられますが、法人とかそういうあれもありますが、生産組織もあります。その方たちも、やっぱり大規模経営すればするほど単収が下がっているんですよ。その人たちが採算がとれているのは、収穫したさとうきびを工場へ運ぶ運賃、この運賃で賄われていると。これがなかったら、さとうきびだけ五町も十町もつくって、とても採算とれないと。そう言ってるんですから。

八板市長、本当にさとうきび農家のことを考えてですね、やっぱり金額を提示して、農協長とか県会議員にも言っているんですよ。一緒に金額を提示しようじゃないかということぐらい言って、東京でそういう交渉をするべきじゃないでしょうか。今後どうですか、それできますか。

○市長（八板俊輔君） 種子島西之表の農業におけるさとうきびの基幹作物としての地位は、今後とも変わらないと思います。議員おっしゃるその交付金の引上額の提示については、おっしゃることをしっかりと受けとめて、今後研究してまいりたいと思います。

○一三番（橋口好文君） 今月二十八日はJA種子屋久の総代会も予定されておりますが、私はたまたま総代ではございませんので、

発言権がありませんので、総代会には行くつもりにはしておりますが、発言権はございませんので、何とも言えません。しかし、私秘代になれば、私は総代会でしっかりと金額を提示して、それぐらいのことを要求せえということぐらいは私は言います。でも、残念ながら私は今総代外れておりますので、それ言えないところであります。市長、どうかよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

さとうきびの新品種についてでございます。

新品種、私、皆さんお手元に写真があると思いますが、これは本立地区の熊毛農業試験場のさとうきび圃場の写真でございます。これ六月一日現在の写真でございます。この右側に上の段が品種が、現在も栽培されている農林八号でございます。それで、下が新品種のKY一〇の一三八〇という品種でございます。「はるのおうぎ」という名称で登録を申請しているようですが、まだ許可がおりてないと、承認がなされていないという説明でございました。

この写真を見てですね、上の段、農林八号ですけど、右側の黄色い支柱から左側のメートル尺を立てておりますが、この間が一メートルです。それで、この下も、やっぱり右側にちょっと隠れていますが、黄色い支柱からメートル尺までが一メートル。この間ですね、茎数を数えたんですよ、私。そしたらですね、農林八号は三十二本萌芽が認められました。ほいで、この下の新品種KY一〇の一三八〇は、五十本茎数が確保されております。農林水産課課長、こ

の品種の特性について説明を求めます。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

新品種であります「はるのおうぎ」、系統名KY一〇―一三八〇は、安納にあります九州沖縄農業研究センター種子島拠点を中心として、十年がかりで開発した種子島向けの品種であります。その主な特徴としましては、主要品種である農林八号に比べて茎数が多く多収であり、糖度は同程度となります。また、株出しでの萌芽性がすぐれているため、萌芽性を生かした株出し継続年数の増加や、これに伴う植替頻度の低減による省力化と、それに伴い面積拡大も期待されております。さらに株の引き抜きに強いことから、ハーベスター収穫機での収穫適性にすぐれていることが期待されております。なお、この品種の特性につきましては、「市政の窓」五月号に掲載し、市民に広く周知したところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今説明がございましたが、この品種は、試験場の担当の職員の方も茎数が多いということで、もう八号の一・五倍、いや、もう二倍近くあるそうです。それで、根が深く入る傾向にあるから、ハーベスターによる引き抜きもかなり軽減されるんじゃないかという話でございました。このやっぱり農家が単収を上げていくためには、こういった有望な品種をどんどん取り入れて、有望な品種ですから、もちろんこれは機械刈り対応の品種でございます。手刈りにはもうほとんど向きません。茎数が多い分、直

径が小さいですから、これはもう機械刈り専用種だということです。これを単当収量の増収に。この品種栽培もあと二年したら農家にも苗が配布される段階に入ってると思います。この品種をやっぱり期待したいと思います。

次の質問に入ります。

土壌検査についてでございます。

さとうきびの緊急対策で、一昨年も土壌検査を必須条件として事業が取り入れられました。それで、西之表市もその土壌検査をして、その事業を取り入れたわけでございますが、その後、何点の土壌検査の依頼があったか、何戸また農家が依頼があったか、何戸の農家が依頼があったか、お願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

補助事業の要件等になったこともありまして、平成三十年八月二十日から令和元年六月十二日までで延べ百三十九名、依頼件数は百五十二件となっております。周知につきましては、さとうきび農家につきましては、事業において土壌診断が必要になったことから、全さとうきび生産者へ送付した事業申込書及び事業申込書への確認書の中で、土壌診断について記載して通知いたしました。また、昨年の「市政の窓」十一月号に土壌診断について掲載し、生産者へ啓発を行ったところでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 百三十九戸の農家で依頼件数が百五十二

点ということですね。極めて少ないんじゃないですか。この数字を見たとき。南種子町は四百点。四百点土壌検査の依頼を受けて、四百点検査をしているそうです。

前の農林水産課長、園田課長は、やっぱり土づくり、土壌検査の重要性を農家に啓発してまいるということも答弁で申されております。啓発がされたと今課長言われますが、なかなか実績が数字を見れば上がってないと思いますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 今回の分につきましては、夏植えと秋植えの分が対象となっておりますので、この分が上がってきた分は一〇〇%一応回収はしております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） わかりました。それはさとうきびについてであるということと理解してよろしいですね。それでは、一般の作物はどうですか。南種子町はスナップエンドウとか安納いもとかレザリーフファンとか、そういうのがほとんどだそうです、対象作物が。それで、もちろんさとうきびの緊急対策があったから、それも入れたそうですが、ほとんどが園芸作物に対象作物はなっております。西之表市と南種子町では、やっぱり西之表市のほうが園芸作は面積も売り上げ金額も多いかと思えます。そういう中であって、何点されたんですか。一般のさとうきび以外の作物の土壌検査は何点だったんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。



さとうきび以外の件数につきましては、青果用さつまいも、安納いもですけれども、これが五十九件、でん粉用さつまいもが三件、お茶が二百四十件、トマトが一件となっております。ただ、お茶につきましては、種子島茶生産組合が依頼した分であります。

以上です。

○一三番（橋口好文君） やつぱりですね、この啓発が十分されたいというのが実態じゃないかと、実情じゃないかと私は考えております。

それですね、この原因の一つに、鹿児島に送るわけですから、西之表市の場合は、そしたら、やつぱり一カ月以上かかるわけですよ、結果が農家に届くまでに。そしたら、やつぱり農家は次の作物を栽培準備するのに、やつぱり準備がありますから、一カ月以上もかかるとしたら間に合わないということもあるわけです。確かに南種子町でも二週間から一カ月かかるそうです。その一カ月かかるといふのは、もう時期が重なって集中して持つてくるということ、そういうことです。もう早ければ二週間でやつてるそうです。西之表市の場合は鹿児島に送るから、やつぱり早くても一カ月はかかるわけですからスピード性がないわけですよ、西之表市の場合は。農家はそれを待ち切れないですよ。だから、そのあんまり頼まないということも出ているんじゃないでしょうか。

それで、土壌検査のその啓発の方法ですけど、どういうふうな農家に啓発してるのか、答えてください。

○農林水産課長（中野賢二君） まず、土づくりが大事ということ、は農家さんもわかかってらっしゃると思うんですけども、その中で、土壌の状態をまず知ることが必要であります。で、そのために土壌診断があるというところなんですけれども、土壌診断の重要性の周知がまだ足りないんじゃないかと私としてはちよつと思つておりますので、今後とも土壌診断の重要性の周知と、あと実施の啓発に努めてまいりたいと思いますが、あと「市政の窓」とか、また別でビラ、広報等をつくつて周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） あのですね、課長さん、私が言ってるのは、この啓発の方法で、その土壌の採取の仕方、これを農家に周知徹底しているのかということです。土壌の採取の仕方、存じ上げとつたら方法を言ってください。

○農林水産課長（中野賢二君） まず、土のとり方なんですけれども、これにつきましては、さいころの目の五の目のように採取いたしまして、乾燥させて提出していただくんですけれども、一応「市政の窓」にも掲載はしております。図を入れて、とり方についてはもう示しております。

で、今後、その他ビラ等で出すときも、詳しくとり方を間違えないようにですね、しっかり表示していきたいと思つています。

○一三番（橋口好文君） 課長、だから、私の聞いているのは、どう

いうふうにして土壌をとるのかと。とり方を聞いてるんですよ。それをやっぱり農家に周知徹底させるべきだと。私なぜこういうことを言うかという、農家は知らないんですよ、土壌のとり方を、採取の仕方を。だから、私んどこに何件か農家さんが、若い農家さんもおりました。どうやってとるんですかと電話来るんですよ。だから、そういうこともちゃんと教えんといかんでしょう。どうですか。

○農林水産課長（中野賢二君） おっしゃるとおりでございます。

一応前回の「市政の窓」では、とり方を示して一応出しておるんですけども、ちよつと字が細かいのかあれなんです、その辺も気をつけて、採取方法につきましては、一応「市政の窓」、先ほど繰り返しますけれども、土壌診断のやり方に土のとり方等を示しております。

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちよつと休憩とります。ちよつと待ってください。

午後一時二十九分休憩

午後一時三十六分開議

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。

先ほどの橋口好文君の質問に対して、中野農林水産課長、答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） 先ほどの回答と繰り返しになりますけれども、一応ビラで、採取の方法につきましては、写真もつけ

て示してるところでございます。ただ、これから園芸の振興会の総会とか、あとJAとも協議をしまして、土壌診断の重要性について啓発して、今後の土づくりに対処したいと思っております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この土壌診断検査というのは、農家の経費の削減になるわけですから、ぜひ啓発のほうをよろしくお願いしておきたいと思っております。

次の質問に入ります。

次は、これは一応確認になりますが、現在、西之表市の認定農家の戸数は何戸でしょうか。また、認定農家は認定委員会に書類を出すわけですが、その計画書、五年間の計画書になります。向こう五年間で、五年目には農家所得三百六十万円というあれがありますが、現在この三百六十万円を達成している農家は何戸おられるでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 御質問にお答えします。

現在の認定農業者数は百四十八であります。この中で、法人が十六、個人が百三十二であります。五年後の計画での所得目標を達成している農家は、ほぼ一割ほどでございます。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 私も前の認定委員会の委員を務めさせていただいたことがございますが、私が委員をしてるときも、やはり達成されてる農家というのは少なかつたんです。それで、私は時々、やっぱり認定委員会ですから、そういう意見も言ってますね、やっ

ぱりその達成できてない原因とか理由も私は聞いたことがあります。現在、認定委員会でそういう達成されてない農家に対して、その達成されなかった、できなかった原因とか、そういうのもやっぱり伺ってるんでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 農業所得で見えていくものですから、実際その農業所得が上がりましても、節税ということで機械とか施設を導入しまして、その分が減価償却という形で経費として出てくる形になりますので、その分で結果的にちよつと三百六十万円を超えてないというところは多いということです。

○一三番（橋口好文君） わかりました。やはりこの農業という産業が、かなりやっぱりいかに厳しいかということが、やっぱり裏づけられてることだと私は感じております。

次の質問に入ります。

中学生の部活動の遠征費についてでございます。

県大会なんかに行くわけですけど、そのときの遠征費ですけど、保護者の負担がですね、やっぱり結構重いという保護者の声もございまして、これをどうにかもうちよつとできないものかという御相談がございましたので、この辺を説明お願いします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

中学校部活動の遠征費については、それぞれの部によって参加する大会数が異なるため、保護者の負担額も異なっておりますが、

少ない部で年間四万円程度、中には十万円を超える部もあると認識しております。

これらの経費に対する補助としましては、対象を県中学校体育連盟主催の大会のみとしておりますが、市から一人当たり五千円、県から一人当たり千七百円を補助しており、九州大会に出場した場合一人当たり二万五千円を、全国大会の場合は一人当たり四万円を補助しております。

さらに、種子島中学校では、九州大会出場者に一人当たり約六千円、全国大会出場者に一人当たり約二万円の助成をPTAのほうから行っております。

これ以外にも、九州大会、全国大会の出場者には、市のほうでも激励金をその都度送っているところがございます。

部活遠征費につきましては、保護者の負担がかなりの額に上っていることから、少しでも軽減できないか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この県大会に行った子どもさんの人数がわかりますか。

○学校教育課長（内 健史君） 昨年度、平成三十年の実績でございます。百四十四人に対して補助をしております。よろしいでしょうか。

○一三番（橋口好文君） はい。

やっぱりですね、ちょうど子育て世代の中学、高校生を持ってもらえる御家庭におきましてはですね、やっぱりこういう経済的負担が重いという実態もございますので、八板市長、予算をですね、もう少しこういう出場する子どもたち、保護者の財政の軽減をしていただくようお願いしたいと思いますが、やっぱり子どもたちは西之表市立種子島中学校の学校の代表として、また西之表市の代表として県下の精鋭と一戦を交えてくるわけですから、日ごろ錬磨に汗を流しておるわけですから、そういうことを考えて、また将来の、いうたら、投資ですよ、将来に対する。そういうことも考えたら、やっぱり予算ももう少し拡充するべきじゃないかと私は思いますが、その辺をどうかよろしくお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

本市並びに種子島の将来を担う若者の育成に、やはりこのスポーツ振興は重要だと思います。自治体からの、その行政からの補助につきましては、他の市町との額との比較もあろうかと思えます。ちよつと聞き及んでおります。多少そこら辺でまだ上乘せする余地があるのかもしれないので、その辺はまた他の自治体等も調べてですね、応援する方向で頑張っていきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） ただいま市長さんのほうからとても前向きな御回答、答弁をいただきました。どうぞ市長さん、よろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。

次の質問は市有財産管理についてでございます。

天神町の労働金庫跡地の市民駐車場でございますが、この利用状況について説明をお願いします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 天神町の九州労働金庫種子島支店跡地の市民駐車場の利用状況についてお答えいたします。

御質問の市民駐車場につきましては、平成二十八年に支店の新築移転に伴いまして、跡地を商店街に訪れた方々に利用していただくための市民駐車場として整備したところでございます。

昨年の利用状況につきましては、月に一回から二回、職員の方で日中に調査を行いましたけれども、二十台のスペースに対しまして平均で十八台となっております、利用率は約九割となっております。

一方で、一部周辺住民の継続的な駐車が見られることから、昨年度は防災無線を通じて適正な利用について周知を行っております。

今後利用状況の把握に努めながら、商店街利用以外の車両については、個別にチラシを配布するなど対策を行っていきたく考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） このことはですね、天神町のこの駐車場周辺の住民から、夜間も自分の駐車場として使っている車が何台もいるんじゃないかと、そういう声が届きました。私、朝も早いもん

ですから、私は、もう朝の六時前には向こうよく通るんです。そして、私もう何回も見ますが、同じ場所に同じ車がもうほとんど最低十台はとまっているんですよ。ですから、自分の駐車場として市民駐車場を利用しているんじゃないかと、そう疑うわけです。

やっぱり市はですね、その調査もですね、一、二回、一回か二回行ったと言われますが、このとめるのは夜とめるわけですから、職員が調査に行つて、勤務時間中に調査に行つて、五時過ぎごろまでかかって調査に行つて、とめるのはそれ以降なんです。ですから、調査が効果を生んでないと。効果があらわれない調査はもう何もならないでしょう。私が言うのは、やっぱりこういう近隣の住民からそういう苦情が出る、声が出るといふことは、やっぱりこの公平性ですよ。これもやっぱり問題があると思うんですよ。みんなこの人たちは自分で駐車場お金出して確保して、駐車場確保して車とめてるわけです。ですから、市民駐車場にとめてる車も、やっぱり駐車場料金を市は取るべきじゃないかと。そういう意見も上がってるわけです。

市としても自主財源の確保には努めなければならぬわけですから、やっぱりこういうのはちゃんと夜行つて、何日か、二、三日、一週間でもいいですよ、行つて、車のナンバーを控えればわかることですから、これやつてもらえないですか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 昼間の調査につきましては、昼間

は昼間なりの利用状況の把握というのが必要かと思えます。また一方で、議員がおっしゃるように、日中以外の夜間の使用というものも確かにあるかと思えますので、そこについては、今天神町の店舗の中にも飲食店とかで少し遅くまで営業をされていらっしゃるということがありますので、そういったところを考えると、できれば早朝とか、そういったところでの調査をする中に、夜間駐車というところの把握ができるかなと思えますので、そのところも含めて調査のほう検討したいというふうに思っております。

○一三番（橋口好文君） ぜひ効果のある調査をお願いしておきたいと思えます。

最後の質問になります。

私、馬毛島問題でございます。私、前回も八板市長さんには質問をしたわけですが、市長選のとき、八板市長はFCLPは反対だということを発表されております。また、何ですか、新聞にも、そういうことを報道機関にも言っておられます。防衛省に行つて、この間私が質問したとき、市長になつてからすぐ防衛省に市長さんは行つて、それで、防衛省の意図するFCLPよりも馬毛島は有効な活用があるということをやつてきたと答弁されました。それで、現在もそれは変わらないということを答弁されました。ではですね、まず、反対をあれから防衛省に言つたんですか。反対だということを明確に言つたんですか。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島問題についてであります。

議員の御質問は、国に対する私の態度表明のことであろうかと思  
います。私は選挙のときに、おっしゃるように、FCLPに反対の  
立場を表明して当選をいたしました。その考えは今もいささかも変  
わっておりません。防衛省に対してFCLP以外の活用を図るべき  
であるということも、そういう意思を明確に、就任直後にまず伝え  
てきたところです。

この件に関しまして、そもそも馬毛島が無人島になったのはです  
ね、種子島の地域住民の幸福のために旧島民が島を出たからだとい  
うふうに認識しております。ところが、安全保障上、あるいは国防  
上の活用を国が掲げて、国との約束事という名目を盾にして、私ど  
もの地元でのどういう活用が望ましいのかという議論がなかなかで  
きない状況になっているのが現状ではなからうかと思えます。

今、その後、国に言ってるかということですが、国に対し  
ては何度か言っておりますけれども、そのときに、私どもの考えと  
いうのは、その都度お伝えしているところであります。ただ、現況、  
最近の状況を見るとですね、賛成、反対の論議がまず先に立つ  
てですね、最も重要な論点であります馬毛島はいかにあるべきかと、  
そういう論点が置き去りにされているという気がいたします。そう  
いう中で、市民の分断が起きてきているように感じて、ちよつと危  
機感を感じているところであります。

私としては、これまでの歴史とか馬毛島の自然ですとか文化の価  
値も含めて、そこに暮らす西之表市民が自らしっかり考える必要が

あると思っております。そのために、市民自らがその活用法につい  
て考えなくちゃいけない。そういうふうに思っております。そうい  
うことで、平成二十九年度に利活用案を庁内でまとめて、それを方  
向性をつけて、それを具体化する作業を就任以来続けているところ  
であります。

よろしいでしょうか。

○一三番（橋口好文君） 八板市長、市民はですね、選挙のとき、  
あなたがFCLPは反対だと言ったから、ね、あなたを支持し  
たんだと。そういう市民多いんですよ。だから、あなたが言うその  
有効な利活用を言う前に、まず反対せんといけん。八板市長は  
我々に反対と言ったんだから、選挙のとき、だから、反対をせんば、  
利活用を言う前に市長は反対をせんばいけんと言う市民もおるわけ  
です。

防衛省に行つて、この利活用があるということをお申されて、防衛  
省の面会した副大臣が誰かわかりませんが、その方たちは、市長、  
あなたにどういう利活用があるんですかという問いはなかつたん  
で  
すか。

○市長（八板俊輔君） その案につきましては、もうホームページ  
でも上げておりますし、その点についての細かな問いかけというの  
はありませんでした。ただ、一貫して言われているのが、その地元  
の意向は尊重するということは伺っているところです。

以上です。

○一三番（橋口好文君） どうも市民の思いがあなたには伝わらないみたいです。ここに馬毛島の歩みというあれがありますが、四月、「市政の窓」と一緒に入ってきたあれでございます。この裏面に、馬毛島は西之表市に属しています。地元住民の生命・財産を守り、市民の幸福に資する利用を図るべき市長としては、市民の皆様の御意見に耳を傾け、市の意見、要望を明らかにしてまいりたいと考えています。二〇一九年四月、八板俊輔となっております。

市民に対して意見を問うわけですから、その結果、国に要望をしていくということの文章に私は理解しますが、八板市長、あなたは、そしたら利活用はどういうことをやるのかと。あなたの頭の中に具体的に、防衛省に行つて利活用があるということを言つてるわけですから、二年前も、ずっと現在に至るまで、どういう利活用があるのか具体的に構想をお示しください。

○市長（八板俊輔君） 先ほどから繰り返し申し上げることになりますけれども、平成二十九年度に利活用案というものは出しております。その骨子を申し上げると、一つ目が宇宙関連事業の展開、それから、馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置、ないしは馬毛島における体験活動、そして、そのための、これ仮称ですけれども、馬毛島トラストという、これは利活用案そのものではなくありませんけれども、利活用を実現するためのそういう方法も視野に入れて検討するということ、方向性は出したわけでありまして。

以後、昨年、小学生を中心に、五、六年生でしたけれども、十人連

れていって、その資源、自然とか文化・歴史について現地で見聞してもらったと。その体験活動についても、今年また少し対象を広げてやるわけです。

いずれにしても、今、西之表市民が長くこの馬毛島に行ったことがない、見たことがないという中で、その利活用策を考えるというのは非常に難しい状況になってしまっているわけです。四十年間、無人島になってからほぼ四十年近くたっている中で、西之表市民が馬毛島を実感できるような状況になってないと。まずそこから始めなくちゃいけないというところで、その突破口ともなるのが、この体験活動の充実であるうと思えます。

そうしたことを続けるには、今の地権者との対話というのは、これは不可欠であります。で、今防衛省は買収交渉をしておりますけれども、昨年度末で成立するというふうには喧伝されたものが一切とまっております。そういう状況の中で、やはり地権者との対話とこのはずっと続けていかななくちゃいけないわけです。

その前に、利活用のためには西之表市民がもっと知らなくちゃいけない。その価値についてもっと気づいてもらわないといけない、私はそういうふうな考えておるわけでありまして。賛成、反対というそのレッテル、色分けだけで終わってはいけません。その先にある馬毛島の活用について、私自身もそうですが、市民が全体が考えなくてはいけなくて、そういうふうな考えているところです。

利活用案につきましては、今ようやく始まりました体験活動とい

う方法を強くたく育てていくことが当面の課題であるというふうに考えております。

○一三番（橋口好文君） 先日もNHKで二夜連続で馬毛島の放送がありました。国は、防衛省は、やっぱりもうFCILP、自衛隊基地の誘致にもう向いてるわけですよ。それで、市民はそこを心配してるわけですから。だから、あなた、八板市長は何で反対と言わんのだろうと。市民はそれに疑問を感じてるわけですよ。私たちは宙ぶらりんだと。八板市長がちゃんとやってくれないから宙ぶらりんだと。そう言う御婦人もおられます。ちゃんと明確にあなたが選挙公約で述べたとおり、防衛省に反対だということを、言葉として反対ですということを書いてくれたら、市民は、あ、八板市長は反対だということが明確にわかるわけですから、色分けはそれからですよ。防衛省は色分けをもうしてるわけですから、FCILP、自衛隊基地をつくるという方向に向いてるわけですから、それはあなたももうわかっているわけでしょう。もしそれが国がどんどんやってきたら、あなたの言われるそういう体験学習とかそういうのも宙に浮いてしまうんじゃないですか。それこそ絵そらごとになると。あなたのおっしゃっていることは絵そらごとと受けとめるんじゃないですか、市民は。

私、以上でもう質問終わります。

○議長（永田 章君） いやちよつと、橋口議員、ちよつと待ってくださいよ。その、申しわけない、橋口議員、先ほどの言葉の絵そ

らごと、絵そらごと。

○一三番（橋口好文君） 絵そらごと。

○議長（永田 章君） え。

○一三番（橋口好文君） 絵そらごと。

○議長（永田 章君） 絵そら。絵そらごと。うん。いろいろちよつとひっかかることができましたので確認しただけです。はい。

じゃ、市長答弁、最後に。

○市長（八板俊輔君） 今の議員の御発言の中で、国が決めたことだからやってくるのではないかというような発言がありました。これについては、私はそうは思っておりません。議員がお示されたその資料にも書いてありますけれども、市民の生命・財産を守る立場にある首長としては、国に対してしっかりと地元の意見を伝えていくという責務がありますし、その権限もございます。そういう意味で、私は首長としての役目をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。はい。

○一三番（橋口好文君） はい。ありがとうございました。終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十分ごろより再開いたします。

午後二時三分休憩



午後二時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

〔八番 河本幸男君登壇〕

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

初めて課長になった方に質問が集中して申しわけございませんども、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ言わせてください。皆さんはイメージアップをしようということで襟章をたしか買ったはずですが、三役といいますが、市長、副市長、教育長はつけてますが、管理職の皆さんでは半分ぐらいがつけてないのかなと前から感じてるところであります。ぜひやっぱり市の職員としてですね、イメージアップをつなげるためにも、襟章についてはですね、つけたほうがいいのではないかなと、昔職員であった私はそう思っております。

それでは、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきますと思います。

最初に、本市における森林資源の活用についての質問であります。

本市には、ほとんどが山と言つていいほどですね、山があるわけですが、余り活用されていないのではないかなと私は感じております。一部は補助事業ですね、間伐等をやっているものの、多

くの杉林ではですね、間伐もせず、枝打ちもせず、カズラが巻きつき、放置されたままになっております。また、雑木林も同様ですね、一部パルプには伐採されているものの、活用されずにいるのではないかなと、余り活用されずにいるのではないかなと思っております。以前、広葉樹、特にカシとかですね、マテには蛾の害虫ですかね、あれが入ってますね、枯れていく現象が、最近では見えませんけども、ありました。

そういう中で、本市の長期振興計画をみますと、仕事分野の中でですね、林業振興を図り、林業者、それと山林所得者の所得を増やし、山林資源を保全・活用することとなっております。その対応の方向にはですね、間伐などの推進により良質材の育成に努めますとか、林材分野と建築分野との連携を支援し、地元材の利用促進を図ります。また、パルプ材、木質バイオマスの安定供給、出荷を支援しますなどと書かれております。

そこで、最初に質問をしますけども、雑木林、主に広葉樹になると思いますが、その利活用について本市の考えをですね、どのように考えているかお伺ひしたいと思います。

以下の質問は質問者席で行いたいと思います。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、的確な更新が図られる森林においては天然更新を図りまして、伐採木につきましては、

製紙用、木炭用などの用途に有効活用できればと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 製紙用、パルプとかですね、木炭というような御発言でございましたけども、この雑木林は十分活用がされてると思つていらつしやいますでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 私の知る限りでは、はい、利用されてると思います。

○八番（河本幸男君） 課長のご感覚でしようから、活用されてるというようなことですけども、昔はですね、もう少しこう、はげ山というか、木の伐採されたところがですね、多かつたような気がしてならないわけです。確かに水源の涵養林とかですね、保安林とかありますので、そういった部分は別としてですね、もう少しこう活用されてもいいのかなという私は思っていますところでもあります。

私も年に一、二回炭を焼いてまして、やっぱりそこに家でですね、炭をたきますと、ほとんど暖房施設は使わないというようですね、ことにもなつて、非常に電気の節減にもなつたりしますし、また、パルプのほうもですね、まだまだ森林組合に聞きますと黒字ではあるので、もう少しこうこれがうまく活用がされればですね、雇用の拡大にもつながっていくのかなと思つてるところであります。

そういった部分ですね、課長は今十分されてるというような発言でしたが、市長はどう思われますかね。この活用、十分活用されてると思いますか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 実は、私もこの職につく前に炭焼きの修行をしていたこともございますので、特に広葉樹林の活用についてはもう少し活用する余地はあるのかなと思います。それと、人工林につきましても、あ、人工林のところはまだよろしいですかね。

人工林につきましても、皆伐の適期に至つていくというふうな認識をしておりますので、その天然林の更新、それから利用について、それから人工林につきましても、地材地建のところを生かしていく、そういうところを考えていかなければいけないと思います。

課長を弁護するわけではありませんけれども、利用されているという認識も、昨今の森林組合等の取組みからですね、そういうことは言えると思います。そんなところでよろしいでしょうか。

○八番（河本幸男君） 今市長が人工林のことでも少しお話をされましたけども、次のその人工林についてどう考えてるか。市長は今こう、利用はある程度ですね、されてきているのかなという思いも私もおもいます。しかしながら、まだ民間のですね、林、何ですか、公社造林という昔公社で造林したところ、そういった広大なところはですね、うまく活用されてるんでしょうけども、民間の杉の林がですね、なかなかこう手入れが行き届かない。持ち主が高齢になつてる部分もあるんじゃないかなと思いますけども、なかなか手入れが行き届かない、また、利用されないというような思いがしてならないわけですけども、この杉のことについては、課長、どんな答弁

をつくったんでしょか。

○農林水産課長（中野賢二君） 御質問にお答えします。

間伐、主伐により搬出される材につきましては、優良材については用材として、低質材についてはチップ原料として活用されています。

主伐後につきましては、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、再造林を行い人工林として継続していくのか、天然萌芽による天然林への転換を図るのかを検討していく必要があると考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） そうですね、やっぱりこの杉についてはですね、やっぱりこう補助事業で間伐等をされているところはですね、それを持ち出して、いい材は木材としてですね、活用し、悪い部分についてはチップとしてですね、今活用されているということで、持ち出すということで、その部分はですね、非常に有効利用されているのではないかなと思いますけども、さっき言いましたようにですね、民間のその小さな山というのはですね、なかなか活用されておられません。

今、新築住宅、非木造の住宅を除いてですね、大体八割から九割はもうプレカットで、本土材が使用されているということですね。骨材については、そちらのほうが非常に有効ということで、なかなか地元材が利用できないということのようでございます。ぜひこの

割合もですね、高めていってほしいなということで、長期振興計画の中にもですね、そのようなことの支援をしようということも挙げられておりますので、ぜひそのところも考えていただきたいなど思っております。

次に、公有林、市有林についてですね、質問をしたいと思えます。本市の所有の膨大な広さの雑木、杉林がありますけども、あまりパルプ材として売ったとかですね、杉を売ったとか、そういうことをあまり聞きません。先ほど言うように、保安林とかですね、水源涵養林とかは切れない部分もあると思いますけども、どのように考えているのか、ここをお聞かせください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

市有林の雑木と天然林につきましては、水源涵養、災害防止、快適環境形成等の公益的機能を果たすことを前提として、天然更新を図る必要性が生じれば、製紙用、木炭用などの用途に有効活用できればと考えております。

杉を主体とした人工林につきましては、間伐を計画的に実施し、搬出材のうち優良材については用材、低質材についてはチップ原料として活用し、今後、公共施設等での木材利用がある場合は、そちらへの利用も推進できればと考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 今、杉の部分もですね、今課長はお答えをいただきましたので、なんですけど、まず、その雑木についてです

ね、今いろんな部分で補助事業で林地に植えようとか牧場とかですね、ああいうところにつくってまずけども、そんな部分を除いて、市の雑木林をパルプ材とかそういうのに利用する計画、計画的な部分があるのか、この部分については、農林水産課というよりも財産管理課かなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。計画的なものを持つてゐるのかどうか。

「財産管理課長 奥村裕昭君」

○財産管理課長（奥村裕昭君） お答えをします。

現在、杉、それから雑木について、樹木の部分については農林水産課のほうで全てやっております。で、私どものほうでは床地のみのほうの管理ということでやっておりますが、以前までうちのほうでやっておりましたので、その部分だけでお答えをいたしますが、以前も同様の質問がございまして、で、そのときの私の答弁といたしまして、計画的にやっていくという方向で答弁をしたところでございます。

しかしながら、実際実践しようとした場合にですね、一回目は法律の改正がございまして、団地をある程度まとめるとかという法律の改正があったんですけども、そこら辺の改正で一回とまりました。で、その次は実施をしようとするところで、それを切り出す業者さんの御意見をお伺いしました。したところ、一つの団地の面積が狭いということ、また、市有林については杉の植栽をしたところのほうと比較的多くて、で、広葉樹になりますと非常に少ないですの

で、そうなりますと箇所数が幾らにも分かれてしまつて効率的によくないということで、余り喜ばれませんでした。というところがございまして、用地の選定にもうちよつと考慮を加えていつて、工夫をした形で出していかなければならぬだろうと。その時点ではそういうふうな感じでございました。

以上です。

○八番（河本幸男君） 以前は市の職員もですね、同じ管財係に二

十年以上いらつしやる方もおつてですね、どこどこに行けば自分たちの山がどれだけの木になってるとかという職員がおりましたので、大体その人がおればですね、わかつたんですけど、今はもう二年、三年で職員も動きまゐりますので、なかなかどこどこに自分たちの山があるというのもですね、把握もできない状況ではないかなと。地籍上は残つてはいると思えますけども。

そういつた部分でですね、もう少しこう担当になられた、今は農林水産課でしてるといふようなことでございますので、その人たちもですね、やっぱり現場にもですね、行って、やはりどのぐらいあるのかというようなこと、また、市内の業者もですね、森林組合も入れてですね、やはりしっかりとこう計画を練つてですね、この有効利用、大きな財産にはならないと、財政上です、にはならないと思えますけども、やはり先ほど長期振興計画の中にもあるように、市民所得を上げるといふような観点からですね、ぜひこの利活用をですね、考えてほしいなと思つてるところであります。

それでは、次に杉ですけども、さつき課長も杉の部分もですね、間伐を含めてこう話をされておりますけども、この杉についてもですね、私はちよつと思ひがあるわけです。といいますのは、我々が市役所に入って、青年団活動というのが昔は盛大に行われました。団員が二百名を超える人がですね、おったわけですけども、その団費を稼ぐためにですね、市から市有林のですね、下払いを受けてやっております。それは何年も続きました。

そういった部分でですね、当時からすると、やっぱり四十数年たつてゐるわけです。ということは、もうこれが立派に育つてればですね、そろそろ伐期を迎える、あるいは、もう伐期を過ぎた部分もあるんではないかなと考へており、それが小さな木でしたから、恐らく市にはそれ以上に大きな木もあつたと思うので、もうこの長期振興計画にあるように、全部を伐採するですね、そういった時期にも来てゐるのではないかなと思ひますよ。やっぱり杉も長くしておきますとシロアリも入りますし、それまでの育ててきた苦勞、また、がですね、無になるということもありますのでですね、ぜひ活用を図つてほしいんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えします。

今までは計画的な間伐ということでしたのですけれども、そろそろ本体のが五十年生とかそういう木も増えてきておりますので、そこで主伐もちよつと計画していかないとということなんです。その利活用についても、今後また有効活用できるようにしていきたい

いと考へております。

以上です。

○八番（河本幸男君） そうですね。やっぱりこうせつかくある財産ですので、本当に微々たる、財政に与える影響というのはもう微々たるものかもしれませんけども、ぜひですね、これらの財産をですね、有効活用できるようにですね、ぜひ計画を、まず山を見てですね、計画を立ててみてほしいなと思ひます。ぜひこの長期振興計画に載つてゐるですね、部分で、伐期を迎えた森林の主伐の取組みを始めますとしっかりと書いてますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次に、クヌギの活用についてちよつと入つていきたいと思ひます。

旧牧之峯のですね、牧場にクヌギの木があるというのを課長は御存じでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 個人的には知りませんでした。で、今回質問がありまして調べたところ、あつたということを確認いたしました。

○八番（河本幸男君） このクヌギの木、もう恐らく二十年以上前に植えた木ではないかなと思つて。農地の傾斜地に植えてますので、木の性質上、法面に立つたところと下のほうはですね、下のほうはもう大きくなつてゐるのではないかなと。私も道路からしか見えませんで、わざわざおられてまで見ませんので。しかし、このですね、

やはり活用をしないでおくのもどうかかなと考えるんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君）　クヌギにつきましては、現在のところ利用されておられませんけれども、今後はシイタケ用の原木等への活用を含め、検討したいと考えております。

○八番（河本幸男君）　私もそのシイタケをつくってる一人でありまして、とても気になって、原木が欲しいなと思ってる一人でもあります。クヌギというのはですね、非常に重い木でして、普通の木のもう倍以上あると言っても過言ではないぐらいですね、重い木です。カシの木よりも重い木でありまして、適当な大きさでないです。ね、やはりシイタケには不向きかなと思ってる場所でもあります。

それと、伐採しますとですね、七年から十年ぐらいですね、また活用ができます。杉よりもですね、杉は切ったら小さなのから植えて育てなければなりませんけども、このクヌギだけはですね、草払いだけすれば、七年から十年ですね、また元の大きさに返ります。ぜひですね、このクヌギをですね、活用してもらいたいと思います。

最近、私、霧島方面のほうにですね、行ってきたんですけども、杉林を切ったところもありました。そこにはしっかりと新しい苗をですね、まだ五十センチか六十センチでしたけども、そういうのも植えてありましたし、またこのちよっと平らな、恐らく昔畑だったと

ころでしようけども、そこにはクヌギの木をですね、植えてございました。そういった部分ですね、このクヌギというのは非常に、今は杉の木よりもですね、本土のほうは何かお金になるというようなことも聞いております。

そういった部分ですね、ぜひこのクヌギの木をですね、利用してほしいんですけども、先ほど言いましたように、シイタケの駒打ちとかですね。また、それを私は前で、農林水産課の方にもちよつと言ったことがあるんですけども、市役所にもOBもいるので、OBの人を使って駒打ちをしてもらって、あらゆるイベントですね、販売したらどうかですかね、そういったこともちよつと話をしたこともありましたが、また、ふるさとまなび隊ですので、駒打ち、これも一回は、たしか何年も前に、私が現職でいるうちにですね、したこともありました。それとか、グリーンツーリズムで旅行者が来たときにですね、活用するとかですね、いろんな活用方向があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

ちなみに、昨年ですね、国上校区のほうも若干クヌギをつくってまして、それを五、六本伐採してですね、菌を打って年の瀬市で販売したところですね、盛況で、すぐ一番先に売れたのがこの原木でした。そういった部分ですね、市民の方も好む人もいらっしゃるでしょうから、そういった方にもですね、分けるとかですね、そういったことも取り組んでほしいなと思います。手間がかかりませんが、そういった部分ではですね、OBの方も協力できる方はする

んではないかと思えますので、ぜひ御検討をお願いをしたいと思います。  
ます。

次に、またまた農林水産課長に答弁をしていただきますけれども、  
農作業の受託組織の育成について伺いをしたいと思います。

最初に、農業振興公社についてであります。公社は行政の機関で  
はありませんので、余り詳しく説明は必要ありませんけれども、公社  
ができてですね、農家の皆さんは本当に喜んで、農作業をですね、  
してもらって大変助かっているところでありませうけれども、私もその  
一人でありまして、今年きびの作付をですね、お願いして大変助か  
った一人であります。

しかし、農家の皆さんですね、声を聞きますと、適期に作業が  
されないとかですね、作業に来てもらえなかったとかですね、そう  
いう声も若干聞かれます。その部分ですね、ちよつとこの間公社  
に行つて聞いてみますと、例えば、農家の皆さんがですね、今週中  
に来てほしいと。今週末には来てほしいとか、十日後には来てほし  
いとか、そういう期日を指定されたら困ると。そのほかにもですね、  
作業委託を受けた、最初から文書ですね、お願いした方もおりま  
すので、そういった方を優先して断ることはあるけれども、基本的  
には全て断らないというようなことでしたけれども、ただ、農家の人に  
聞きますと、先ほど言ったように、断られたとかいうような話を聞  
くところがあります。

そこで、お聞きしたいんですけど、この農業振興公社、ここ数年

の受託の状況はどうなつてゐるのか、ちよつと調べた範囲で結構でござ  
います。

○農林水産課長（中野賢二君） 答えします。

市の農業公社の主な品目及び作業の平成三十年度の受託状況につ  
いて御説明します。一応件数と面積だけを報告します。

まず、さとうきびですけれども、土壌改良が百三十三件、六十七  
ヘクタール、前年比プラス十七件の十六平米プラスです。植えつけ  
が百七件の四十九ヘクタール、前年比マイナス十五件のマイナス二  
十八ヘクタールです。中耕・培土が二百十四件の五十三ヘクタール、  
前年比プラスの百十件のプラスの十六ヘクタールです。で、刈り取  
りが百四ヘクタールで、前年比がプラスの〇・六七ヘクタールとな  
つております。

園芸につきましては、ロータリー耕が百八十五件の五十八ヘクタ  
ール、前年比マイナス三十七件のマイナス七ヘクタールです。プラ  
ウ耕が百三十五件の三十六ヘクタール、前年比プラス二十一件のプ  
ラス〇・四ヘクタールです。甘しょ畝立ては七十八件、十七ヘクタ  
ール、前年比マイナス三十二件のマイナス十一ヘクタールです。で、  
バレイシヨの土壌消毒が八十二件の二十三ヘクタール、前年比マイ  
ナス十六件のマイナス五ヘクタールとなっております。

水田では、収穫・乾燥が七十七件の二十一ヘクタールとなつてお  
ります。前年比マイナス四件の一ヘクタールのマイナスとなつてお  
ります。

以上です。

○八番（河本幸男君） 本主に公社ですね、少ない人数でこれだけの面積をですね、やってるのかなと思うわけですけども、この公社は人数的には、援農隊というのもありましたけども、十分いるんでしょうか、その働いてる方ですね。マイナス、足りないとかいうことではないんですね。

○農林水産課長（中野賢二君） 人数的には少し足りないかなというところですよ。で、援農隊自体も、今現在六人で予算組んでおりますが、一応今現在五人というふうになっております。で、公社のほうで足りない場合は、そちらからお手伝いをいただいているという状況であります。

○八番（河本幸男君） 私はですね、本主にこの公社ができてですね、農家の方ですね、大変助かっていると私は思っております。ただ、この公社だけではですね、やっぱりこの高齢になってきて作業を委託する人が増えてですね、足らないんじゃないかなと思っておりますところありますね、昨年ですかね、伊関のほうで同じような感じですね、作業を受ける「百笑一揆」ですかね、そういった団体を立ち上げたということをお聞きしたわけですけども、そういった部分を含めて、農業公社以外で、個人でその農業委員会が定めた料金ですね、こうしてる、個人で受ける方もおりますけども、それ以外で組織として、この伊関でできたような組織としてやっているとほかにあるんでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） 市の農業公社で受託して直営で作業ができない場合は、市の農作業受託者組織に再委託をしております。受託者の組織は、さとうきび収穫管理作業班が二十六名、水稻の作業班が十三名、畝立て作業班が五名、深耕・耕うん作業班が十二名、茶作業班が二名からなる組織であります。

以上です。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

そういった部分ですね、公社からできない分をですね、きびの刈り取りを初めですね、耕うんとかそういった分をさされてということもお聞きをして、公社からの仕事を受けて今日やったよとかいう話は私も聞いてるわけですけども、この伊関ですね、このできた組織はですね、十名ぐらいですかね、組織のメンバーがおりまして、ユンボを持ってるのか、ダンブを持ってるのか、トラクターが何台とかですね、刈り取りが何台とかですね、もうあらゆる機械がこうそろった組織でして、その方にお願ひすれば行ってくれるんだろうと思っております。ただ、やっぱり自分の作業というのがありますので、自分の畑の作業というのもあるので、やっぱりそういうところには支援が必要ではないかなと考えているところでありまして、また、こういう組織がですね、近くにあれば、近くにあればですね、作業が組み立てやすいとかいう私は思いがしてるんです。

実を言うと、私の集落もですね、つくろうかつかろうかと言って、二、三人話をするんですけども、なかなか鼻引きをする人が



いません。鼻引きを、作業を組み立ててくれる人がですね。それと、機械そのものが、機械設備がですね、そろってないんです。例えば、きびでいえば、株ぞろえをする機械を持たないとかですね。そういった部分があつてですね、なかなかこううまく立ち上がっていかないわけですけども、そういったところをですね、行政のほうでこう組織化を、今で足りてると思えばそれまでなんですけども、やはりこうあっちこっち、校区の一つぐらい、あるいは、大きな集落には一つぐらいこうつくる必要もあるんじゃないかなと私はつくづく自分で作業をしながらそう思ってるんですが、市長、いかがですかね。

○市長（八板俊輔君） この農業におけるその担い手の不足というのは非常に各地域深刻な問題でありまして、その中で伊関地区で受託の組織をつくってやっておられるという、まだ始まったばかりです。これから実績を積んで、見本として、模範としてやっていただきたいと思います。

そのほかの地域におきましても、伊関と同様に、そういう方々がいらっしやれば、市といたしましても、あと県ですとかJAもありますけれども、そういう関係機関と支援する方向で考えたいと思っております。

○八番（河本幸男君） 市長がこう、そういう組織があればということでもありますので、方がおればということですので、ぜひお願いしたいんですけど、やっぱり農業というのはですね、天候とか、その気候とかですね、それに非常に左右されて、本当適期の作業

をしてもらうということがですね、必要かと思えます。

畑によっても違うわけですね。やわらかいポッコウの畑と、それと粘土質のですね、畑と、雨が降ってから何日後に乾くとかですね、そういった部分があつて、なかなか公社とかに頼みますと、私のところものすごく粘土質ですね、きびを植えてもしまいましたけども、作業員の方も大変だったし、そしてまた、出てくる芽もですね、不ぞろいなところ、欠株のところも結構ありました。自分で植えればよかつたなという思いもありますけども、やはりお願いしてですね、したわけですので、自分の部分でありますので。ただ、やっぱりそういう部分で、気候とかですね、その土地のあれも考慮してもらえばですね、非常に近くにあればそれができるのかなと思ってる場所があります。そういった部分で、ぜひそういったですね、ことでですね、支援をお願いしたいと思います。

また、そういった組織にはしっかりしたリーダーが必要であろうと思えますし、自分の農作業というのもありますので、ぜひですね、そのところも考慮してですね、行政の手助けをお願いできたらなと思っております。

それで、そうしますと、先ほどからありますように、きびの新品種ですね、「はるのおうぎ」を、あれが出てくるまで農業しようかなという方もですね、増えてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうところですね、御健闘をお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。  
た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時十分ごろより再開いたします。

午後二時五十六分休憩

午後三時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 本日最後の質問者となりました。最後までよろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を行います。

平成二十八年四月に議員立法で、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法、有人国境離島法が成立し、平成二十九年四月から施行をされ、今年で三年目を迎えています。国は、有人国境地域は日本国民が居住していることで領海などの保全に関する活動の拠点として重要な機能を有しているとし、人口が減っていることで将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると活動の拠点としての機能が維持できなくなると特定有人国境離島地域を意義づけております。

また、鹿児島県が策定をしております特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画の中では、基本目標を実現するため、特定有人国境離島地域において人が交流をし、それによって物やお金が対流し、島内経済が拡大する地域社会の実現を目指すこととするとし、一つ目に人の往来、物の移動に係る条件、不利性の緩和として、特に外海遠隔離島であることによって生じている人の往来、物の移動に関する条件の不利性を緩和すること、二番目に交流促進のためのきつかけづくりとして、地域外の人々に対して特定有人国境離島地域に観光で訪れたい、移住して起業したい、または働きたいというきつかけをつくること、三番目に島の魅力の再発見と島での人づくりの推進として、地域外の交流を通じて島の魅力を再発見し高めるとともに、島における人づくりを進めることとし、この三つの施策の方向性を踏まえて、航路・航空路運賃の低廉化、生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担軽減、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保等に総合的に取り組むとしております。

まず初めに、航路・航空路運賃の軽減や雇用機会の拡充など、これまでの経過を踏まえて十分に活用ができているか、質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

まず、企画課が所管しております航路・航空路運賃低廉化事業に

つきまして説明させていただきます。

県の協議会が取りまとめました平成三十年度実績報告によりますと、種子島全体で離島カードを利用した航路利用は十三万七千二百一人で、対前年比十九・四ポイントの増、航空路利用者は一万二千九百九十人で、対前年比二十七・五ポイントの増、利用者合計十四万九千三百九十一人で、二十ポイントの増となっております。

また、平成三十一年四月一日時点の本市離島カードの有効枚数は一万二千五百五十五枚で、保有率八三・三％となり、対前年比十ポイントの増でございます。制度につきましても浸透してきているものと考えております。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 経済観光課の分野で、雇用機会拡充、それから観光振興の二点の事業について、その活用についての状況をお答えしたいと思います。

一点目の雇用機会拡充事業でございますけれども、実績といたしましては、平成二十九年度が八事業者で十八名の雇用、平成三十年が五事業者で九名の雇用がなされております。本年度は七事業者が事業拡大に取り組むこととなっております。十七名の雇用が新たに創出される見込みでございます。

また、本事業を活用いたしまして、これまで島外からの企業が二事業に取り組みまして、うち昨年度一社が企業誘致の立地協定を結んでおります。さらに、本年度も一社が、島外からの企業が一社こ

の事業を活用することとなっております。あわせて企業誘致の關係での協定を今検討してるところでございます。このように、雇用機会拡充事業面におきましても、活用がなされていると認識しております。

一方、観光振興面での需要でいいますと、滞在型観光促進事業について、平成二十九年度から一市二町が連携し、種子島観光協会を事業実施者として、さまざまな事業に取り組んでおります。具体的には、ガイドの育成や観光動向の調査、さらに滞在型観光ツアーのイベント、外国人観光客プロモーション事業のほか、サイクルツーリズムやアニメツーリズムなど、もう一泊したいと旅行者に思わせるような観光地づくりにつきまして、この事業を活用して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

やはりまずですね、島民の生活航路としてあるこの高速船ですね、当時はですね、この料金が安くなったということ、病院通いで利用する方には負担が軽減をされた。また、安くなったことで以前よりもこう島外に行きやすくなったということもあって、やはり高速船の利用者も増加をしているというのも報告もされております。

今課長からもありましたように、離島割引カードの発行が開始三カ月ほどで西之表市の人口の七割以上に発行をした。さらに、この制度が適用された平成二十九年の利用者の全体数が十一万一千四

百九十九人と。で、うち、西之表鹿児島間の利用者が八万六千六百十六人ということで、平成二十八年が五万八千二百二十三人ということなので、二万八千二百二十三人、四八・七％利用者が増えたという報告もされております。やはりこの高速船の運賃引下げについては、非常にこう住民の要求が高いことがうかがえます。

しかし、一時的にですね、種子島鹿児島間の料金というのも八千五百円台まで下がったということがあるんですけども、燃油の価格の高騰で、現在では九千五百円、障害者割引についても四千五百円から現在では五千五百円というふうにして値上がりをしている状況で、せっかくこうできた制度でも安くなっても、燃油の高騰で運賃が上がってしまうということでは、利用者が減少したりとか、病院通いの方にも負担が多くなるというふうになっております。

やはりこの利用者としては、少しでもやはり安くしてほしいと、負担を軽くしてほしいと思うところでありまして、この航路・航空路運賃の軽減については、県では講ずる措置の基本的な内容として特定有人国境離島地域社会維持推進交付金というのを活用をして、住民及びこれに準ずる者を対象に、本土と連絡する定期船の運賃について、フェリーはJRの在来線並み、高速船はJRの特急自由席並みまで低廉化を図るとともに、定期の航空路の運賃についても新幹線並みまで低廉化を図っております。

この基準に照らしていけば、鹿児島種子島間の距離が大体百十五キロということで、高速船はJR特急自由席並みということで、鹿

児島中央駅から宮崎駅まで大体百二十四キロというふうになってますので、この往復料金が六千九百円、大体七千円ほどでもあるということでも前回も議論をされたということですけれども、この基準についてはですね、やはり国や県が示しているもので、やはりこれをつっかりと会社側に守ってもらおうということが大切ではないかなというふうにして感じております。

また、現在ですね、本市においては、島民のほかにも準住民として、平成二十九年の十月から、扶養者が地元において島外居住の十八歳以下児童生徒にも適用が拡大をされております。

一方でですね、最近の新聞報道で、奄美振興法ではですね、来月十九日分から鹿児島奄美群島間の航空・航路運賃の割引対象というものが、群島出身者で本土進学への高校生、大学生ら約二千人にも広がるということで、空路が大体片道普通運賃のほぼ半額の一万二千円、航路が六千六百五十円となって、二千四百円安くなるというふうにしております。

これまでの運賃の軽減については島民に限られていたんですけども、大学生まで対象が拡大しているところでは、やはり奄美群島の地元の要望なんです。奄美振興法と有人国境離島法の違いというのはあるんですけども、制度自体の違いというものはあるんですけども、やはり島内の実情、生活の実態というものは、やはり同じではないかなというふうにして考えます。

現在、学校に通うですね、十八歳以下というのが国が定めている

ようですけれども、本市でも大学生や専門学生がですね、帰ってきやすい、帰省しやすい、負担を軽減する策として要望していくべきではないかなというふうにして思いますし、また、五月三十日です、川崎重工業の神戸工場で、東海汽船が二〇二〇年導入を予定している新しいジェットフォイルの起工式が行われて、竣工を二〇二〇年六月に予定していると。二十五年ぶりに造船をするとの報道もされています。

この船舶の更新等についても、県の計画では、フェリー、ジェットフォイルは一定年数が経過をされていて、将来的にこの船舶には更新等も考えていると。これについては、一般的に運賃の値上げによって建造資金を確保することとなるため、必要に応じては値上げの抑制措置を講じて住民負担の軽減を図るというふうにして、この計画の中には書かれています。

この計画ですね、解釈とかさまざまな動向というものはあるかと思われまじけれども、やはり高速船料金の基準をこう守ってもらおう。七千円に近づけるべきではないかというのと、大学生、専門学生の運賃の負担軽減、高速船の新造船の動きなどですね、現時点での動きに対しての実際の市長の対応というものをちょっとお聞かせください。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

高速船の件でありますけれども、この更新につきましては、今議

員御紹介のあった東海汽船で五十億円ぐらいのところ、これはたしか半額程度東京都が補助をしてやるような計画を聞いております。このほか国内にはトッピー、ロケット以外の運行業者が数社ございますので、そこで高速船を保有している会社が幾つかございますので、その業者、航路業者の組織でも、この更新の問題が喫緊の課題になっておりますので、東海汽船の動向を受けて、そのほかのところでも更新に向けた準備というものをしているように聞いております。

で、私どもとしましては、種子島・屋久島航路の一市三町の首長、それから議会の力も得てですね、その更新に向けての国の財政的な支援ですとか、そのほか難しいんですけども、エンジンの開発とかですね、新型の開発とかいうようなことも視野にですね、要望は続けております。これは県の市長会ですとか、あるいは離島関係の協議会とか、そういうものを通じてですね、運行業者、そしてまた地元の自治体だけではその更新の費用というものはかなり高額ですので、その支援を県と国を巻き込んで何とかできないかと、支援をできないかという要望を今続けているところでございます。

それから、料金の低廉化につきましては、今問題となっているのは、島民は安くなってるわけですけども、外から来る方が安くなっているというところがありますので、それは今のところ、先ほどもありましたが、滞在型観光という形で、外から島に来られた方に対して、一泊して何らかのその体験的なプログラムを利用するという

ような、その料金を補助するような形で、そういうクーポンの商品化というのを今研究してやっているとあります。そういう形で外からの利用者についても低廉化のメリットが得られるように、今準備をしているところであります。

○一五番（渡辺道大君） 県の計画あっているいろいろな読み方でも、いろんなことに何か該当するのかなというふうに思いますし、今後はですね、やはりぜひ国に要望をして、全国離島振興協議会の中で、全国の離島地域と協力をしながら進めていただきたいなというふうにして思います。

で、次の農産物の海上輸送費補助についてですけれども、県では農林水産品を初め、地元産品の出荷に当たっては、割高な輸送コスト、限られた輸送手段や出荷設備による販売先の制約等が課題となっているとしております。

また、ブランド化等による高付加価値に加えて、マーケティングや消費者への積極的な情報発信による販路の拡大の取組みも必要であると。そして、過疎、高齢化の進行に伴う担い手不足が深刻な問題となっていて、農林水産業の持続的な発展のため、担い手を確保、育成をする必要があると全体的な課題を挙げております。

そこで、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金及び離島活性化交付金を活用して、芋類や米、野菜類、果物類、工芸作物、魚介類、木材チップ等の農林水産品及び戦略産品の輸出に係る輸送コストの低廉化を支援するとともに、当該産品の原材料等の輸入に係る

輸送コストの低廉化を支援すると講じるこの措置を基本的な内容としておりますけれども、県はこういうふうにして示しておりますけれども、本市においてのこの農水産物の海上輸送費補助というものは現在どのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

有人国境離島法による輸送費支援につきましては、本市の農水産物を本土へ輸出及びその生産資材の輸入に係る輸送コストを軽減するため、平成二十九年度から海上輸送費の国、県、市合わせて八割の補助を行っております。品目につきましては、輸出の農産品目で青果用甘しょ、バレイショ、豆類、茶、水産品目で鮮魚、活魚、また、輸入の資材で水産品の出荷用発砲スチロールとしております。以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

本市が策定をしております戦略産品輸送支援事業補助金交付要綱ではですね、対象品目が安納いもやバレイショ、今お答えありましたように、スナックエンドウなどの豆類、お茶、鮮魚、活魚などで、対象者も、この要綱の中では、市内に住所を所有する農水産物を生産、出荷する個人又は団体、法人というふうになっております。

また、この要綱の趣旨にはですね、本市で生産をして本土に出荷をされる農水産物の輸出及び当該農水産物の原材料等の輸入に係る輸送コストの軽減を図ることにより、生産物に対する適正な所得の

確保、生産者の生産意欲、販路拡大意欲の喚起、本土側の事業者による取扱いの拡大等を図ることを目的とするというふうにして書かれております。

そこで、補助対象者についてですけれども、要綱中にはですね、個人又は団体、法人というふうになっておりますけれども、各農家からですね、集荷をしてまとめて送る仲介する業者ですね、その方への海上輸送補助というものがどういうふうになっているかというのと、また、補助対象品目の拡大というのをですね、あわせて計画があればお答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（中野賢二君） 仲介業者につきましては、あくまで本市では生産者への補助がある場合だけとしておりますので、一応その農産物をかき集めて、それを輸送を業にしてる方に対しては対象外としております。

で、補助対象品目の広げる計画があるかということでございますが、一応本年度から輸出の農産品目でブロッコリーとレイシ、ゴーヤですけども、この二品目を追加しております。

今後も生産者、出荷団体等の出荷者より要望がありましたら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 仲介業者の方は、今現在では対象外というふうになっているということ、確かに認定農家とかになつたりとか法人になつたりとかという手段というものはあるのかなと

いうふうにして思いますけれども、やはりただですね、個人事業者のやり方というふうなものもあるかと思えます。

要綱のこの趣旨にもあるようにですね、生産者に対する適正な所得確保、生産者の生産意欲、販路拡大意欲の喚起というこの部分についてはですね、やはり結局農家の手取りというものをやはり少しでもこう上げることが大切ではないかなというふうにして思えますし、それにつながっているんじゃないかなというふうにして私は思っております。

本市はですね、宅配便等で島外に出荷する場合には、青果用甘しよのみではありますけれども、一般財源から独自の補助をして、厳しい財源の中でも、やはり努力をされています。ぜひですね、その海上輸送コスト支援の補助金というものも有効活用してですね、要綱等の変更等も検討しながら、幅広くいろんな形でですね、負担の軽減になるよう求めて、次の質問に入りたいと思えます。

次に、建設課道路維持係の嘱託職員の雇用について質問をいたします。

今年度から道路清掃の作業班というのが二班体制から三班体制になるという予算も計上もされておりますけれども、この道路の草払とか補修工事など、やはりこう行き届いた管理が期待をされるところであります。基本的にはですね、やはり個人とか地域での清掃作業というものが基本になるのかなというふうにして思いますけれども、特にこの大字地域におかれましては、やはり高齢化や、午前

中、先輩議員からもありましたように、高齢化とか人手不足でふだん管理が行き届かないところとか、経験豊富な作業員でないとできない箇所というところもあって、これから市にお願ひしないといけない場所というのが今後多くなるのではないかなというふうにして思われます。

そのような大字地域においてはですね、今回のこの作業班増員というのはですね、大変喜ばれるというふうにして思いますけれども、現状ではやはり五名というふうになつていて、現在の、その質問ありますけれども、応募や雇用の状況はどのようになつていくかということと、午前中ありましたように、なかなか人が集まらない原因とか理由というものをつかんでいらつしやれば、お答えをいただきたいと思います。

〔建設課長 古田一男君〕

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

午前、小倉議員のほうにも回答しましたけれども、現在募集を行つていますが、なかなか集まらない状況であります。で、今回も六月十日のお知らせ版にも急募という感じで募集をかけておりますけれども、まだ応募がありません。その応募がないという原因ですけど、他業種においても、ハローワーク等に募集を出しても応募がない状態が続いて雇用ができないと聞いております。恐らく人口減少による市内の働き手の人材不足が影響してのではないかと思います。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ちょっと鹿児島県内の各自治体でもですね、この道路清掃等の管理についての取組みというのを私自身聞く機会とかあったんですけども、やはりほとんどがですね、お盆前や正月前などの時期的に入札をして業者に委託をしていたり、公社などに委託をしているということがほとんどのようで、本市のようにですね、こうやって直営で作業を行っているところは少ないようでした。そういったことではですね、やはり本市でしっかりと採用をして作業に当たるといふ取組みについては評価ができると思いますし、実際、嘱託職員の方も今頑張っているような状況であります。

ただ、やはりですね、今課長の答弁にもありましたように、現状なかなか人が集まらず苦慮をしていると。これは島内全体を見ても、人口減少で雇用の状況が募集をかけてもなかなか人が集まらないという慢性的な人手不足というふうになっているのかなというふうにして思いますけれども、これではですね、やはりこの市民が思っているようなこととか、要求に応えることというのがなかなか厳しいのではないかなというふうにして思われます。

そこで、道路維持作業をするに当たり、あるいはこの三班体制をするに当たつてですね、午前中あったんですけども、六名を最低とするっていうんですけれども、六名で三班なので二人、二人、二人というような感じになるのかなというふうにして思うんですけれど



も、現在の雇用者の数とか体制というものが、今現在で十分というふうにして、その三班のその体制が十分であるかということをお答えをいただきます。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

先ほどから言っておりますけれども、臨時職員二名、で、あと地域雇用二名、シルバー人材センターの雇用二名の計六名が一班体制として今動いております。で、今現在、臨時職員五名ですので、一班だけ七名で動いております。実際三班体制で運用できるようになれば、地域からの要望等に対して、まだきめ細やかな対応ができるのかなと思っております。

それと、あとまた、できれば地域臨時職員をもうちょっと増やして、二人でなくて三人体制とか、そこら辺まで確保していくと、現場における安全対策も十分とれるのかなとは思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 作業班を三班体制にして運営していくと

いうことでは、作業の効率化を図る上で、やはり一定の人員の確保というのは必要なかなというふうにして思われますけれども、やはり雇用される側としても、いろんなことがあるんですけれども、採用されるごとに毎年更新をしているということ、面接があったりとか作文があったりしているという点ではですね、一年一年採用のことを考えてしまうということで、せめて三年間くらい雇用をさ

れると心に余裕ができるんじゃないかというふうな意見もですね、聞かれたりしております。

確かにこう、いろいろな方への雇用の機会、働く場所を与えるという点ではですね、そういった採用の仕方もあり得るのかなというふうにして思いますけれども、やはり作業の内容です、道路維持の大変な作業になれるというところとか、仕事を覚える経験を積んだりとか、路線名を覚えたりするというのは、一定の期間のやはり労働というのが必要ではないかというふうにして思うんですけれども、人員をしっかりと確保して適正な運営体制というものをですね、今現在どのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

やっぱり今現在、採用をかけてなかなか来ない、人が集まらないというのは、やっぱりその条件とかそういう面もあるかと思えますけど、それよりもやっぱり先ほど申したように、やっぱりそういう人材が不足している、この西之表市において働き手が少ない、それが一番だと思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 最後にですね、やはりせっかく三班体制

にしていくということで、市民のしっかりした要求にですね、応えていくために、特に若い人というのが一定働けるようにしていく。そういった改善というのが、やはり必要ではないかなというふうにして考えておりますけれども、市長にですね、最後、どういった運

営をしていくかというのを聞きたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

三班体制に本年度から計画して始めたわけですが、これは昨年来、地域との語る会の中で、大字地域の人が少なくなつて、もう高齢化もあつて、例えば、高所の作業などは危なくてできないとかですね、人手が足りないということがありました。そういう要望がもうあちこちでございましたので、今年度から三班体制ということにしたわけですが、課長が答弁申し上げているように、人が足りない。それは、例えば、条件ということもあるのかなと言いましたけども、待遇の面ですね、そういうことも検討しなければならぬかと思ひます。

それより前に、やはり人材不足ということは、要するに、人口減少に伴うその働き手の不足ということでありまして、ちよつと直接のお答えにはならないかもしれませんが、やはりその市全体の仕事を増やして島から出ていった人たちをもう一回呼び戻すとか、あるいは、社会増、人口には自然増減、それから社会増減というのがありますけれども、近年、その社会増減というのが昔ほど、以前ほどマイナス部分が小さくなつて見えております。この社会増について増えるような施策をしなければいけないと思ひます。

総論的になりますけれども、先ほど来この有人国境離島法における雇用拡充の施策でありますとか、それから、公共事業の予算を

獲得して市内のインフラ基盤整備の公共事業等を増やしていくとか、そういうことから視野において、広範な角度から見た形で施策を展開して、とにかく人が増えるようなことを考えていかなくちやいけないと、そういうふうを考えております。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、市民がやはり期待をされているというふうにして思いますので、できれば早期の実現に向けて取り組んでいただけるよう求めて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（永田 章君） ただいまの渡辺道大君の質問をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたします。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす十九日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時四十六分散会

本会議第三号（六月十九日）

本会議第三号（六月十九日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長 八板俊輔君  
副市長 中野哲男君  
教育長 大平和男君  
会計管理者兼  
会計課長 毛井文子さん  
総務課長兼  
選管書記長 大瀬浩一郎君  
企画課長 森真樹君  
市民生活課長 川畑利昭君  
財産監理課長 奥村裕昭君  
地域支援課長 松元明和君  
税務課長 長吉輝久君  
健康保険課長 長野望君  
高齢者支援課長 下川昭代さん  
経済観光課長 岩下栄一君  
農林水産課長 中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年六月十九日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

一六番 橋口 美幸 議員

七番 和田香穂里 議員

一四番 長野 広美 議員

一一番 田添 辰郎 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

通告に従いまして、これから一般質問をさせていただきます。まず初めに、地方公務員法、地方自治法の改正によって創設されました会計年度任用職員制度についてお伺いをしたいと思います。

基本的に、行政は、住民サービスの安定性と質を確保するために、任期の定めのない常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則を持っております。改正前の地方公務員法には、有期任用の規定としては特別職非常勤と臨時的任用の二つの雇用しかなく、労働者の任用は厳格に決められておりました。

しかし、会計年度任用職員制度を導入することになった背景には、長期の自民党・公明党政権のもとで、財政削減のための公的業務を担う労働者削減と公的施設の運営を指定管理や民間企業への移行を地方自治体に促し、官から民への流れが急速に進み、公務員削減とそれに伴い労働者の雇用がさまざまなパターンの不安定雇用が進んだことが要因ではないかと、そういうことを言われております。同時に、住民サービス低下もあらわれてきております。

公務の現場でも、一般職の常勤と同じ業務を担いながら、非正規の労働者が低賃金、劣悪な処遇で働く現状が加速する中で、空白期

間を挟んで任用するなど、継続した任用と見られないように脱法的な任用が増加し続けてきたことから、総務省は二〇一四年公務員部長通知を出しました。

しかし、これもまた財政的な裏づけのない通知のみであり、改善が進まず、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会が設置され、新たな受け皿として創設されたのがこの会計年度任用職員制度です。

第九十三回通常国会の法令改正によって、二〇二〇年からの運用に向けて本市でも準備を進めておると聞いております。制度導入の目的と根拠となる背景などについてお示しください。

以下は質問者席から伺います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

制度導入の目的と根拠は何かという御質問をいただいております。制度導入の目的といたしましては、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保が目的となっております。

その根拠でございますが、平成二十九年五月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員が創設されたということであり、

法令的な根拠は地方公務員法の第二十二条ということになります。

けれども、御質問の中で、今御発言の中で背景もございましたが、背景にしましては、議員が今おっしゃったようなことがほぼ同じような背景でございます。

ちなみに、平成二十八年の四月現在で、臨時・非常勤職員の総数が六十四万人と、増加傾向にあったというのが時代的な背景であったのかなと思います。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 全国でもですね、非正規職員、五人に一人が、各自治体では非正規職員がこの大事な業務を担っているという日本の現状となっております。

そして、本市では、資料をいただきましたけれども、フルタイムが九十四人、パートとして働いてくれている方が四十七人いらっしゃいます。

今回のこの会計年度任用職員制度というものがどういふものなのかをもっと詳しくお伺いしながら、二〇二〇年度から導入される、本市の非正規の皆さんがどのような形で働くことになるのかという計画をお伺いしたいと思います。

今言いました九十四人のフルタイムの皆さん、四十七人のパートの皆さんが例えばフルタイムになるとしたら、任期は、当然会計年度ですので一年任期ということになります。フルタイムとパートタイムの違いがどのようなことに、この制度を導入することによってどういふふうに、特徴的な違いが何なのか。

そしてまた、現状、総務省からの調査も続いておると思いますが、その調査の結果、どのような任用が決定づけられているのか、総務省にどのような報告がされているのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの違いですが、フルタイムの場合は、一般のいわゆる任期の定めのない職員というのは一週間に三十八時間四十五分働きますけども、一週間につき三十八時間四十五分働く一般の職員と同じ時間働く者をフルタイムの会計年度任用職員というふうな定義づけがされてございます。

よって、一分でもそれより短くなる場合には、定義上はパートタイムの会計年度任用職員というふうな法令上の解釈というふうになっております。そういう運用でございませう。

二番目の項目の中で、総務省からの調査の目的と報告という御質問をいただいておりますけども、総務省のほうからはマニュアルというものを発出しております、その中では、やはり非常勤職員の実態把握をして、しつかり運用、格付等を行いなさいということで、そういった部分での調査をするということになってございまして、調査につきましては、任用の根拠、主な職務内容、任期、一週間当たりの勤務時間ですね、あと一週間当たりの勤務日数、一日当たりの標準的な勤務時間とか報酬あるいは賃金、そういったもので支払いがされてございますので、そういったものの実態の把握をしておるところでございませう。

中身の格付とかですね、どういふふうに決めるかというのはまだ検討中の段階でございませう。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今説明がありましたけれども、一週間のうちに週三十八時間四十五分という業務を保障すればフルタイムという形で雇用ができますが、一週間のうちに常勤職員の勤務時間未満ということになりますと、パートタイムの雇用になってしまいます。

このフルタイムとパートタイムの業務の中身が勤務時間によって違うのか違わないのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 現在の非常勤職員の職業といひますか、やっている勤務はさまざまございまして、それこそ勤務時間に関しましてはいろんな形態がございませう。

例えば、会計年度任用職員というのは、通常言われているパート職員も会計年度任用職員になりますし、例えば、今はいないんですけども、夏場、プールの監視員の方がいらつしやいますけども、そういう方も会計年度任用職員というふうな考え方になります。そしてまた、今、夜間で、夜勤、夜警の方、ガードマンとして働いていらつしやいますけども、考え方としては、そういう方も会計年度任用職員ということになりますので、本当にさまざまな職務内容の方がそういった職に移行するというふうなことになります。

以上です。



○一六番（橋口美幸さん） 今、さまざまな雇用形態だから、パートタイムとフルタイムに分かれるということが二〇二〇年度から提案されていると思います。

本来ならば、正規で雇用しなければいけない部署の業務が、継続して続く、プールの監視人というところでは特別ですけれども、ほかの夜警にしても、そして昼間の事務事業にしても、公務的な業務は大体継続して続く業務ですので、これは最低、正式に職員を雇用していくか、または会計年度任用職員としてフルタイムの雇用でしていくということが原則だと思いますが、今の人数として出されているフルタイムの人たちの人数は、フルタイム九十四人ですけれども、九十四人を含めパートの四十七人の人たちがフルタイムに移るということは、調査結果の中で、また議論の中でどのようになされているんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 調査につきましては、ヒアリング等も行っておりますけども、あくまでも今の働き方はどういうふうに働いているのかというのをそのまま調査するのが目的でございますので、それをフルタイムからパートタイムに持っていくとか、パートタイムからフルタイムに持っていくですとか、そういった趣旨を持っての調査はしてございませんので、今の実態の把握だけをしっかりしてございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひですね、個人的にそれぞれの家庭

の事情だとか時間の都合だとか、パートを選ぶことは別としてですね、できるだけフルタイム、フルタイムのほうが給料、報酬がきちんと払われて厚生年金も入る、社会保険も保障されている、さまざまな住居手当、交通手当が支払われるというフルタイムでの任用をぜひ、なるべく本人の希望もあわせてですね、正規雇用かフルタイム、そういう形での雇用をお願いしたいと思います。

次に進みますが、今後、フルタイムをたくさん雇用していくということは、今言いましたように、賃金の保障とかそれぞれ手当の保障があります。そういう意味で、財源的な確保が必要になると思いますけれども、その財源的な確保についてはどのような議論がされておりますでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

後もって市長のほうから全体的な総括があるかもしれませんが、現場での議論、やっている話をしようと思えますけども、確かに処遇のほうは改善しないといけないということになると思います。

法律の改正によりまして、期末手当の支給ができるということになりますので、これにつきましては、一定条件を満たせば、パートタイムであろうが常勤の会計年度任用職員であろうが、支給できるということになります。

それは、できるという規定なんですけども、それによって財源的にやってみたときに、一億円前後の一般財源が必要になってくるの

ではないかなというふうなことを現場のほうでは議論をさせていただきます。一億円の一般財源といいますと、非常に大変な額でございます。普通建設事業とかそういった事業の場合は起債とか交付税で充当されますけれども、一般財源は本当の一般財源、丸々一億円の財源を確保することになります。

現在、予算調整をやっている中で、毎年毎年の予算編成の中では基金からの繰入れでどうにか予算編成をしておりますけれども、それがなお一層厳しくなるというふうなことは現状では予想されます。そういった議論がされてございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 一億円の人件費に、負担が出てくるという答弁でありましたが、総務省のほうもですね、ぜひ地方自治体が必要な業務に対して必要な財源がどれぐらい必要なのかということとを今度の二月の国会ではですね、そういう議論がされております。共産党の国会議員も質問しておりますが、地方自治体の実情に応じた財源をつくっていくという総務省からの積極的な答弁もありますので、そこはぜひ保障しながら、地方自治体で保障する条件を議論しながら国に求めていくということが、住民サービス向上と、そしてまた地域の経済の上でも、働く人たちの賃金保障をしていくということとは、私たち離島の地域の経済にとって非常に大きなことだと思います。

ですので、そこは、行政の担当としてはですね、国にそういう財

源保障を求めていく、このことは強い姿勢として出していただきたいというふうに思います。

それと、やはり公的な業務はずっと続くわけですが、特に子供の育つ環境に影響する学校用務員や給食センター、子育て支援センターで働く非正規職員の改善について、私は特に訴えたいと思います。

今、学校用務員の人たちも、ほとんど正職員がみんな非正規に置きかえられて、やっている業務は全く一緒で、例えば、小学校、中学校、理科の授業のときには土をつくり、とりに行ったりとか、担任の先生の補助を正職員がやっていたことと全く同じ形の補助をしたりとかですね。それと、学校の中の机とか廃棄するごみの問題、そこも女性であろうが男性であろうが、分解をしてごみを出さなきゃいけない。本当、業務が多種多様にわたっているという中で、非常に劣悪な雇用形態となっております。

で、賃金形態ではですね、軽作業というふうに分類されております。これが本当に、今雇用されている用務員の方たちの格付がですね、本当に低く格付されて軽作業というふうに分付されていることには、実態を本当に見てほしいという教育の現場、そして行政の皆さんが実態を見てほしいということが日々訴えられております。

それから、給食センターで働いている人たちも、ほとんどの皆さんが非正規の方たちです。子供たちが毎日口にする給食を非正規の人たちの力でつくっているという、この重要な役割を果たしている非正規の方々の待遇改善、これは本当に急がれると思いますので、

ぜひ正規職員で任用するか、最低でもフルタイムで任用して、さまざまな手当を保障していくことをぜひ答弁いただきます。

それから、子育て支援センターで働いている非正規の皆さんの賃金は数年前に少しは上がりましたけれども、やはり子育て支援センター、市で唯一のセンターでございますので、私は、特に子育て支援にかかわるこの現場で働く人たちの任用改善を求めていきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

子育て支援センターですとか子供関係に従事している皆さんの、非常勤の職員の皆さんが一生懸命頑張られているというのはお聞きをしております。

しかし、今回の場合には、完全に制度の運用でございますので、非常勤職員の皆さんの中で区分するということはできませんので、しっかり適正に運用をしていきたいと思っております。

實際上、会計年度任用職員が入りますと、期末手当の支給ができるということがございますし、通勤手当についてもですね、支払うことができるというふうな運用ができます。休暇についても、これまでより新しい休暇を考えることもできるようになりますので、そういうことも含めて改善には取り組んでいきたいと思っております。

私も、学校用務の方々とか、いろいろ話を聞く機会がございますけれども、作業は確かに大変だと思っておりますので、そういったものをしっかり考慮したいという気持ちはございますので、それは

やりたいんですけども、法律上の運用は運用ですので、行政職の給料表、行（一）あるいは行（二）という表を使って運用していきまので、そういったところは御理解をいただければと思います。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 支払うことができるというような表現でございました。これは、支払うことができるということは、すごく曖昧な表現でして、支払うということが義務づけられていないということになりますので、やはり財源的な根拠をですね、きちんと財務省に求めながら、支払うという姿勢で取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） ただいまの御質問ですけども、法令上は、確かに支払うことができるということで、できる規定になってございます。

しかし、一方で、総務省からのマニュアルとかそういったものにもありますけども、地方公務員法の第二十四条に均衡の原則とかいうのがございます。やはり会計年度任用職員になりましたも、その時点で公務員になるわけですから、地方公務員法の第二十四条のその均衡の法則が適用されますので、そういったところを考慮しながら全体を運用していくということになります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） さまざまな守秘義務だとかそういうことも含めまして、これから各個人にですね、面接もあると思います

が、個人の意思を尊重した形での雇用をぜひお願いしたいと思えます。

次の質問に移りたいと思います。

馬毛島問題についてであります。市長にまずお聞きしたいことはですね、今現状で馬毛島問題、今年に入って大きな変化があり、そして私たち、FCLPに、絶対基地をつくらせないという運動をする側にとっては、大きな情報が飛び込んで今年明けたわけですけど、その後さまざまな変化がありまして、今、情報が途絶えているというふうな状況になっております。

しかし、私たちは政府が決してこの馬毛島へのFCLP問題、そしてタストン・エアポルト社との交渉をやめたというふうには思っておりません。

市長がどのような認識なのかを教えてくださいたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の問題についてのお尋ねであります。今、変化ということを言われましたけれども、恐らく四月にありましたツー・プラス・ツールの、日米安全保障協議委員会の共同発表等を踏まえてのお尋ねかと思っておりますので、その、ということでしょうか。共同発表について、馬毛島にすることが触れられておりますので、それについての見解という質問項目になっておりましたが、それでよろしいでしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） はい、まあ、はい、大丈夫です。

○市長（八板俊輔君） そもそも日米安全保障協議委員会と申しますと、日本と米国の安全保障に関する政策を協議する場であり、日本からは外務大臣と防衛大臣、米国からは國務長官と国防長官の二閣僚が参加するため、ツー・プラス・ツールと呼ばれるようになっております。一九六〇年に設置され、開催は不定期であります。内容はさまざまであり、時には条約に準じるような出来事を定めたり、道義的・政治的責任を持つものであったりいたします。

今回の協議において、馬毛島のFCLPに関しては、日本政府の取組状況の確認がなされ、早期の施設整備完了について緊密に取り組む旨が確認されております。そうした協議内容や結果が発表されたものと認識しております。

今、大きな変化と言われましたけれども、私といたしましては、八年前にこのFCLPに馬毛島が検討されるという事態に至ってから防衛省は施設の設置に向けて買取交渉を続けているわけで、私はそう大きな変化であるとは思っておりません。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

基本的に、防衛省の姿勢は変わっていないと思います。

私が大きな変化と、一つは、あるのはですね、今回の二月、三月の国会質問の中で、馬毛島の開発は違法な森林伐採だと鹿児島県も認めている、そしてまた抵当権が設定されている個人の土地を税金で購入することはできないということが、防衛大臣が国会ではつき

り答弁しております。そういうことは本当に私たちの税金で、市長は報道は信頼できないとは言いますが、私たちの目にする報道上では、百六十億円で馬毛島を買うという報道が一時はなされました。

そういう意味では、やはり私たち反対する国民の声だとか、国会の中で議論をしていく中で、鹿児島県が認めていない違法な伐採であること、そしてまた抵当権が設定されている土地を私たちの税金で買うことはおおよそ倫理に反するということが国会で質問され、防衛大臣がそういう答弁をしているということが、私たちは一つは大きな変化ではないかというふうに私は思っております。

その後ですね、もう一つ市長にお伺いしたいのは、その防衛省の姿勢についてはどのような認識なのか、このことをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 防衛省の姿勢ということですが、その森林法違反については、県の所管であろうというようなことをたしか言われたと思います。防衛省の姿勢と申しますと、私どもの受けとめとしては、FCLPの施設を設置するための用地獲得のための買収交渉が続いていると、それについて私どもにもその旨の意思を伝えていっていると、そのように解釈しております。

○議長（永田 章君） 橋口議員、その今の防衛省の姿勢は質問結構なんですけど、もうちょっと詳細について市長に質問したほうが答弁もしやすいと思うし、皆さん方も、傍聴の方もおられますので、そこ、大丈夫ですか。いいですか。

○一六番（橋口美幸さん） はい、大丈夫です。

防衛省の姿勢が、今申し上げましたように、市長の認識としては、防衛省は今後も馬毛島にFCLP基地建設をずっと狙っている、そういう方向は変わっていないという認識だというふうに理解しましたけど、それでよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） そのとおりであります。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

そういう認識は私も一緒です。防衛省が本当にさまざまな形で、ツー・プラス・ツーで明記をされているということがありますので、いろんな形で、どのような形で来るかというのは私たちも本当に想像つかない。普通に常識的に考えればですね、先ほど言ったような違法な森林伐採そして多額な抵当権が設定されているということを私たちの国民常識で考えると、とてもできないことだと思いますが、防衛省がどのような形で土地取得に向かってくるかということは本当に予断を許さない状況だという認識は市長と一緒にしたいと思います。

そういうことを鑑みてですね、今、私たちに示されている馬毛島のFCLP問題と自衛隊の施設を建設する問題がセットで資料にも出ていると思います。このことについて、市長がどのような認識をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 自衛隊の施設とFCLPの施設との関係についてのお尋ねだと思いますが、この共同発表、ツー・プラス・ツ

ーの共同発表でありましたように、米軍の艦載機のFCLPの訓練の施設が必要であると。その施設をつくるのに、簡単に言えば、飛行場、滑走路が必要なわけですけれども、その施設をつくる場合に、管理するところはどこになるかと。その管理するところは米軍ということではなくて自衛隊であるということ、自衛隊の施設をあるいは部隊の配備をすると、そういうことだと認識しております。

○一六番（橋口美幸さん） そうだと思えます。私もそういう認識であります。

とするならば、やはりFCLPの訓練基地建設に反対することと同時に、自衛隊が種子島にも馬毛島にも自衛隊施設をつくるということについては、市長は反対の姿勢だということを確認してよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私は、さきの選挙で、二年前になりますけれども、FCLPの施設設置に反対の立場を表明して当選をいたしました。

現在も、私の立場はいささかも変わっておりません。むしろ公約実現のために、具体的な利活用案を策定し、市民それから地権者そして国に理解してもらうために努力をしているところでございます。

○一六番（橋口美幸さん） それでは、質問項目の公約のところに行きましたけれども、その前にですね、日米安全、先ほどもツー・プラス・ツーの問題が出ていましたけれども、私は、やはり二〇〇一年のツー・プラス・ツーで突然明記された、前市長が本当に、そ

の前もですね、二〇〇七年から防衛省には種子島、馬毛島に軍事施設はつくらない、FCLPは、そういう情報が出たたんびにですね、反対の意思を地元として表明してきましたが、二〇一一年に突然明記されたということがあります。そのときからずっと明記を白紙に戻すようにということを訴えてきております。

そういう意味で、そのツー・プラス・ツーからの明記を削除させるといふことの運動のほうが、私は、先ほど市長が公約実現のために馬毛島を活用するということを行動をしているんだということをおっしゃいましたが、ツー・プラス・ツーからの明記を外させるといふ、このことについてはどのような認識でしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今の御質問につきましては、これまでも再三お尋ねがあったことだと思います。

議員がおっしゃるように、その表現の文言を削除すると、あるいは白紙撤回という言葉もあったと思いますが、そういうことを要求するのも一つの方法だと思います。

ただ、私といたしましては、二年前にこの立場に立って、まず地権者との対話をゼロであったものを始めなければならない、そしてまた国に対しても市民の声を受けて、国に対してもその我々の考えを伝えなければならぬ、そういう中で、利活用案をまとめてそれを説得力のある形に仕上げ、それを示していくと、そのことを理解してもらおうと。

言うなれば、単なる無人島であるということ、賛成、反対という

論議だけで終始するのではなく、馬毛島の価値を私も以前は知りませんでしたけれども、それを知って、それをまた市民にも広く国民にも知ってもらいたいと、そういう思いでこの二年間皆様の質問にも答え、報道の皆さんにも答えてきたところであります。その辺をどうか御理解いただきたいと思えます。

○一六番（橋口美幸さん） 市長が公約の実現のために、今、馬毛島の活用を打ち出し、そして最大の地権者である社長と交流をしていくことがこの米軍施設建設反対に結びつくんだという市長の認識だというふうにお伺いしましたが、やはり市民の認識とずれているのはですね、昨日も、絵そらごとではないかという議論もありましたけれども、やはりそこだと思っております。ツー・プラス・ツーに明記された土地の上に、市長が幾らこういう活用をしよう、こういう活用をしたいというふうに出しても、やはりそこは、最終的には、自衛隊は、先ほど市長も認識されているとおっしゃいましたが、防衛省は諦めないはずなんですよ。

だから、どこを諦めさせるかというのと、やっぱりツー・プラス・ツーからの削除を私たち地元の声として防衛省に伝えていく、このことが私は市長の公約実現のためにストレートに住民が理解できる方法論じゃないかと思うんですけれども、そこは一つの方法としてあるということではなく、やはり一つ、ツー・プラス・ツーから削除をさせるということなしには市長のそういう馬毛島活用の方法とというのはあり得ないんじゃないかというのが大方の市民、多分市長

を支援した方たちもですね、そこが一番今不安になっているところじゃないかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員の皆さんそれぞれのお立場があると思います。それぞれの党派、それぞれの信条でお立場があると思います。それと同様に、私も、この首長の市民の生命と財産を守る立場になったときにとる行動というのは、やはり議員の皆さんの立場と異なるのではないかと思います。先ほどからのその削除とかそういうことを求めるのも一つの方法であると思えますけれども、私の今のこの立場では、そういう方法はとらないということでありませう。

それともう一つ、その賛成、反対の論議のことについて少し申し上げますけれども、これまで申し上げたところではありますが、その賛成か反対かということをですね、どっちかに色分けすることに議論が終始しているように思われます。その結果、市民の中に分断が生じるようなことがあつてはならないと私は思うわけでありませう。

沖繩ですとか、沖繩でなくても、その地域の重要な問題について、単に白か黒かということだけに議論が集中しますと、そこで議論がストップするだけでなく、住民の間の分裂といえますか、対立といえますか、そういう無用な衝突とかいうものが起きております。

私は、いろんなところでその現状、現場を見てまいりましたけれども、例えば、基地問題では沖繩がござります。そういう状況にこの西之表市ないしは種子島を巻き込みたくない、そういう思いが

あります。

その上で、馬毛島の価値はどういうものがあり、どうあるべきかということを考えて成案を整えて、実現に努力していくと、それが私のとるべき最善の道だと考えております。

○議長（永田 章君） えつとですね、橋口議員、申しわけございませんけど、今、市長のほうがですね、市長の選挙公約実現の姿勢についても答弁を述べたと思いますので、そこも含めて一般質問をお願いしたいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） 私は、今の市長のその答弁は逆だと思えます。市長がそういう分断を持ち込むというような姿勢でいるから、ますます分断は広がっていくんだと思いますよ。

だって、市長は、先ほど、選挙公約の中で、これは一回目は三項目、二回目は五項目、馬毛島軍事施設絶対反対と医療福祉の充実、これが二項目足されまして、二回目の選挙は明らかに軍事施設反対と書いてあります。一回目は三項目ですけど、これには入っておりません。そのときは法定の数に達せず、二回選挙になりました。そういうときに馬毛島軍事施設絶対反対をなぜ入れたのか、こういうことをお示しくさいますか。

○市長（八板俊輔君） 同じことの答弁の繰り返しになると思いませんけれども、私の考え方は選挙時も今も一切変わっておりません。

○一六番（橋口美幸さん） 一回目と二回目はどうして変わったのかという答弁はいただかなかったんですけれども、やはりそこは、

馬毛島軍事施設に絶対反対なんだという信頼は市長には私はしております。

しかし、本当に一つ首長としてですね、首長として私たちの市をどういう方向に導いていくかということを決めるときには、あつちもこつちもはいけないと思うんですよ。だから選挙公約というものがあつて、公約というものは公に約束をするもの、これは言わなくても私たちがわかっていることなんですけれども、公に約束したものをどう実現していくかというこの方法論で違いがあると思うんですけれど、その中で賛成も反対もいるので、それは分断を持ち込むわけにはいかないというのは全くの逃げの理論だと私は思います。

昨日も議論がありましたけれども、賛成する、反対するということが分断を持ち込み、なぜそれが決まらないかという、皆さんが馬毛島を知らないからだというようなことも言いましたけれども、私たち反対する人たちは、本当にこの種子島、馬毛島知っている部分で、皆さん、私たち、周りの女性も含めて、子育てしている人たちも含めてですね、今、私たちのふるさと馬毛島をどういうふうにしようか、どういう形で子供や孫たちに残したいかということが基本になっております。知らないから賛成を言うんだ、反対を言うんだという議論はちよつと誤解を生むような市長の考えだと思えます。そういうことですね、やはり市長がこの選挙公約をどのように具体的に守るようになるかということについてですね、議論があるわけですが、この馬毛島を、本当に豊かな歴史文化の大事な



馬毛島を後世に残していくためには何をすべきかということや  
はり本当に考えていただきたいんですけれども。

沖繩の分断とか言いましたけれども、本当にそういう意味では、  
地元の声が国が聞いていないという、沖繩はそういう現状がありま  
す。

だから、私たちも、地元はFCLP基地建設にですね、市長も含  
めて反対をしているというこの姿勢こそが住民を励まし、分断をな  
くすという方向性だと私は思いますが、もう一回御答弁いただきた  
いんですが。

○議長（永田 章君） 何に。繰り返しですか。

○一六番（橋口美幸さん） そうです。改めまして、市長が分断を  
するということを言いましたので、市長のそういう考えこそが分断  
を持ち込むんじゃないですかということに対する問いです。

○議長（永田 章君） わかりました。

○市長（八板俊輔君） 私はそうは思っておりません。

繰り返し申し上げますけれども、私が最終的に目的とするところ  
は、馬毛島をいかに市民の、種子島周辺地域住民の幸福に資するよ  
うに利用していくか、それを達成するというのが最終の目的であり  
ます。賛否の論議を突き抜けて、その先の利用案を我々自身が考え  
なくてはいけないということでもあります。その辺をどうか御理解い  
ただきたいと思えます。

○一六番（橋口美幸さん） そういう馬毛島に対する深い愛着とい

うものは、本当に市長と、今、反対運動をですね、日々している人  
たちと本当に市長と心は一つだというふうに思っておりますので、  
ぜひ最終的な目的ですね、馬毛島を後世に残していく、そして米  
軍基地を絶対つくらせない、そういう思いを一緒にしていきたいと  
いう思いから今議論をしておりますが、またより深めていってす  
ね、FCLP、馬毛島を守るという立場で一緒に国に向けて声を出  
していききたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

公営住宅建設についてであります。前回、鴨女町住宅のことも  
質問いたしました。今後の全体的な、市営住宅だけではなく大字  
に対する住宅計画も含めてですね、市がどのような計画を持つてい  
るのかをお伺いしたいと思います。

「建設課長 古田一男君」

○建設課長（古田一男君） 公営住宅についてお答えいたします。

今後の建設計画としては、西之表市公営住宅等長寿命化計画、こ  
れが二〇一八年から二〇二七年の十年間の計画になっております。  
それと、第六次西之表市長期振興計画に基づき、鴨女町団地の建替  
えを令和四年度に基本構想、基本計画を策定し、令和五年度に一期  
工事の実施設計を行い、令和六年度より順次住宅の建設、移転、解  
体、実施設計等を繰り返し、最終四期工事を令和十年度に完成する  
計画にしております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） もう一点、鴨女町住宅の建設問題でちよつと質問をしたいんですが、さきの三月議会で、一年遅れているので前倒しもあり得るといふような課長答弁があつたと思いますが、そのところはぜひ、この報告をいたしますと、やはり住民の皆さんは、三十年前に、もうすぐ建て替えるからといふことでこの鴨女町住宅に移り住んだ方もいらつしやいます。そういう中で、年もとつていくと、一年でも早く建て替えてほしいといふ要望もあるんですが、その前倒しの計画についてはどのような議論となつていふのでしょうか。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

その件については、やっぱり国の交付金事業を活用することになりますので、一応、県、国とにその計画を出して、できるだけ早く着工できるように計画しております。これからそのように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。皆様方の知恵を駆使してですね、ぜひそういう補助金獲得にも向けていただいて頑張っていたきたいと、住民の要望に伝えていただきたいと思つます。

それと、二番目になりますが、市営住宅の改修についてお伺いしたいと思つます。

今出ておりましたように、市営住宅鴨女町団地そして市営住宅若

宮団地などの安心・安全な生活のために必要な改修要望がたくさん出ております。

例えば、市営鴨女町団地の改修については、建て替えるまでの応急処置としてですね、今、トイレが共同で二軒で一つの浄化槽を使つておりますが、そういうところの負担金の問題や、そして除菌の問題、さまざまな相談もあり、また壁の崩落のおそれがある箇所もあります。これについては、本当に頭の上に落ちてきたら大変なことになるような崩落の危険があります。だから、点検をしていただきたい。そして、点検して、応急処置でもいいので、それはぜひ早く、命にかかわるような場所を改修していただきたい。

それから、市営住宅若宮団地についてですが、ドアのさび。私、目視で大体見てまいりましたら、ドアのさびが、大体もうあかないだろうなど、あけ閉めするのにきつと大変なんだろうなというドアのさび、三十一世帯です。

で、ポストが壊れているのが七世帯、そしてまた踊り場にガスの元栓があつて、そこにドアがあるんですけれども、ドアがむき出しになつていふところが四カ所もあります。ここは本当に子供たちがそこをひねったりすると危険な箇所だと思つましたので、そこを早急に危険な箇所ですので対応していただきたい。

それから、若宮団地についても、外壁の崩落の危険がある、外側のひさしの部分といふますか、そこがひびが入つていて、上から落ちてきたら、車だったり子供たちの上だったり人の上に落ちたら本

当大変なことになるなという箇所が数カ所ありましたので、そこはぜひチェックをしていただきたいというふうに思います。

そういうことも含めて財政措置が急がれると思いますが、この改修要望についてはどのような見解か、お伺いしたいと思います。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

本市の管理する市営住宅の多くが耐用年数の二分の一を経過しており、老朽化が進行し、修繕料がかかるようになってきております。

現在の対応状況といたしましては、小規模な修繕については、入居者からの修理の要望等があった場合、また劣化損傷が激しいところを確認した場合は、危険を回避すべく、個別の対応を行っております。今後も、衛生安全に重点を置き対応していきたいと思っております。

大型改修については、平成三十年三月に策定した西之表市公営住宅等長寿命化計画に基づき、定期的な点検を実施し、点検結果に基づき、外壁改修、屋根防水、給湯設備等の改善を図る改修仕事を効果的かつ計画的に進め、今後も、入居者が安全で快適に生活できるように対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ、命にかかわるような危険な壁の崩落、七、八年前になります。若宮で一件そういうことがあります。それは幸い車の上でしたので市から補償してもらった経緯がありますが、物損事故じゃなく人身に大きな影響を与える場所とな

っておりますので、ぜひ点検、改修を早急にお伺いしたいと思います。

次にですね、市営住宅の減免措置についてお伺いしたいと思います。

現条例では、西之表市公営住宅家賃の減免に関する取扱要綱がありますが、その第二条の四、その他特別の事情があると市長が認められた者は適用できるということが要綱としてあります。

なぜこういう質問を出すかといいますと、大字の市営住宅に住んでいらつしやる方が、家賃が高くなつてですね、高額家賃、三年以上住み続けて収入が高くなつたら明け渡しなさいという条例があるんですが、その条例に基づく、その地域に、大字に定住したくても家賃の問題で生活できない、こういう状況が、行政の担当の皆さんも把握はしておられると思います。何とかその地域に住めるような状況がないか、減免制度を適用できないかということを私は質問したいと思えます。いかがでしょうか。

○建設課長（古田一男君） お答えいたします。

市営住宅の減免については、西之表市営住宅管理条例、同条例施行規則及び西之表市公営住宅家賃の減免に関する取扱要綱において運用しております。

条例の中では、第十七条第一号、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき、第二号、入居者又は同居者が病気にかかったとき、第三号、入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けたと

き、第四号、その他前号に準ずる特別の事情があるときとなっております。

また、要綱の中では、第一号として、詳しく書いておりますけれども、入居者及び同居親族の収入月額、これは課税となる収入のほかに非課税所得となっている年金給付等全ての収入を加算し、これを給与収入とみなし、公営住宅法施行令第一条第三項の規定に基づいて算出した額が五万円以下の者となっております。

また、病気にかかった場合、この場合ですけど、第二号で、入居者及び同居親族が六月以上の療養を要する疾病にかかり、または災害により著しい損害を受け、そのための支出を控除した収入月額が五万円以下の者となっております。

また、第三号で、生活保護法による住宅扶助の受給者で、家賃が住宅扶助額を超える者となっております。

で、第四号で、その他特別の事情があると市長が認めた者というのがその要綱にありますけれども、この条例でその他前号に準ずる特別の事情がある者ということが出ておりますので、建設課としては、公営住宅に関しては、やっぱり収入とか所得が低くなった、災害とかそういうところで負担が出た場合の減免ということで認識しております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） その前三号までの部分で市長が認めた者という範囲があるということなんですが、じゃあ、大字の住宅間

題をですね、この要綱の中で検討できないかということ、市長としてはどのような考察があったのかなかったのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

人口減少が進む中で、やはり大字の住宅政策というのは非常に重要になってくるかと思えます。

本市の住宅政策につきましては、入居対象者の実情に合わせて各種あるところであります。具体的には、公営住宅法に基づく市営住宅がまずあります。そして、過疎化が、高齢化が進む大字地域への若者世代の定住促進に向けた住宅支援としては地域活性化住宅がございます。さらに、移住者に対しましては、島元気郷たねがしま定住促進住宅を提供しているところであります。

一方で、市民の方々からは、安価な家賃で少しでも長く住み続けられるように、もっと柔軟な対応はないかと、議員御指摘のような事例もあるわけです。庁内でも同様の相談を受けている例もございます。これに対応すべく、横断的に協議を進めているところであります。

御例示のケースを初め、それぞれの方に満足していただけるように、政策目的の方向性とそれから市民の要望の方向性のすり合わせをしながら、よりよい解決策を出せるように、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今のような本当に大字住宅問題は、公営住宅についても、待っている人が多いという状況があるんですが、大字対策はやっぱり別の重大な問題でして、地域支援課を創設するぐらい、本当に私たちは地域の活性化が本市の活性化につながるというふうに基本的にスタンスをつくらないといけないぐらい、地域の活性化というのは、担当者の皆さんも理事者の皆さんも十分承知しているからこそ地域支援課ができているんだろというふうに思います。そういう機能を、地域支援課の機能をもっと充実させ、そして地域に、各大字がですね、活性化できるような対策をしてほしいと思いますが、殊、住宅問題に関しては、本当に地域に住みたい家が、家がないと住めないわけですよ、当然のことながら。大字が活性化することにつながるための住宅政策、これは特に各地域、例えば上西校区、古田校区、安城校区、住吉校区、それぞれ地域の地域性があり、実態がそれぞれ違うと思いますので、ぜひ今後はですね、庁内でその地域の住宅問題を柱としてぜひ協議を進めていただきたいというふうに提案したいと思います。

答弁は後でいただきますが、ちなみに、古田校区の計画書、本当にすばらしいと思うんですけど、安心して子育てができる環境をつくる、世代間交流ができる住宅の実現、空き家対策というようなものが、古田校区の中では目標として目指す地域の姿というものが出されているんですね。

ですので、やはりこういうことを、各地域交流をしながら、参考

にしながら、ぜひ理事者の皆さんも古田校区のこういうことを資料として提供していただき、地域に、大字に住宅建設を進めて、大字に住み続けて、子育てが終わっても高齢者になってもそこで住み続けて、孫や子供たちと一緒にその地域で暮らしたい人たちには暮らせる、そういう地域づくりが本当に西之表市の活性化に大事な柱としてあるんじゃないかなというふうに思いますが、この地域の住宅問題、今後議論をしてほしいと思いますが、市長、どのような方向性で議論できるのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

まさに地域の知恵をかりながらこの住宅問題は進めていかなければいけないと思います。校区の方々、それから空き家対策というのがありますので、空き家をお持ちの家主の方そして民間の不動産関係の業者、そういう方々、そしてまた庁内の関係する各課と協議をしながらいい方法を見つけていきたいと思っています。

ちなみに、定住促進を図るためにですね、その空き家の有効活用を図るという目的で、四月の二十二日には、市内の不動産業者六者と連携協定を締結したところがあります。今後は、またさらに少し大手の業者との連携も検討しているところです。

そして、地域おこし協力隊のメンバーをその移住・定住担当として四月から配置しております。

この問題には、そういう各方面の知恵を合わせていい方策を探っていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 地域支援課が持っている空き家バンク、現在三十八軒、そして島元気郷たねがしま、この住宅政策がありますが、やはりここでは不足だというのが現状だと思いますので、やはり庁内での議論をぜひ進めていただきたい。

その際には、校区長の皆さんの校区の要望とか理想とするところとかをきちんと聞きながら議論を進める、決して行政独自です、走り出さない、地域の要望に沿った議論こそがやはり地域の実情に沿い、そして活性化につながるというふうに思いますので、ぜひそこを求めていきたいと思います。

最後になりましたが時間が余りなくなりましたけれども、市民総合窓口、市民総合相談係のことでお伺いしたいと思います。

今、総合窓口ができましたけれども、ここは、できた当初はですね、我が事・丸ごと、全てのを市民がそこに行けばいろんな形で相談ができ、解決に向けてもらえるということが私は発端じゃなかったかなというふうに思います。

そういう中で、正規の職員、非正規の職員、そして高齢者支援課、そして福祉事務所、市民生活課、そして社会福祉協議会が入っております。

そういう中で、市民が相談に来たことが、本当に非正規の方、正規の方問わず、さまざまな困り事の情報がきちんと情報共有できて、その解決に向けてはどのような方向で進んでいるか、このことをお伺いしたいと思います。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、市民総合相談係の目的と役割について、係の相談体制の流れに即して御説明をさせていただきますと思います。

市民総合相談係は、機構改革に合わせて平成三十年四月一日から設置されたものです。

現在、保健師一名、高齢者支援を担当する生活支援コーディネーターが四名、生活困窮者自立支援の主任相談員一名と相談支援員二名、子供や親とその家庭環境を支援する家庭児童相談員が一名、消費者問題に関する消費生活相談員が一名の相談員等に加えて、係長一名と課長補佐級に当たる次長のうち一名が係内におり、対応しております。

市民の方からの相談の流れでございますけれども、係内のそれぞれのスタッフの間または関係課、機関と連携をしながら解決を模索するという点においては、係ができる前と変わらないというふうに考えています。

具体的なケースの流れによってさまざまな流れがあると思いますけれども、例えば、就労に関する相談については、生活困窮者自立支援相談員が中心となってハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携をする、法律問題であれば、消費生活相談員が中心となって市内の弁護士事務所や司法書士事務所の御紹介や無料法律相談への接続をする、また子供に係ることについては、家庭児童相談

員が中心となって児童相談所に協力を求めるなどが想定がされると  
思います。

相談者が専門的、具体的な支援を受けることができるまで、相談  
員が寄り添って一緒に解決の道筋を探っていくということになるう  
かと思えます。

現在、社会問題として高齢化や核家族化などが進行していく中で、  
相談や支援の内容は複雑かつ多様化しており、本市で扱っているケ  
ースでも、その多くが複数の相談種別にわたるものが多く、一つの  
ケースに複数の相談員がかかわっております。

このことから、先ほど申し上げたスタッフが係内に同席してい  
ることで、これまで以上に連携や情報共有がしやすくなり、相談者  
を一つの窓口で包括的に対応できる体制の整備に加えて、その具体  
的支援を総合的に行うことができ、他機関との連携も含めまして、  
より充実した相談支援体制の構築につながっているものというふう  
に考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

ぜひ、私がこの問題を取り上げましたのは、本当に今、円滑にそ  
れがいつていないんじゃないかという指摘ではなく、もっと各課、  
例えば、子育て支援の面ではすこやかの子育て健診で、やはり子育て  
困り事が困り感を解決できる体制がすこやかでできているのかどう  
か、そして医療介護の問題、高齢者支援課のスタッフの問題、その

ことをやっぱり一つ一つ問題を解決する体制づくりをきちんと再確  
認をしていただき、それぞれの担当で市民の困り事解決を、質とと  
もにですね、量的にももっていただきたいというふうに思います。

なぜならば、やはり高齢化社会の中で、高齢者のDVも含め、子  
供たちの貧困の問題、そして学校の問題、さまざまな問題が起こっ  
ていると思いますので、市民が気軽に相談できるところはどこなの  
かということが相談窓口の役割ですので、やはりそこはまたぜひ再  
確認をしていただき、市民に寄り添った相談窓口と、よりよくなる  
ような期待をしまして質問をいたしました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしま  
した。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろよ  
り再開いたします。

午前十一時十分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 一般質問通告書に従って質問をしてま

います。

和田香穂里でございます。よろしく願います。

まず、前回の一般質問で割愛させていただきました項目から通告書に従って質問してまいります。

第一回定例会本会議冒頭で市長から報告があり、今回の所信表明でも述べられた東京オリンピックに向けてのホストタウン登録について伺います。

(一) ホストタウンとはどういうものなのか。ア、相手国はポルトガルということで、所信表明ではサーフィンの元世界チャンピオンの来島や元オリンピックとの交流等が予定されていると述べられました。ほかに受入れを想定している種目や選手団等はどうかといったところがあるのか。また、イ、受入れの時期はいつごろを考えているのか。ア、イ、あわせてお答えいただきたいと思えます。

以下の質問は質問者席より行います。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 受入れを想定している種目や選手、また受入れの時期についての御質問についてお答えをさせていただきます。

本市としましては、二〇二〇年東京オリンピックから新たにサーフィン競技が正式種目になったことから、これを契機として、サーフィンのメッカである種子島の利点を生かした交流を促進していくことで、ポルトガル共和国を相手国としたホストタウン登録自治体

となった経緯がございます。

したがって、サーフィン競技を中心とした選手の受入れや交流というのを想定しております。

次に、受入れの時期でございます。当初、オリンピック開催前の事前合宿地として誘致活動を行ってまいりましたが、今年一月のポルトガル共和国への市民訪問団派遣の際、ポルトガルサーフィン連盟から、サーフィン競技のオリンピック事前合宿を種子島で実施することはスケジューリング的に難しいとの御意見をいただきました。

したがって、受入れの時期につきましては、来年度、サーフィン種目でポルトガルから選手が選ばれた場合、オリンピック終了後となる八月中旬以降に御来島いただき、地元サーファーや子供たちなどの交流を行いたいと考えております。

以上です。

○**七番（和田香穂里さん）** わかりました。

それではですね、ホストタウンとして、当市がどういった理念を持って取り組むのかをお聞かせください。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 本市のホストタウンとしての理念についての御質問について御説明いたします。

国が進めるホストタウンの目的としましては、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的交流を図るとともに、地域の活性化などを推進するとなっております。

本市とポルトガル共和国とは、一五四三年の鉄砲伝来が取り持つ



縁で、平成五年にはヴィラ・ド・ビスポ市と姉妹都市盟約を締結しております。それ以降、ポルトガル大使館や日本ポルトガル協会なども含めまして、これまで相互交流を続けてまいりました。

今回のホストタウン登録を契機として、さらにポルトガルとの交流を充実させ、種子島の歴史文化を守りつつ、歴史的なつながりを未来に向けて継承、発展させるとともに、サーフィンを初めとする種子島の魅力を広く国内外にPRすることで地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） エですね、具体的な計画がどの程度できているかをお示しくください。

○経済観光課長（岩下栄一君） ホストタウンの具体的な計画について御説明させていただきます。

ホストタウンの登録要件といたしましては、大会前後を通じて三つの対象者、具体的には、大会等に参加するために来島する選手、大会参加国・地域の関係者、日本人オリンピックアン・パラリンピアン、これら全てに該当する方々と地域住民との交流が求められているところでございます。

今年度は、スポーツ交流事業といたしまして、ボディーボード二〇一七年世界チャンピオンで、ポルトガルのヴィラ・ド・ビスポ出身のジョアナ・シエンカーさんを八月に招聘し、地元サーファーや子供たちとの交流を行っていただく予定としております。

このほか、日本人オリンピックアンを招き、スポーツ教室や講演会等を開催し、交流を行うことも予定しております。

また、そのほかの交流といたしまして、八月二十五日に開催される第五十回種子島鉄砲まつりにヴィラ・ド・ビスポ市長や議長、ポルトガル大使館関係者などを招聘するとともに、前夜祭でポルトガルの伝統民謡フアドの演奏会などを予定しております。

来年度は、オリンピック開催時にポルトガル共和国の応援を行い、オリンピック終了後には同国のサーフィン競技者を招聘することで交流事業を実施する予定です。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） ホストタウンの概要はわかりました。

それでは、西之表市にとって、ホストタウン登録のメリットとは何でしょうか。特別交付税措置等も含めてお答えください。

○経済観光課長（岩下栄一君） ホストタウンの登録のメリットについてお答えをいたします。

国は、オリンピックの開催効果を東京のみならず全国津々浦々まで波及させることを期待しており、さまざまな交流を行っていくことで、交流人口の拡大を初め地域の活性化やグローバル化、観光振興につなげていくことが重要であるとしております。

本市におきましても、今後、サーフィンを通じた交流事業やヴィラ・ド・ビスポ市との姉妹都市交流、大使館などを通じた文化的交流により、歴史的な関係や新たな魅力を市民の方々とも共有し、さ

らに未来へ向けて発展させていくことが期待されているところがございます。

さらに、関係団体や事業所、市民の方々がホストタウンに関連してさまざまな活動を行っていただくことで、広い意味でのまちづくり、にぎわいづくりにつながるものと考えております。

なお、特別交付税措置のこと、質問にありましたけれども、ホストタウン登録自治体が行う事業につきましては、経費の二分の一が特別交付税措置の対象となっているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、これからはますますさまざまな準備や計画が必要だと思いますので、今後の課題として考えられる点を伺ってまいります。

まず、アですが、当該国や関係団体等への働きかけはどのような形で行ってきたのか、行っていくのか、お答えください。

○経済観光課長（岩下栄一君） 当該国や関係団体への働きかけという御質問についてお答えいたします。

これまでのホストタウン登録認可に関しては、駐日ポルトガル大使、在ポルトガル日本大使、日本ポルトガル協会などの協力を得ながら取り組み、実現できたところでございます。

今後は、今年一月に訪問した際に本市のホストタウン交流事業の説明及び協力要請を行いましたポルトガルオリンピック組織委員会とポルトガルサーフィン連盟とも協力連携し、選手の派遣依頼を行

ってまいりたいと考えております。

また、内閣府にある事務局を通じ、ポルトガルと交流する国内のほかのホストタウン、さらに県内外のホストタウン同士の交流など、関係自治体による連携もあわせて図ってまいりたいと思っております。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。

次に、市内の宿泊施設や飲食店ほか事業者への説明はいつごろどのような形で行う予定か、また、ウ、観光協会や商工会等関連組織との連携をどのようにつくっていくのか、この地元への対応二点について御説明ください。

○経済観光課長（岩下栄一君） 地元への説明と関係団体との連携についての御質問についてお答えいたします。

現在、旅館業組合を初め各種団体の総会におきまして、ホストタウンの登録及びポルトガル関係者の来島が予定されていることについてお知らせをしているところでございます。

今後、歓迎の機運を高めるために、まずはポルトガル関係者を招聘する八月の鉄砲まつりの時期に合わせまして具体的に取り組みることにつきまして、関係団体との説明や協議を通じて検討をしてまいりたいと考えております。その後も引き続き来年度のオリンピック開催に向けての連携を図ってまいります。

なお、ポルトガル共和国のオリンピック選手等への対応につきましては、来年度に入りまして詳細が確定次第、速やかに説明を実施

したいと考えております。

また、関連組織との連携でございますけれども、現在、東京オリンピック開催を契機とした人の流れや特産品等の販路拡大を図るために、観光協会や商工会との連携のもと、首都圏でのイベント参加やアンテナショップ的な拠点の設置、また地元が舞台になった映画を通じた種子島魅力発信等に取り組んでいるところでございます。

オリンピックに関しましては、観光協会や商工会のほか県、一市二町など、市内の広域的な取組みとしましてサーフアイランド種子島PR協議会が組織されておりますので、その中で、日本プロサーフィン連盟によるプロサーフィンツアーも種子島で実施されていることから、こうした中での連携というのも強化いたしましたして、新たな人流や商流による観光交流、商工振興につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 市内、地元の対応というのを伺いましたが、今度はハード面ですね。市内の道路や公共の建物等について、各案内の多言語対応等について何か検討されているでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 多言語対応の状況についてお答えをいたします。

観光案内板や看板につきましては、徐々に多言語化を図り、整備してきております。

また、平成二十八年度には指差しシートを作成し、市内の宿泊施

設や飲食店等に配布して御活用いただいているところでございます。

このほかにも、平成三十年には、市内三カ所、具体的には浦田海水浴場、能野海水浴場、鉄浜海岸にWi-Fiスポットを整備し、主要な観光地におけるインターネット環境の充実も図っております。さらに、八月よりCIR（国際交流員）として中国語専攻のアメリカ人を経済観光課内に配置し、受入体制の強化を図ってまいります。

また、民間の取組みとしましても、ホテルを中心に外国人対応のスタッフを配置するなど、動きが見られるところでございます。

今後も、引き続き多言語化の必要性を考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それではですね、今度はバリアフリーの件です。

パラリンピックの選手をもし受入れを想定した場合は、当然いろいろな面でのバリアフリー対応が必要になると考えます。ソフト、ハードを問わず、障害者スポーツ選手の受入れがバリアフリーの推進につながる例は少なくありません。

また、ホストタウンのバリアフリー化に対しては、特別交付税措置や地方債等の財源支援もあると聞いていますので、それらの利用も含めて、バリアフリー化について計画があるかどうか、お聞かせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） バリアフリー化に関する事業の計画についてお答えをいたします。

ホストタウンに伴うバリアフリー化につきましては、競技大会が行われる自治体を対象として、その自治体を実施する民間団体への補助等が特別交付税措置の対象となるほか、地方債につきましては、事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を国際競技連盟基準に適応させるために自治体が行う必要不可欠な改修事業に対して対象となるものでございます。

いずれも本市におきましては該当しないことから、現在のところは事業の計画は予定していません。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） えっと、事業は該当しないということですが、ただ、そういった該当しない、するしないにかかわらず、やはりバリアフリーというのは進めるべきことだと思いますので、ホストタウンをきっかけに進めていただきたいと思えます。

また、三番になりますが、ホストタウンとして来訪客を歓迎し、そしてその方々に喜んでいただくためには、市民一人一人がおもてなしの気持ちを持つ、そういったことも大事だと思います。それまでのようにつくって表現していくのか、また市全体のマナー向上、接遇マナーの向上ですね、どういうふうに向上させていくのか、そういったことに関して市民が主体的に取り組める何か取組みを考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） 市民の方々が主体的に取り組める具体的な計画という御質問についてお答えいたします。

ホストタウン事業に関連いたしましたして、市民の方々のおもてなしの意識を形成していくことは大変大切であると考えております。

現在、種子島観光協会が主催する接遇研修、おもてなし研修が種子島一市二町それぞれの会場で毎年開催されておりますので、このような研修会等の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

また、市の広報誌では、今年の五月号から「国際交流に向けて」と題し、国際交流に向けた取組みを毎月紹介しているところがございます。

このほかにもホームページやSNSなども活用し、ポルトガルや選手等の情報を事前に広く周知していくことで、市全体でホストタウンとしての機運を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今聞いた内容だと、余り市民が主体的という感じが足りないような気がするんですが、それはそれでどんどん進めていただきたいと思えます。

（四）ですが、ホストタウンの事業によって観光交流の促進に現実的な効果が望めるものなのか、一番大事なところだと思います。今後の課題解決も含めて、市長の意気込みというか抱負をお聞かせいただきたいと思えます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

ホストタウンによってどういう成果が見込めるかというところでありませぬけれども、この登録によりまして観光交流の促進に現実的な効果があると考へております。観光交流のためには話題性も大変重要な要素であります。この登録を大きなチャンスと捉へて、効果が出るように取り組んでいきたいと思ひます。

また、ポルトガルはヨーロッパの南西の端にございますけれども、ヨーロッパ各地から観光客が訪れます。多くのサーファーが特にサグレス岬周辺の海岸には訪れております。特にサグレス岬は、ヴィラ・ド・ビスポの近くでありますけれども、種子島と同様に、サーフスポットがたくさんございます。ポルトガルの観光を通じて、ロングステイを好むヨーロッパの方々にも、この種子島の立地といひますか、観光資源が共通する点もございまして、ヨーロッパを通じて種子島の観光を拡大することにもつながるよう期待しているところでありませぬ。

今月、首相官邸で全国のホストタウンの首長会議がございまして、私も出席しましたけれども、そういうところのポルトガルを縁とするホストタウン、それから県内にもそのほかにもホストタウンの自治体がございます。そういう自治体、またそれ以外のホストタウンの全国各地の自治体との交流というものもこれから生まれて、実際に、私も会場で、ある自治体の首長さんと観光のあり方、例を挙げ

ますと、マウンテンバイクを観光に生かすとか、そういうことがありましたけれども、そういう話もそういうところでできてまいりませぬ。そうしたさまざまな波及効果をこのホストタウンには期待しているところでありませぬ。

○七番（和田香穂里さん） 市長の意気込み、聞かせていただきました。

海外からの来訪客を迎えるに当たり、私がとても気になっていること、それは、さまざまな場所での禁煙、分煙の対応が西之表市では進んでいないことです。

実際に、島外からいらした方にその点を指摘されたことが何度もありまして、ホストタウンとして受入れをするということは当然的な性質のものであり、今後、国内外から来てくださるお客様に島の自然や風景それ以外にも島のきれいな空気を堪能していただけるようにしていきたいなというふうに考へます。

飲食店等における禁煙・分煙対応については、もちろん事業者の理解と協力を得る必要があつて、それぞれ個別の状況もありますので、なかなか難しいと思ひます。

ただ、行政ができることを一つ提案させていただきたい。それは、路上での歩行喫煙禁止とたばこの吸い殻のポイ捨て禁止を徹底することです。

西之表市空き缶等散乱防止条例では、たばこの吸い殻も散乱防止

の対象として空き缶等のごみに含まれ、市民も事業者も散乱防止に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならぬとされています。

これを一歩進めて、路上喫煙と吸い殻のポイ捨てを禁止する条例をつくれないうか。ということ、アについては、まず現状認識とこれまでの取組みを聞かせてください。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

禁煙に関する取組みにつきましては、健康増進という観点からではございますが、肺がんの検診時の健康教育や母子手帳交付時に児に対する受動喫煙の危険性の周知、世界禁煙デーに合わせたポスターの掲示などの広報、市民フェアでのCOPDの講演、特定保健指導対象者に対する保健指導などを行ってきたところでございます。

分煙に関しましては、市として主体的に取り組んだというものはございませんが、県が行っているたばこの煙のないお店登録では、市内の十七店舗が登録をされているようでございます。

一方、望まない受動喫煙の防止という目的で、平成三十年七月に健康増進法が改正されており、一部前倒しで施行される部分を除き、令和二年四月一日から施行されます。

これにより、多数の者が利用する施設等においては、一定の場所以外における喫煙が禁止となるため、分煙については一定程度進んでいくのではないかと考えております。

なお、法律では、「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならぬ」とされたところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 受動喫煙という面から今お答えいただきました。

実際にですね、たばこの吸い殻、町なかでそれほど落ちていないわけではないんですが、全くないということでもないので、やはりこれはぜひ条例化をお願いしたいところですが、イです。市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 町の浄化について、このたばこの吸い殻ポイ捨ては非常に悩ましい問題でありますけれども、市民の皆さんが日ごろから市街地の美化に心がけておられることなど、そのほか市民の皆さんが自分の町をきれいにしていこうというところがあつて、非常にいいあんばいではないかと思えます。

議員御指摘のその条例のところにつきましても、現行のもので対処できるのではないかと考えております。条例そのものはそういうことでありますが、そのほかのいろいろな啓発活動、市民ないしは観光客に対しても、いろいろな形でPRをしていきたいと考えています。

○七番（和田香穂里さん） ホストタウン登録を機に何か形あるものを残していただきたいという一つの提案でもあるんですが。ホス

トタウンの取組みが、その場限り、そのとき限りのイベントでもし終わってしまうようでしたら、私は今のうちに取り下げも検討いただきたいというふうに考えています。未来につながる、一過性のお祭りに時間や税金が無駄に使われることを市民は望んでいません。

東京オリンピックには、開催経費が一兆三千五百億円と言われてます。これは、組織委員会と東京都が六千億円ずつ、そして国が千五百億円、この千五百億円は私たち西之表市民も含む国民の税金です。さらに、この開催費用には関連経費として八千億円の上乗せと言われてます。

この巨大なプロジェクトのおかげで、福島原発事故はいまだに終息されず、原子力緊急事態宣言は解除されないうまま、避難生活への支援は非情にも打ち切られています。

そのほかの、昨夜も大きな地震がありました、そのほかの地震や台風、豪雨等による災害復興にもまだまだ支援が必要です。

また、全国的な高齢化、少子化、過疎化には歯どめがかからず、有効な対策を見出せない状況の中、健康保険や介護保険、保険税の負担は大きくなる一方で、支援を受ける、その必要な人への公的支援はますます届きにくくなっています。

また、このたびは、年金に頼らず自分で二千万円ためなさいと、まるで国民に対する責任を投げ出すような政治が行われているこの国で、二兆円を超える巨額な費用をつぎ込んでオリンピックを開催

することに私は個人的には非常に疑問を感じています。

途方もないお金をつぎ込んで、都合の悪いことは隠蔽し、改ざんし、あるいは先送りにして、おもてなしムードとお祭り騒ぎが過ぎた後に何か意味のあるものが残るのか、お金も時間も労力ももつと別に使うべきものがあるはずだという思いが強まるばかりなんです。

実は、ホストタウンのこの事業に関しても、私は同様な危惧を感じています。全て終わったとき、オリンピックに便乗しただけ、後には何も残らなかったという結果にしないでいただきたい。ソフトでもハードでも結構です。実りある、先々に残る事業にすると、市長、お約束していただきたいと思えます。お約束していただけまね。はい、結構です。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。答えになるかどうかわかりませんが。

今、ホストタウンを取り下げたほうがいいのではないかとというような御発言もありましたけれども、今、昨年以來、このホストタウン事業というものを利用してまちづくりに役立てていきたいというふうに職員それから市民も懸命にやっているとあります。

そのことについて、取り下げるほうがいいのであればですね、その根拠を示していただきたいと思えます。オリンピックに対する賛否のことはわかりますけれども、我々はもう現に予算化をして進めている政策でありますので、それを取り下げるといふのであれば、根拠を示して、そのように提案をしていただきたいと思いま

すが、そういう御意思があるのでしょうか。

○議長（永田 章君） えっとですね、ただいま市長の反問権がありましたので。

○七番（和田香穂里さん） 私の趣旨は、そういういろいろな問題がある中でオリンピック及びホストタウン登録、本当にきちんとそれを、事業を成し遂げられないとお考えなら、取り下げを検討していただきたい。でも、最終的には、私はきちんと実りある事業にするとお約束いただきましたと言ったのであって、取り下げてくださいとお願いしているわけではありません。私がお願しているのは、先々に残る実りある事業にするとお約束していただきたいということ。おわかりいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） もとよりそのように考えて取り組んでいるところでありませう。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

次は、前回残しましたががん検診について質問してまいります。

現在、厚生労働省が推奨しているがん検診は、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、この五種類。これは、例えば、放置していても命取りにならないがんの治療が過剰診療につながるのとや治療によるさまざまな負担あるいは精密検査に伴う合併症等々、各種の不利益に対して死亡率を下げるという利益が上回るとされているものです。

つまり、メリットが確実にデメリットを上回る検診ということで、

この五種類は西之表市でも当然実施されています。

ところが、当市では、厚生労働省が推奨していない前立腺がんのPSA検査も行われています。

PSA検査が前立腺がんの早期発見に有効である科学的根拠はありませんが、それが死亡率の低下につながるかどうかの検証は不十分です。これは早期発見、早期治療の必要性が低く、逆に、治療行為が身体的、精神的、経済的な負担となったり、生活の質の低下につながる後遺症を発症する危険性もあって、メリットよりもデメリットのほうが大きいとされて、厚生労働省は二〇〇八年に自治体が行う検診としては勧めないとの結論を出しましたし、今年度、この前立腺がんのPSA検査を含めた推奨外のがん検診に関しては、指針の改定を行う方針を決定しています。

そこで、当市における前立腺がんの検診について、ア、なぜこの前立腺がんのPSA検査が行われているのか、その理由、根拠は何か、そしてイ、厚生労働省が推奨していない検診に関して、市民への説明はどのように行っているのか、そしてウ、今後も継続して行われる予定なのか、三点あわせてお答えください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

議員の御質問のとおり、厚生労働省は、前立腺がんのPSA検査については、公共政策として行い公費も投入されるがん検診、いわゆる対策型検診としては推奨していませんが、一方で、人間ドックなどの任意型検診については、個人の判断に基づ



く受診は妨げないとされているところでございます。

本市は、集団検診事業の中で前立腺がんのPSA検査を実施していますが、これは、希望者への受診機会の付与や、また特定健診等の採血と同時に実施できるという受診者の利便性などの観点から行っているものでございます。

また、受診費用については、ほぼ受診者の自己負担としておりまして、任意型検診に近い検診と言えるかというふうに理解しているところでございます。

続きましてイ、ウまでお答えいたします。

がん検診については、受診希望者が検診の有効性、検診の不利益など、先ほど議員から紹介があった点等でございますが、がん検診に関する正しい知識を持った上で受診することの重要性が言われてきているところでございまして、本市も、平成三十年度から検診結果報告会などにおいてパンフレットの配布などを始めたところでございます。

先ほど申し上げました任意型検診に近い検診については、受診を決定するために必要な情報ですので、これからも検診現場やあらゆる機会をとって改めて周知を図っていきたく思っております。

そうしたことをしながら、検診については継続をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 任意型に近いということではあるんで

すが、実は、この検診についても、推奨していないということは書かれているんですけども、なぜ推奨していないのか、そういった説明はなされていませんね。ですから、知らないで受けている方が多いと思います。その説明は今後きちんと行っていただきたい。

また、厚生労働省の新しい指針が出た場合は、改めて御検討いただきたいと思います。

次に、節目検診について伺います。

厚生労働省が推奨している五種類のがん検診のうち、肺がん検診のレントゲン検査は四十歳以上の市民が無料で受けられるというところで、私も毎年受け、先日、今年もですね、先月受けさせていただきました。

そのほかのがん検診については、二十一歳で子宮頸がん、四十歳で胃がん、大腸がん、四十一歳で乳がん、七十歳以上で子宮頸がん、胃がん、大腸がんがそれぞれ無料となっておりますが、この無料で受けられる節目検診の受診率と節目以外の有料の検診の受診率、どのような形になっているか、比較した結果もあわせて教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

がん検診の受診率について、県に報告する地域保健・健康増進事業報告の数字でお示したいと思います。算出の方法が特殊なところもございまして、まずそちらから御説明させていただきます。

まず、対象者についてですが、検診自体は対象者の年齢に上限は

設けてございませんが、受診率の算定に当たっては、六十九歳までを対象として算出しているところでございます。

次に、受診率についてですが、子宮がん、乳がん、胃がんについては、隔年受診率というものが採用されております。この求め方ですが、平成三十年度の受診率で説明いたしますと、平成二十九年度の受診者数と平成三十年度の受診者数から平成二十九・三十年度二年連続の受診者数を差し引きまして、これを平成三十年度の対象者で除するというような計算になります。この計算では、単年度で計算した受診率より数値は大きくなるというふうになります。

もう一点、対象者は規定年齢を満たす全ての住民で、受診者は市の行う集団検診の受診者であることから、事業所健診の受診者や人間ドックの利用者数は反映されていないところでございます。

それでは、平成三十年度の各がん検診の受診率についてお答えいたします。

子宮がん検診が無料の方が九・〇九％、有料の方が一七・一三％、胃がん検診が無料八・三九％、有料八・八一％、大腸がん検診が無料九・六八％、有料七・九二％、乳がん検診が無料五八・六七％、有料一九・三八％となっております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） そうしますとですね、乳がん検診以外はほとんど無料であっても余り受診をされていないという状況なんだなということがわかったんですが、せっかくの無料検診の機会を

逃している市民が多いことがとても残念だと思います。

そして、特に、子宮がん・乳がん検診に関しては、無料のクーポン券が送付されているというふうに聞いています。この無料のクーポン券、これ、使える期間や医療施設にもある程度幅があるのではないかと思います。この券の利用について教えていただけますか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

クーポン券につきましては、子宮がん検診についてはその年度に二十一歳、乳がん検診については四十一歳になる女性に送付しているところでございます。

利用期間は、保健センターで受診する場合は、四月に行われる女性がん検診の実施期間中、医療機関で受診する場合は、五月から十一月末までとなっております。利用可能な医療機関は、子宮がん検診については、種子島産婦人科医院、さがらパス通りクリニック、さがら女性クリニック、女性ががん検診については、種子島医療センター、さがらパス通りクリニック、相良病院附属プレストセンターとなっております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 島外でも受けられるんですね、子宮がん検診は。これは、例えば二十一歳の女性というと、島外で生活されている方もいらっしゃると思いますので、非常にいいことだと思います。

やはり少ない対象者に確実に受診していただくために、これから

も、例えばそうですね、帰省時期に検診が受けやすい体制ですとか、若い方の目を引く啓発活動等に工夫をしていただきたいと思います。

そして、節目検診はもちろんです。がん検診の受診率のアップのためには何が必要か、そしてエなんですか、そのアップの一つの障壁というか、検診の待ち時間の長さはどうにかならぬかというところをお答えをいただけますでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

受診率につきましては、国民健康保険の特定健診、がん検診ともに向上対策が必要だと考えております。

特定健診のほうで行いましたアンケート調査で、健康だから受診の必要がないという回答の方が一定数おられます。がん検診についても同様の理由の方がいると予想されるところでございます。

がん検診は、がんを早期に発見し治療を行うことで死亡を防ぐことが目的で、健康なうちから定期的に受診する必要があるのですが、そのことが浸透していない可能性があると思っております。検診に関する正しい知識の普及を図る必要があると思っております。

そのほか、未受診者への効果的な受診の方法を考えるとか、今議員がおっしゃられました検診の環境を整えるというようなところも必要かというふうに思います。

検診時間の短縮についてですが、検査実施機関に依頼しまして実施日数を増やしたり、検査の機器、車でございますけど、を増やしたりと、できるところからの対策を講じてきたところでございます。

また、地域ごとに受診日を割り振ることも試みておりますが、検診受診者の数を平準化するのはなかなか難しいところがございます。検診日によっては、受診者数や受診する検査項目数等により待ち時間が長い日が生じていることも事実でございます。

なかなか効果的で現実的なところの対策が見つけれないところでございます。そういうものがあれば、ぜひ取り入れていきたいところでございますが、現状ではなかなか対応ができていないところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 特定健診受診率とともにがん検診受診率も日本一を目指す意気込みで、今後とも積極的に取り組んでいただければと願います。ここまでの質問を終了いたします。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおよね十三時ごろより再開をいたします。

午後零時休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

○七番（和田香穂里さん） それでは、続けさせていただきます。

三番になります。高齢ドライバーの運転操作ミスによる重大事故のニュースが後を絶ちません。被害者だけでなく加害者にとっても

悲惨な痛ましい事故を少しでも減らすために、高齢者ドライバーの運転免許証自主返納を進めていく重要性には誰もが首肯すると思います。

しかし、交通手段の限られる地域においては、免許証返納が日常生活に大きな影響を及ぼします。返納した際に生ずる不便、利益の解消やメリット制度の充実に取り組む必要性はますます大きくなっていくと思います。

その不便、不利益の解消の一つとして、さきにどんがタクシーの運用の拡大について、市街地からの便の検討をお願いしたところですが、今回はごみ収集について伺います。

現在、西之表市では、可燃ごみや資源ごみなどごみステーションや拠点収集ステーションで回収されるもの以外で、リサイクルが義務づけられている電化製品やエンジン付きの器具、油や薬品を含む物など特定の物を除く粗大ごみ、例えば家具や寝具ですね、袋に入り切らない物、これは種子島清掃センターに直接持ち込むことになっています。手数料は五十キログラムまで二百五十円、五十キログラムを超える分は十キログラムごとに五十円。

それでは、自治体によってはですね、粗大ごみ等を自宅などで回収する仕組みのところもあるんですが、当市でそれを行っていない理由は何でしょうか、御説明ください。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 粗大ごみ等ですね、自主回収を

行っていない理由についてお答えいたします。

現在ですね、指定袋に入らない粗大ごみについては、種子島清掃センターへの持ち込みとなっております。

で、粗大ごみですね、各家庭の搬出頻度と言われるものについては、引越しかかですね、大型家具ですね、買替え等、非常に頻度としては低いものだというふうに認識しております。

で、現状、種子島清掃センターへの持ち込みが困難な場合については、一般廃棄物収集運搬許可業者による有料での回収、または高齢者支援協議会等における地域福祉、いわゆる地域づくりの考え方により、これまでどおり、家庭であったり親族であったり地域衛生自治会等で支援をしていただきたいというふうな現行体制になっております。

で、この現行体制をさらに進めていきたいという観点で、いわゆる今のところ自宅での回収は行っておりません。

○七番（和田香穂里さん） 車の運転ができなくなったことでごみを持ち込めずに困っているお年寄りには現実にはいらっしゃるんですね。今後、ますます増えていくんではないかと予想されます。

また、地域も地域力の低下ということも言われていて、また気軽に頼めないということもあるんですね、実際には。そして、結果的に物が散乱する中で暮らしていることを余儀なくされている方のお話、困っているんだという話も伺います。

もちろん免許証返納だけがその要因ではないでしょうが、一つの

大きな原因であることは確かだと思います。

そこで、免許証返納のメリット制度ということを視野に、無料であったり、もしくは手数料あるいは手数料に若干の上乗せ程度でそういったごみ等を高齢者の自宅で回収する仕組みをつくれなにかということ伺いたかったんですが、既に先ほど方向性をお示しいただきましたので。

ただですね、回収日や回数制限など収集の条件を工夫すれば、できない取組みではないと考えますし、例えば、お年寄りや障害のある方々への支援制度の一環として導入が実現すれば、これは以前から申し上げている制度の谷間の困り事を解消する一つの形にもなっていて、悲しい事故を未然に防ぐと同時に、住みなれた地域で高齢者や障害者がより快適に暮らせるためにも、これは何らかの形で実現ができないかと考えるんですが、市長はそのあたりどのような形にお考えになりますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

免許証の返納、自主返納制度というのが今社会問題になっておりまして、そういう問題についての対応も場合によっては必要かなというふうには考えております。

ただ、このごみの自宅回収ということについてですね、両方を結びつけてというよりも、ごみの現行制度あるいは現行の地域の力を利用して改善していくことのほうが現段階ではふさわしいかどうか、やるべきことではないかなと思っておりますので、先ほど

課長からも御答弁いたしましたように、現状の方向で進めていききたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 実際に現行制度では困っているという方が確実にいるということを念頭に置いた上で、その方々の御意見を上手に拾っていただきながら、仕組みの充実やそういったことを考えていただければとお願いしておきます。

最後に、馬毛島問題についてです。

この（一）番はですね、先ほどの同僚議員の質問と同趣旨なんですけど、既に検討段階は過ぎて具体化に進んでいるとしか読めない、このとても看過できない内容について、当局の質問に対してですね、防衛省からは馬毛島への設置が決定されているものではないとの回答を得たということを、先日、馬毛島対策特別委員会において企画課から説明を受けました。

これまで反対の意思を示し続けている当市の頭越しにさらに踏み込んだ合意内容の中に、地元への説明という言葉が使われなかった理由、これはどういったものかは確認したでしょうか。あるいは、市としてはもう十分な説明を受けたという認識なのでしょうか。先ほど示された市長の見解では確認できませんでしたので、その点に絞っての見解をお示しいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

地元への説明はあったかということですが、何についての説明ということでしょうか。

○七番（和田香穂里さん） 違います。地元への説明があったかどうかではなく、地元への説明という言葉が今回の合意内容には入っていない、そのこの理由を防衛省にただしたのか、あるいはたださなかったとしたら、もう説明を十分に受けているからいいと思っ  
ているのか、そのところの認識をお伺いしたいと申し上げているんです。

○議長（永田 章君） ちょっと待って。そこは、どこの部分で通告していますかね。

○七番（和田香穂里さん） えっと、全体の見解として、ツー・プラス・ツーの見解なんです、既に先ほどの同僚議員の中である程度は説明されているので、先ほどの同僚議員への説明の中に見解ということ、市長の見解は何っているんですが、その部分、そのあたり、ツー・プラス・ツーの読み方というか捉え方についての見解、一通りはお示しいただいたんですけれども、そういった文言ですね、地元への説明という文言のあたりについて、ちょっと絞って、先ほど聞いた中にはなかったもので伺いたいということです。

○議長（永田 章君） 中身をちゃんと伝えてください。ツー・プラス・ツーの内容で、その中の文言ですね。

市長、答えますか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

ツー・プラス・ツーの二〇一一年の分と本年の分と両方、日本語と英文とございますけれども、どの分についてのお尋ねなのか、よ

くわからないので、もう少し絞って言っていただけるとありがたいんですが。

○七番（和田香穂里さん） ですから、地元への説明という文言が今回なかったところについてです。それについて、防衛省に尋ねるなり、それではなく、独自の見解を持っているなり、あるのかどうかというところをお伺いしたいと。

○市長（八板俊輔君） 両方の文の比較はしておりますけれども、その文の中身について、一字一句といいますか、ここはどうだとかそういうふうな問合わせはしておりません。

○七番（和田香穂里さん） それでは、市長御自身は、この地元への説明という文言が使われていないことに関してはどうにお考えですか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

議員御指摘の趣旨は、二〇一一年の六月の文書の中で、冒頭に「日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元説明することとしている」という、この部分のことでしょうか。

○七番（和田香穂里さん） そうです。

○市長（八板俊輔君） であるとするとですね、「検討対象となる旨地元説明することとしている」ですから、現時点においてですね、この部分を、八年前の文章がなくなっただけということが大きな変化であるというふうには認識してはおりません。少し認識のずれが

あるように思いますけれども、この八年前の段階と、検討対象となる云々と書いてあるときの防衛省の考えと今年の四月に共同発表文を出したときの防衛省の態度として、私は変わっているとは思っておりません。当初から馬毛島を対象として、それ以降買収交渉をスタートさせて施設をつくろうという方向で準備が続いているというふうに解釈しておりますので、この文言によって大きな変化があったというふうには考えておりません。

○七番（和田香穂里さん） そういたしますと、二番はですね、実は、市民のかなり多くの方々が、今回は大きく変わったと、踏み込んだ内容になったと受けとめているんですね。市長は、変わっていないと受けとめていらっしゃる。

でも、今回の内容はですね、非常に前のめりであるというふうに捉えている人たちはとても多いです。そして、このツー・プラス・ツー合意には、地元の意向としての市長のおっしゃる利活用案も、私たち議会が提出した反対の意見書も全く無視されているわけですよ。この二〇一一年から今年までの間に私たちが示し続けてきたことは全く無視されています。

それでも、まあ、変わっていないといえ、そういった無視され続けていることが変わっていないと言えるのかも知れませんが、怒りと危機感を持って受けとめている市民がいるという点を市長はどのように認識されていますか。

○市長（八板俊輔君） 危機感につきましては、私は以前から申し

上げているように、馬毛島はFCILP以外の利用法がふさわしいと考えておりますので、危機感という点では私も同様の思いかと思います。

○七番（和田香穂里さん） それではですね、ちょっと変わるんですが、この三月、奄美大島と宮古島に新たに自衛隊が配備されました。急速に進む南西諸島への自衛隊配備と馬毛島の自衛隊施設整備が一体のものであるということは当然認識されていると思います。

この南西シフトとも呼ばれる体制が、島々を守るためではなく、島々を防衛線として本土を守るためのものであること、また中国を太平洋に進出させないという米国の軍事戦略の一環であることは以前の質問の中で私が述べさせていただいたんですが、専守防衛の形骸化や米軍と自衛隊との一体化が加速し、抑止力というよりは緊張をおおっていると捉える専門家の意見もあります。

また、決してあつてはならないことですが、万が一、武力衝突という事態に至った場合の住民避難は自衛隊配備上では想定されていないことや、いざというときには自衛隊は住民の生命、財産を守らない、住民を守る第一義的な責任を負うのは自治体であることも述べさせていただきました。

先日の所信表明では、市長は、西之表港を東京から南西諸島、沖縄、東南アジアを結ぶ結節点と表現されました。これは、人や物や文化の交流の結び目という意味です。ね。軍事的な役割を念頭に置いたものではないと理解しています。

では、市長御自身は、この南西諸島における自衛隊配備強化の動きについてどのように考察されているか、簡単に結構です、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） この三番の質問ということでお答えをしたと思います。

南西諸島の防衛ということでありませけれども、軍備を増強して海洋進出を進める中国の動きもあります。議員も御承知のように、尖閣諸島の問題は、報道でも大きな問題として取り上げております。国民の中でも深く懸念をしている案件であります。

一方、自衛隊の配備につきましては、住民の間でも賛成、反対などの意見がございます。賛成派は、中国に対する抑止力や災害などでの迅速な対応、それから自衛隊配備による経済効果を挙げております。反対派は、有事の際は逆に攻撃対象となる、主産業である観光や農業への悪影響が懸念されるといった意見があります。

このことは馬毛島のFCLPをめぐる問題に似ているというふうに感じております。事馬毛島にしましては、自衛隊のみではなくFCLPもセット、あるいはFCLPが前提であるというふうに認識、そういうふうなことを国のほうからも、そういう趣旨であるということを確認しております。私としては、国に対しまして、別の活用策があると考え、そのことを明らかにしているところであり

○七番（和田香穂里さん） そうですね、いろいろ解釈はあると思

うんですが、南西諸島の自衛隊配備や敵基地攻撃能力につながるはずの空母化、F35やイージス・アシオアの導入など、軍事力強化がこの国において急速に進んでいることは確かだと思います。

四番はですね、先ほどの同僚議員の答弁と重なると思います。変わらないということだと思いますが。

馬毛島軍事施設絶対反対も、そしてFCLP反対も、昨日そして今日の答弁の中で、今も変わらないと言われました。でありながらですね、ツー・プラス・ツー合意内容の撤回を求めることはしない、国が土地を取得するまで賛否を明らかにしないというところはどうしてもおさまりの悪さを感じているのは私ばかりではないと思います。

昨日の同僚議員の質問に、市長は、市民の生命、財産を守る責務と権限を有していると答弁されましたので、その責務と権限の根拠を明らかにしていただいた上で、なお、地権者に対して利活用への理解協力を得るために働きかけることと政府、防衛省に対して馬毛島への自衛隊配備及びFCLP施設整備の計画の撤回を求めていくことが両立しないと考える根拠をお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

国に対してそのツー・プラス・ツーの共同発表の文の内容を白紙撤回を求めるということも、それぞれの立場で、確かに一つの手段ではあると思います。

国と行政や一部の組織が賛成、反対のやりとりを行うよりも、現



在りて推進してあります体験学習ですとか企画展のように、市民が実際に馬毛島に触れて、それぞれの価値観の中に馬毛島を落とし込んでいくといいますか、そういう中で、市民それぞれの考え方が生まれ、大きな力が生み出されると考えております。遠回しに聞こえるかもしれませんが、このことが動かしがたい大きな力を生み出すというふうに考えております。

そのためには、地権者の理解と協力が必要であることは言うまでもありません。私が市長に就任しましてから、それまで馬毛島への上陸もかなうことがありませんでした。そういう状況から馬毛島体験の活動の実施ですとか、それから戦没者遺骨の収集事業、そして昨年度は葉山王籠遺跡が発見されました。少しずつではありますけれども、市民に馬毛島が持つすばらしい価値、魅力を発信できていくものと考えております。

馬毛島に係る問題につきましては、地元の意向が最も大切なことだと考えております。西之表市民の生命と財産を守る立場から国に意見を述べるということが必要であると感じているところでありまして。

それと、ツー・プラス・ツーの撤回というふうに言われましたけれども、そういう方法を私はとりませんが、方向としては馬毛島のあるべき姿を追求するというところで、同じ方向性にあるのかなと思います。

それぞれの立場でやるべきことを果たしていくことが務め

であると、責務である、そういうふうを考えております。

○七番（和田香穂里さん） それぞれの立場と市長はよくおっしゃるんですが、市長の立場は、市民の思いをしつかりと背負う立場にあると思います。その市民の思い、どこまで御理解いただいているのか、ちよつと私は正直言つて疑問を感じるんですが。

今、責務と権限の権限のほうには触れられなかったように思うんですけども、そこはいかがですか。権限のほうです。

○市長（八板俊輔君） 地方自治法上、その他の法令の中で首長に与えられた権限というものがございまして、そういうものを背景に活動をしてまいります。

○七番（和田香穂里さん） それでは、六番はですね、先日、新聞のほうに見解が述べられておりましたので、割愛させていただきます。

そして、売買交渉が中断しているということなんですが、その状況で防衛省の現地調査がどうなっているのか、今年度も環境及び希少の調査がたしか予定されていたと思うんですが、防衛省から調査に関して何らかの連絡が入っているか、お聞かせください。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

防衛省による馬毛島の現地調査の現況と予定ということですが、防衛省による馬毛島の現地調査は三月まで行われていたようですけれども、現在は調査結果の取りまとめを行っている旨、確認

をいたしております。

よって、今後につきましても、結果がわからないことには予定も立てられない、そういう旨、確認をしたところでございます。

○七番（和田香穂里さん） わかりました。

それではですね、今度は県に対してなんですけれども、三反園知事は、地元の意向が最も大事と発言を繰り返されているんですが、県知事にとって、馬毛島も西之表市も鹿児島県である以上、地元なんでしょうね。それを他人事のような言い方をされる姿勢の知事に対してですね、県も当該自治体として当然地元であるという意識を持って西之表市の意向を支持する体制をつくっていただくこと、また違法開発に関してしっかりと調査していただくことを県に働きかけていく必要があると考えますが、そのあたりはいかがでしょうか、市長。

○市長（八板俊輔君） 県知事におかれましては、一月二十一日の防衛副大臣との面会の際に、馬毛島に係る問題は地元の意向が最も大事ということを述べておられますので、そのように私どもも受け取っております。担当部署のレベルにおきましても、県の企画部と連携しまして、馬毛島に関する情報共有をしております。

今後、さらに連携の強化は図っていく必要があると考えております。

○七番（和田香穂里さん） ぜひ県との連携は特に強めていただきたいと思っております。

そして、九番と十番、一緒に伺いたいと思います。

九番のほうは活用事業の展開、十二月に伺いましたが、その後、特筆すべきものが体験活動以外にあれば教えていただいた上で、一般市民、大人が馬毛島を体験できる企画を考えていないかどうかをお聞かせください。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

本年度は、八月の末に馬毛島の学習会を今のところ開催する計画でございます。

内容としましては、体験活動の参加者や市民を対象にいたしまして、有識者による馬毛島の自然や歴史文化に係る説明会、あるいは体験学習参加者による体験活動の発表、あるいは馬毛島活用についての意見交換ができないか、そういったところで今検討を進めております。

で、一般の市民の方が参加できる企画ということですが、本年度、体験活動につきましては人数を増やします。それとあわせて、児童生徒の保護者も御参加いただく予定としてございます。ただ、通常の一般の方につきましては、馬毛島をめぐって地権者とトラブルが生じていたりとか、そういう情報も入ってきておりますので、いましばらくちょっと慎重に検討が必要だと考えているところでございます。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

馬毛島を取り巻く状況は二転三転していますが、政府、防衛省が

これを進めようとしていることだけは間違いありません。そして、市長は、市民が馬毛島の価値に気づく必要があるとおっしゃいましたが、多くの市民、その反対の思いは、馬毛島の価値や種子島の価値を知っていればこそだと思います。それをしっかりと背負っていただきたいと思います。

行方を注視するとか状況を見守るといふ時期はとうに過ぎていますので、防衛省や地権者の動きに対しては、その都度、相手方の意図を公的に確認して、それを市民にきちんと伝えていただきたいとも思います。

反対を表明する首長には丁寧な説明も情報提供も行わないという姿勢を政府、防衛省がとるのではないかと、協力しない自治体にはペナルティーを科すというような非民主的な措置を政府、防衛省が行うのではないかと、そういった心配や不安を払拭する責任は政府、防衛省にそこにあるというふうに思いますので、誠実な対応を政府、防衛省に求め続けていただくことを強く要望して、私の質問を終了いたします。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十分ごろより再開いたします。

午後一時二十九分休憩

午後一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

〔一四番 長野広美さん登壇〕

○一四番（長野広美さん） それでは、私の一般質問を始めます。

私たちは日本は、東日本大震災以降、地震からの目覚ましい復興を遂げているとも言えます。しかし、東京電力福島原発事故から八年が経過した今このときにも、福島県には原発事故の処理の作業が予定をはるかに超えて、先が見えていません。放射線による周辺の海や周辺の環境への汚染は、今もまだ続いています。

私たち種子島の日常では、このような状況に対してほとんど実感する、実感を持ってませんが、先ごろ種子島において、関東地区の公共事業から発生する土砂を搬入し、埋め立てる具体的な経過についての地元説明会が開催されております。一体、福島原発事故によって、どの範囲までこの放射能汚染が広がったのでしょうか。専門家でなくとも、空气中に散布してしまった放射能の恐ろしさは理解できます。

小さくて申しわけないんですが、ここに、平成二十四年六月と平成三十年の放射線量の分布図というのが、インターネットで公表されております。全体には、大変小さくて見づらくもありませんが、おおよそですね、事故当時の状況に比べますと、すみません、また

後ほど紹介いたしますけれども、実は、放射線がまだに広がっているという状況が、今最初に見ていただいたのが平成二十四年、そして平成三十年も似たようにですね、実は、まだ放射線が放出されている状況が観測されております。すみません、また後ほど見ていただければと思います。

国立環境研究所は、平成二十三年八月に、放射性物質の影響は宮城県や山形県、岩手県、関東一都六県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県など広域に及んでいることが明らかであります。昨年市民団体が、これは福島ですけれども、独自に測定した結果でも、土壌汚染は福島県内を最高値にして、栃木県、宮城県、千葉県、茨城県、岩手県、東京都など、広く青森県から福島県の土壌汚染結果が公表されております。

一度汚染された土壌の除染作業は、福島県には限定されて取組みが公表されております。一度汚染された土壌について、それ以外の地域においては不明のままです。大変心が痛む状況が見えてまいります。

さて、ここ種子島においては、関東方面からの土砂搬入は何を意味するのでしょうか。まず、関東周辺の、この環境汚染、土壌汚染の危険性について、当局としてはどのように認識されているのか伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席より行います。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 中種子町屋久津地域で、関東方面からの土砂の搬入計画が浮上している件について、まず、お答えいたします。

土砂搬入計画については、中種子町、南種子町の担当者にも問合わせをいたしました。御指摘のような事実は確認できませんでした。

次に、東京電力福島第一原子力発電所事故による関東周辺環境への土壌汚染などの危険性についてお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が大気中に放出され広範囲に拡散したこと、また、それらの物資が健康や環境に及ぼす危険性についても、各種報道等により認識しております。以上です。

○一四番（長野広美さん） 今、課長のほうに答弁いただきました、事実が確認されていないという内容について、いま一度説明をいただきたいんですが、土砂が搬入されているとは、私も一言も申し上げておりませんが、実際土砂計画、搬入計画があり、それについて、地元での説明会が既に行われていると、この点について、そういう事実がないということですか。

○市民生活課長（川畑利昭君） その土砂の搬入計画で、住民説明会があるというのは、担当者、中種子町、南種子町の担当者からはお聞きしておりますが、私がお答えしたのは、いわゆる土砂の搬入、そもそも、いわゆる汚染された土砂の搬入があるのかどうかという

ことについては、事実確認ができておりませんということです。

○一四番（長野広美さん） はい、ありがとうございます。

今、課長が答弁していただいたとおり、私も、土砂の搬入計画は、今現時点で行われるかどうかということを、今回伺いする趣旨で一般質問しているのではなく、具体的にこのような計画が、地元で複数回説明会がなされていると、その事実はですね、大変重たいのではないかとということで、今回伺いたいと思います。

そもそもが、この放射線汚染と言われているものは、まず、見えません。においしません。被曝を避けることは、一般的な個人では事実上なかなか難しいという大変危険なものであります。さらにですね、問題が複雑なのが、汚染の疑いがあるといった場合の、では、私たち行政は一体何ができるのかといった部分なんです、そもそもが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と言われている国の法律に基づいて、私たちはごみ、産廃等の処分をしているわけですが、この法律の中でも、この放射線汚染等についての具体的な責任とか取り決めとかあった部分がないというふうな受けとめです。また、さらに土壌は産廃ではありませんね。したがって、この放射能汚染の可能性がある土壌について、実は、県にも問合せをいたしましたけれども、心配ではあるが、県については、その担当ではありませんというふうな明確に回答されました。

行政は、じゃあ、どう市民の不安を払拭するのか。安全を守るために何をすべきなのか。具体的に、もう既に説明会がなされたと

いう、そのことがありますので、その対応については、遠い未来のことではなく、一定程度私たちも考えておく必要があるだろうと考えております。

それでは、その仮定ではありますけれども、この馬毛島に汚染物質の可能性があるといった部分に対応するための対策として、具体的に、今現在ある本市の条例等を鑑みて、どのようなことができるのか、対応策について回答、説明をお願いいたします。

○議長（永田 章君） 長野議員、馬毛島における。

○一四番（長野広美さん） いやいや、違います。馬毛島は一つもありません。

○議長（永田 章君） 今何か、さつき馬毛島が、言葉が聞こえたもんですから。もう一度。

○一四番（長野広美さん） 大変、ちよつと失礼しました。とんでもなく勘違いです。申しわけございません。

今、決して馬毛島の問題一つも今回関係ありませんで、この件につきましても、放射能汚染の可能性がある土砂が、種子島に搬入されるという場合があったとすれば、本市の行政としての対応がどのようなことができるのか、それについての説明をお願いいたします。すみません。

○市民生活課長（川畑利昭君） 放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例の及ぶ範囲について、まず、お答えいたしたいと思いません。

放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例では、市内の放射性廃棄物等の持ち込みを拒否するという事にされてますが、中種子町、南種子町にも同様の条例があるため、まず、種子島への持ち込みを拒否するということになってます。本条例では、放射性廃棄物を原子力発電所から発生する使用済み燃料や使用済み燃料を再処理する過程で生まれる放射性廃棄物と定義しているため、いわゆる放射性物質に汚染された土砂には、範囲としては及びません。

で、ありますが、まあ、しかし、今の質問の内容から考えますと、東京電力福島第一原子力発電所事故によって、まず、大気中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物について、環境省では、廃棄物を安全に処理するための基準を、一キログラム当たり八千ベクレルとしており、基準値を超えるものについては、指定廃棄物として国が管理を行っております。で、その指定廃棄物について、発生した県内で、いわゆる国が管理して、県内で、いわゆる処理をするという形の基本方針がありますので、それでおり、本市に同意なく持ち込まれるということは、まず、指定廃棄物については考えられないということになっております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） この西之表市の、この放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例について、また、国の扱いについても説明いただきました。

ところがですね、大変悩ましいのが、具体的に八千ベクレルとい

うふうに、明確なものについては、実は、ほぼほぼ確定していてですね、取り扱いについても、それ相当の対応をなされているものと、私も理解しますが、どこの土壌で、どのように汚染が及ぶのかという危険性がですね、はっきりしない場合、これは一体誰が、じゃあ、その調査をするのか。しかも、持ち込まれて、万が一持ち込まれた場合にですね、こうやってはかったら、大変な線量だったと。それを撤去しなさいという権限を、どこが有しているのでしょうか。その点、もし検討されることがあれば、ちょっと回答いただければと思いますので。

○市民生活課長（川畑利昭君） 今の御質問であると、まず一点目は、いわゆる国の基準が、先ほども述べましたように、一キログラム当たり八千ベクレルという形なんです、それを下回るという形になりますかね。

○一四番（長野広美さん） それもわからないということです。

○市民生活課長（川畑利昭君） 環境省の、いわゆる把握してる、一キログラム当たり八千ベクレルというのは、先ほど議員のほうの御説明の中にもありましたように、私どもの入ってる環境省のホームページの中では、一都十県に対して、いわゆる焼却灰であったり、上水発生道、いわゆる上水発生道、下水道というところで、それぞれ量つていうのを、このホームページ上では、平成三十一年の三月三十一日当たり、どれぐらいのトン数があるという表がありますので、その中で管理を、国が管理をするって、先ほども言ってます

たので、国が管理しているものについては、やっぱり国が責任を問うという形になります。ただ、それがほかの県ですね、先ほど、今述べました一都十県の以外で、もしある可能性があるのについては、どこが調べるかっていうのは、今、想定できませんので、今のところ、ちょっとお答えができないという形になります。

○一四番（長野広美さん） 今、冒頭で見ていただいた地図にありますように、関東周辺広範囲な範囲で、放射性物質が少なくとも事故当時ですね、もう既に放出されてしまっていて、その後、実は、今現在も続いておりますし、いわゆる子育て世代にとっての不安はですね、どこに、例えば、ホットゾーンとか、どこに汚染された土壌が隠れているのかとか、そういったことも含めて不安があるわけですね。今、お答えいただいた部分については、環境省も、国も、具体的な汚染土壌であれば対処しますよと。ところが、汚染土壌の可能性があると、特に関東周辺からわざわざこの種子島まで、しかも土壌は産廃ではありませんので、一般的な廃棄物の対象の対象外と扱いになったときに、それでは、私たち地元の住民として、この問題をどのように対処したらいいのかと。

具体的ところで、幾つか、やはり課題が見えてきたかと思えます。今、課長が述べていただいたような、本市が持っている持ち込ませない、西之表市の持ち込み拒否条例については、確かに条例はございますが、幾つかまだ課題があるというふうに考えます。例えばですね、実際に、もう汚染された土壌が見つかったとしたら、私

たち行政に、事業者側に撤去しなさいということを指導したり、請求したりする権限を、私たち自治体が有しているのかどうか一点。あと、もう一点は、例えば、屋久島町は同じ、この拒否の条例の中で、例えばですね、事業者側に情報の提供を求めること、それから職員の立入調査をさせることが明記されています、その条例の中に。また、東串良町の中にはですね、町長の責務として、万が一このような汚染物質が見つかったとした場合は、町民、近隣市町村、また県知事に知らせなさいという責務まで明記された条例もあります。そういう中では、私たち西之表市のこの条例がですね、今の現状が、果たして東日本大震災の福島原発事故以降の、この私たちの日常の中で適しているのか、もう少し見直す必要があるのではないかと、そういう状況になるかと思いますが、その点についてはどのように考えておられますか。

○市民生活課長（川畑利昭君） お答えいたします。

まずは、国が管理している、いわゆる一キログラム当たり八千ベクレルという放射性廃棄物については、この、今、本条例ではありませんので、これを新たに条例化の中の定義の中に入れるかどうかというのも考えなければならぬの一つでありますし、ただ、その、国がしていない、いわゆる指定廃棄物ではない、いわゆる汚染物質についてというのは、いわゆる情報量が、先ほどおっしゃいました立入検査とかですね、そういうふうなところの条文等も含めてですね、いわゆる国とか、県とかですね、いわゆる専門機関にです

ね、まずは、調査相談をしてですね、検討を、今後ですね、に関しては検討していきなというふうに思います。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、この条例が制定されてからしばらくたちますし、先ほど申し上げたとおり、原発事故といった部分が具体的になつてる中では、この条例の内容について、いま一度検討していただきたいと思います。

あわせてですね、もう一点、この放射性物質の問題点で、ぜひ、今後対応を検討していただきたいんですが、私たちは自治体ですの、私たちの行政区内のことを基本的には、直接管轄いたします。ところが、島内どこであっても、この放射性物質に汚染された物が入ってきたとしたら、それを、私たち島民がひとしく危険性にさらされるということになります。放射性物質ですし、ましてや、例えば、浸透水が海岸に流れ込むとか、それから、自然海浜ですので、例えば、マリンスポーツで、行政区関係なく、島民の皆さんは利用されますし、観光客の皆さんも来られるわけですね。ですので、そういう意味で、このような放射性物質に関する、今後の管理のあり方と対応の仕方については、まずですね、三市町の担当者レベルの速やかな情報の共有が一点、それから、島民への情報提供といった部分ですとか、そういった連携強化のほうですね、また、ぜひ具体的に検討していただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移ります。

次の質問はですね、本市の観光振興に向けた取組みについてです。この西之表市も、種子島もですね、特定有人国境離島地域社会資本推進交付金事業と、非常に長いんですが、こういったものをいって戦略的に、また最大限に今後も活用していただきたいという趣旨で質問をしていきたいと思います。

二〇一九年度の観光協会の通常総会が五月に開催されました。その中でも紹介されておりましたが、この交付金事業、いわゆる滞在型観光促進事業と言われているものですが、取組みについて、説明をお願いいたします。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） 本年度の三市町の役割と事業計画について、お答えいたします。

観光振興では、本交付金事業を活用いたしまして、平成二十九年一市二町が実施主体となり、種子島観光協会を事業実施者として四つの事業を行う予定にしております。

一つ目は、サイクルツーリズム事業でございます。主に、GPSを搭載したレンタサイクルを試験的に導入し、実証実験を行い、サイクルリングコースや旅行商品の造成を行うものでございます。

二つ目は、外国人観光客滞在促進プロモーション事業です。鹿児島空港への直行便を有する台湾や香港等での現地誘致セールスや、



旅行商品の企画開発を行うものです。

三つ目は、種子島滞在プラン旅行商品造成販売促進事業です。乗船券と体験クーポンをセットにした旅行商品を造成、販売することで、島外者が島民並みの乗船料金と同額程度で利用可能となり、種子島にもう一泊したいと思わせる滞在型観光の促進を図るものです。

四つ目は、航空会社等と連携したプロモーション事業です。航空会社のホームページなどに、種子島の特設サイトを制作、掲載し、航空機利用者に対して効果的な魅力発信及び認知拡大を図り、誘客につなげようとするものでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。今、説明いただいた内容が、ここにもちよつと、観光協会さんの総会資料の中にあるんですが、それぞれですね、事業費としては五百万円から四百五十万円、全部合わせると二〇一九年度の事業費がおよそ二千万円ですね、今回のパッケージになります。

特にですね、西之表市が担当すると言われてまして、説明いただきました滞在プラン型の旅行商品づくりについてですが、これは、今御説明いただいたとおり、宿泊ですとか、滞在中の体験観光の割り引きにつながる、いわゆるプロモーション的な商品券が付加された取り組みというふうに聞いております。

大変離島のも、この種子島の観光促進の上で、運賃の割高感が大きなネックになると言われている中で、大変期待したい取組みの一つ

なんです、この事業を、実際交付金事業を使う場合の補助率、国、県、また市の負担割合というのが、わかれば教えてください。

○経済観光課長（岩下栄一君） この事業につきましては、国が十分の五・五、県のほうが十分の一、残りの割合が地元の自治体の負担の割合となっております。

○一四番（長野広美さん） そうすると、地元の自治体の負担としては十分の三・五、四割弱ですかね、はい。

これで、国の事業、県からの事業等を活用して行う、地元の事業者さんにとっては大変ありがたいパッケージの交付事業、交付金事業だというふうに思うんですが、また、この二番目にありますように、これらを受けて、実際観光客の獲得、具体的にですね、どれぐらい成果を期待していくのかといった部分で、今後の計画や目標について伺いたいんですが、昨日も同僚議員の質問に対して、島民の運賃割引の、運賃軽減によってですね、かなりもう利用者数の増につながっているという説明がありました。つまり同様にですね、観光客の皆さんに対しても、このパッケージが少しでも早く、より具体的に導入されれば、それなりの成果が期待されるのではないかと、いうふうに考えるわけですが、具体的にこの、特に市が担当しようとしている、この旅行プランの事業については、今後の計画や目標値、具体的な計画についての説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 船舶による観光客の動向と獲得に向けた取組みについて御説明をいたします。

船舶による種子島への入り込み数は、平成三十年度は二十五万一千四百七十六人であり、対前年度比九九・七％となっております。過去からの動向では、平成十九年度の約四十万人をピークに減少しておりましたが、平成二十六年年度の約二十三万人から、少しずつではございますけれども、増加傾向にあります。

観光客の動向につきましては、船舶目的の把握というのができてないことから、直接的な数値を示すことはできませんけれども、市内の旅館、ホテル宿泊等の延べ宿泊者数が、平成三十年度で六万九千六百四十四人と、過去十年間では最も多い数字となっていることから、船舶だけではなく、航空機を含めると、全体的には増加傾向にあると認識しております。

議員がおっしゃる今年度の目標ということですが、今回の企画乗船券の事業につきましては、予算的には高速船で約四百人分の予算ということで想定をしておりますので、大体この四百人の方々に、一定の期間の中で利用していただくことを、まずは今年度していきたいと思っておりますので、そういった中でも、一つ目標にしているところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん）　そもそもが、有人離島国境の滞在型の事業というのはですね、島外の観光客の皆さんの運賃を引き下げる、今までになかった事業というところで、非常に今後、私たちのような離島にとってはありがたい取組みだと思うんですが、さきの観光

協会の総会ではですね、私、これも課長にも事前に、この報告のあり方について、もっと改善するべきではないかというふうに考えていた状況だったので伺いたいんですが、見込み客数は四百人ということですが、この際に、総会の会員の皆さんに説明する内容がですね、事業費が四百五十万円で、実際には業務契約を五月に、事業実施は五月から三月にという日程が組まれているにもかかわらず、具体的に旅行商品を造成、販売しますというだけです。では、宿泊される地元の皆さんの宿泊の業者さんですか、もしくは体験観光、体験型のサービスを提供している地元の業者さんですか、飲食店ですとか、全く内容がわからないですね。もっと大事なことはですね、やはり私たち、通常民間がさまざまな市の、もしくは商工会とか、いろんな補助事業をされる際はですね、三カ年計画を出してください、五カ年の目標を出してください、もしくは本市もですね、さまざまな事業計画を五カ年計画、十カ年計画をつくるわけですね。

今回、この特定有人国境離島のこの枠組みも、無限ではなく有限の取組みの中で、もっと積極的にですね、三年から五年の中期目標も含めて、この滞在型観光の、このパッケージを使うことで、一体どれだけのお客様を誘引、呼び込みたいとしているのか、それはとても大切な戦略的な位置づけだろうと思うんですね、このパッケージ自体が。そういう部分で、今回のこの総会での説明がですね、私も理解できませんでしたし、実際に観光協会の役員をされている

ある方も、こういう補助事業、交付金事業があることすら知らなかったということ、その場で私も聞かされたりとかしてるんですね。これ、このまま看過することはできずに、もっと積極的に取り組んでいただきたいという趣旨では、今からでも間に合うので、何とかですね、今回本市が担当するって言われている、この旅行プランの商品づくりについては、できるだけ具体的に、そしてわかりやすく、できることであれば、もっと経済効果を含めた、やはり長期ビジョンをセットにしてですね、観光協会さん、観光業に関係する地元の皆様さんにチラシとか、説明会とか、いろんな形で結構ですので、もう少し巻き込んで取り組んでいただきたいと思うんですが、そのような検討をお願いできないでしょうか。

まずは、課長にお願いします。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** お答えいたします。  
一つは、この事業の実施の、ちよつと流れについて、一点補足なんですけれども、事業実施者が観光協会ということですから、まずは、観光協会がこの事業に対しまして、この事業に取り組む、まず旅行会社さんのほうを入札といいますか、契約する相手方として、まず決めます。この旅行会社さんのほうが、どのようにして乗船と体験のクーポンを組み合わせた券を発売するかについては、この旅行会社さんのやり方によって大きく変わってくるのかなと思います。

例えば、対馬の例で、すみません、長崎の例でいいいますと、イン

ターネット上で申込みを行って、船については、窓口で券をお渡しするような流れになってますけれども、種子島の場合は、なかなか鹿兒島のほうの高速船の窓口で、ちよつとチケットをお渡しするの、なかなか事業所的には大変な状況もありますので、ある業者によつては、ひよつとしたらインターネット上でダウンロードしながら、そういった券を受理するとか、いろんなやり方があるかと思えます。そこは、まあ、委託する事業者によって変わってきますので、それが決定した後、どういったやり方ができるかについては、地元の業者の方々といろいろ協力を得ながら、まずは、今年そういったことに取り組んでみるというような状況でございます。

○**一四番（長野広美さん）** 次の質問があるので、まだ待つてくださいね。

今、お答えいただきましたけれども、確かに、観光協会さんですか、民間もあつたり、いろんな形なんです、この、そもその内閣府が出している、この交付金事業はですね、わかりづらいつころがありまして、行政が何をするのか、観光協会さんが何をするのかという部分も、実は、ちよつとわかりづらいつと受けとめましたが、それにしても、事業実施がですね、行政に、要するに一市二町の取組みになってますね。行政が主体、実施主体になっています。少なくともですね、これ、五月には業務契約をといて予定が、ここで示されているんですね、総会の資料の中で、それぐらい前向きに取り組めますよということ、スタートしたはずなんです、

いまだに、その民間側にしっかり内容を検討していただくための最低限の仕様書ですら、基本的な構想で、まだ示されていないんだと、私、受けとめるんですが、違いますか。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** この仕様書につきましては、まず、実施主体であります自治体と、それから、実施者であります観光協会の方とで、この事業を請け負うところの観光の、すみません、旅行の業者、そこを決定するための、まずは協議が必要になってきますので、現段階では今、そういった意味では、観光協会と具体的な旅行業者の決定のための、そういった仕様についての協議を行っているところでございます。

○**一四番（長野広美さん）** ぜひ、そこを速やかにしていただき、迅速に取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、この観光振興の中で質問してありますが、この実施体制の充実についてです。ここはぜひ市長に答えていただきたいんですが、今ですね、経済観光課の役割というのは、本当に幅広い業務が課せられていると、私は受けとめております。北部観光の充実に向けた具体的な整備事業とかですね、広報関係もあります、それだけではなく、いわゆる鉄砲まつりから、さまざまな島内の、市内のイベントがあり、またグリーンツーリズム協議会等もあります。さらにですね、今回同僚議員の質問もありましたように、オリンピックに関連するホストタウンですとか、国際交流の促進ですとか、そういったものがある、加わってくるわけですね。これ、今回のこ

の特定有人国境離島に絡む滞在型観光促進事業というのが、今説明を求めましたように、もっと迅速に、もっと戦略的に、実はやるだけの、その成果が期待できる事業だと、ウイン・ウインの事業だというふうに受けとめているところがあります。にもかかわらず、本当に担当者がですね、新しい事業ですので、それを、やはり新たな企画を立てていくためにですね、しかも、さまざまな観光協会したり、事業者さんしかり、いろんな媒体を巻き込んで企画をつくっていかなきやいけない、コーディネートしていかなきやいけない中に、本当に、その企画案をつくり、実施できる環境があるんだろうかと、ちよっと心配になるところがあります。

そこで、今回、ぜひその部分の改善を、市長にお伺いしたいと思ってるんですが、そもそものがですね、市長は、この県内の中の、中でですね、この種子島、屋久島も含めてでも結構ですが、熊毛地区が相当観光業においては少ないという認識を持ってらっしゃるんでしょうか。

私はですね、本当にすばらしい環境にあると、常日ごろ思って、いろいろな形で取り組んでいるつもりなんです、今まさにタイミングとしてですね、ホストタウンを含めた、この環境を楽しむためのマリンスポーツをしっかりと位置づけたもの、例えば、先日紹介がありましたライフ・オン・ザ・ロングボードの、ああいった本当に美しい自然をですね、全国にこれから広報していただけるような企画が進めている、今だからこそですね、この滞在型の、しかも国が



となんですけれども、これ、青果用の栽培面積が六十七ヘクタール減少したこと、あと加工用の栽培面積の増加で、この分が五十ヘクタール増加したものであるものです。

ただ農協の、農家の手取りのキロ単価がそれぞれ違うものですか、その分で減少しております。安納紅がMサイズで百七十円、安納黄金のMが百七十・五円、加工用が八十円ということ、この差が出たことで減少しておるのではないかと考えております。以上です。

○一四番（長野広美さん） 確かに面積、加工用の部分が広がってきたという説明も当初ありましたけれども、実際農家さんの手取りがですね、最終的なベースでは、前年に比べると減っていると。面積も減るけれども、価格も減っているという実態が見えてきているんですね。今後、やはり生産を強化していくという、この方針はこれまでと変わらないと思いますので、それでは、今後ですね、生産額、目標としてはどれぐらいを掲げておられるのか、回答お願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） 生産目標につきましては、園芸活性化プランのほうで、栽培面積が三百八十五ヘクタール、生産量が七千七百トン、生産額が十三億八千六百万円と設定しております。以上です。

○一四番（長野広美さん） 販売目標額だけでも、見てもですね、約二億円強、今のところ下回っている実績が出てきたわけですが、

具体的に、それでは、今後どのようなことを取り組もうとしているのかというところでは、私が聞きましたのは、地理的表示の取得に動いているというふうな説明を伺いました。その制度自体は、生産者を守る、生産地を守る制度設計だというふうに言われておりますが、この地理的表示、GIを取得するための条件、またそのメリット等について説明をお願いできますか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

地理的表示保護制度、通称GIですけれども、現在種子島安納いもとして、安納いもブランド推進本部において登録を目標している状況でございます。現在、国内のGIの登録済み品目では、模倣品の排除のほか、取引の拡大、取引価格の上昇、担い手の増加などがメリットとしてあらわれているようです。

JA系列とそれ以外の生産者の動向につきましては、安納いもブランド推進本部生産販売部会において、現在五十八会員が加入しております。JA系列と、それ以外の生産者、関係機関が一体となってGI取得に向けて作業を進めているところでございます。

○一四番（長野広美さん） メリットの部分で、やはり取引、いわゆる販売が増えるといった部分を掲げておられるんですが、そのために、このGIの加入には条件が課せられるはずですよ。その中に、バイオ苗でなければならぬというふうな部分があったかと思うんですが、それはその認識でよろしいですか。

○農林水産課長（中野賢二君） はい、そのとおりでございます。

○一四番（長野広美さん） はい、ありがとうございます。

このブランド推進本部が中心になって、販路拡大を目指そうという取組みでありですね、それ自体をですね、大きくだめだということではなくて、むしろ、それはそれとして取り組んでいただきたいんですが、ただ、実際のところ種子島の安納いもの生産は、ブランド推進本部に入っておられない方たちも当然生産し、それで販売もしてらっしゃるし、必ずしもJAさんを通さなくても、独自の販路でも販売網を持つてらっしゃる方たちもいらっしゃいます。

そこで、今回この地理的表示を取得した先にはですね、このブランド推進本部に入っていない皆さんが、何らかのペナルティーを受けるというようなことはないでしょうか。どのような扱いになるんですか。

○農林水産課長（中野賢二君） ペナルティー等は受けることはありません。ただ、安納いものブランド推進本部で申請いたしますので、これに加入していただくというのが、条件になってくるんですが、それには、またK—GAPという鹿児島県の認証のやつがありまして、それに加入が、必ず入っていただくということになります。K—GAPのほうでは安心、安全というのが規定でありますので、それプラスブランド推進本部でブリックスを検査していますので、そこでおいしさをプラスして、そこでGIで認証いただければ、安納いものは安心、安全でおいしいものという認識にして、なっていくというところがあります。

○一四番（長野広美さん） 安全、安心のためのK—GAP、もしくはJGAP等の取組みと、それから、GIを合体させて、より品質をしっかりと維持しようということ自体はよろしいんですけども、実際のところ、独立系といいますか、しっかりと自分の顧客関係を持って、物流をしっかりと持って、自分で安納いものを生産し、販売をするという業者さんも、やっぱり中には、生産者さんもいらっしゃるので、そういった部分ですね、今思っている安納いもの魅力というか、島の魅力といった部分をしっかりと維持していただきたい。必ずしも、何というんですかね、排除してしまうような結果にならないように、それだけはぜひ気をつけたいと思います。

あと、もう一点、今回この生産体制をしっかりと強化し、目標額を上回るような勢いで安納いも、青果用甘しょを、今後も続けていたいただきたいんですが、その際に、今GIの取組みというのは、どちらかというと、実は、生産部門の品質向上だったり、管理だったりという方向性が一つあって、確かにそれを到達することによって販売戦略に生かそうというものでありますが、しかし、具体的などころですね、販売をしっかりと拡大していく、いわゆる販売強化の対応といった部分も大変重要だと、同時に必要ではないかと思うんですね。せっかくK—GAPですかと、GIのさまざまな規約、規制をですね、繰り返し抜けて、ブランド推進本部に入ったんだけど、実際販売が確かに増えたというふうにならなければ、全く逆効果になってしまうわけですね。その販売強化策といった部分について、な

かなか私、ホームページ等、もしくは戦略的な部分を見ても、ちょっとわかりづらいところがありましたので、幾つかお尋ねしたいと思います。

特にですね、この販売戦略といった部分は、広報ですとか、マーケティングですとか、なかなかお金がかかるんですけれども、個人では余り大きく成果が上がらない。まさに行政がですね、率先して応援すべき分野ではないかと、私は考えます。

そこで今年度、この販売戦略の形の中で、具体的に計画されているものがあれば、簡単に説明いただきたい。予算的なものも、あわせてあれば助かります。なければ結構です。

○農林水産課長（中野賢二君） 本年度の計画ですけれども、昨年の話なんです、東京都庁と大阪市のほうで試食PR活動を実施しております。今年も、促販のほうをしていく計画であります。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。試食会等はですね、確かに有効なんです、実は、広く浅くという部分で、これだけ、実は安納いもというブランドですとか、イメージですとか、知名度が上がっている、この商品について、本当の効果的なマーケティングというところにおいては、できるだけ広く、人の目に触れるといった取組みも重要になってくるかと思うんですね。

そこで、例えばですね、いわゆる広報戦略です。本当の広報戦略なんです、ホームページ、情報発信、そういった部分は、では、どこが主体になってやっているかという、まさにそこがブランド

推進本部の重要な役割の一つだろうと思うんですね。

ホームページも見ましても、なかなか、更新はされているんですが、例えば、安納いもを加工するコンテスト、これも何年前で終わってしまつて、二回目以降、三回目がなかったりとか、あと、それから安納いものイメージという部分では、ポスターですとか、それからストラップですとか、島内において共通した安納いものメッセージが、種子島にあれば安納いもの島だというようですね、もっと戦略的な取組みが必要であり、そのためには専門家がそこに入って戦略をつくっていく必要があると思うんですが、そのようなですね、広報の分野を強化するといった部分については、今現在は、課長の説明では、今年は予定されてらっしゃらないんですね。

○農林水産課長（中野賢二君） 広報の部分では、現在のところは計画しておりませんが、議員の御意見をいただきました、経済観光課のほうとも一緒に、はい、取り組んでいきたいと思えます。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

改めて市長にお伺いしたんですが、この安納いもですね、実は、観光協会さんのイベントですとか、今言われたように、観光とタイアップするような形のものとか、実は、いろんな形でつながる可能性をたくさん秘めております。そういった部分でもですね、積極的にこの広報の分をいま一度立ち返って、戦略をつくっていただきたいと思うので、市長に答弁をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 本市の特産品の安納いもの再ブランド構築



ということについては、最大限の努力をしてみたいと考えております。

議員のおっしゃるように、マーケティングといいますが、対外的なセールスとか、それから、PRの方法についても、各方面の知恵を集めて進めてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） よろしく願います。

あとですね、もう一点、とても大事な、この地元の産品だと思います、このナガラメ、トコブシについてです。

残念ながら、水揚げ、販売扱いの金額等も減少の一途であります。一体このナガラメの現状、どうなっているのかといった部分で、地区ごとのデータがあるというふうに説明を伺いましたので、地区ごとに簡単に御説明をお願いいたします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

平成三十年度のナガラメ漁の種子島漁協における地域ごとの水揚げ量ですけれども、小組合別で報告いたしますと、二十一地域ありますので、離島漁業交付金事業、漁業集落別で報告いたします。

西之表漁業集落八百四十九キロ、東海漁業集落五百五十三キロ、住吉漁業集落五百五十一キロ、国上漁業集落三キロ、湊漁業集落一キロの合計千九百五十八キロとなっております。

過去五年の水揚げ量は、平成二十六年が四千二百二十六キロ、二十七年が三千五百六十六キロ、二十八年が四千五十四キロ、二十九年が二千九百五十四キロ、三十年が千九百五十八キロとなっております。

おり、一時的に二十八年度の水揚げが増加しておりますけれども、水揚げ量は減少傾向であります。

以上です。

○一四番（長野広美さん） このナガラメ、いわゆる過去最低の水揚げというのを、この例年です、残念ながら更新している状況になるかということだと思っておりますが、このナガラメの、それでは対策として、今までですね、担当のほうから伺っているのは、漁場が、失礼しました。藻場が少なくなってしまう、いわゆる磯焼けだという説明もありましたし、そのための対策として、藻場造成の取組みもしているんだと伺いました。

あともう一点ではですね、稚貝放流を、ここ何年かずっとやってこられていて、稚貝放流についても、確かにやっておられるんですが、統計的には稚貝放流の個数、金額ベースも、実は減少傾向にあるんじゃないかと、ちょっと心配になります。稚貝放流が本当に有効な手だてになっているのか、そこら辺も含めて、この対策、現在はどのようにやっているかを説明お願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） 稚貝放流の有効性でございますが、水域環境の悪化により、水揚げ量は年々悪化してきております。稚貝放流を行えば、水揚げ量は維持、増加する傾向にあると考えられます。

鹿児島大学の研究報告によりますと、放流後一週間で五割に減りまして、その後減少をたどり、三割程度生存する報告が出ております。

す。

本市においても、冬場の放流により、餌の確保と食害への対応を考慮した取組みを行いたいと思っております。

○一四番（長野広美さん） 稚貝放流以外のところはですね、実は、具体的な対策が、ちよつと見られませんが、今、課長は五年ほどの比較をしていたいただきましたけれども、平成十五年、十五年前ですね、何とナガラメは十トンありました。その当時の価格で五千五百万円強の水揚げ高です。昨年の水準を考えますと、五分の一。

問題はですね、じゃあ、これが改善の見込みがあるかということ、今の状況は大変厳しいと言わざるを得ないわけですね。何しろ例年減少してきており、しかも具体的な対策としては稚貝放流と。その稚貝放流も課題では、およそ三割ぐらいかというふうな対応を説明いただいたかと思えます。

ここで市長にお伺いしたいんですが、改めてですね、これは本当に、今の状況で対策が十分かというところ、私、とてもそんなに言えない状況であり、果たして放流という事業をこのまま維持するのか、それとも、今すぐすぐでなくとも、いわゆる育てる養殖といった、ほかの抜本的な改善策をですね、情報収集するなり、いろいろな対策をとるための具体的な予算措置も含めて検討すべき時期に来ていないんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） ナガラメのみぞ漬は、私も大好きであります。やはり、観光客が来たときに、ナガラメが少ないというの

は非常に寂しいことでありますので、何とかこの特産品を取り戻すために、あらゆる方策を試していかなければならないと思えます。

現在やっております藻場の造成ですとか、それから稚貝放流、これも一つでありますけれども、例えば、まだこれは、私の思いつき的なものもありますけれども、例えば、産卵期における操業の変更的なこともですね、あるいは考えないといけないのかなと思います。それには漁師、漁業者の協力が必要です。漁業者は、また数が減少しておりますので、その漁業者がもうかるような施策ということも必要であります。後継者を育てるということもあります。いろんな方面で漁業の、水産業の振興については努力をしてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） この分野は、とにかく専門的なサポートが不可欠ですし、それから、現場の漁師さんたちが具体的に担い手として計画づくりにも参画する必要があるかと思えますし、また一方でですね、先ほどから言っているように、国などの有人特定、この交付金事業ですね、あらゆる形のものとか駆使してですね、予算を確保しながら、本市の観光にもつながるような、非常に特色のある水産物の一つだという位置づけで、まず、そもそもが、これまでの取組みの評価、見直し、もしくは改善策といった分を、ぜひいま一度検討していただきたいと、もうそういうタイミングに来ていないんだというところで、今回提案をいたします。

そもそもが、この安納いもを含めてですね、地元の産業という環

境がですね、私、自分たちが考えている以上に、本当に大きく変わってきている。それも早く変わっているのではないかと。人口減少だけではなくて、担い手が不足しているというだけではなく、消費地である国全体の産業を取り巻く環境自体がですね、本当に大きく変わっているんだろうと思うんですね。

これに対して、では、私たち行政が何ができるかと。私たちは、実はスーパーマンではありませんので、全てを私たちが解決するということはとても不可能ですが、ただ強みもあります。それは、民間と違って、私たちは組織なんですね。しっかり情報収集する部門、企画を立てる部門、現場を監督する部門、人を巻き込む部門、本当に抜本的にですね、迅速な対応で一生懸命取り組んでいただきたいと。今も皆さん一生懸命やっつけていらつしやるのはわかるんですが、人材配置の部分で、先ほど同僚議員からは、職員の取扱い等もこれから見直さなきゃいけないという時期が来ております。本当に市でございますね、産業を支えるのに、私たち行政の役割が大きいので、そういう部分でも、いま一度皆さんに検討をしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。

スクールバスの運行について伺います。これはですね、スクールバスは、中学校の交通手段として、通学手段として始まりましたが、小学校でも利用されておりますので、実際に、まず、現状を紹介していただきたいと思います。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

御存じのとおり、スクールバスは平成二十一年四月に、種子島中学校として統合された際、通学が困難な遠隔地からの生徒の送迎用として、当時のコミュニティバス等を利用した運行が開始され、平成二十四年四月より、西之表市スクールバス運行規定の施行に基づき、単独でのスクールバスの運行が始まっております。

通学では、現在六路線、立山線、現和線、国上線、伊関線、古田線、住吉線の六路線で、登校時は各一便、下校時は、部活のない生徒用が一便、部活をする生徒用が一便の計二便、土日・祝日は、往路として朝各一便、復路として正午に各一便の運行利用と、その他、中学校行事としての運行利用を基本として運用しているところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 実際に、年間小学生たちが利用する回数とか、利用者数とかあれば教えてください。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、中学生の登下校用などが基本となっておりますが、それ以外の利用条件と利用状況についても御説明させていただきます。

基本は、種子島中学校の通学及び行事を優先としつつ運用してございますが、それに支障のない場合、前月の十五日までの申請によ

り、小学校においても学校教育活動としての利用であれば、利用することができることとなっております。

利用につきましては、小学校の利用においては、社会科見学や一日遠足、学校間交流学习、集合学習、陸上記録会、音楽祭など、昨年度で申しますと、約百三十回利用されてございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 実際に中学生の登下校だけではなく、小学校でも、本当によく利用されているのを見ますし、百三十回というのは随分利用していただいているなというふうに思います。

ただですね、私がちよっと気になったのが、これ、平成二十四年からという説明をいただいたとおり、運行規定というものがですね、一度セットされると、その運行規定がそのまま、しっかりと現場の状況に即しているかといった部分で、いずれにしてもですね、やはり三年から五年のどこかで、その規定のあり方等も、いま一度しっかりと確認していただけたらなあと思うところです。

特に、小学校の小学生が利用する場合というのは、毎年年間、年度の初めから最後まで利用する中学生と違って、小学生たちの状況というのは、実は相当利用形態ですとか、目的ですとか、乗車する子供たちの状況も変わってきますので、きめ細かく相互の確認を、利用していただきやすいような運行のあり方という部分をお願いしたいなと思います。その点いかがですか。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

定期的な安全と運用基準の確認については、基本的にはですね、現在バスの運行につきましては、種子島交通のほうに業務委託をさせていただきますので、その中に、まず基本的な部分として、安全に走行されるような部分と、それから緊急時の対応、それから運行管理者の配置、そういった基本的なものをしっかりと契約をしてございます。

また、細かい部分でいきますと、仕様書を一緒に交わしてございますので、送迎業務の安全と確実性等々につきましては、また、もう一つ、運行前の運転手の健康状態等についても、アルコールチェックなど、しっかりとするようにしてございます。

議員御質問の中にもありますけど、現在バス通学を基本として運用しておるわけですけども、どういった方が乗っていくのかといった、そういった変動もですね、今後把握をしていかないといけないと思っております。

当然バス通学については、許可証を発行する上で、しっかりと把握がなされておりますけれども、けが等によって、バスへの昇降に支障を来す児童生徒、そういったものの中には発生する場合がございますので、そういったことを想定したときに、より安全な停車場や乗りおりしやすい場所の選定など、できる範囲の配慮を必要と考えております。

今後そういった事情を得るために、申請書の様式に特記事項欄を設けて、特別な事情のある利用者の有無を把握した上で運行がなさ

れるように改善をしてみたいというふうに思っております。  
以上です。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

やはりですね、今、教育の現場では、子供たちの本当にさまざま  
な、細かなニーズに対応して教育をしていただいているなど実感し  
ておりますが、やはりその子供さんの状況に合わせて、スクールバ  
スの運行についても、もう少し事前に、もしわかれば、運転手さん  
も、それから学校側も細かく応援できるかと思えます。

ぜひ委託している業者さんへの細かな情報提供、協議といった部  
分を重ねていただきたいので、ぜひよろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしま  
した。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時ごろより再開  
いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 平成の御代が終わり、新しい令和の御代  
の始まったことを、冒頭に心よりお喜び申し上げます。

西暦で言えば、二〇一九年、我が国の皇紀でいけば二千六百七十  
九年ということになります。元号が令和に決まりました。英語で言  
えば、ビューティフル・ハーモニー、そのように訳されるようであ  
ります。美しい調和ということでもあります。

中学校の社会の授業を思い出しますと、聖徳太子のほうが憲法十  
七条をつくったということ、十七条憲法のほうをつくったとい  
うことを思い出します。その中で、まず最初に言われたことは、今回  
の令和の和、この和を使って、和をもってたつとと言ったわけで  
あります。

聖徳太子の時代も、今の現状の日本と同じく、厳しい東アジアの  
環境にあったわけでありますが、和をもってたつととなす、そう  
いうふうにおっしゃった聖徳太子は、皆様も御存じのとおり、隋に  
対して、日出処の天子、日没するところの天子に献ず、そういう言  
葉を贈っております。また翌年には、東の天皇謹んで西の皇帝に物  
申す、そのようなことも申しているわけでもあります。

我々の日本は、聖徳太子の時代から、和をもってたつととなす、  
国内においては、和を最も重視する考え方を持っております。そ  
の後長く変節はございますが、明治という時代が始まったときも、  
やはりその精神は変わっておりません。広く会議を興し万機公論に  
決すべし、このような言葉もあるわけでありまして。内を治める、国

内を治めるに当たっては、和をもって、そしてみんな話合せて、議論して、そして物事を決めていこう、そういう国柄であるかと思えます。

もっと古く言えば、一億数千年続いたという縄文の時代、発掘された遺跡からは、戦やその他で争い合せて傷ついた遺骨のようなものはほとんど発見されていない時代であります。縄文の時代から我が国日本は、今回の年号と同じく、麗しく、平和な国であったと、私は信じるものであります。

最近に近づけば、人種差別撤廃条約を世界に先駆けて訴えたのも我が日本国でありました。そして、いろいろな賛否に評されている太平洋戦争、大東亜戦争のほうも、この戦争が起こる前は、アジアはタイを除いてほとんどの国が植民地、アフリカもそうでありました。人種偏見を撤廃しようと訴えてから、日本は無謀でもあると言える戦争に突き進んでしまったという過去があるわけです。そのことを重々承知しながら、我が国日本は平和国家として、世界に今貢献している現状でもございます。

補足して言えば、さきの戦争を、その後にアジアの各国は独立し、アフリカの国も独立したという事実があります。我が国をさげすむよりも、たまに間違いはあるかもしれませんが、それぞれの民族の自立のために、平和のために貢献してきた事実を認識しなければならぬ、そして、そのことは、和をもってたつととなす我が国日本のこれからの使命でもあるのではないかと、そう思うわけでありま

す。

では、質問のほうに移らしていただきます。

子供の安全確保と学校施設の整備についてであります。

毎日のようにテレビ報道で悲しい事件が報道されております。さまざまな対応策が検討されているわけであります。その中で、教育委員会のほうも、各小学校、中学校、高校のほうも、そして地域の人々も、どうやったら交通事故を防げるか、子供たちを守るか、そのことを考えている現況でもあります。

今に始まった問題ではありませんが、子供の登下校時での安全対策、当市ではどのような対策を打っているのか、教えていただければと思います。

以下の質問は質問者席より行います。よろしく願います。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

登下校時の子供の安全対策としては、スクールガードリーダーを配置し、子供たちの登下校時刻に合わせて、各担当校の通学路を巡回し、安全確認を行っております。

また、それぞれの学校においては、教職員による学校周辺での毎朝の立哨指導、スクールガードや防犯ボランティアによる安全確認と安全指導が行われております。

さらに、各地域ではPTAや見守り隊によるパトロール、子ども一〇番の家等の取組みもなされているところであります。

今、全国的に登下校時等における子供の事故が相次いでおります。本市においては、今申し上げましたとおり、学校と地域が一緒になって子供たちを見守っていただく体制ができ上がっておりますが、都市部での出来事を他人事と捉えて油断することなく、今後も学校、地域や関係機関と連携して子供たちの安全確保に取り組んでまいります。

以上です。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。教育委員会のほうで精力的に、また民間ボランティアのほうでも精力的に子供の安全を日々守っていただいていること、感謝申し上げます。

道路の関係でございます。この関係におきましては、具体的なことを申し上げますと、松島の桜が丘、一番下におりるところなんです。こちらが変則的な三差路、四差路になっております。そこに横断歩道なりをつけていただきたいか、また種子高に向かう、松島のほうから種子高に下がる、嘉永山の坂、上りあがったところ、そこにも横断歩道が欲しいとか、いろいろな話が、これまでも出ております。十年以上、種子高ができてから聞いている話もあるわけでありませぬ。

そのような状況の中で、教育委員会のほうではどうしようもないけれども、きちっと対応していただいているんですが、やはりこの交通標識なり、横断歩道をつくったり、そのような対策を打つには、やはり違う部署の対応も必要ではないか、その辺、市民生活課では

ないかと思うわけでありませぬ。そのような、今申し上げたようなこと、認識していらっしゃるかどうか、また教育委員会との協力の度合いはどうか、教えていただければと思います。

「市民生活課長 川畑利昭君」

〇市民生活課長（川畑利昭君） 先ほど議員がおっしゃった、二カ所の横断歩道の設置に関しては、横断歩道の設置自体は公安委員会ということですが、御存じかと思うんですが、所掌では、ちょっとないところなんです。いわゆる過去からですね、その事案についてはですね、認識しております、現場の確認もしております。ただ学校教育課のほうで、今答弁があったとおりですね、各地域とかですね、いわゆるPTA関連のですね、子ども見守り隊とか、そこも交通安全、市の交通安全対策と連携してですね、安全対策には努めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。担当課のほうは一生懸命対応していただいていることはわかっております。

私、町のほうを走っていますと、勘違いかもしれませんが、池田の池島鮮魚店というところがあります。あそこの前が、ちよっとスピードが出しにくいようなものをしておりまして、今申し上げました上之原も、交通安全協会のほうにも確認いたしまして、警察のほうの考え方をきちっとあつて、なかなか難しいというのとはわかってはいるんですが、スピードを出しにくいような道路の工法に変更する、

これは将来的な話なんです、そういうことができないか。先ほど言った桜が丘の下、ほかのところもですね、やはり注意をするだけじゃなくて、物理的に注意するためにスピードを抑えなきゃいけない工法というのが、既にあるかと思うんです。ガードレールも重要なんです、種子島は道の狭いところもあります。ガードレールを初め、そういう道の工法なりをですね、いろんなことを知恵を出して考えていただいて、公安委員会、市民生活課、そして教育委員会のほうで前向きに進めていただければと思います。

私が申し上げた二点だけではないかと思えます。ほかにも、それ以上に危険な場所が多いかと思えます、目配りのほうをお願いして、この件につきましては終わらせていただきます。

次の子供たちの水泳の関係であります。

水泳の授業も始まっております。水泳時の安全確保・整備についてはということでございます。

私のほうも、一昨日、榕城小学校のプールのほうにはお伺いし、最新の状況を確認させていただきました。昨日は市営プールのほうを行きまして、どういう状況なのか確認させていただいたわけであります。

一般質問の中で、命の問題云々という、言葉が強くてですね、命の問題なんですけど、事をやけて言う場合が、私の場合が多いわけですが、やはりプールの底の水色の塗装なんです、これを榕城小も市営プールも一緒ですが、大体が水色の塗装をしてい

るかと思えます。数年置きに塗装をし直さなければ、それこそ万が一、あつてはならない方が一のときに発見が遅れてしまう、そういうことが起こり得るのではないか。小学校、まあ、中学校のほうは、今市営プールですから、あれなんです、小学校のほう、学校の先生方で、子供たちの安全を見ていただいています。市営プールのほうは、専門の方がいらっしゃいますので、あれなんです、学校のほうですと、子供たちがちよつとけがをしたりとか、云々があつたりすると、その子供たちを見守る先生の数も減つたりする可能性があるわけですね。そういった意味でも、もう担当課のほうは、榕城小学校のプール、見ていただいていると思うんですが、この辺は榕城小学校だけではありません。プールの問題、体育館の問題は、毎年のように要望活動があるわけがあります。それがありまして、議会のほうでも、委員長を中心にして学校訪問を行わせていただいております。

やはりこのような不測の事態になりかねないもの、お金は多少かかりますが、ペンキの塗装というのは、見ていただければわかるように、子供たちの体と、大人でも人間の体と同化して、探しくくなつてしまうということがあります。万が一のときのために、そのような配慮をしていただきたいと思います、どうでしょうか。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） 榕城小学校のプールの件でございますので、その分については総務課のほうでお答えをさせていただきます。



きます。

ちようど私も、先日学校の施設確認に出向いた際に、校長先生及び関係職員の方より現状説明を受け、把握をしてございます。

また、水泳授業の際、塗装が剥げ、肌色に近くなっている部分があるため、子供の発見がしにくい場所がある場合があるとの意見についても伺っているところでございます。

学校では、その対策として複数の先生方の監視のもと、十分なし十五分ごとに児童をプールから上げ、点呼を行い、安全確認を行っていると同っております。

今後、御指摘の件における対処につきましては、既に水泳授業が始まっており、残りの授業行程を考えましても、現段階では困難かと考えております。

プールにつきましては、ほかの学校からも改善要望がありますので、取りまとめた上で、安全性重視で優先順位を見きわめながら、計画的な対応を行うこととなるかと思いますが、各学校のプールの状況を再度確認をいたしまして、応急的処置が可能なものは、早急な対応を行いたいと考えております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。今年、シーズンが始まりましたので、間に合わないんですが、できる限り早く対応のほうをよろしく願いたいと思います。

では、市営プールのほうに移らせていただきたいと思います。こ

れまでも担当課のほうにはお伝えしているわけですが、入り口の橋が危ないというふうには、実際はまだ大丈夫だという意見も聞いております。担当の方もわかりました。その辺を認識していらっしやるのかどうか。

また市営プール駐車場の整備の問題がございます。今申し上げました、狭い橋を通って入ってくるわけです。雨の場合は水たまりもひどいということもありますが、やはり出入りが、入ってくる車と出ていく車の離合ができないということがありまして、以前からのほう、横のほうから入ってきても大丈夫じゃないのか、そういう話がございました。昨日改めて確認したところ、そうなる、駐車場のスペースが減るんじゃないかというふうな思いもあつたわけですが、この出入り口の問題、また駐車場の整備の問題ですね、最善の対策をですね、考えていただければと思うわけであり

ます。

また市営プールのほう、屋外のプールでございます。以前から屋内プールにしてくれという話は出ておるわけです。これは十年以上前から、温水プールにもしてくれという希望も伺っております。何度も何度もこの中で申し上げておりますが。また、旧焼却場をつくるタイミングにも、これは何十年前になるんでしょうか、四、五十年前になるんでしょうか、その焼却した熱を使って、市営プールのほうを温水プールにできないかと、そういう話が昔からあるようであります。

実際、南種子町の河内温泉のほうは、これは採算は全くとれない状況なんです。町民の福祉向上ということもありまして、リハビリができるような、そういう歩行プールみたいなものも併設している状況があるわけでありまして。

そのようなことを考えました市営プール、私は、この市営プール、壁でも建物内にできてしまえば、温水プールでもなくても、四月から十月までは使えるプールになるのではないかと、夢を描いたりするわけでありまして、今、現時点で財政的な問題があつてできないということとはわかっております。せめて、日陰の問題、そして駐車場の整備の問題、また橋を認識しているか、その辺どういうふうに対応していくのか、教えていただければと思っております。

〔社会教育課長 中里千秋君〕

○社会教育課長（中里千秋君） それでは、お答えいたします。

市営プールに至る入り口のところの橋の件についての御質問ですが、道幅については十分にあり、現在のところ事故等は起きておりませんが、橋の欄干部分が低いことから、万が一自転車が転倒した場合など危ないため、橋の欄干部分に色づけをして目立つようにしたところ。さらに、現在張つてあるロープを補強するなど、対策を講じていきたいと考えております。

新たな出入り口を設けてはとの御意見等につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

市営プールにおける熱中対策につきましては、以前から日陰が欲

しいとの要望があつたことから、大プールの入り口両サイドに一張りずつ、また、奥の小プールに一張り、全部で三張りのテントを設置しております。

利用者に対しても、適切な水分補給を呼びかけるとともに、常時合わせて四名の管理人と監視員で安全確認をしているところでございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。なかなか、こうあればいいという思いが強いものですから、種子島中学校のプールができればですね、市民も使えるようになるかもしれないので、ものすごくよくなるのかもしれないんですが、その場合は駐車場の問題があつて、やはり市営プールのほうも大事にしていかなきゃいけないという現状は御認識があるかと思ひます。

ぜひとも、熱中症対策、これからもできますんで、テント張りの物は確認してまいりました。もう少しというところ、わがままになるのかもしれないんですが、まだまだできることがあるかもしれません。市民の要望のほうも聞きながら対応していただければと思っております。

では、施設整備のほう、三つ目であります。

旧榕城中学校の武道館についてであります。この武道館のほう、耐震性がないということで、使えないというふうな以前は言われて、耐震性強化をした上で、一般の市民のほうに使っていただいている

現況がございます。本当に使っている市民の方、柔道などは、以前は体育館の二階のほうで、市民体育館の二階のほうでやっていたという現実があります。実際に危険性はないわけですが、万が一落ちたらどうするという怖さがいつもあった場所でありました。その部分で安心、安全ということになってはいるわけでありました。

しかしながら、この武道館のほう、雨漏りのほう、また、どちら、グラウンド側になるんですかね、グラウンド側の下のほうのシロアリのほう、見ていただいているとは思いますが、これがなかなか対応していただいております。長寿命化して、この武道館を長く長く使えんだという考えではないのかもしれませんが、今実際に、使いながら不便があるということを認識していただいておりますね、対応のほうを早くしていただきたいんですが、どのようにお考えかお願いいたします。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

旧榕城中学校の武道場の整備についての御質問でございますが、まず、シロアリ対策につきましては、これまで予防や駆除等を行った経緯はなく、今のところ利用者からもシロアリに関する声も届いてない状況でございます。

ただ、今議員がおっしゃいましたグラウンド側のほうにシロアリがあるということでございますので、そちらにつきましては、また再度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

武道場の雨漏りにつきましては、これについては確認をしてござ

いまして、特定できる範囲についての修繕依頼をしているところでございます。

旧榕城中学校の武道場につきましては、今後とも利用を希望される市民の方の活動に支障のない範囲での施設の維持管理を行ってまいりますと考えております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。本当に市民の方から要望があり、この武道場を使えるようになりました。感謝いたしております。末永く使えるよう、支障がなく使えるようお願いいたします。

続きまして、質問を移らせていただきます。

市民のインターネット環境の整備についてであります。我が市のほうは、前市長、また前副市長のときに一生懸命、やはり光通信をしなければいけない、通信のほうを高速化しなきゃいけないということで、種子島でも、ほかの地域と比べても、いち早く高速インフラ、光通信ができるようになったわけです。

先日、中種子町のほうにお伺いしましたら、中種子町のほうも、ちよっと遅くはなつたんですが、今はそういう光でインターネットができた状況にあるようです。中種子町の場合は、民間のほうにやっていたかどうかということで、町のほうは、一年目が二億一千万円、二年目が一億一千万円ですかね、一億三千万円ですかね、負担をしてやっていたということ、どれぐらいの

契約者数が、光を使っている人がいるのかと確認しましたら、民間がやっているんでわからないということでした。

私、この問題、質問いたしますと、西之表市は行政が責任を持って、市民の皆さんにいち早く、そして広い範囲の方に、たくさんの方に使っていたらこうということをやっていますので、どれくらい契約者数があるかというのは、すぐわかるわけでありまして。中種子町はその部分ができないということは、やはり民間に任せたいからということもあるかもしれませんが、このネット環境の整備を行うためには、ネット環境の整備というのは、本当に企業誘致の観点から、そして観光誘致のためにも、どうしての必要なことかと思えます。そのような意味で、今我々の西之表市では、普通でありますと、契約して光を使う場合に一何千円か、二万円か、そこらの工費がかかるというような状況もあります。たまにキャンペーンを行って、無料でやっていたりすることもありますが、民間が行う場合には、月々の契約料の中から払ってもらおうということと、初期投資は少なく入れるような仕組みになっております。そのような状況をどのように考えているのか、でき得れば、もうそろそろ九年、十年たつのではないかと思えます。そのことを見通して、この高速インフラ普及のための次の手は何か考えているのかどうか、教えていただければと思います。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市民のインターネット環境の整備につきまして、事前にいただいております質問一と二、合わせてということで御回答させていただきます。

本市では、地域情報通信基盤整備事業といたしまして、平成二十一年度から市内全域に光ファイバーによる高速ブロードバンド通信網の構築に取り組みしておりまして、平成二十三年六月一日からサービスを開始してございます。

本市の光回線の契約者数は、平成三十年末で二千七百三十五件で、市内の全世帯の約三五%となっております。

近年契約者数は横ばいの状態にございまして、毎年約百件の新規加入がある状況でございます。高速インフラを活用するための基盤はできていますけれども、契約は伸びていない、そういった状況にあるというのが現状でございます。

また、本市の光ファイバー網につきましては、いち早くブロードバンドも充実させるため、公設民営方式をとってございます。

なお、ありましたとおり、中種子町では平成三十年度に整備が完了し、南種子町につきましては平成二十九年度に整備が完了してございます。

本市が公設民営方式であるのに対しまして、中種子町、南種子町につきましては、民設民営一部負担方式という方式をとってございます。

公設民営と民設民営一部負担方式の違いにつきまして、若干触れ

ますけれども、どちらも前提としましては、民間事業者による整備見込みのない地域において実施がされるものがございます。ただ、公設民営につきましては、地方公共団体が整備し、民間が運営を行うというやり方、民設民営一部負担方式につきましては、地方公共団体が財政支援等を行い、民間が整備と運営を行う、そういったところで違いがございます。今、この民設民営の方式は、平成二十四年度から始まっているようであり、これが今、そういった条件不利地域の主流となっていると認識してございます。

この、いいところにつきましては、当初のみ整備費の一部を負担すれば、後年度の負担が不要となるということで、維持費がかからないということ、その点がメリットだと認識してございます。

一方、本市におきましては公設民営ということで、維持費が当然かかっておりますので、経費面でちよつと負担が大きいのかなというところは、比較している段階では感じているところでございます。

そういった中で、加入者増のために無料キャンペーン等のお話もございました。本市では、光ファイバー加入促進のために、平成二十六年の十二月二十六日まで、新規加入時の工事につきましては、ブロードバンド設備分担金の免除を行った経緯というのがございます。ただ、免除期間終了後は、有料工事で毎年度約百件の新規加入の申し込みをいただいている、そういった状況です。公平性の観点から、再度免除期間を設けることはちよつと難しいと、現段階では判断をしております。

ただ一方で、民間のプロバイダーが実施してございますけれども、キャッシュバックの仕組みとか、そういったものを皆さん利用された上で申し込みをされている、そういった状況にあるのが、今の西之表市の現状だということで認識をしております。

そういったことを踏まえて、議員から御紹介がありましたとおり、本市の契約ですけれども、令和三年の三月三十一日に、NTT西日本とのサービス提供の契約が、一旦区切りを迎えることになりました。いわゆるIRU契約というのを、今現在結んでございます。これです。ね、そういうことかといいますが、所有者と利用者の双方の合意がない限り、一方から契約を破棄することができない契約というところで契約が結ばれている状況です。どちらか片一方の都合では契約破棄ができない状況にあります。

ただ、今の、先ほど申しましたとおり、民設民営の方法であったりとか、そういったところも含めまして、ちよつと検討をする時期に来ていると考えておりますので、契約の増加対策も含めまして、公から民への移管なども念頭に、検討をちよつと深めてまいりたいと、今考えているところでございます。

以上です。

〇一番（田添辰郎君） 詳しく説明していただきましてありがとうございます。

キャッシュバックという、現状ではキャッシュバックという方法でも、工事負担金のほう、払わなくてもいいということでございます。

す。その辺のほう、広報活動のほうをお願いしていただければと思います。

また、先々はどのような方法がいいのかどうかですね、これまでどおり公設民営でいいのか、難しい問題もあるようではありますが、いかにこの高速ブロードバンドの恩恵を市民全体に広げていくか、そのことを目標にですね、頑張っていたければ幸いかと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

ちよつと抽象的だったかもしれませんが、人口減少による深刻な人手不足についてであります。どのような対策を打っているのかということになります。私のほう、ちよつと町のほうに、一般質問何やるのかということで、コーヒーを飲みに行きまして、そこで聞いた話であります。

以前からファミリーストランのほう、一店しかないんで、すぐ名前言っても、言わなくてもわかると思うんですが、以前から深夜営業のほうやめております。なぜかというふうにお話を聞いたところ、深夜までやるような人手がないんだということでありました。ファミレスさんもそうなんです、そういった町なかのほうの喫茶店とか、そういう飲食のほうも、人手が足りなくてどうなっているのかという、市のほうは対応を打ってくれないのかという思いを伝えられまして、私自身なかなか、これ難しい問題だよなと思つたわけです。今日質問したとしても、こうやればこうなりますか

ら大丈夫ですと、とても言えない質問だとわかってはいるんですが、やはりそういう町なかのほう、今ですね、有人離島の関係でさまざまな補助金が出てきて、雇う人を増やしたりとか、規模を拡大したりとか、いろんなことをやれば補助をもらえるようになってますが、今の現状を維持する人たちには、またちっちゃな規模での補助というのが、なかなか充実されていない部分もあります。そういうことも御認識いただきたいですし、また、人手不足は以前から言われていた農業分野だけではなくですね、商業のほうにも広がっているということを御認識いただければありがたいと思うんですが、とりあえず難しい話ではありますが、担当課のほう、どのような認識を持って、どのような対策を、打てる範囲を教えてくださいなと思っております。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 本市の労働者不足への対策についてお答えをいたします。

人口減少に伴う労働者不足につきましては、全国でも課題となっております。鹿児島県内の昨年度の雇用情勢を示す平均有効求人倍率は一・三二倍と、統計を開始した一九六三年以降、最高を更新しております。

本市を含む熊毛地区の有効求人倍率も、平成二十九年度で一・一九倍、平成三十年度は一・一五倍と、ここ三年ほど一倍を超えて、求人が求職者を上回る、そういった状況の中で、労働者の確保とい

うのは喫緊の課題となっております。

このような状況の中で、本市におきましては、平成二十八年度より県内の大学生を対象といたしまして、市内の事業所で就業体験を行うインターンシップ促進事業というのを取り組んでおります。こういったことで、マッチングの機会を増やすというような取組みを行っております。

また、種子島高校、それから商工会、ハローワークと連携をいたしまして、就職を希望する高校生に対しまして、市内にある事業所の方が、自ら会社の魅力を伝え、知っていただくようなセミナーというのを実施しております。

また、あわせてまして大学と連携し、種子島の魅力や潜在力の高さを知り、将来的に種子島のために働く意識を醸成するためのワークショップや講演会、そういったものも実施しております。

今後関係機関や企業及び庁内関係課とも連携を図りながら、労働者確保のための対策、雇用対策のほうに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。できる限りのことは創意工夫しながらやっているということ、私自身も認識しております。

やはりこの問題、日本の国の政策にもかかわってくるのかもしれませんが。東京一極集中ということで、若者が、いまだに東京に集中

しております。大阪、名古屋のほうに集中しているわけではなく、東京一極ということになっております。

予想されるような大規模災害があった場合、本当に大多数の、多数の若者が東京で被害に遭う可能性があるということもありまして、国会議員にとつて、また国にとつても喫緊の課題だと思っております。我が国が、そのような対策が打たれる見通しはございません。我々がこの人手対策として行えるのは、やはり難しい話であります。企業誘致もそうあります。ここで仕事をつくっていくということではないかと思えます。子育ての環境をよくする、当然であります。お年寄りが暮らしやすくする、当然であります。しかしながら、人手不足を解消するには、働く場所を確保しなければならぬ、そのようにも思うわけです。次の馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練にも関連してまいりますので、ちょっとお聞きをさせていただきます。

では、馬毛島の自衛隊施設とFCLP訓練について質問させていただきます。

大分同僚議員の質問と重なる部分があります。同じようなものでありましたら、簡略で結構でございます。また、先ほど答弁したとおりでありますということで結構でありますから、御答弁のほうお願いいたします。

今年に入ってから、馬毛島はマスコミ等に大きく報道されております。一体どのようなになっているかということでございます。新聞

報道、三月、年度末には売買契約が結ばれるという話がありまして、それがだめになりました。そして、その後は、やはり国のほうは、ここに自衛隊施設なり、FCLP訓練施設をつくりたいという意識は変わらないということがあります。新聞報道、テレビ報道であるわけがあります。

また我々市民は、この段階になって、NHKがテレビで取り上げました二十五分番組、翌日には半分に分けて報道されたわけでありますが、このFCLPの問題、現在硫黄島のほうで行われているわけですが、厚木のほうで行われていた時期もあつて、これは三十年近く、日米間の大きな懸案事項になっていったというNHKの報道でもございました。

私なども、馬毛島推進の立場ではありますが、一生懸命勉強しておりましたが、三十年近く前からこの問題、日米間の問題となつていったのか、初めて気づかさせていただいたわけでもあります。

また騒音の問題も、一昨年話になりますが、十四キロぐらい離れてもかなり騒音がするんだというテレビ報道もありました。その辺も、やはりきつちりと確認していかねばならない。私は従来どおり、厚木とか土地があつて、ここは馬毛島でありますから、頭の上をジェット戦闘機が飛ぶのではなく、ここを飛ぶ、ちよつとかすめるって、かすめないように飛ぶんだというふうに、これまでずっと説明してきてまいりました。NHK報道によりますと、騒音はもっとするんじゃないかということが出ましたんで、それもこれか

ら確認していかねばなりません。

しかしながら、このFCLP訓練、正式な名称は、市長も御存じの防衛省の資料、国を守るにございますように、新たな自衛隊施設の整備についてということでもあります。自衛隊施設の整備をして、そこでFCLP訓練を年に一回から二回行わせていただきたいということもございます。前後準備、片づけのための期間が十日間ずつ必要になります。実際にタッチ・アンド・ゴー、我々に騒音の迷惑をかける日数、タッチ・アンド・ゴーの日数というのは十日間ぐらい、以前、大分昔になります。共産党が国会のほうで取り上げたときには、四日間から、短いときは四日間、長いときは十三日、十四日、そういうデータもインターネットから出てまいりましたが、国のほうはそんなことはお示しになりません。今説明されているのは十日間程度だろうということでもあります。

そもそも、この自衛隊の施設というものは、皆様御存じのとおり、私も、これ一部の議員と一緒に説明を聞いたわけでありますが、国を守るにありますように、南西地域に対する防衛体制を充実する、また部隊が活動を行う際の拠点を整備する、そのような意味合いでもあります。そして、大規模災害時における展開活動の拠点となるということもあるわけがあります。

しかしながら、この国を守る、これを説明する前に、冒頭に説明されることがあります。今の東アジアの環境であります。国際関係であります。冒頭に令和の問題を、令和の元号の話をさせていた



きました。和をもつてたつとなすのは、日本は今も、今からも  
変わらない、そういう国であるかと思いますが、今、中学校の地図  
を持ってきております。子供の中学校の地図なわけですが、  
戦後すぐに、日本におきましては、北方列島のほうが、ソ連のほう  
から、言葉は悪いですが、かすめ取られたような状況でございます。

その後にも、竹島の問題もございました。そして、尖閣諸島の問  
題も、今現実起きている状況であります。今年に入りまして二月以  
上がEEZ、そして領有のほうに侵入したという話であります。そ  
れが終わったかと思えば、今度は調査船が入ってきたという現状も  
あります。

そして、東シナ海の日中中間線には、油田とか、ガス油田とか、  
地下に埋蔵されているものを日中で共同して開発しようという合意  
ができていたわけでありますが、これも一方的に、中国のほうはそ  
れを採掘するためのターミナルを十数基つくっているという現状が  
ございます。これはヘリが離陸もできる、軍事用にも転用できるよ  
うな代物があるという現状も御存じかと思えます。

また、下に下がれば、尖閣を、今説明いたしました、東シナ海  
のほうは、フィリピンのほう、米軍の軍隊の基地があつたわけであ  
ります。それがなくなった途端に、南シナ海は自分の海だと言って  
主張をして、美しいサンゴ礁の島々を埋め立てて、自分たちの基地  
をつくっていった、そのような現実もあります。

そのほかにも、戦後すぐであります、内政勸奨と言われるかも

しませんが、今やっと取り上げられたウイグルの問題もございま  
す。百万人以上の方が、教育のためだと言われ、強制収容所のほう  
に入れられている、そのような現実もあります。

そして、チベットの問題もございます。争い事を好まないチベッ  
ト人であります。自らの体を燃やして抗議をする、そのような状況  
も、今までずっとあつたわけです。

そして、香港の中でも、百万人のデモがあり、今度は二百万人の  
デモがあつたわけです。

そのような中で、我々の日本は情けないことでございますが、我  
が同胞を他国の人民に奪われるという拉致は経験しておりますが、  
表面的には平和な七十数年間を過ごしてまいりました。今、厳しい  
現状になってまいりました。この国を守る、この計画をつくつたの  
は、昔の民主党政権下でありましたが、今を見通していたかのような  
計画であります。そして、東北の大震災が行われる前にできたも  
のであります。本当にこれから地震が起こる、そして、争い事が多  
くなるかもしれない、自分のことは自分で守ろう、民主党が先見的  
なものを計画し、今の自由民主党が受け継いでいるという現実があ  
るかと思えます。

我々日本が、どなたがどう言われようとも、他の国を侵害しよう  
として、戦後動いたことはただの一回もございません。そのような  
中で、北朝鮮の動き、そして中国の動きがございます。沖縄のほう  
は、市長が分断という言葉を使われました。本当に日本は北と南、

沖繩と北海道から分断の危機にさらされようとしている、私もその認識は市長と同じであります。

先ほど言ったフィリピンが、米軍がいなくなった途端に、南シナ海はああいう状態になったというふうには、沖繩の米軍、沖繩の皆様には本当に御迷惑をかけるわけがありますが、あの場所になればならないという地勢学的な意味合いがあります。これは以前に説明させていただいたところでございます。そして、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練につきましても、沖繩と同様に、馬毛島しか日本の国の国民の命を守るために、果たせない地理的な役割を持った島だと、私は信じるわけであります。

自衛隊員、誰よりも強くなる、誰とも戦わないためにという言葉がありました。日々訓練を行っております。戦いがなくとも、事故で死んでしまうような、そのような厳しい訓練を行っているわけでありませぬ。

質問に戻らせていただきますが、このような前提条件を、市民は何も聞いたことがございません。我が西之表市で配ったのは、反対のためにつくられた対策協議会日より、二十三年七月八日号、これが一歩詳しいものであります。これまでも何度も紹介してまいりました。

冒頭の挨拶の中で、協議会会長、前市長でございますが、言葉がございませぬ。「この話が浮上してから、我々の主張は一貫しており、たとえ自衛隊であろうと、FCLP関連施設の警備は反対である。

ツー・プラス・ツーで明記されたことで、種子島、屋久島の住民に恒久的な負担を押しつけることが明白となった。非常に残念であり、資料はこのまま持ち帰ってほしい気持ちである。種子島、屋久島に戦闘機の爆音は似つかわしくない。我々はこの自然豊かで感受性に富む、優しい住民の住む地域を、未来の子供たちに引き継ぐ責任がある。話は聞くが、我々の意思は変わりはない。今日説明を聞いたことは、話し合いのテーブルについたということにはならないことを、事前に表明しておく。「この協議会は、市長のこのような発言から始まったわけでありませぬ。この発言があつて、議会も反対を決議して、誰もきちつとした情報は持たないまま判断をしていったと、私は思っております。

説明を聞かなくても初めから反対という方は、当然いらつしやるわけですが、今回も報道されておりますが、そのような中で、市長は、私は市民の生命、財産を守る責任者だという認識は法的に持てませぬ、申しわけありません。一応法学部なんで、そのようには言えないわけでありませぬが、しかしながら、市民は、我々市長も議員も、スーパーマンではありません。市民より優秀ということではありませぬ。市民に、とりあえず一票という票をいただきましたけど、やはり我々は、どういふ場合でも市民の声を、市民の考えを聞かなければならないかと思ふわけでありませぬ。そのためにも、市民の皆さんからも情報が欲しいという話があるわけでありませぬが、今回マスコミ報道で大きく流れて、それすら、それだけしか市民にはわか

りません。当然市長でございます。マスコミの報道以外にも知っていることがなければならぬ、そういうふうな思うわけでありますが、その辺はどうでしょうか。

〔副市長 中野哲男君〕

○副市長（中野哲男君） 馬毛島に関する報道等についての御質問にお答えをいたします。

今年に入ってから状況を申しますと、議員御承知のとおり、一月の二十一日に防衛副大臣が来訪し、馬毛島の調査に係ることについて説明がなされ、その後三月まで国による現地調査が実施をされたことを確認しております。

また四月には、日米安全保障協議委員会が開催をされ、馬毛島については、引き続きFCLP施設として検討がなされていくことが確認をされております。

さらに馬毛島に係る土地売買交渉は、社長交代に伴い、タストン社側から防衛省へ交渉打ち切りの通告がなされたとの報道がなされたところでもあります。

この件について、国に確認をいたしましたのが、売買契約締結に向け交渉中であり、その旨の回答を得たところでございます。

以上でございます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） すみません、私からちょっと補足をさせていただきます。

午前中からの議員の御質問の中でお答えすべき内容であったかもしれませんが、このタイミングで、現情勢についての認識ということで、今の副市長の答弁にあわせて、この四月に、私が職員とともに防衛省を訪問いたしましたして、地方協力局長と面会いたしました。その件について、簡単に御報告をしたいと思います。

局長及び同次長と面会いたしました。面会の冒頭に、局長からFCLP施設設置に向けて、地元の理解を得ながら、これまで同様推進していく旨の発言がございました。ということから、私も、二年前に申し上げた、二年前に就任したときに、当時の局長に申し上げたことを繰り返し述べたところでもあります。すなわちFCLP以外に、別の活用策があると考えて、その検討を進めている、その旨を返答いたしました。

また、会談の中で、地権者側の代表者が変更したことにより、交渉が難航している旨の印象を受けるような発言があったところでございます。

この後の経過につきましては、状況につきましては、副市長が答弁をしたとおりでございます。

○一番（田添辰郎君） 市長の御答弁、副市長の御答弁ありがとうございます。

私、一部の議員の中では、市民の中でも、国のほうは当然に日本の平和を守るために、馬毛島のほう、進めていかなければならない、それは二〇一一年、七年前から変わらないんだろうという、そう

いう考え方はしておりました。そのことも、市長のほうも四月に行かれて確認されたということでもあります。

今回、私の考えであります、二番目の質問であります、これは市長の答弁いただいております。本当に流れは同じでございます。同じの中であって、検討段階から実施段階に、私は進んだと思われるっております。

しかしながら、説明をする云々というのは、以前から言われていたわけでありますが、先ほど前市長の協議会会長の挨拶を説明させていただきました。このことは、一般的には門前払いとも、説明を受けないという拒否にも思われるわけであります。

また議会が全会一致で、この問題について反対の決議案を出したことも、説明を受けませんというふうに受け取っても普通だったと思います。議会は当然説明を受けたほうがいいんじゃないかということも議論されたことがあったわけですが、なかなかできないという状況がずっと続いておりました。これは前の期ですか、小倉伸一さんが委員長のところをやつと実現できたことでございます。

そのようなこともありまして、国のほうは、当初からきちっと説明して御理解をいただくという対応は、言葉は消えましたが、変わらないかと思っております。

また、この点に関して、先ほどこれまでの市長の考え方を、二年前と同じ考え方を、防衛省のほうにもお伝えしたということなんです、やはり防衛省からそういう話を受けたが、やっぱり変わらな

いですか。お願いします。

○市長（八板俊輔君）　ごく短時間の会見というか、面談でありましたので、おおむね先ほど申し上げたようなやりとりでありました。また、状況が変化したのではないかというようなことのお答えでもよろしいですかね、二番目の。

○一 番（田添辰郎君）　ああ、別にわかっているんで、表現の問題にすぎないと思います。同じ考えだと思えます。

○市長（八板俊輔君）　はい、はい、じゃあ。

○一 番（田添辰郎君）　市長、ありがとうございます。

本当に、取っかかりが悪いというか、令和の和は、和をもってとうとし、多分、国、防衛省のほうもきちつと議論をしてどうなのか、お互いを理解しようという日本の精神に戻って考えれば、これほどまでに混乱することは、分断が進められることはなかったかと思うんです。

我々市会議員もですが、市長も含め、行政の方もそうかもしれませんが、やっぱり最終的な責任は市民の方に持っていたくわけがあります。私も年に四百万円もらっております。市会議員としての四百万円、もう十五、六年やっておりますから、六千四百万円もらったということになります。責任をとれと言われたら、申しわけないですが、とらない、これが現実であります。他の議員の皆様も同じであります。

そのようなことを考えるならば、我々が献金するのは、法的に違

反でもあります。妙な法律なんですよね。このようなことを考えれば、我々、市長さんも、推進の立場の僕も、反対の立場の議員さんも、なかなか本当に責任をとれるかという、難しいんですよ。

我々の判断が正しいかどうかは、後を見なきゃわからないというところがあります。でも、できた場合には、できなかったときはどうかということはいわゆる、一つの選択をしていかなければならない。だからこそ、情報を市民の皆様提供して、きつちりと賛成、反対、市長がおっしゃるようにレッテルをつけるのではなくて、きちつとプラス、マイナス、メリット、デメリット、この言葉は嫌いですが、僕自身は国民のために貢献するという、その大きなプラスがあります。そのほかにも、その分犠牲があるという部分で、金銭的なプラスもあります。でもマイナス部分も確実にある。全くあり得ないということはあるかと思うんです。

我々は、市長は市長で考えはお持ちで結構なんです、やはり四番目の質問に、今から移らせてもらうんですが、西之表市民、西之表市の主人公たる多くの市民から、国の説明責任及び西之表市一人の知る権利を保障すべく、国、防衛省の正確かつ丁寧な説明を聞くための地元住民に対する説明会の開催を要望する声が大きいです。これは多分ですが、既に市長のほうにそのような要望書、要請書なりが届いているかと思えます。

よく、若い経営者の人たちと話します。代替案は何だ、こういうふうになって、余計人口減少が進んで、子供たち自然と言って、子

供たちは、大事な子供たちがおらんようになったらどがんすつとやと、責任はどがんとつとやつて言われるです。でも、市長も、僕もとりたくとも、責任はとれない現実があります。であるならば、防衛省が説明に使う、この国を守るという資料、どうして自衛隊施設が必要であり、それも民主党政権がつくり、自由民主党の政権にかわっても受け継いでいるのか、きちつと市民一人一人に説明してもらうことは必要なのではないでしょうか。

私は、馬毛島の問題推進の立場であります、推進したからどうなるんだって、神様でもありませんから、よくなるように頑張るだけであります。市長も多分、別の考えでやる。反対派の皆さんも反対をする。でも、どうやるんだといっても、頑張りますが、どういう結果になりますかという一つも言えません。その段階の中で、やはり市長は最初からおっしゃっていました、調査研究をして、市民の皆様情報提供とおっしゃっていました。私も、二十数回、この馬毛島の問題を一般質問させていただいております。毎回のほうに、最後のほうに質問ではございません。市民に対して情報公開をしていただきたい。

今、この段階で、契約はおじやんになりましたが、日米の合意の効力は変わらず、また安全保障体制を強化しようという中で、NHK報道ではありませんが、二十数年以上の、三十年近くの懸案を、今解決しなければならぬという時期になったら、市民の皆様きちつと情報を提供し、判断をしていただく必要があるのではないかと

と思うわけではありますが、どうぞでしょう。

○市長（八板俊輔君） 市民の皆さんへの説明といえますか、市民の知る権利に応える点についての御質問かと思えます。

市民の知る権利の保障は、大変重要であると考えております。議会とも連携をとりながら、検討努力してまいりたいと考えております。

○一 一番（田添辰郎君） 検討努力していただくのはありがたいんですが、これ、言ってみれば、市民が言うのも当たり前だと思うんですが、ほかの人が市長であって、八板市長が一般市民だったら、一般市民が言うのは当たり前だと思うんですね。当たり前のことを当たり前にやって、万機公論に決すべし、広く会議を興すべし、そういう精神でやっていきましょよ、種子島、西之表市のために。

次の質問に移らせていただきますね。

五番目、六番目、七番目になります。

言葉は悪いです。馬毛島の問題が行われる場合、協力しない場合、ペナルティーというか、受けられるメリットを受けられなくなる状況が出てくるかと思うんです。それをどうするかという点とあります。

六、七が、その具体的な事例になるわけではありますが、自衛隊の家族の住む宿舎がどこにできるかです。これは、人数が確定しておりません。馬毛島の自衛隊宿舎に勤める方は二百名だと、私

は思っております。しかしながら、以前は百五十名でありました。

これが二百名に変わっております。そして、家族を含めた宿舎の規模は六百名から七百名の規模のものになると聞いております。でも、しかしながら、国は公式には言っておりません。私が聞いている範囲の話であります。

その宿舎が、種子島につくるとなっているわけがあります。訓練は、FCLPで訓練に来る米軍人の方たちの宿舎のほう、そういう宿泊施設のほう、食事をとったりする施設は馬毛島にできるということ、馬毛島から米軍人の方が出ることはないんですが、自衛隊員の方は家族もいらっしやいますんで、種子島に宿舎をつくる。西之表市、中種子町、南種子町、どっちにつくってもいいわけであります。このままでは、中種子町に取られるんじゃないか、そういうことをおっしゃる、心配する方もいらっしやいます。

また港湾のほうも、葉山港から行きますと、西之表市が一番近いわけですが、馬毛島の一番端から考えますと、浜津脇港が一番近くなっております。そのことで、港湾のほうも、国がやることとありますから、このような状況であれば、浜津脇港を利用して、港湾整備をして、向こうできちっとやるのではないかと、そういう話もあります。

このような問題、市民の方、本当に心配していらっしやるんですが、今、状況は変わってきたかに思えるわけであります。以前には、仮定の話はできないというふうなお話で進んでおりましたが、今、

真剣にお答えできる時期でもないかと、であるかと思えます。市長、答えていただけるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員の今言われた、例えばペナルティーですとか、それから、隊員の宿舎の話ですとか、私どものところには一切そういう話は来ておりません。現状は買収交渉が、の途中であるということで、施設については何も決まっていないうふうに認識しております。

議員の言われるような、そういう情報が、私にとっては根拠のある情報とは思えないわけでありますので、少し答えに、答えられないというふうにお答えするしかないのかなと思います。

○議長（永田 章君） ここで議長からお願いをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめこれを延長いたします。

○一 一番（田添辰郎君） 根拠があるかないか、言われますと、私も残念であります。市長からそれだけ信用されてないということでありましょう。このような話はですね、やはり市長と国、きちっと腹を割って話す段階になって初めて出てくる話であるかと思えます。初めから反対であったり、市長は反対ではないんでしょうが、違う活用をやるというふうにおっしゃっている方とは、なかなか腹を割ってお話しできないのではないかと、そういうふう想像しますね。

どこにできるかわかりませんが、数十名の小学生、中学生の子供

がいるかと思えます。このままいけば、その子供たちのかわいい笑顔も笑い声も、隣の町で聞こえるようになる可能性が大いに高いと思っております。

この理由、長々と述べれば、また十分かかりますんで、やめときますが、さらに、米軍再編交付金の問題でございます。これは、市長も御存じのとおり、自治体の協力を前提とした制度であります。前市長のほうは、この再編交付金はいただかないような旨を申ししております。市長のほう、この再編交付金、自分と考えが違うけど、地元の意向ということで、二町が賛成で、地元が賛成だということになって、馬毛島に自衛隊施設、FCLP訓練施設ができて、本当は再編交付金を一番もらわなきゃいけない西之表市なんですけど、その場合もらうんですか、もらわないんですか。前市長はもらわないと、はっきり言われた記憶がございます。

○市長（八板俊輔君） 先ほどの質問と同様のことでありますけれども、議員の言われる、その再編交付金の根拠といいますが、そういうものが、私のほうには情報として来ておりませんので、お答えのしようがないかなと思えます。

これまでの防衛省との面談等の中で、今は買収交渉中で申し上げることはない。状況が変われば、説明をしたいというふうな話を聞いておりますので、それまでは、私のほうからも施設の、施設設置についての具体的なものが何も決まっております。例えば、例えばですね、どういう任務の部隊が来るのか、それすらまだ決まっ

ていないわけですね。そういう、議員のおっしゃるような、根拠のわからないようなものについて、ここで答弁するというのは、非常にやりにくいかなと思います。

〇一一番（田添辰郎君） 根拠のない話ばかりして申しわけありません。残念でありますね。非常に残念ではありますが、続きまして、移らせていただきます。

市長、今市長の手元にも要請書が来てるはずです。議会にも来ているようであります。昨日の南日本新聞にも報道がありました。市長も一緒に、僕ら議員も一緒に、市民も一緒に、もうちょっと勉強したらいいんじゃないですかね。賛成、反対ではなく、分断ではなく、どうでしょうか。

意味がわかりにくかったですね。主語がなかったので、ごめんなさい。

市のほうは、市民のほうは、国、防衛省の説明会を求めているわけですよ。その席を使って、市長が言っても、僕ら議会のほうはね、今まで説明は要らないという立場に立ってましたんで、受けられないんですよ、なかなかね。五、六人で受けたことはあるんですが。市長も、僕ら議会のほうも、市民と一緒に国、防衛省の説明をきっちり、この説明、聞くことになる。一時間半、二時間半ぐらいかかるんですよ。国が本当に伝えたいことを、馬毛島が何で必要なのかを、市民の皆様にも理解してもらおうと思えば、一時間半、二時間半かかるんです。賛成、反対抜きで、市長も、僕も、ほかの議員さ

んも、市民と一緒に聞いて、判断はその後でいいじゃないですか、勉強しませんか。

〇市長（八板俊輔君） 勉強は日々続けております。

〇一一番（田添辰郎君） 市長、昔勉強不足だと言って、僕、訂正したことがあるんですけど、勉強はされているんでしょう。でも、僕一生懸命勉強しているのに、根拠がないと言われるんですよ、市長、どう思います。僕だって、市長に負けぬぐらい、この問題勉強してます。

市民を守るために、僕は市民を守る力はないけど、国が国民を守らなきゃ、これは国の専権事項でもあります。国の協力をしなければ、国民の命を守れないとなると、我々西之表市民も守れない、僕はそういうふうにつながつていくと思うんです。そのために一生懸命勉強しているつもりであります。市長の知らない数字を、僕は申し上げたりするかもしれませんが、日々、市長に負けないぐらい、ごめんなさい、負けるかもしれない、勉強してるんです。それを根拠がないと言われるかもしれませんが。

分断を避けるために、もう一回同じことを聞きます。一緒になつて勉強しましょうよ。してると思うんです。これ以上やりましょうよ、ともに。市長が推進派にならなくもいい、別にいい、そのことをお願いしたいと思います。

そして、最後の質問になります。

私は、胸にバッジもつけさせてもらっておりません。そして、年に



四百万円、六千万円近くの報酬をもらってききましたが、市民の皆様  
に申しわけない、この島がどうなったとしても一生懸命やりますが、  
その結果には責任を持ってないと申し上げました。

市長は、この馬毛島、どのように対応し、対応はいいです、責任  
をとっていくのか。市長がほかの施設を、ほかのものを考えると言  
いながら、国、防衛省の考えるほうになったときに、市長はどのよ  
うな責任を考えているのか、教えていただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

先ほど来、自衛隊といますか、このFCLPの問題で、自衛隊  
官舎の話、部隊の人数が二百人であるとか、そういうふうなことを  
申されて、その上で、私としては、市民への情報共有する説明会の  
ことがございましたけれども、説明会のことについて、やらんかと  
いうことでありますけれども、今のところ、私と防衛省と話をし  
ている中で、状況が変われば説明するというふうに言っております。  
つまり、今説明するものを、防衛省は私どもに持ち合わせていない  
という状況であると思えます。

議員におかれましては、本問題の。

○議長（永田 章君） 市長、時間です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしまし  
た。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたします。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす二十日から七月一日まで本会議は休  
会となりますが、付託案件審査のため、二十一日は産業厚生委員会、  
二十四日は総務文教委員会、二十五日、二十六日は予算特別委員会、  
二十七日は各常任委員会、二十八日は各特別委員会及び議会運営委  
員会です。七月二日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案  
審議等であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後四時十一分散会

本会議第四号（七月二日）

本会議第四号（七月二日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	古田一男君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

令和元年七月二日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二 議案第四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第三 議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第五 議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

日程第九 議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）

日程第一〇 請願第一三三号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一還元、複式学級解消をはかるための、二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第一一 陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書

日程第一二 議案第一二二号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

日程第一三 議員派遣の件

日程第一四 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第三号 西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第三号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第三号、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

その内容について説明します。

西之表市報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、選挙長等八職種の報酬を増額する内容となっております。

附則は、この条例は公布の日から施行するもので、今月行われま

す参議院選挙から適用され、その影響額は一万五千四百円との説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係

条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議

案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うもので、本年十月に予定されている消費税率の、現行八%から一〇%に引き上げに伴い、当市の徴収する公共的な料金を改正するものです。

変更されるものは、市が徴収する普通河川の流水占用料及び土砂等採取料、都市公園における占用・行為・施設使用料、漁港の使用・占用・土砂採取料、道路占用料、市民会館の使用料、行政財産の使用料、一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物処理業等の許可手数料、市営キャンプ場のテント使用料、卸売に係る税率、卸売市場に係る各使用料、老人福祉センター使用料、種子島開発総合センターの入館料を含む使用料、市営球場・市民体育館・フラワーセンター・あっぱるらんの各使用料、水道料金、保健センターすこやか・安納地区活性化センターの各使用料、港湾の使用・占用・土砂採取料、特産品開発センターきらり・種子島家住宅月窓亭の各使用料、汚泥再生処理センターの使用料・手数料、中割地区活性化交流拠点施設の使用料です。

審査の過程において、消費税改正の背景及び経緯と、地方公共団

体が課する消費税についての説明があり、料金の算定根拠が示されました。

また、変更が多岐にわたる中で、消費税率が五%から八%に引き上げられた際には改正されなかったもの、端数処理によっては料金が変わらないもの、内税表示を外税表示に変えたものなど、金額表示だけではわからない違いについても説明を受けました。

本委員会は審査の結果、消費税増税による市民への負担が増えることが確実に予測されるに当たり、水道料金を含む各種公共料金の実質値上げは市民にますますの負担を強いることになり、市民からの理解は得がたいとの反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本条例は、十月に予定されており、消費税率を八%から一〇%へ引き上げに伴い、本市の公共料金を値上げするものであります。

消費税については、三%、五%、八%と改正をしておりますけれども、導入時から二〇一八年度までの消費税収は累計で三百七十二兆円に上り、その一方で、大企業や大資産家への減税、そして法人税減税分で二百九十一兆円、約八割が穴埋めに使われたのではないかと言われております。

また、増税前に比べ家計の消費支出が年間二十五万円も落ち込んでおり、現在、年収二百四十万円の人でも年間二十万円以上の収入約一カ月分が消費税に充てられると言われ、一〇%になればさらなる節約を強いられるところであります。

そのような中で、本市でも公共料金の値上げ、特に年間影響額の八百六十万円のうち七百六十万円が水道料金の増額になるとの説明もあり、市民負担が増えることが明らかとなっております。

今回の消費税率改正で市民負担が増えるとし、反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論いたします。

今ほど同僚議員からも消費税の問題点について挙げられました。

消費税の不公平や不平等さ。そして、消費税の財源の使途の不透明さ。赤ちゃんからお年寄りまで暮らしの隅々に至る、あらゆる消費にかかるこの消費税、食品や教育、医療などにも当然かかわってきますし、命にかかわる水道料金等のインフラにもです。

市民の生活を直撃し、圧迫するこの消費税、一九九七年に五%に引き上げられたときから、実質賃金、名目GDPは下がり続け、過去二十年間の各国成長率ランキングで日本は堂々のマイナス二〇%で、最下位だそうです。ちなみに、その一つ上のドイツ、こちらは、成長率は少ないながらもプラスになっているということです。

また、負担軽減措置が言われていますが、これは一部対象であり、また、一時期であります。

リーマンショックの数十倍の悪影響が予想されているこの一〇%への引き上げ、私も消費税引き上げ、消費税のあり方そのものに反対しておりますが、ただ、これはこの市議会ですらどうできることではありません。国会できちんと国会議員の方々に取り組んでいただきたい問題だと思います。

さて、今回の条例改正では先ほどの委員長報告のとおり、さまざまな分野にわたる、市が徴収するいろいろな料金に消費税がかかってくるということです。

市民の健康で文化的な生活に資する施設、例えば報告にありましたように、市民会館や市営グラウンド、市民体育館、あっぱくらんど、老人福祉センター、その他さまざまな利用料も含まれており、



その引き上げは小中学校生の利用料にもかかってきます。

憲法第二十五条に保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、この健康で文化的な生活から市民を遠ざける値上げにはかかりません。

市の財政も当然、さまざまな経費に消費税がかかってくるので、税率アップの影響は受けると思いますが、委員会でも説明のあったとおり、水道会計以外は消費税法第六十条第六項の規定により全額控除されるんですね。市が払う消費税というのはいんです。納付の義務はないんです。このあたりも市民の理解、納得のいかない部分になってくるかと思えます。そういった説明を委員会では受けましたが、果たして市は市民の方々にきちんと説明するのでしょうか。

消費税率アップその日から負担が増大する、この市民生活の影響が大きい消費税率引き上げ、市民の生活への影響を見てから、最も影響の小さい部分から市の使用料等に関しては見直してもよいのではないかと思います。特に、子供や高齢者など実際に所得のない方々の利用にかかる部分はしっかりと見直し、今回は見送るべきと考え、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

本案は、消費税関連法案改正に伴い、令和元年十月一日から消費税等の税率が八%から一〇%に変わることから関係条例を整理しようとするものであります。

消費税そのものや消費税の法令の仕組みに反対との意見もあるようですけれども、今回の条例改正は単に法令を遵守をして条例を整理しようとするものであります。

消費税に関して少し説明をいたしますと、地方公共団体の使用料も課税の対象となつていくことから、今回、関係条例の整理が必要となつてくるわけですが、一般に消費税の納付額は、受け取った消費税から支払った消費税を差し引いた額となります。多ければ還付、少なければ納付となります。これは自治体も民間も同様であります。市が一般会計で施設の管理費と支払う光熱水費、物件費、委託料などにかかる消費税額と、市が使用料などとして受け取る消費税額を比較をしますと、市は利潤の追求を目的としないこともあり、市が消費税として支払う額が圧倒的に多くなります。

そこで、消費税の仕組みでは、一般会計においては消費税法第六十条の六により支払いと受け取りを同額とみなすことにより、消費税の移動がないような仕組みが法制化されております。

以上のことから、法令に従い適正な課税を行おうとする今回の条例の改正案は適切であると判断をし、委員長報告に賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第四号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私自身、今回の消費税増税のほうは反対の思いを持っております。リーマンショック級のものがもたらされれば、この消費税増税はストップできるというお話でございますが、世界経済に対してこの消費税増税、リーマンショック級のショックをもたらすのではないかと、日本初のショックをもたらすのではないかと、そういうふうには危惧するものであります。

しかしながら、今回の委員長提案でございますが、手続上の問題でもございます。上位法に基づいて下位法を変えていく、そのようなものでもございます。この手続、実際、消費税増税に賛成・反対の考えはさまざまあるかと思いますが、このことに反対をするという事は、いたずらにこれからの市民生活に混乱をもたらす、そういうふうには私自身は考えております。

市民生活に混乱をもたらすその一点のみにおいて、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第五号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 生田直弘君登壇」

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第五号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことに伴い、災害援護資金の取り扱いに改正があったため条例の改正を行うものです。

主な法律の改正内容は、災害援護資金について大きく三点について行われました。一点目は、貸付利率について、利率を年三%以内で条例で定めることができ、かつ規則への委任ができるようになったこと。二つ目は、償還方法で、年賦、半年賦に加え、月賦償還が

可能になったこと。三点目は、保証人を附すかどうかについて、市町村の判断で条例で定めることができるようになったことでありま  
す。

これを受けて、当該条例では、法律や施行令の変更に伴う語句の整理及び参照条項の移動に伴う整理に加えて、具体的に以下のよう  
な条例改正を行うとの説明がありました。

改正前は利率のみ定めていた第十四条に、改正後は保証人を追加して規定します。そして、第一項では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする方は保証人を立てることができ旨を規定し、第二項では、利率について保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据え置き期間後三%以内で規則で定める率とすることを規定します。

なお、施行時において、規則の中の利率については、ほかの福祉制度における貸付金である母子福祉資金等の利率を参考とし、一%を採用し、以降、同資金の利率に連動して規則を改正していく見込みで、県内の各市の動向もおおむね同様の取り扱いであるとの説明がありました。

第三項では、保証人が貸し付けを受けた方と連帯し、債務を負担すること、及びその保証債務が違約金を包含することを規定します。

なお、違約金の内容は、延滞元利金額につき国が法令で別途定める年五%の割合で、支払い期日の翌日から支払い当日までの日数により計算した額となります。

加えて、償還等を規定する第十五条第一項中の償還方法について、改正する前は年賦・半年賦のみ定めていたものに、改正後、月賦償還を追加して規定するとの説明がありました。

附則については、第一項で、条例の施行の日を公布の日からとし、第二項で、経過措置として、改正後の第十四条及び第十五条第三項の規定は、条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた場合の貸し付けに適用することを規定するものです。

なお、本市において当該制度が適用された対象者は過去にいないとのことです。

以上、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六号 西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について

て

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六号、西之表市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 生田直弘君登壇〕

○産業厚生委員長（生田直弘君） 本委員会が付託を受けました議案第六号、西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成三十一年四月一日に施行されたことにより、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、当該譲与税を市町村が基金として積み立て、基金の適正な管理や運用等を定めるため条例を制定しようとするものです。

条例では、第一条で基金の設置について、第二条は積み立てについて、第三条は管理について、第四条は繰替運用について、第五条は運用益の処理について、第六条は処分について、第七条は委任について記載し、規定するものであります。

基金を設置する主な理由としては、基金を設立することで事業の使途が明確にできること、単年度で全額使う必要がない財源であること、加えて、計画する事業費が多額になる場合、複数年にわたって積み立てができることなどが挙げられ、また、県内のほかの自治体では八〇%以上が今年の六月に基金を設立するとの説明がありました。

なお、本委員会では基金の設立が承認された場合、本年度については、国が定める人材育成や担い手確保等の森林整備への使途について意見を集約し、来年度以降に事業費へ資金充当を検討しているとのことです。

附則として、この条例の施行日を公布日からとします。

以上、当局からの説明を受けて慎重に審査を進めたところ、審査の過程において、国の個人に対する税のあり方についても少し議論する必要がある等の意見が出されたものの、基金のあり方については今後議論していくものであり、温室効果ガス削減の取り組み等の森林政策の観点から賛成との意見が出され、本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を终结し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第六号、西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対の立場で討論を行います。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成三十一年四月一日に施行されたことにより、森林環境譲与税を市町村が基金として積み立てる条例を制定しようとするものです。

しかし、そもそもこの森林環境税についての疑義があります。

森林環境税は五年後の二〇二三年度末で期限切れとなる東日本大震災を名目に乗せられている復興特別住民税個人均等割年間千円を森林環境税へと看板だけかえて、住民からは取り続ける税であるということ。国民にはもつとそのような丁寧な説明をして、理解を求める必要があるのではないのでしょうか。

一方、課税は五年後となっているにもかかわらず、本年度から譲与の開始時期となり、使い道としては間伐や森林整備及びその促進に関する費用に充てられることになってはおりますが、国民の求めるこのような必要不可欠な事業は別枠で予算措置こそ必要なのではないのでしょうか。

事業費は、二〇二三年度までの五年間は交付税及び譲与税特別会計からの借入れで対応し、後年度の森林環境税の税收の一部で償還するということです。

以上、簡潔にこの税の問題点を述べましたが、総じて、森林環境

税の問題点は、第一に、所得の低い人にも一律の均等割の負担となること。第二に、温暖化対策に必要な費用負担と言うならば、温室効果ガス排出企業に負担を求めることを議論すべきであり、国民と同じような企業負担も求められなければなりません。第三に、森林経営管理法との関連で、一定の手続をすれば市町村が私有林の管理権を設定することができ、財産権の侵害となる仕組みとなっていることも大きな問題点となっておりますことを指摘いたします。

なお、対策、方向性としては、森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は重要な課題です。だからこそ、国の一般会計における林業予算の拡大など、より安定的な方法で財源確保を行うべきです。

また、需要のある自治体への財産配分という観点からは地方交付税の増額を増やして、財源保障を国が行うべきだということを強く指摘をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 議案第六号、西之表市森林環境譲与税基金条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

本案は、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲

与税に関する法律平成三十一年法律第三号の施行による森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、運用するためこの条例を制定しようとするものであります。

森林環境税の創設は令和六年一月一日施行され、令和六年度から課税されることになっております。

この法律は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について納税義務者税率賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めております。

納税義務者は国内に住所を有する個人に対して課する国税で、税率は年額一律千円で、賦課徴収は市町村で行い、個人住民税とあわせて実施することになっているようです。

同時に、生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずる者として政令で定める扶助を受けている者等を非課税とする措置も設けています。

森林環境譲与税の創設は平成三十一年四月一日施行され、平成三十一年度から譲与されることになっており、その譲与団体は市町村及び都道府県であり、その使途は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

に充てるように義務づけられております。

ちなみに、本年度、本市への剰余額は、四百九十九万円が予算計上されております。

冒頭でも申し上げましたが、この譲与金を基金として積み立て、適正に管理し、運用するため、西之表市森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものであります。

条例の内容については、委員長報告にもありましたがとおり、一条で設置の目的を、二条で積み立ての額の選定方法を、三条で管理の方法を、四条では繰替運用を認め、五条で運用益金の処理方法を、六条では第一条の目的を達成するための処分を、七条ではこの条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項を市長に委任することをうたっております。

繰り返しになりますが、平成三十一年法律第三号の施行による森林環境譲与税の創設に伴い、その趣旨に沿った規定で森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理すると同時に、その事業使途を明確に運用するための条例制定であります。

加えて、本年度より交付される森林環境譲与税でありますので、まさに時宜を得た条例制定の議案であると評価をいたします。

よって、当然のこととして、可決すべきものと訴え、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七号 令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第七号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億八千八百五十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億三千四百五十八万四千円とするものです。

地方債の変更は辺地対策事業ほか三件、合計四件で、限度額を八

億四千二百五十万七千円と定めるものです。

次に、歳入から説明いたします。

地方譲与税の森林環境譲与税は四百九十九万円を新規に追加するもので、令和元年より交付される新しい譲与税となります。

国庫支出金の民生費国庫補助金、プレミアム付商品券事務費補助金、同事業補助金の増額は、本年度十月に予定されている消費税税率変更によるもので、事務費と商品券のプレミアム分を追加計上するものです。

同じく、土木費国庫補助金の増額は、社会資本整備総合交付金の決定によるものです。

同じく、農林水産業費国庫補助金の増額は、過疎地域等自立活性化交付金事業に種子島のさかな魅力発見事業が採択されたことによるものです。

市債の辺地債の増額は、社会資本整備総合交付金事業の西町上之原線、安城平松線、城上之原線の交付決定によるものです。

次に、歳出について説明します。

総務費、総務管理費、財産管理費の増額は、森林環境譲与税創設に伴う西之表市森林環境譲与税基金への積み立てと、財政調整基金を補正予算財源調整により増額するものです。

同じく、地域振興費の増額は、コミュニティ助成事業により国上校区の備品購入等に係るものです。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の増額は、プレミアム付商

品券給付金等によるものです。

同じく、介護保険事業費の増額は、低所得者保険料軽減によるものとの説明を受けました。

農林水産業費、水産業費、水産振興費の増額は、過疎地域自立活性化交付金事業に種子島のさかな魅力発見事業が採択されたことに伴うもので、サメ駆除の実施と駆除方法の調査・研究、資源調査と藻場の生育調査、地引網イベントによる魚食普及等の事業を実施するためのものです。

教育費、教育総務費、事務局費には種子島しおさい留学の留学生数が減ったことによる減額補正と、大学・専門学校の奨学資金新規貸与希望者増に伴う増額補正が計上されています。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑については省略をいたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第七号、令和元年西之表市一般会計補正予算について、第四号議案と同趣旨で反対といたします。加えて、提案をされておりますプレミアム付商品券事業ですけれども、今回、消費税率引き上げによる低所得者・子育て世帯への影響緩和措置としております。国の補助事業であれば、消費税を上げなければ

ばよいのではないかと考えます。また、低所得者・子育て世帯向けとしておりますけれども、元手となる金額を捻出するのに大変な世帯があつては事業としての問題、疑問を持つところであります。

第四号議案に関連した補正予算となつているとの立場で反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第七号、令和元年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま反対の方が議案第四号と同様のことで反対ということでありましたけれども、先ほども賛成討論をいたしましたけれども、今回は、消費税そのものとか消費税の法令の仕組みについてどうということではないかと思ひます。

ただ、先ほどの条例は、消費税そのものではなくて、関係条例の制定をしておるということでありましたので、ただ、今回、一般会計については、低所得者向けにプレミアム商品券の給付とか、また、介護保険事業等でも軽減の措置を捉えております。

国としても低所得者向けには幾らかの措置をしておるといふことでありますので、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決



いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正

予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第八号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第八号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六十八万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億一千四百三十一万六千円とするものです。

補正の内容につきまして歳入から説明します。

繰入金金の一般会計繰入金金の減額は歳出の人件費補正に伴うもので

す。

次に、歳出について説明します。

総務費の一般管理費の減額は職員の人事異動に伴う人件費の補正です。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑については省略をいたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九号 令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第九号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第九号、令和元年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十三万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百六十三万二千元とするものです。

補正の主なものにつきまして歳入から説明します。

介護保険料は、消費税率改定に伴う低所得者の第一号被保険者保険料軽減強化の完全実施により百八十一万一千円を減額しております。

国庫支出金及び県支出金については、歳出予算の補正に伴い、地域支援事業交付金等の再算定を行っております。

一般会計繰入金は、歳出予算の補正に伴い、再算定を行っております。

また、低所得者保険料軽減繰入金の一千万五千円の追加は、先ほど申し上げました消費税率改定に伴う低所得者の第一号被保険者保険料軽減強化の完全実施による補正で、国二分の一、県四分の一の補填分を含めた繰入額となっております。

次に、歳出について説明します。

総務費、一般管理費の増額は、職員の人事異動に伴う人件費及び制度改正に伴うシステム改修に係る負担金によるものです。

保険給付費の介護サービス等諸費では、財源組み替えを行っております。

地域支援事業費の地域包括支援センター運営事業費の増額は、職員の人事異動によるものです。

同じく、任意事業費の増額は介護報酬改定に対応するためのシステム改修に係る委託料です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑については省略をいたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一〇号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一〇号、令和元年

度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題  
といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議  
案第一〇号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正  
予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九十四万五千  
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千三百  
五万五千円とするものです。

補正の内容につきまして歳入から説明します。

繰入金的一般会計繰入金の減額は、歳出の人件費補正に伴うもの  
です。

次に、歳出について説明します。

総務費の一般管理費の減額は、職員の人事異動に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑については省略をいたします。これよ  
り討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一一号 令和元年度西之表市水道事業会計補正予算

（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一一号、令和元年  
度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第一一号、令和元年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

第二条の収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を百四十九万六千円増額し、四億八千七百二十九万五千円、支出の事業費を百五十一万四千円増額し、四億八千二百六十五万二千円とするものです。

収入について、事業収益では、その他の営業収益として、新しく給水開始となった地域における給水装置設置の申請に設計審査及び完成検査の手数料を計上しています。

営業外収益は、一般会計からの補助金の減で、統合簡水に要する経費及び人事異動に伴う経費を考慮しております。

長期前受金戻入では、固定資産取得額の確定により補助金の戻し入れを増額し、特別利益は不納欠損処理済みの水道料金を受け入れたものです。

支出について、営業費用の増は、原水及び浄水費から総務費の人事異動に伴う人件費等と減価償却費の前年度取得の固定資産額が確定したことによる増、及び財源調整のため、原水及び浄水費と配水及び給水費の修繕費をそれぞれ減額しています。

営業外費用、支払利息の減は、企業債利息の確定によるものです。

第三条の資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を百四十七万九千円増額して、六千四百八十八万四千円に、資本的支出を九百八十九万三千円増額し、三億六千六百三十八万三千円とするもので、不

足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしています。

内容については、一般会計出資金の減は、統合簡水に要する経費で、前年度借り入れの企業債の額の確定によるものです。

工事負担金の増は、特定交通安全施設整備事業の県道西之表南種子線石堂工区の配水管移設に伴う補償費です。

支出の施設改良費の増は、県道西之表南種子線石堂工区の整備に伴う配水管布設替えと大川田橋梁補修工事に伴う配水管布設替えの工事費を計上しています。

第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を百八十一万四千円増額して、七千二百五十四万九千円とするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑については省略をいたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議会運営委員会並びに全員協議会開催のため、しばらく休憩をいたします。

再開につきましては庁内放送等で連絡をいたします。  
休憩に入ります。

午前十時五十六分休憩

午前十一時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長よりお願いを申し上げます。間もなく正午となりますが、議事の進行上、全ての議案を終了次第、閉会とさせていただきます。御理解をいただきたいと思っております。

それでは、議案審議を続行いたします。  
次は請願・陳情の審議を行います。

△請願第一三号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二

分の一復元、複式学級解消をはかるための、  
二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の

要請について

○議長（永田 章君） 日程第一〇、請願第一三号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました請願第一三号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二〇年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の結果を御報告いたします。

本請願書は、川村孝則議員を紹介議員として、西之表市安納九百七十六番地、鹿児島県教職員組合熊毛地区支部西之表市地区協議会議長、榎園智香子氏より提出されたものです。

趣旨は、子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために計画的な職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学习では四十人を超える学級活動などが常態化しているため、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること。離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消

に向けて適切な措置を講ずること。

以上の趣旨に基づき、政府関係機関への意見書の提出を求めるものであります。

本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第一三号は採択と決しました。

△陳情第一四号 「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（F

CLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」

陳情書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、陳情第一四号「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書を議題といたします。

馬毛島対策特別委員長野委員長から、委員会において審査中の事件につき、西之表市議会会議規則第百十一条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

馬毛島対策特別委員会は議長を除く十五名で構成をされており、すので、質疑は省略をいたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 陳情第一四号「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書のほう継続ということでございましたが、継続に反対の立場から討論をさせていただきます。一般に請願書、紹介議員がいた場合を請願書、ない場合を陳情書、そのように扱っております。形式的な判断でいうと紹介議員がいるかないかでございます。

今回の場合、陳情書でございますので、一般的に、請願と同様に扱うというのが一般的なものであります。というのも、市民の皆様、この市民には国籍云々、年齢とか全く関係ないわけでありますが、この市民の思い、そういうものをやはり議会がどんどん取り入れていって考えていかなければならない、そういった民主主義的な観点から陳情のほうも請願と同様に大事に取り扱っていく、また、取り扱いがなかなか難しい部分の問題もございます。そのときには、議長の判断で陳情のほうは扱っていくというふうになっております。今回の陳情書のほうでございますが、議長のほうが受理いたしました。そして、議会運営委員会を開きまして付託先を協議し、馬毛島対策特別委員会のほうに付託するということが決まったわけです。議会運営委員会のほうでも、本会議のほうの付託決定のときにも、何ら異議のほうは申し出されておりません。

そもそも、陳情書におきましては付託された委員会が審査するのは陳情の内容でございます。この陳情書にもございますように、馬毛島に関するFCLPに関する事、自衛隊施設に関する事、この点について、市民は防衛省による住民説明会を早期開催をしてくださいというふうに、そのように議会のほうも動いてくださいということになっているわけでありまして。大変単純明快な陳情書でもございます。この単純明快な陳情書、内容のものに関して、いたずらに審議を引き延ばす、そのことが本当に市民の負託に応えることになるのかどうか私は疑問を持っております。

陳情者の場合、議長が受理をし、そして議会運営委員会のほうで付託先を決めて、本会議でも決まったわけでありましてから、本来は粛々とこの陳情案件のほう審査すべきであった、そのように思うわけであります。

以上をもちまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 陳情第一四号「馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練（FCLP）及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める」陳情書について、継続審査とする馬毛島対策特別委員会の決定に賛成の立場で討論いたします。

本陳情書は、種子島漁業協同組合長、西之表市商工会会長、種子島・屋久島農業協同組合長、種子島建設業協同組合長、西之表市きび甘しよ生産振興会会長及び鹿児島県自動車振興組合支部長の六名から提出され、地元住民に対する説明会の開催を国、防衛省に対し要望する旨の陳情となっております。

本委員会は市民にとって重要なことであるとの陳情者の趣旨に照らしても、陳情内容を十分に、また、慎重に審査すべきであるとの意見から継続審査とする決定に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決

いたします。

本件は、委員長申し出のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、陳情第一四号は継続審査と決しました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第一二号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてが提出されました。

この際、議案第一二号の議案一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第一二号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制

度拡充に係る意見書の提出について

○議長（永田 章君） 日程第一二、議案第一二号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 西之表市市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、河本幸男。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のための、授業時間の調整など対応に苦慮している。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働は正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしているが、なかでも教職員定数改善は欠かせないものである。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられた。



国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう、強く要請する。記。

一、計画的な教職員数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒数が増加し、交流学級では四十人を超える学級活動などが常態化しているため、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。

二、教育機会均等と水準維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に還元すること。

三、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するために、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年七月二日、鹿児島県西之表市議会

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思

います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

#### △議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### △閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和元年第二回定例市議会の閉会に当たりますして、御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました予算や条例などの議案につきまして、慎重審議を賜り、全議案可決、同意をいただきました。まことにありがとうございます。

本議会の冒頭、平成三十年度の各専決処分の報告をいたしました。が、内容について質疑をいただく中で、休憩時間が長くなるなど議会運営に御迷惑をおかけいたしました。今後このようなことがないよう職員を指導してまいりたいと考えております。

議案審議の中で御指摘いただいた課題などは今後の行政運営にしっかりと反映させてまいります。

昨日から南九州を中心に土砂災害警報が発令され、避難勧告が出されるなど、災害を警戒すべき気象状況が続いております。今のところ本市には警報は出されておりましたが、梅雨の末期には土砂災害が発生しやすくなりますので、引き続き警戒をしながら住民の全安心の確保に努めてまいります。

本議会では、理事者側には新たに五人の課長が加わりました。新たに入庁した職員を含め、若い力とベテラン職員の経験との融合により、市民の福祉向上のため一層努力をしております。

さて、もうすぐ種子島も本格的な夏を迎えます。海が輝き、人々の交流の動きが活発になる時期となります。

今年の鉄砲祭りではポルトガルのヴィラ・ド・ビスポ市長、議長ほかボディーボードの元世界チャンピオンなど多くのお客様を迎える予定であります。

先週末、名古屋市で東海西之表会が開かれ、出郷者の皆さんとふるさとへの思いを語り合っていました。そこで幾人かの方に馬毛島はどうなるのかと問われました。私は現状説明に加えて次のようにお話をいたしました。

日本国内において、米軍施設でも自衛隊の施設でもない無垢の地で、地元の意向に反する形で新施設がつけられたところはどこにもない、皆無である、そうお話をしましたところ、どなたも安心したと言っていました。

私は今後も、対話を積み上げて理解を広げ、知恵を出し合いなが

ら、市民の皆様とともに地域づくり・まちづくりに尽力してまいります所存であります。

最後に、本議会を通じて議員各位から御指摘をいただきました諸課題につきましては、真摯に向き合い、改善の努力を積み重ねてまいります。

議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意の上、市政発展のため、活動をされますよう期待申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

令和元年第二回定例議会が、皆様方の御協力のもと全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

まず、ビッグな情報をお知らせいたします。

先日、出郷者の会東海西之表会において、ある御婦人が、WBC世界フライ級チャンピオン田中恒成を知つとるかいと写真を両手に自慢しながら話しかけてくる姿にしばらく時を費やすことでした。チャンピオンは種子島に縁のある人ですよ。じいちゃんばあちゃんか国上の桜園の出身であることを話されておりました。今は名古屋を拠点に活躍しているが、種子島の人もチャンピオンをぜひ応援を

していただきたいとのことであります。

私自身、情報不足を痛感、反省しながら、今後のチャンピオンの活躍を応援することを約束し、情報交換の重要性を改めて感じさせられたところであります。

さて、今定例会において一般会計補正予算百五億三千四百万円、慎重審議をいただいたことは御案内のとおりであります。当局におかれましては、さらなる市民の生活向上に努めていただくことを強く願うものであります。

また、市長におかれましては所信表明の中で、中心市街地の活性化を目指すために、港町再生に引き続き取り組みとのことであります。私ども西之表市、これまでも国の示した地方創生の基本方針に基づき、さまざまな事業導入を図ってまいりましたが、地方と都市部の格差はまだ目に余るものがあります。引き続き新たな対策を講じていかなければならないと思えます。

港町再生、これもまた喫緊の課題であります。地方創生の中の活性化対策となれば、早急な取り組みが必要となります。市民の皆様方に御理解を求めながら、二元代表制の役割を御理解いただき、さらなる議論を深めていただきたいと思います。

最後に、七月に入りいよいよ夏本番、皆様方におかれましては、体調にくれぐれも御自愛をいただき、さらなる御活躍をされますことを御祈念申し上げます、私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、令和元年第二回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後零時八分開会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 三 番 議 員

一 四 番 議 員